

昭和四十八年九月十日

四日市市議会议定例会會議録（第一号）

四日市市議会议

○議事日程 第一号

昭和四十八年九月十日(月)

午後二時開会

- 第一 会議録署名議員の指名について
- 第二 会期の決定について
- 第三 報告第一二二号 昭和四十七年度四日市港開発事業団特定事業会計決算の報告について
- 第四 報告第一一三号 財団法人日本万国博オーストラリア記念館の経営状況について
- 第五 議案第一一六号 昭和四十七年度四日市市立四日市病院事業決算認定について……………議案説明
- 第六 議案第一一七号 昭和四十七年度四日市市水道事業利益剰余金処分並びに決算認定について……………
- 第七 議案第一一八号 昭和四十八年度四日市市一般会計補正予算(第二号)……………
- 第八 議案第一一九号 昭和四十八年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第一号)……………
- 第九 議案第二一〇号 昭和四十八年度四日市市公共用地取得事業特別会計補正予算(第一号)……………
- 第一〇 議案第二一一号 昭和四十八年度四日市市営駐車場特別会計補正予算(第一号)……………
- 第一一 議案第二一二号 昭和四十八年度四日市市水道事業会計第一回補正予算……………
- 第一二 議案第二一三号 四日市市立保育所条例の一部改正について……………
- 第一三 議案第二一四号 四日市市民ホール条例の一部改正について……………
- 第一四 議案第二一五号 四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について……………
- 第一五 議案第二一六号 四日市市水道事業給水条例の一部改正について……………
- 第一六 議案第二一七号 四日市市簡易水道条例の一部改正について……………

- 第一七 議案第一二八号 四日市市土地開発公社の設立にかかる定款の制定について……………議案説明
- 第一八 議案第一二九号 町及び字の区域並びに名称の変更について……………
- 第一九 議案第一三〇号 町の区域の設定について……………
- 第二〇 議案第一三一号 字の区域の変更について……………
- 第二一 議案第一三二号 工事請負契約の締結について……………
- 第二二 議案第一三三号 工事請負契約の締結について……………
- 第二三 議案第一三四号 工事請負契約の締結について……………
- 第二四 議案第一三五号 工事請負契約の締結について……………
- 第二五 議案第一三六号 工事請負契約の締結について……………
- 第二六 議案第一三七号 四日市市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について……………
- 第二七 議案(議案第一一三号 四日市市総合計画基本構想について)の訂正について……………

○本日の会議に付した事件

- 日程第一 会議録署名議員の指名について
- 日程第二 会期の決定について
- 日程第三 報告第一二二号 昭和四十七年度四日市港開発事業団特定事業会計決算の報告について
- 日程第四 報告第一一三号 財団法人日本万国博オーストラリア記念館の経営状況について
- 日程第五 議案第一一六号 昭和四十七年度四日市市立四日市病院事業決算認定について

- 日程第六 議案第一一七号 昭和四十七年度四日市市水道事業利益剰余金処分並びに決算認定について
- 日程第七 議案第一一八号 昭和四十八年度四日市市一般会計補正予算(第二号)
- 日程第八 議案第一一九号 昭和四十八年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第一号)
- 日程第九 議案第一二〇号 昭和四十八年度四日市市営駐車場特別会計補正予算(第一号)
- 日程第一〇 議案第一二一号 昭和四十八年度四日市市水道事業会計第一回補正予算
- 日程第一一 議案第一二三号 四日市市立保育所条例の一部改正について
- 日程第一二 議案第一二四号 四日市市民ホール条例の一部改正について
- 日程第一三 議案第一二五号 四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第一四 議案第一二六号 四日市市水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第一五 議案第一二七号 四日市市簡易水道条例の一部改正について
- 日程第一六 議案第一二八号 四日市市土地開発公社の設立にかかる定款の制定について
- 日程第一七 議案第一二九号 町及び字の区域並びに名称の変更について
- 日程第一八 議案第一三〇号 町の区域の設定について
- 日程第一九 議案第一三一号 字の区域の変更について
- 日程第二〇 議案第一三二号 工事請負契約の締結について
- 日程第二一 議案第一三三号 工事請負契約の締結について
- 日程第二二 議案第一三三三号 工事請負契約の締結について
- 日程第二三 議案第一三三四号 工事請負契約の締結について

日程第二四 議案第一三五号 工事請負契約の締結について
 日程第二五 議案第一三六号 工事請負契約の締結について
 日程第二六 議案第一三七号 四日市市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について
 日程第二七 議案(議案第一一三号 四日市市総合計画基本構想について)の訂正について

○出席議員(四十四名)

青 山 峯 男 君
 天 春 文 雄 君
 荒 木 武 治 君
 小 井 道 夫 君
 伊 藤 金 一 君
 伊 藤 太 郎 君
 伊 藤 信 一 君
 岩 田 久 雄 君
 大 島 武 雄 君
 小 川 四 郎 君
 川 村 潔 君
 喜 多 野 男 君
 訓 覇 也 男 君

粉 川 茂 君
 小 林 哲 夫 君
 小 林 博 次 君
 小 林 喜 夫 君
 後 藤 寛 治 君
 後 藤 太 郎 君
 志 積 政 一 君
 高 井 三 夫 君
 高 橋 力 三 君
 田 中 政 一 君
 坪 井 妙 子 君
 出 井 博 子 君
 中 島 隆 平 君
 生 川 平 蔵 君
 野 崎 貞 芳 君
 橋 本 建 治 君
 橋 本 増 蔵 君
 長 谷 川 鐸 元 君

○欠席議員（0名）

○議事説明のため出席した者

服部昌弘 川正夫 日比義平 福田史 藤井泰治 増山英一 松島良一 六平豊司 安垣勇 山口中信 山中忠一 山本勝君 吉垣照男

市役所 市長 岩野見齊君 加藤寛嗣君

収入役 庄司良一 三輪喜代司 阿南輝彦 杉本治芳 荒木三郎 谷沢文男 佐々木見精 園浦和己 杉本義広 美濃部博美 滝伝之助 伊藤涼一 副収入役 龍池清真 教育委員 龍池清真 市長 山北彰君 病院事務長 村山了君

水道事業管理者
次長 平井清三君

消防長 倉谷徳助君
次長 菊地英也君

代表監査委員 森新八君

○出席事務局職員

| | |
|------|--------|
| 事務局長 | 鷺野正和君 |
| 議事課長 | 川村得二君 |
| 議事係長 | 板崎大之丞君 |
| 主事補 | 西口徹君 |
| 事務試補 | 川北悟司君 |

午後二時三分開会

○議長（山口信生君） ただいまから昭和四十八年九月、四日市市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、四十四名であります。

本日の議事につきましては、お手元に配布いたしました議事日程第一号によりとり進めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

出席要求をいたしておきました議事説明者の氏名は、お手元に配布いたしました議事説明者要求書写のとおりであります。

○議長（山口信生君） これより会議を開きます。

日程第一 会議録署名議員の指名について

○議長（山口信生君） 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第七十六条の規定により、議長において荒木武治君及び小林博次君を指名いたします。

日程第二 会期の決定について

○議長（山口信生君） 次に、日程第二、会期の決定についてを議題といたします。

おはかりいたします。今期定例会の会期は、本日から九月二十二日までの十三日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「ご異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（山口信生君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は十三日間と決定いたしました。

日程第三 報告第十二号昭和四十七年度四日市港開発事業団特定事業会計決算の報告について、及び
日程第四 報告第十三号財団法人日本万国博オーストラリア記念館の経営状況について

○議長（山口信生君） 次に、日程第三 報告第十二号昭和四十七年度四日市港開発事業団特定事業会計決算の報告について、及び日程第四 報告第十三号財団法人日本万国博オーストラリア記念館の経営状況についての二件を一括議題といたします。

提出理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） ただいまご上程の報告第十二号及び報告第十三号は、昭和四十七年度四日市港開発事業団特定事業会計決算、並びに財団法人日本万国博オーストラリア記念館の経営状況について、地方自治法及び同法施行令の規定に基づき、その関係書類を報告するものであります。

○議長（山口信生君） 提出理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

小井君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 最初に、オーストラリア記念館の経営状況報告書についてお尋ねしたいと思ひます。

三月三十一日に竣工しておるわけですが、その利用状況等について、明らかにしていただきたいと思ひます。

二番目には、移築費用四億百万、未払金二億一千四百万、こういう形になっているように見受けられるわけがございますけれども、従来のわれわれに対する説明では、オーストラリアから一億円、企業から一億三千万円の寄付を仰ぐという説明がなされてきております。この点について具体的に明らかにしていただきたい。現状がどうなるかを明らかにしていただきたいと思ひます。

それから三番目には、記念館の運営の問題でございますが、県、市から職員がおのおの一名づつ派遣されていると聞いております。その人件費は一体どこから出ているのか、この報告書には明らかにされておりません。それが幾らで、これまでの分と、四十七年度分ということについて、明らかにしていただきたいと思ひます。

それから、事業団から一億六千九百万円を支出いたしましたけれども、これに見合う県営事業を四日市で行うという問題について、その後、具体的にどうなっているのか、明らかにしていただきたいと思ひます。

それから、このオーストラリア記念館問題についての県の姿勢はどうなっているのか。知事がかわれましたけれども、どういふ態度をとっておみえになるのか、その辺も具体的に明らかにしていただきたいと思ひます。

○議長（山口信生君） 産業部長。

〔産業部長（荒木三郎君）登壇〕

○産業部長（荒木三郎君） お答えいたします。

第一点の、利用状況でございますが、九月の初めまででございますが、現在、九月二日まで利用されております。その状況と申し上げますと五月に三回、六月に三回、三回と申し上げますのは日でございますが三日、七月に三日、八月に二日、九月に二日、こういうような状況でございます。

それから第二点の、人件費の、県、市から派遣されております職員の市の分の人件費の状況ということでございま

すが、年度別と申し上げますか、はっきりと、現在一名職員が派遣されておりすが、はっきりとした数字をまだつかんでおりませんので、後刻調査をしてご報告申し上げたいと思います。よろしくご了承賜りたいと思うわけでございます。

それから、一億六千九百万の支出に対する県のみかえりといいますが、それに対する市にどういう姿勢で事業を起すのかというご質問につきましては、まだ、はっきりときまっておられないという状況でございます。

それから、第二番目の一億百万の費用の中で、一億六千九百万支出いたしておりますが、あとの二億一千何がしの費用の状況についてはどうかというご質問でございますが、これにつきましてはご報告申し上げますように、現在、未払金と相なっております、それぞれ市内の、あるいは、県内の各企業の方々に浄財をご寄付いただきますように、それぞれお願いをいたしておるのが現状でございます。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） オーストラリア政府からの寄付という問題につきましては、現状では、これは期待できない状態でございます。したがって、未払金の措置につきましては、企業から寄付を仰ぐと、こういう手段しか残されていないと思っておりますので、これにつきまして、極力その実現につとめておる状態でございます。

県の姿勢につきましては、知事はわかりましたけれども、現在まで県の姿勢は変わっておりません、私は考えております。

○議長（山口信生君） 小井君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 一つの疑問はですね、二億一千四百万の未払いが長期にわたって続いております。これを請負った清水建設、ここは、これを甘んじて受けているのかどうか。

この清水建設は、実は、市立図書館の請負をしております。県の合同庁舎の請負をしております。少なくとも市立図書館の建設にあたっての入札、その際には最低落札者という形で落ちております。五社の入札の中でいつも最下位の入札をし、第一回が他社と三百八十万の違いだけ、第二回が三百五十万の違いだけ、第三回が三百万の違いだけです。もちろん、これは正当に入札が行われたと確信をいたしております。しかし、このオーストラリア館の建設と時期を同じくして、そういう市の二億八千万にのぼる市立図書館の建設にかかわり、そしてまた県の合同庁舎の建設に清水建設がかかわっているという問題で、このオーストラリア館の建設におけるたいへんな清水建設の損失、こういうもの何らかの県、市のトップにおけるかわり、話といいますが、そういうものがなされておるのかどうか。あまりにもこう符節があつてきて、話し合いがなされておると、政治的に配慮されているんだというふうにも疑いたくもなるんですけれども、いずれにしても二億一千四百万という未払額、一体いつまで続くのかという、いつ終わるんだという保証もまだない中で、この清水建設との間ではどういう話になっているのか、その辺のところを納得できるように、明らかにしていただきたいと思うわけでございます。そして、あわせて、一体いつごろまでにこの未払金問題の解決をおつけになるつもりなのか。その辺のところもはっきりしていただきたい。現在、企業からどれほどの寄付が集まっているのか。いわゆる、大きな企業は、あるいは、オーストラリアとかかわった企業は寄付金を実際には出してないように思うわけですが、その辺の関係も具体的に明らかにしていただきたい。

それから、いまのオーストラリア政府からの寄付金は現状では期待できないとおっしゃっている。これは、しかしですね、オーストラリア館の建設のときにあれほど九鬼前市長が、この、国際信義上の問題まで出してですね、そし

てやられた。われわれを強引に押しつけてきた。そういう経過から見て、いけなかったということだけで済まされる問題かどうか、その辺のところをもっと明らかにしていただきたい。

それから、一億六千九百万円の見返りの問題については、はっきりきまっていないという産業部長のお答えでございます。これは、しかし、明確に九鬼前市長は四十六年の九月議会で、そういう見返りの配慮を何らかの形で獲得できるように努力したいという約束をなさっております。で、その点について、あらためて伺いたいと思います。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 清水建設に対しましては、ことしのたしか五月だったと思いますが、私と知事とで清水建設に対し、まだ募金ができないから当分延期してほしいという申し入れをしまして、承諾を得ております。

募金といたしましては、私はこれは、まだ、相手のあることでございますから、はっきりは申し上げられないですが、けれども、今年度中にはできるだけ解決したいと、このように考えております。

見返りの問題につきましては、県の見返りの問題につきましては、まだ、この募金さえ片づいていない現状で、実現の運びにはなっておりません。まず募金のほうを先に解決した後には、私は努力したいと思えます。

申し忘れましたが、オーストラリア政府の一億円の問題は、いろいろ調査したんでございますが、まだその約束をどうするといった程度までには、私はいっていなかったものと理解しております。

○議長（山口信生君） 小井君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 オーストラリア館の、この建設に伴っての一億六千九百万の事業団から支出した問題で、見返り事業

をさせるという、努力をするという約束でございます。この点については、いま市長からも募金問題を解決して後に必ず努力するというふうなことでございますので、これは、その努力を今後待ちたいと思うわけでございます。

オーストラリアからの寄付が期待できないということでございますが、企業からの寄付は残った二億一千四百万について、確実に見込みがあるのか、その辺のところの確信のほどをもう一度伺いたいと思います。

それから、この記念館の運営に、少なくとも市の場合も人を派遣して、人件費を市費で払っているという問題は納得できないんです。これはどういうことか、いままでも五百万の出資以外には、一般財源から持ち出しということは考えないということも約束しておみえになるんです。この点、現実に二百数十万近いお金が人件費として毎年度市一般財源から支出されているわけです。この点については納得できないんですがどうするおつもりなのか、このままずっと将来とも続けていくお考えなのか、その点を明らかにしていただきたいと思えます。

それから、清水建設の問題については、先ほど市長から支払いの延期を申し入れた、いかにも心よく承諾をしてくれた。まあ、日本の大手建設会社の一番目、二番目にランクされる大きな会社でございますから、それはあれでしょうけれども、しかしですね、年七分としても二億千五百万です。未払いのうえに、そのうえ利払いを考えても千五百万もプラスする。そのところがですね、県知事、市長が行かれたからといって、はい、よろしいという、ただ何の見返りもなしに気前のいいお返事をもらうとは私は思えないんです。その辺の疑惑を、先ほど触れました直接関係あるとは思いませんが、その辺の疑惑を一ぺんもっと明確に晴らしていただきたいと思えます。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 図書館の問題につきましては、全く事務的な措置によって落札が決定したんでございまして

その間、オーストラリア館との関係は何もございません。

それから、支払いの延期につきまして、それは向こうも困ると思っておるでしょうけれども、別に気前よく承知したわけでもないと思えますけれども、やむを得ない措置として、しぶしぶであらうけれども、了承したもんだと、私も考えております。

それから、職員の問題でございますが、これは、そうした未払金の措置なんかについて、記念館が正常な運営ができる時点までは、県と市で保全のために職員を派遣するのはやむを得ないことではないかと私は考えております。

○議長（山口信生君） 小井君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 どうしてもその清水建設が承諾をしてくれているということ、それと他と何のかかわりもないという点では、たまたま、そういう図書館なり、県の合同庁舎のかかわりなんかを見ましても、いまのご説明だけでは疑念を晴らすということにはならないと思えます。そういう疑念を引続き表明しておきたいと思えます。

それから、人件費等についてこれまでわれわれに約束されてますのは、一般財源からの持ち出しは絶対これ以上ないという約束になっております。そういう点で経理上もこの人件費を、いままで一般会計から出している問題については、この記念館財団法人の経理の中にきちっと処理されるように、要望したいと思えます。

そして、最後にこの問題については四日市市が、財団法人日本万国博オーストラリア記念館のほうから手を引くように、そして、あくまで県の責任で行わしめるように、私どもは要望したいと思えます。そういう見地からこの財団の経理報告書に対しましても容認できないという立場を明らかにしたいと思います。

○議長（山口信生君） 橋本建治君。

〔橋本建治君登壇〕

○橋本建治君 四日市開発事業団の会計決算書につきまして、二、三点お尋ねします。

一つは、いつ清算が終わるかということでございます。

二番目に、地方債の未償還金が、この報告では七億二千六百四十万ほどありますが、この償還金の相手であります原資は、一体何で償還するんですか。

三番目に、補助金がありますが、六千四百万。これはオーストラリア館への補助金と聞いておりますが、これで全部終了になるんですか、どうなんですか。以上、三点でありますけれども、これに関連しまして本年の償還金、六ペーシのところの資本的支出として二億八千三百八十万ほど支出してあります。これは、うしろの説明書を見ますと、本年分の当年度償還高と合致しておりますが、どうして、ことしはこの償還金に充てるための年賦未収金の回収がなかったのか、何か政策的な配慮があったのかどうかということを疑問に思うわけです。

それから、これは第一次の三十八万坪の造成の問題にかかわる精算でありますが、ここの中には道路維持管理というのの当然つきものであります。これと関係はどういうふうになっているんですか。それもあわせてお尋ねします。

○議長（山口信生君） 市長公室長。

〔市長公室長（三輪喜代司君）登壇〕

○市長公室長（三輪喜代司君） 第一問の清算の時期でございます。これは五十一年の三月、五十年度に償還が終わる予定でございますので、償還が終われば清算は終わることになりますので、清算の時期は五十一年度になると思えます。

それから、この地方債の償還金の原資でございますが、これは、これを売り渡しました新大協和を中心とする霞の

コンビニート各社から新大協和がまとめて事業団のほうへ入れております。

それから、補助金の六千四百万は、四十七年度の日本万国博オーストラリア記念館に対する補助金でございまして四十六年度に一億五百万支払っております。したがって、一億六千九百万となりまして、これで全部終了でございす。

それから、道路の維持につきましては、管理組合のほうへ寄付いたしておりますので、管理組合のほうで維持管理がなされると思います。

なお、四番目のご質問がちょっと、私、理解しにくかったので答弁がいたしかねるんですが、恐縮でございますけれども、ひとつ。

○議長（山口信生君） 橋本建治君。

〔橋本建治君登壇〕

○橋本建治君 地方債の償還金の原資が、この決算報告で見ますと、年賦未収金というふうに理解してよろしいんですか。一〇ページの固定資産の当市年賦未収金八億一千八十万二千六百円というふうに理解してよろしいんですか。であればですね、ことしはどうして年賦未収金の回収がなかったのか。何か政策的な配慮があったんですか。という質問でございます。

○議長（山口信生君） 市長公室長。

〔市長公室長（三輪喜代司君）登壇〕

○市長公室長（三輪喜代司君） 開発事業団は、もう現在未収金を企業のほうから入れまして、それをトンネルといいますが、開発事業団から公益企業債で借りておりますので、公益企業金融公庫のほうへ償還しているだけでございます。

まして、すべて事務的にやっておりますので、政策的なものは一切持っておりません。

○議長（山口信生君） 橋本建治君。

〔橋本建治君登壇〕

○橋本建治君 それでは、どうしてこの六ページに資本的収入額が、資本的支出額に對し不足する額二億八千三百八十万円は、過年度分資本勘定留保資金で措置したと、私がお尋ねしているのは、どうして、ことしは年賦未収金の回収がなかったのかと、何かの政策的な配慮があったんですかということをお尋ねするわけです。

もう一回質問にお答え願いたいと思います。

○議長（山口信生君） 市長公室長。

〔市長公室長（三輪喜代司君）登壇〕

○市長公室長（三輪喜代司君） どうもおそれ入ります。これは四十七年度の方でございまして、四十八年度につきましては、また、同じような形でここへ、こういう形で上がってまいりまして、政策的な面は入っておりませんのでご了承いただきたいと思います。

○議長（山口信生君） 橋本建治君。

〔橋本建治君登壇〕

○橋本建治君 何回も事務的なことで申しわけないんですけども、これを見ますと過年度分ですから、四十六年度以前の資本勘定留保資金で措置したということであって、先ほど、ご答弁がありました年賦未収金を原資にして、毎年償還していくんだということから見ますと、どうして、四十七年度に年賦未収金の回収がなかったんですかということをお尋ねしているわけです。きわめて事務的なことをお尋ねしているわけです。だからして、ことしは回収しな

くて四十六年度以前の留保資金から出しておるといふことですけれども、先ほどの答弁ですと、回収して、それを充当すると、五十一年三月に終了するといふことであつたんですけれども、どうして、ことしは、四十七年度はなかつたんですか、といふことの質問です。

○議長（山口信生君） 市長公室長。

〔市長公室長（三輪喜代司君）登壇〕

○市長公室長（三輪喜代司君） どうもたびたびすみません。

勘定科目の整理でこのような形になつたんでございますので、一度、あとで、また資料で答弁させていただきますと思いますので、よろしく。

○議長（山口信生君） 橋本建治君。

〔橋本建治君登壇〕

○橋本建治君 勘定科目の整理といひましても、そこに、わざわざ過年度分の留保金で充当したと書いてるんですから、私が質問しておりますことは、ことし、四十七年度にどうして回収をしなかつたんかと、回収金の計上がないのかといふことですので、今後の回収計画とあわせて、きちっと、五十一年三月に清算できる根拠を資料等で、あとでけつこうですので、示していただきたいと思ひます。

○議長（山口信生君） 他にございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） 他にご質疑もありませんので、これをもってこれら二件に関する報告を終了いたします。

日程第五 議案第百十六号昭和四十七年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、ないし

日程第二十六 議案第百三十七号四日市市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について

○議長（山口信生君） 次に、日程第五 議案第百十六号昭和四十七年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、ないし日程第二十六 議案第百三十七号 四日市市立小学校及び中学校設置条例の一部改正についての二十二件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） ただいまご上程の各議案について、ご説明申し上げます。

議案第百十六号は、昭和四十七年度の市立四日市病院事業決算であります。

まず、決算報告書の収益的収入及び支出につきましては、総収益が十一億四千八百六万四千四百三十三円となり、前年度に比べ二億四千四十六万八百八十三円の増額となりました。これは、昨年二月に施行せられました診療報酬の改定と、特類看護の適用並びに最新医療機器の導入等による診療内容の向上によるものであります。これに対する総費用は十億六千七百七十二万四百五十円となり、前年度に比べ一億三千九百九十万八千九百七十四円の増額となりましたが、これは毎年実施される人事院勧告による人件費の増加と諸物価の高騰による諸経費の増高並びに診療内容向上に伴う材料費の増額等によるためであります。

以上収支決算の結果、当年度におきましては、八千九十四万三千九百八十三円の純利益が生じました。しかしなが

ら、累積欠損金は当年度末において、なお一億円以上もあり、一時借入金も六千万円の高額に達し、さらには、将来予想せられる諸物価の高騰、人事院勧告による給与費の改定、あるいは看護職員の全国的な不足現象の中での増員と確保など、ますます困難な課題も多く、今後における事業経営は、依然としてきびしいものがあります。

次に、期間外収入及び支出につきましては、収入は過年度損益修正及び固定資産売却益でありまして、十三万四千七百十六円となり、予算額に比べ三万三千七百十六円の増であります。一方、支出につきましては、過年度損益修正が四十五万八千六百十八円となり、予算額に対し四十五万九千三百八十二円の不用額を生じております。これらにつきましては、過年度損益でありまして、おのおの、繰越欠損金を増減修正いたしております。

また、資本的収入及び支出につきましては、収入は、出資金、寄付金、補助金、固定資産売却代金及び長期貸付金返還金でありまして、四千四百八十三万六千四百三円となっております。これに対する支出は、建設改良費、償還金及び投資でありまして、七千五百四十四万二千六百八円となっております。したがって、資本的収入額が資本的支出額に実質不足する額三千五百三十四万六千二百五円は、過年度分損益勘定留保資金三千二百四十二万二千二百五円で補てんし、なお不足する額二百九十二万四千円は一時借入金で措置いたしております。

次に、損益計算書であります。医療収益と医療費用、さらに、医療外収益と医療外費用及び看護学院費用との総差引額八千九十四万三千九百八十三円が当年度における純利益であります。

剰余金計算書につきましては、前年度未処理欠損金が過年度損益修正及び固定資産損益の増減により一億八千九百七十八万九百七円となりましたが、当年度純利益を差引きますと当年度未処理欠損金は、一億八千八十三万六千九百二十四円となりました。

資本剰余金は、本年度においては医療器具購入指定寄付金四百万円と看護学院学生等修学資金補助金三百三十一万

六千円、合計七百三十一万六千円となり、前年度繰越金千三百二十六万四千円と合わせ二千五百八十八万八千九百二十四円を翌年度へ繰り越しております。

欠損金処理計算書は、本年度未処理欠損金一億八千八百八十三万六千九百二十四円を翌年度へ繰り越しました。貸借対照表につきましては、資産の合計額は七億三千二百三十一万三千八百七十八円で、前年度に比べ二千三百八十三万一千六百二十八円の増額であり、負債の合計額は一億八千四百二十三万八千四百七十三円で、前年度に比べ六千六百二十四万一千七百五十七円の減額となっております。また、資本の合計額は五億四千八百七十五万四千四百五円で前年度に比べ九千七万三千三百八十五円の増額となりました。

病院事業決算の概要は以上のとおりであります。今後の病院運営につきましては、市民の総合中核病院としての機能を十分発揮できるよう、各面にわたってさらに検討を重ね、市民サービスの向上に資するべく一その努力を傾注する所存であります。

議案第百十七号は、昭和四十七年度の水道事業利益剰余金処分、並びに決算であります。

まず、決算報告書の収益的収入の決算額は十四億七千五百一十一万一千八百二十九円で、予算額に比べ七百九十二万三千八百二十九円の増額となりましたが、これは主として水道料金及び受託による移設工事等の収入増によるものがあります。

収益的支出につきましては、決算額十一億九千七百二十三万八千七百七十円で、不用額三千九百九十五万三千三百十円を生じましたが、おもな理由は、受託工事費、借入金利息、原水及び浄水費等の支出が予定より少なかった結果であります。期間外収入及び支出は、河川改修による水道用地の一部売却収入及び固定資産売却損等の費用を經理いたしました。次に、資本的収入及び支出におきましては、資本的収入の決算額八億四千三百九十五万八千九百七十一円で、予算

額に比べて一千二百六万八千二十九円の減収となりましたが、このおもな理由は、員弁取水関連送水管布設工事の第三期拡張事業企業債の未発行等によるものであります。

資本的支出の決算額は、十億一千五百三十七万一千九百二十五円で、翌年度繰越額六千八百四十四万四千円は、東員町及び小牧町における送水管布設工事費と、千代田浄水場の設計委託費を翌年度に繰り越したためであり、不用額は、県営用水受水負担金等の支出が予定より少なかったためであります。

前年度企業債五千万円を除いた資本的収入額が、資本的支出額に不足する額二億二千四百一十一万二千九百五十四円は、当年度利益剰余金処分額二億二千万円及び当年度分損益勘定留保資金百四十一万二千九百五十四円で補てんいたしました。

損益計算書は、収益十四億七千五百一十一万一千八百二十九円、費用十一億九千七百二十三万八百七十円、差し引き二億七千七百八十八万九百五十九円の当年度純利益が生じました。

剰余金計算書は、利益剰余金及び資本剰余金の増減をあらわすものでありまして、前年度未処理欠損金二千四百五十八万八千六百一十一円、繰越欠損金年度末残高二千三百九十八万四千四百二十六円、当年度純利益二億七千七百八十八万九百五十九円、当年度未処分利益剰余金二億五千三百八十九万六千五百三十円となりました。

剰余金処分計算書は、本年度未処分利益剰余金の処分案でありまして、地方公営企業法の規定により七千五百万円を企業債償還のための減債積立金に、一億四千五百万円を建設改良積立金に処分し、残額三千三百八十九万六千五百三十三円は翌年度へ繰り越したいと存じますので、よろしくご承認賜わりますようお願い申し上げます。

貸借対照表は、水道事業が保有する資産、負債、資本をあらわすものでありまして、資産総額六十億三千三百三万二千五百二十七円、負債総額七億六百六十三万八千七百七十七円、資本総額五十三億二千四百三十九万四千三百五十円で

あります。

以上が、昭和四十七年度水道事業決算の概要であります。

どうかよろしくご審議のうえ、ご認定を賜わりますようお願い申し上げます。

次に、本年度一般会計その他の補正予算について、ご説明申し上げます。

議案第一百十八号は、本市一般会計補正予算第二号案であります。

今回、補正のおもな内容は、国・県費補助金、市債、その他特定財源の決定または見通しを得たもの、去る五月発生の災害復旧費並びに本年度発足を予定しております土地開発公社出資金、過般の全国高校総合体育大会開催関係費職員の希望退職者等に対する手当金等のほか、緊急に実施を要する治水対策事業費の単独事業、その他やむを得ないものについての追加補正と、これに関連する債務負担行為及び地方債の補正であります。歳入歳出の追加補正額は八億一千三百九万二千円でありまして、補正後の予算総額は百六十億六千八百四十四万二千円と相なるのであります。

以下、歳出から各科目ごとの概要をご説明申し上げます。

第二款 総務費は、職員の希望退職者退職手当金、県下市長会負担金、国鉄伊勢線建設促進協力連合会負担金等を追加計上し、渉外費においては、本年十一月米国サンフランシスコ市において開催せられます、第十二回日米市長会出席、並びに姉妹都市ロングビーチ市親善訪問経費を追加いたしました。

交通安全対策費は、国庫補助事業費が決定いたしました泊山崎線及び新磯津橋漁港線の自転車歩行者道設置事業費の補正のほか、県補助事業としてスクールゾーン表示事業費及び市単独事業として通学路等の交通安全施設工事費を追加工し、諸費においては、大鐘町ほか三町の公会所建設費に対する補助金を計上いたしました。

第三款 民生費は、臨時雇傭者賃金、青少年スポーツ大会参加費補助金並びに乳児保育所用地造成工事費、笹川保

育園倉庫建築工事費の追加補正と、本年八月開設いたしました青少年野外活動センターの運営費及びキャンプ場等場内整備工事費を追加したものであります。

第四款 衛生費においては、新たに公衆浴場に対する助成金を計上し、清掃費は、清港会補助金の増額と、臨時雇傭者の賃金及び北部じんかい埋立地の覆土用車両等借上料の不足見込額並びにし尿海洋投棄所整備工事費のほか、北部清掃工場じんかい焼却灰転送用車両の購入費を追加いたしました。

第五款 労働費は、失業対策事業の就労者に対する賃金改定並びに事業運営改善に伴う経費を追加したものであります。

第六款 農林水産業費のうち農業費は、県支出金の決定を見ました花づくり促進事業費、有害鳥獣駆除事業費並びに保々神前地区における農山漁村同和对策事業費を追加し、畜産業費においても、県補助金の決定により川島地区の小草地造成改良事業費を計上いたしました。

農地費は、受託土地改良事業において、県補助事業として増額された保々新田圃場整備事業の追加補正を行うとともに、溜池防災工事費及び樋門、排水機場等の維持管理費を追加いたしました。また、水産業費では、磯津漁港維持補修費の追加と、新たに国、県補助事業として採択された同港海岸保全事業費を計上いたしました。

第七款 商工費は、過般の生鮮魚介類流通異常事態に対処する需用費等の不足見込額を追加したものであります。

第八款 土木費のうち土木橋梁費では、土木関係負担金を追加するとともに、市内一円の舗装補修用材料費及び水道局その他からの委託による路面復旧工事費の追加補正のほか、市内主要路線の路面清掃工事費を追加計上いたしました。道路新設改良費は、今回国庫補助事業費の決定いたしました、日永八郷線萱生地区立体交差事業の事業内容一部変更による組みかえと、波木町西日野線改良事業費の減額補正を行い、市単独事業として施行の、羽津山線道路改

良事業費及び日永八郷線踏切改良事業費を追加したものであります。また、橋梁関係では維持補修費を増額し、橋梁新設改良費は、国庫補助事業費の決定に伴い新三滝橋新設改良事業費の増額と、末広橋及び内堀橋の新設改良事業費を新規計上し、横手橋新設改良事業費において国庫補助割り当ての減少により減額補正を行っております。

河川費においては、維持補修費の増額をはかるとともに、外川ほか二河川の改良事業費を追加し、特定財源として日本道路公団からの委託金と開発者等の指定寄付金を充當いたしました。

都市計画費は、新用途地域指定に伴う印刷費の追加と、市営駐車場特別会計への繰出金の減額補正をお願いいたしました。

土地区画整理費は、国庫補助事業費の決定に基づき、浜田第二土地区画整理事業の建物移転補償費等の追加補正を行い、これに関連する市単独事業として街路補修費及び排水路しゅんせつ費を追加いたしました。

街路費は、今回国庫補助事業費の決定により、千歳町小生線改良事業費、午起末永線舗装事業費の増額と、近鉄四日市駅広場造成事業費、赤堀小杉線橋梁整備事業費を新たに追加し、稲葉町内部線改良事業費については、国庫補助割り当ての減少に伴い減額補正を行っております。なお、このほか県委託事業の常時交通量観測調査実施経費の追加をいたしました。

公園費は、国庫補助事業費の決定いたしました南部丘陵公園整備事業費の新規計上と、三滝公園整備事業費の減額補正を行うとともに、単独事業として、指定寄付金による中央緑地内の植樹工事費並びに近鉄四日市駅周辺の自転車駐車対策として、諏訪公園内に仮設自転車置場を設置するための経費を追加計上し、また、霞ヶ浦緑地費では樹木保護工事費を追加いたしました。

公共下水道費では、特別会計への繰出金を追加補正し、都市下水道費は、排水路しゅんせつ工事費等排水施設維持

補修費を増額したほか、新設改良費において国庫補助事業費の決定に伴い、塩浜都市下水道新設改良事業費を新たに計上するとともに、朝明、雨池、羽津の各都市下水道新設改良事業費の追加補正と、これに関連する債務負担行為の補正をお願いいたしました。また、単独事業として施行の市内一円にわたる排水施設改良費について、その増額をはかりました。

第九款 消防費は、職員退職手当金及び関係政令の改正による消防団員等公務災害補償費負担金を追加いたしました。

第十款 教育費のうち教育総務費は、人件費の一部組みかえと、職員希望退職者の退職手当金及び県補助事業として、小・中学校派遣非常勤講師の報酬等を追加するほか、桑員地区高校新設推進協議会負担金を計上いたしました。

小・中学校費は、給食用燃料費、プール運営委託料、庁用備品購入費等学校管理経費並びに児童学校給食扶助費の増額を行うとともに、高花平、泊山小学校の屋内運動場新設付帯工事費、笹川東小学校仮設校舎移転移設工事費、川島小学校敷地整備工事費、常磐西小学校及び常磐中学校の運動場整備工事費等の施設整備費と、国庫補助金の決定に伴い、笹川東小学校用地譲受費の一部を日本住宅公団に繰り上げて償還するための経費を追加補正いたしました。

幼稚園費は、大矢知及び四日市幼稚園の新設付帯工事費を追加補正するものであります。

社会教育費は、国・県補助金の決定いたしました小杉大谷古窯跡の緊急発掘調査費を追加計上したほか、高齢者教室の新設、三重県海洋青年大学参加者の助成及び同和教育推進事業費の所要経費を追加補正いたしました。

保健体育費は、過級の全国高校総合体育大会の開催に要しました施設整備費及び運営経費についての追加補正をお願いするとともに、各種体育大会選手参加経費等の補助金を計上いたしました。

第十一款 災害復旧費は、いずれも過年度発生災害及び去る五月発生の災害による復旧事業費でありまして、農地農

業用施設災害復旧費は、補助事業費のうち本年度認証分については県補助金と地元負担金を、施越分については地元立てかえ金と同負担金を、また、単独事業については地元負担金を見込み計上いたしました。

漁港災害復旧費並びに公共土木施設災害復旧費についても、補助事業について国庫負担金を歳入に見込んでおります。

第十四款 諸支出金は、公有地の拡大の推進に関する法律の規定に基づく土地開発公社を設立するにあたり、出資金を計上したものであります。

以上、歳出について概要をご説明申し上げましたが、歳入につきましては、歳出各科目に関連の特定財源のほか、一般財源は市税、交通安全対策特別交付金及び前年度繰越金等を計上して収支の均衡をはかったのであります。

なお、前年度繰越金につきましては、本年度も市財政の現状から財政調整基金への積み立てを停止して使用したいと存じますので、何とぞご了承賜りますようお願い申し上げます。

議案第百十九号 公共下水道特別会計の補正は、まず業務費においては、下水道事業センター補助金及び本年八月より一部使用を開始いたしました中部終末処理場運営費並びにポンプ場維持補修費、下水道管清掃工事費等を追加計上し、建設改良費においては、国庫補助事業の決定に基づき、日永処理区では橋北、常磐排水区の管渠工事費、ポンプ場設備工事費、日永終末処理場用地購入費の追加補正を行い、中部処理区では、終末処理場築造工事費を市開発公社の立てかえ金による施越工事として施行するよう予算の組みかえを行うとともに、処理場環境整備工事費等を追加いたしました。また川島排水区では、下水管渠布設跡の復旧整備工事費等を計上したものであります。この財源につきましては、下水道使用料、国庫補助金、市債、開発者負担金の特定財源のほか、前年度繰越金及び一般会計繰入金で充當いたしました。

議案第二百二十号 公共用地取得事業特別会計の減額補正は、本年度国庫補助事業のうち稲葉町内部線改良事業費の減額等により、本年度の償還元金が減少するため所要の補正を行うものであります。

議案第二百一十号 駐車場特別会計の補正は、本年四月より供用を開始いたしました中央駐車場の管理経費の不足見込額を追加補正しますとともに、国鉄四日市駅北駐車場について、このほど地方債許可の見通しを得ましたので、復興都市計画事業による留保地を買収し、六十九台収容の広場式駐車場を建設しようとするものであります。

議案第二百一十二号 水道事業会計の補正は、収益的収入及び支出におきまして、北山簡易水道の上水道への統合に伴う水道料金収入と費用の組みかえ並びに管路用地等の登記手数料を計上いたしました。また、資本的収入及び支出は、配水管等の移設に伴う工事負担金収入と、この工事に要します工事費材料費のほか、県配水池系本管に逆流防止のための電動弁設置工事の追加でありまして、資本的収支における不足額は、前年度繰越損益勘定留保資金をもって補てんしました。なお、第三期拡張事業による員弁郡東員町地内における水源開発に伴う協力費について、三年間の契約を締結するため債務負担行為の補正をお願いいたしました。

続いて条例等その他の議案について、ご説明申し上げます。

議案第二百二十三号 市立保育所条例の一部改正案は、市立保育所の保育料の徴収について、四日市市立保育所保育料及び養護施設養育料徴収条例を定めておりますが、同条例の根拠となる厚生省令が廃止され、児童福祉法の規定に基づいて規定する必要が生じたので、同条例を廃止し、新たに保育所条例において保育料の徴収に関する条文を追加、整備しようとするものであります。

議案第二百二十四号 市民ホール条例の一部改正案は、市民センター三階展示室の一部を模様替えし、日本間二間を設けたことにより、使用料を新しく定めるとともに、展示室及び一部会議室の使用料を減額しようとするものであります。

議案第二百五号 消防団員等公務災害補償条例の一部改正案は、非常勤消防団員等にかかる損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員等に対する損害補償について、その補償基準額の引き上げ並びに損害補償年金等の支給月の変更等について所要の改正をしようとするものであります。

議案第二百二十六号 水道事業給水条例の一部改正案は、今回北山簡易水道を本市上水道に統合するにあたり、従前の規定を改めて、さきに厚生省の認可を受けております第三期拡張事業による給水区域をもって、本市水道事業の給水区域としようとするものであります。

議案第二百二十七号 簡易水道条例の一部改正案は、北山簡易水道の上水道への統合について所要の改正をしようとするものであります。

議案第二百二十八号 土地開発公社の設立にかかる定款の制定については、公有地の拡大の計画的な推進をはかるため、土地開発公社を設立するについて、公有地の拡大の推進に関する法律第十条の規定に基づき、土地開発公社の定款を定めようとするものであります。

議案第二百二十九号 町及び字の区域並びに名称の変更については、本年度の住居表示整備事業の実施に伴い住居表示審議会の答申と法定の公示手続を経て、お手元の別図一に示す大矢知地区における約一・六六平方キロメートルの町及び字の区域並びに名称を別図二に変更しようとするものであります。

議案第三百十号 町の区域の設定については、大矢知地区垂坂町地内において、垂坂町土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業の区域を新たに画して東垂坂町としようとするもので、区域はお手元の図に示すとおりであります。

議案第三百一十一号 字の区域の変更については、神前地区尾平町地内において、石塚土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業により字の区域を変更しようとするもので、区域はお手元の図に示すとおりであります。

議案第三百一十二号は、市立富洲原小学校改築工事請負契約の締結案でありまして、指名競争入札の結果、金額五千万円で市内午起一丁目二番九号尾崎建設工業に落札決定いたしましたので工事請負契約を締結いたしたく、ご提案申し上げます。

議案第三百三十三号ないし議案第三百三十六号は、いずれも下水道事業関係工事にかかる工事請負契約の締結案でありまして、それぞれ指名競争入札に付した結果、橋北ポンプ場八百ミリ雨水ポンプ設備工事については、金額三千八百万円で名古屋市中村区米屋町二番地の六十七久保田鉄工株式会社名古屋支店に、橋北ポンプ場雨水沈砂池機械設備工事については、金額六千二百二十万円で名古屋市中村区花車町一丁目五十五番地前沢工業株式会社名古屋営業所に、常磐ポンプ場千ミリ雨水ポンプ設備工事については、金額五千四百七十万円で名古屋市中区錦二丁目二十番二十号株式会社西島製作所名古屋営業所に、中部終末処理場汚泥処理及び脱臭設備工事については、金額六千六百六十九万円で豊中市本町二丁目二番五号株式会社西原環境衛生研究所大阪支店に落札決定いたしましたので、それぞれ工事請負契約を締結いたしたくご提案申し上げます。

議案第三百三十七号 市立小学校及び中学校設置条例の一部改正案は、市立常磐中学校新校舎落成に伴い、その位置を変更しようとするものであります。

どうかよろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口信生君） 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。
議事日程に従い、これら二十二件に関する審議は留保いたします。

日程第二十七 議案（議案第百十三号 四日市市総合計画基本構想について）の訂正について

○議長（山口信生君） 次に、日程第二十七 議案（議案第百十三号 四日市市総合計画基本構想について）の訂正についてを議題といたします。

議案の訂正理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 去る六月二十日提出いたしました議案第百十三号四日市市総合計画基本構想については、現在、基本構想審査特別委員会において継続審査をわずらわしておりますが、このたび、この一部について、特別委員会の審議経過をも十分尊重いたしまして、慎重に再検討した結果、お手元の訂正箇所一覧表のとおり訂正いたしたくご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（山口信生君） 議案の訂正理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

おはかりいたします。議案の訂正については、市長の申し出のとおりこれを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山口信生君） 起立多数であります。

よって、議案の訂正については、これを承認することに決しました。

○議長（山口信生君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。
次回は、来たる九月十二日、午前十時から会議を開きます。
本日は、これをもって散会いたします。

午後三時十五分散会

昭和四十八年九月十二日

四日市市議会定例会会議録（第二号）

四日市市議会

○ 議 事 日 程 第二号

昭和四十八年九月十二日(水)

第一 一般質問

午前十時開議

○本日の会議に付した事件

日程第一 一般質問

○出席議員(四十三名)

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 青 | 天 | 荒 | 小 | 伊 | 伊 | 伊 | 岩 | 大 | 小 |
| 山 | 春 | 木 | 井 | 藤 | 藤 | 藤 | 田 | 島 | 川 |
| 峯 | 文 | 武 | 道 | 金 | 太 | 信 | 久 | 武 | 四 |
| 男 | 雄 | 治 | 夫 | 一 | 郎 | 一 | 雄 | 雄 | 郎 |
| 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 君 |

○欠席議員（一名）

志積政一君
 吉山山山安六松增藤福日早服長橋
 垣本中口垣平島山井田比川部川本
 照忠信豊良英泰香義正昌鐸增
 男勝一生勇司一一郎史平夫弘元蔵
 君君君君君君君君君君君君君君君

橋野生中出坪田高高後後小小小粉訓喜川
 本崎川島井井中橋井藤藤林林林川霸野村
 建貞平隆妙政力三藤寛喜博哲也
 治芳蔵平博子一三夫郎治夫次夫茂男等潔
 君君君君君君君君君君君君君君君

○議長（山口信生君） ただいまから、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は三十九名であります。
本日の議事は一般質問であります。お手元に配布いたしました一般質問通告一覧表のとおり、質問の通告がまいるております。

日程第一 一般質問

○議長（山口信生君） これより、一般質問を行います。

一般質問通告一覧表に記載する順序に従い、順次発言を許します。

橋本増蔵君。

〔橋本増蔵君登壇〕

○橋本増蔵君 おはようございます。

今議会一般質問のトップとして、福祉問題全般についてお伺いいたします。

市長は四十八年度予算の編成方針について、市民生活を優先した福祉都市の建設を目標とする行政の充実、並びに都市機能の整備の強化促進をあげられ、その実現の第一段階として五つの重点項目の中で、一、社会福祉施設の整備、二、老人、心身障害者、乳児医療費の負担軽減をあげられております。そして、その目的遂行のために、大胆な人事異動をされました。また、他市においても福祉問題はいろいろと協議、論議され、新しい事項を取り入れ、実行しているように聞き及んでおります。そこでお伺いしたいのは、当四日市市として年度初めに発表され、予算化され

たものうち、半年たったきょうまでどのように実行されたか、またあと半期間に実行できる問題は何と何であるのか、次にあげる各質問に加えて、ご答弁をお願いいたします。

一、老人福祉対策について

(イ) 老人医療無料化について

老人医療無料化といえども、その内容は所得制限の域に強くしばられております。つまり一定の所得がある場合はその助成の対象から除外されています。しかし実情を調べてみますと、その所得のあるという者のほとんどが土地によるものからであり、実際に老人が働いて課税の対象となるほどの収入を手にするケースはほとんどないような状態です。土地、家屋が老人の名義でも、その所得も家族全体のものであり、老人個人に渡っていないのが実情です。そこで、この所得の制限のためにそのワケ外にはずされた人々の実情を考え、国の制度の規制はありましようが、この際現行の所得制限を廃止するお考えはないのかお尋ねをいたします。

(ロ) 老人病棟について

七十歳以上の老人医療費の無料化に伴い、七十歳以上の老人の入院数が大幅にふえ、ベッド不足や看護不足を引き起こしていると聞き及んでおります。このことは、先ほど申し上げましたところの医療費無料化の完全実施の前に立ちだかる大きな壁であると同時に、入院を必要とする一般患者へのたいへんな障害となってきました。つまり部屋がなくて、入院したくともできない人が多くいるということです。そこで、六月議会において問題になったところの市民病院の建設には、別むねにしてゆっくり養生していただけるような、老人専用病棟を加えたらどうか、進言してお伺いいたします。

(ハ) 一人暮らし寝たきり老人について

一人暮らし寝たきり老人に対しては、他市においてもいろいろ問題が提起され、寝具の無料乾燥とか老人福祉電話、つまり一人暮らしの寝たきり老人が急病など万一の場合、ワンタッチでたいへんだ、すぐ来てくれという録音テープが一九九番にかかる電話器で、近く老人一人だけの世帯に取りつけられるとか、また月一回のふろの無料奉仕等々、その他いろいろ具体的に取上げられておりますが、当市においてもこのようなことを取り入れ、実施してはどうかと思いますが、いかがでございましょうか。またいままでにこのようなことを実施しているとすれば、どのようなことを行い、また今後具体的な計画があるのかお伺いいたします。また当市も家庭奉仕員を派遣して、日常生活に支障なきよう、また日常生活に入手を要し、また家族が病弱等々して看護が困難な家庭をお世話しておりますが、現在家庭奉仕員は何人なのか、また対象者は何名なのか、具体的にどのようなお世話をしているのか、その人員で十分なのか、一つ一つご答弁をお願いいたします。

(二) 老人福祉センターについて

長年の願いであった老人福祉センターは一億四千万円で建設中であり、まことに喜ばしいことですが、ここに行くのに、近いところの方はよいのですが、遠い地区の人たちは行きたくとも交通のことを考えるとなかなかむずかしいと聞いております。そこで、開館と同時に無料バスの運行を考えてはどうか、お尋ねいたします。人間関係をよりに必要とする老人の方が世間との対話を失うことのないようにするためにその世間のよい空気を持っていく足を考えるようなきめこまかいご配慮をお願いいたします。

(三) 市政アンケートについて

先ごろ市政アンケートを手にして、四日市の市政について絶えず気にしている私にとってまことに喜ばしい限りだと、一言御礼申し上げます。

このアンケートの実行ということは、市長が先ごろ言明された五つの重点施策に実行する過程の中でも大きな位置と役割りを示すものと解釈いたします。市民が市政をどのようにながめ、何を望んでいるかを知り、市政に反映させようとする姿勢をみるといっても決して過大評価ではございません。そこでお伺いしたいのは、このアンケートの結果をどのように市政に反映させていくつもりなのか、特に市民福祉の中で最も力を入れてほしいと望まれている子供の遊び場の整備、及び老人への各種福祉対策について、具体的にどのような取り上げ方をされていくつもりなのか、お尋ねいたします。

(四) 老人実態調査について

以上、こまごまと申し上げましたが、これ以前にも当市においても老人福祉問題は協議、討論され、そのつど具体的な解決策が講じられ、喜ばしい限りです。しかし物質面だけの解決策では血の通った福祉行政とは言い切れません。血の通った福祉行政とは何か、もう一度考え直してみる必要があるようにも思われます。つまり、先ほど申し上げましたように、とかくまわりの社会から隔離され、閉ざされてしまいがちな老人の心の中を見つめ、物心両面からの策を講じなければならぬと考えます。あなたの生きがいは何か、何が不安か、心配ごとはありませんか、等々、もう一度老人の方々に聞き、きめこまかい血の通った福祉市政を実現すべきだと思えます。そこで老人の置かれている老人実態調査をできるだけ早い時期に実行していただきたいと思えますが、市長のお考えはいかがでしうか、お伺いいたします。

(五) 心身障害者対策について

(イ) 心身障害者について

心身障害者のことを論ずるとき、まず頭に浮かんでくるのが心身障害者自身のことはもちろんですが、それ以上に

その家族の方のことです。私が死んだらこの子はどうなるだろう、私が死ぬときにはこの子にも死んでもらいたくないや、いっそ殺してでもと、このようにまで思いつめる家庭の方の苦しみ、悲しみは決して見のがすことはできません。現について先ごろも京都市内で脳性麻痺の子供を毒殺した事件が起きております。また本月三日には千葉市で脳性麻痺の子供を持つ母親が疲れたとガス心中しております。昨日も愛媛県で小児麻痺の子供を絞め殺し、老人心中をはかる、生活苦、わが身を断つと新聞に出ております。決して子供を殺すという行為が許されるといいたいのではございません。またどのような理由でもってしても永久に正当化づけることもできません。しかしこういった事件はその背景にある福祉体制の貧困という問題をみずから浮きぼりにすることはいかんともしがたい事実です。このような家庭にもっと温情の手を差しのべることができないのか。地方行政機関のみずからの手によるよりよい方策はなまったのか。この事件を耳にしたとき、思わず目がしらが熱くなると同時に、決して他人ごとではないと背筋の寒くなる思いがいたしました。当四日市市においても、医療費の助成、家庭奉仕員の派遣、補装具等の交付等、その他いろいろのことは行っておりますが、該当者は何名ほどで、どのような手を差しのべているのか、こまかく説明をお願いいたします。そして今後どのような方策を持ち進んでいくのか、腹藏のないところをお聞きしたい。また他市では身体障害者のバス料金無料化が実施され、対象者に定期券に似た市内バス特別乗車証が申請に基づいて交付されていると聞き及んでおります。当市でも実行していただきたいと思えます。

(四) 身体障害者の就職について

身体障害者で私の知った人の中に、二十六、七歳の青年が毎日新聞配達をしている方がみえます。毎日熱心に新聞を配達する姿は人の心を打ちますが、しかし雨の日にはかさがさせません。もちろん自転車にも乗れません。両親及び祖母と話をいたしましたところ、どこか家の中で働く仕事はないだろうか、雨の日にはかわいそうで見えておれない、

さりとて家で遊ばしておくからだの健康にも悪いし、ほかで働くところはなし、給料の多い、少ないをいうのではないので、家の中の仕事を望み、福祉事務所の方々にも話をしておりますが、何ともなりません。職業訓練所の話も耳にしますが、話だけで、なかなかそのための訓練所をつくってはいただけない、と涙をこぼしていられました。このようなお気の毒な家庭は決してこの人一人だけではありますまい。岩野市長がその席につかれてよりきょうまで、議会のたびに各議員より身体障害者の社会復帰、すなわち職業訓練、機能施設、福祉工場、モデル工場等に関する質問が出され、そのつど市長答弁の中においてもその必要性を認めておられます。しかしいまだに一つの形としてあらわれていません。身体障害者の就職訓練、及び職業等については身体障害者雇用促進法や心身障害者対策基本法等により徐々に善処されているようですが、四日市市として相当の日数もたっている現在、これらの問題について関係方面との協議はどの程度なされているのか、それが実現にないのは何ゆえか、ほんとうに実行する気があるのか大きな疑問が生じます。口でいうだけで実行に移さないといいことは市民に對しうそをいったことになるとも極言されます。そこでこれらの問題が現在どのように進められているのかご答弁願いたい。

名古屋のある私鉄会社が身障害者を改札係に採用したとのニュースも耳にしております。このような、民間企業を指導する立場にある地方行政のあり方をも考えあわせご答弁いただくようお願いいたします。

(五) 精神薄弱者について

精神薄弱者についても先ほど申し上げました身障害者の家庭と同じ苦しみを内蔵しております。社会復帰が非常にむずかしい点についても同じことです。一月議会において市長は援護施設について検討を進めたいと言明されましたが、その後どのようになったのかお尋ねいたします。

(六) 重度障害児の特別教育について

ついで先ごろ、重度の心身障害者で義務教育を免除されていた子供への教育が津市で今年度から始められたと聞き及びました。これはからだが不自由なことばもしゃべれない、寝たきりで寝返りもできない、両親のことはすらわからない等々、さまざまの障害者が対象であり、六歳から十六歳までの十四人が入学したとのことです。特別な教育のため、受け入れ側によるそれなりの準備が整えられた教室に入った子供たちはしゃきよを目的にした付き添いの親は目に涙を浮かべて喜び、明るさ一ぱいの入学式であったと聞いております。そこで本市においても、このような思い切った重度心身障害者福祉行政を進めている現在、本市においてもよいところはどんどん取り入れるとともに、他市以上の重度身障者に対する福祉行政を執行してはどうか、お伺いいたします。

三 児童福祉対策について

(1) 保育所について

現在の保育所では未措置児童の数は年々増加していると聞いております。本市も年々保育所の増設をしておりますが、まだまだ不足している現状です。ここで保育所の思い切った増設計画を執行してはどうか、お尋ねいたします。

(2) 父子家庭について

従来問題にされてきたのは両親のいない子供、父のいない子供のみであり、母のいない家庭、つまり父子家庭は児童扶養手当援助対象からはずされてきましたが、しかし父親のみの家庭は経済的には困らないとしまして、家庭というものが子供にとっていかに大切なものかということを考えたい場合、やはり不幸な子供といわねばなりません。そこで父子家庭の実態はどうか、また父子家庭の子供にも母子家庭の子供と同様の援助の方法を考えはどうかお伺いいたします。

(3) 託児所と長時間保育について

核家族化が進んでいる現在の日本の家庭の中で、母親が働きに出なくてはならない家庭がふえております。母親が乳幼児のそばにいてやれない社会が一番問題だとしまして、その下で何らかの解決策を見つけてでも働き出ているのが現状です。そんな中でつい先ごろも、皆さまもよくご存じのような私設託児所での幼児変死事件が名古屋で起きております。当市にもこのような私設託児所はあるのか、あればその数はどれぐらいのものか、またそれに対する援助はどの程度のものかお伺いいたします。また当市においても本年度より富洲原、港など、六保育所において一歳児保育を実施しているが、申し込み者は何名で、入園できた園児はその何名ぐらいの者であるか、また他地区にも零歳から二歳までの乳幼児に対する長時間保育の実施に対する考えはないのかお伺いいたします。以上をもちまして私の質問を終わります。ご答弁よろしくお願いたします。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 非常にきめこまかなご質問、行き届いた福祉についてのご質問をいただきました、ありがとうございます。

ご回答申し上げます。

ただ、本年までどういうことをしたか、いままでどういうことをしたか、あるいは今後の半年間にどういうことをしていくかというような問題につきましては非常に細部の質問をいただいておりますので、この中でおのずから明らかになっていくと思っておりますので、直ちに項目に入らせていただきます。

老人医療の無料化につきまして、このことにつきましてはご承知のように本年一月から国の制度として実施せられたんでございますが、本市におきましては昭和四十七年度から単独施策としてこれを実施しております、本年度に

おきましては従来の所得制限を大幅に緩和して、制度の改善をはかったのはご承知のとおりでございます。そしてこの結果、約三百名程度の方々が新しく受給者として救済の網に乗ったわけでございます。しかし、ご指摘の実態もございまして、現在所得制限によって受給できないという方々が約百二十名程度おられます。私といたしましては、全部の医療無料化をすることは原則的には必ずしも適当でないと考えておりますけれども、他の制度との関連も考慮いたしまして、なお今後とも検討したいと思っております。

次に老人病棟につきまして、市民病院に老人病棟を考えてはどうかと。このことにつきましては市中のどの病院も非常に老人の患者がふえておるのが実態でございます。そして老齢という制限のために治療の方法がなくなっても、換言すれば治療の効果が無い場合にも退院できない、あるいは全快しないというようなことがかなり起こっております。そして厚生省は昭和四十九年度に国立、あるいは公立病院に対して老人の病棟を整理するような要望を出しておりますと聞いております。こういった中におきまして、市立病院に老人病棟を設置するという問題も当然の要望であるうと思っております。ただ市立病院といたしましては、地域の中核病院としての科も専門化の傾向がかなり見受けられておりますので、この性格と相矛盾するかどうかという点も検討しなければならぬと思っております。この問題につきましては病院政策の審議の過程におきまして十分検討していきたいと考えています。

一人暮らし寝たきり老人につきまして、いわゆるこの援護を必要とする老人の問題は、老人の福祉対策におきまして最も重要な問題であると考えております。ご指摘のように、各種の施策がおのの自治団体におきましても実施せられております。市におきましても一人暮らしの老人は、現在五百三十八名でございますが、このうち寝たきり老人の方々は七十一名でございます。この方々に対しましては家庭奉仕員の派遣によって食事の世話、衣服の洗濯、あるいは生活、診療の相談、助言等をしております。また本年度におきましては一人暮らしの老人の安否を確認するとい

うことにつきまして地域住民の方々のご協力も得ましてインターホン二十基の設置を行ったのでございます。今後も市におきましては老人の方々のご要望を十分に踏まえまして、福祉サービスの充実を期していきたいと、このように考えております。

次にお尋ねの、老人家庭奉仕員は、現在九名でございます。派遣対象者は八月末で七十一名になっており、一人約八世帯の受け持ちで週二回のお世話をしております。対象者の数に対して十分とは申せないとはいえますけれども、大体妥当な奉仕員数と考えております。なおしかし、この問題は今後とも対象者がふえることも予想できますので、その増加に従いまして奉仕員の増員もはかっているかと思っております。

このお世話の内容につきましては家事の介護に關すること、あるいは相談、助言等でございます。具体的には食事の世話、衣類の洗濯、補修、住宅の掃除、整理、あるいは買物の等の用足し、生活診療の相談、身の回りの世話、こういったこととございまして、最も身近なことといたしましてはつめを切るとか、髪をくしけずる、あるいはからだをふき清める、こういった身近なお世話も含まれておるのでございます。

老人福祉センターに対してこれを利用していただく方々に無料バスを考えたらどうかというようにご発言でございますが、原則的には距離の遠近にかかわらず、同じような条件で利用していただくのがほんとうであろうと考えておりますので、今後この問題は非常にいろいろ困難な問題を含んでおるとは思いますけれども、十分検討していきたいと思っております。

子供の遊び場の拡充整備を望む声が非常に高かったんでございます。これにつきましては、まず公立の公園の整備を計画的に進めるのがまず基本的な問題であろうと考えるのでございますが、これを保管するものとしたしまして空地の利用によるピジョン広場の整備の経費を市は積極的に助成していきたいと考えております。この種の広場は現

在市内に百七十一カ所ございまして、毎年八カ所ないし十カ所の新しい遊び場が誕生いたしております。しかし、おおいこの空間地を見つけることとか、あるいは確保することにつきまして困難を感じておる状況でございますので、地域のほうへももっと働きかけを強化いたしまして、積極的にこれの数をふやしていきたいと、このように考えております。

市政アンケートについてでございますが、老人福祉対策につきましては年金、医療、福祉サービス、生きがい等、広範な分野につきまして総合的に対策を樹立する必要があると考えております。しかしこれらの対策は、国、自治体はもちろんのことでございますが、個人、家庭、地域社会、企業がそれぞれの分野においてそれに応じた努力をも同時にとめていかなければ全体としてなかなか完成した福祉は望まれないことであろうと思っております。特に自治体におきまして、その受け持つべき分野といたしまして、福祉サービス、あるいは生きがいなどきめこまかい対策を検討していくべきであろうと考えております。

老人の実態調査につきましては、老人福祉対策の年金等がふえ、また医療費が無料になっても、必ずしも老人の生きがいには満たされるものではないと思っております。老人福祉の究極は、老人が長く生きておってよかったと思える実感を抱くところにあるものでありうかと考えております。したがって、こういった立場から老人福祉政策を進めていかなければならないと考えてまして、老人実態調査はすでに開始しております。昨年十月も民生委員などの調査によりまして大体の把握はできておるんでございますが、本年の調査は福祉事務所のワーカーによって行っております。調査の内容につきましてはただいまご指摘をいただきましたように、老人の置かれている実態を総合的に把握できるものとして進めておるわけでございます。

精神薄弱者につきましては、お尋ねの精神薄弱者の援護施設につきましては、現在事務当局と保護者を中心とした精神薄弱者につきましては、お尋ねの精神薄弱者の援護施設につきましては、現在事務当局と保護者を中心としたしまして施設の内容等につきまして具体的に検討を進めておりますので、その結果が出ましたらうえであらためて具体的にその施策を考えていきたいと考えております。

児童福祉対策のうち、保育につきましては、ご指摘のように保育所の入所希望者に対する未措置の児童数は核家族の進行に伴いましてだんだん増加しております。それと同時に結婚せられた婦人の職場進出も年々ふえておる状況でございます。乳幼児の保育に対する要望はだんだん高まってまいっております。したがって、この解決策といましては、すでにできておる保育園の定員の再検討であるとか、あるいはまだ保育園をつくっておらない地域に対する保育園の設置、あるいはまた団地造成に伴う新園の建設、こういった問題を含めまして、今後とも保育を要する児童の未措置を解消するように最善の努力を尽くしていきたいと、このように考えております。

なお申し漏らしました点もございまして、また細部にわたる点もございまして、それらの点につきましては担当部長からお答えいたします。

○議長（山口信生君） 福祉部長。

〔福祉部長（谷沢文男君）登壇〕

○福祉部長（谷沢文男君） ただいま橋本増蔵議員のご質問に對しまして市長がそれぞれご答弁をされておりますが、それに補足いたしましたとしてご説明を申し上げます。

まず四十八年度の主要施策でございますが、これにつきましてはすでに四十八年度の予算のご審議をいただく中でご説明させていただいておりますが、まず老人福祉対策の大きいものといましては老人福祉センターの建設でございます。これには敷地四千平米、建て坪の延べ面積が九百五十七平米、一部二階の鉄筋コンクリートづくりでございます。現在工事が順調に進められております。今後この問題につきましては十分総合的に利用していきたいと

考えます。

それから老人医療の負担の公費の問題は先ほど市長から説明のありましたようなことでございます。

それから高齢者の無料職業紹介所の設置の問題、それからインターホンの設置、それから特別養護老人ホームの建設に対します補助の問題、ホームヘルパーの増員等がございます。

それから児童福祉対策に対しましては乳児の医療公費負担制度の実施がございます。それから乳児保育所の建設、これにつきましては西浦地内に現在建設を進めさせていただいております。それから南塩浜保育園の改築等につきましても順調に進めさせていただきます。それから一歳児保育につきましては十二名を四園で開設いたしております。それから心身障害者の問題等がございますが、時間の関係で省略させていただきます。

なお、先ほどのインターホンの問題につきまして、市長からご答弁もございましたが、今後福祉センターの建設の進捗中で、将来は福祉センターにやはり電話センター等を設けてましてインターホン等の連結等を考えながら、有機的な施策を検討してまいりたいと考えております。

それから市長のご答弁で漏れておる身体障害者（児）につきましては、現在手帳を交付されている一級から六級の者、児につきましては二千五百五十四人ございます。そのうちに者が二千八十三名、児が百七十一名ございます。こういう方々に対する施策といたしましては、大きく分けまして在宅の施策と施設による施策というような考え方がありますが、在宅対策につきまして、市独自といたしまして障害者の医療の無料化がございます。国の施策といたしましては補装具の給付、これは現在百五十基、それから厚生医療の給付、それから日常生活用具の貸与、家庭奉仕員の派遣、それから国鉄乗車の割引引き、あるいは厚生相談等がございます。奉仕員は三名で二十六世帯に対しまして延べ九百六十六回の派遣サービスを行っております。国鉄の割引等につきましては三千枚の割引証を発行していた

だいております。厚生相談につきましては約七百人に対して行い、そして指導措置件数が約九百件にのぼっております。

それから施設措置につきましては、現在愛知県へ二名、神戸の国立センターへ一名、それから県の施設へ一名、計四名のほかに、通所可能な県内施設につきまして現在四名が通所いたしました。厚生指導を受けております。なお、こういう施設につきましては、いずれにいたしましても県内施設が少のうございます。したがって現在県におかれましては身体障害児施設を津市に建設すべく運動を行われておりますが、われわれも県ともども、国に向かって運動を展開してまいりたいと考えております。

それからバスの割引引き、無料化等の問題でございますが、これはいろいろの問題を含んでおりますので、今後十分検討してまいりたいと思っております。

それから身体障害者の就職の問題でございますけれども、ご例示がございました件につきましては、ご両親の心配もさることと思いますが、本人の自立更生の意欲が非常に強いのでございまして、各方面にわたって善処をいたしておりますが、私どもといたしましては、一番本人にふさわしい天童市の福祉工場にお世話を申し上げてはということ、福祉事務所長みずから出ましてご依頼も申し上げましたけれども、残念ながら県外の理由でもって断わられております。現在は愛知県立の職業訓練校を交渉しておりますし、また先月の二十七日に市が実施いたしました身障者の更生相談にも本人は出てきておられます。そして職業安定所の係員とも打ち合わせをしておりますので、この結果がうまくいくようにわれわれも努力すると同時に、お祈りを申し上げます。今後とも十分ご援助申し上げます。なお、ご指摘のように、身体障害者の方々の職業安定につきましては職業訓練法とか安定法、あるいは身体障害者雇用促進法とか、各種の法律がございますけれども、これはすべて公共職業安定所

の主管ではございますけれども、こういう関係機関との連携をとりながら、また市内各工場においてもすでにお世話を願っておる工場もございまして、したがって、そういう工場の方々の連携をとりながら、今後この施策の充実に進めてまいりたいと考えます。

それから父子家庭の問題でございすけれども、お説のとおり、子供を中心と考えます場合には父のない母子家庭よりむしろ問題が多いかとも思いますが、従来男は家族を養っていく生計の中心者といわれておりますので、母子家庭に比べて経済的配慮を必要としないという判定から推してありますけれども、全国的にもこの問題は幾つかの問題が出てきておりますので、しかし実際父子家庭の実態把握ということはきわめて困難な状況でございす。母子につきましましてはご承知のように児童扶養手当とか母子年金、あるいは母子貸付資金制度とか、いろいろございす。したがって、いろいろ父子福祉とでもいいますか、こういう方面についても今後検討してまいりたいと思いが、父子家庭の乳児、あるいは幼児につきましましては、ご承知のように乳児院、あるいは希望の家、保育所等で保育に欠けない措置をいたしておることはご承知のとおりでございす。

それから託児所と長時間保育の問題でございすけれども、この問題につきましましては先ほど市長からもご答弁がなされておりますが、このご質問の私設の託児所とも申しますか、こういうものにつきましましては、形態的には一般に二つあるかと考えます。すなわち養保護者が昼間勤務の場合と夜間勤務の場合とあるかと思いが、いずれにいたしましても現在一、二の例を除きましては私どもも具体的実態は把握しておりません。しかし特に個人的、小規模な保守的な存在でその把握というものはきわめて困難だと思っております。なお、助成費でございすますが、現在乳児を専門とした一園につきましましてのみ、本年も九十万の委託金を支払っております。富田、港、磯津、坂部、それに私のみのり保育園の次に公立保育園では四十八年度に一歳児保育といたしまして、富田、港、磯津、坂部、それに私のみのり保育園の

五園で、申し込みは三十九名でございまして、うち措置いたしましたのは三十三名でございまして、入園率が八四％でございす。それから二歳児につきましましては四十八年度に公立保育園の二分の一にあたる十一園におきまして六十三名と、私立百二十四名を措置しております。

以上でございす。

○議長（山口信生君） 小川四郎君。

〔小川四郎君登壇〕

○小川四郎君 あらかじめ通告いたしましたとおり、市民参加論に問題を集中いたしましたして質問したいと思っております。

市民参加ということ、表面的に見ますとき革新系の市長のような印象を一般的に受けがちでございすますが、運動の形でありますとか、あるいは運動の取り進め方の選択はともかくといたしまして、私は必ずしも革新系の市長とのみは思えないのでございす。いささかのずれはありますか、飛躍した引例になるかもしれませんが、社会主義国家の世界の双壁であるソ連、中共にはあるいはその必要性がないほど緻密な政治、経済の仕組みが整っているというところかもしれませんが、公衆運動があるとはあまり聞いておりません。逆に資本主義の本山を自他ともに許すアメリカに草の根運動が盛んでございす。そういうことは別といたしまして、私は市民参加とはイデオロギーを超えた運動として都市経営における新しい予見が都市を包み、市民需要が多層化し、多様化しつつある時代の流れによつた今日のテーマとして受けとめる必要があると思っております。しかし時流のテーマとはいえ、考えてみますとき、いろいろとむずかしい問題がございす。あるいは定着した概念のないままに論じられていることにも間々接するのでございす。たとえばそこでいう市民とは何か、あるいは参加とは何か、説く人によってそのイメージさえも

まちまちでございます。まずは的確に問題を整理し、考え、そのうえで取り組みの姿勢を律すべきであり、無定見に、無秩序に取り組むわけにはいかない問題であるかと思えます。近ごろあふれるように市民参加を論じた書物が出回っておりますが、その中から二、三問題を拾ってみましても、たいへんに難解な課題に突き当たります。すでにご承知おきのことはかりではございますが、それをまとめるとこんなふうになるかと思うのでございます。念のため申し上げてみたいと思えますが、まず市民参加の形式、これが一つの問題かと思えます。市民参加の形式分類に直接参加と間接参加の分類がございます。そしてそのあるべき姿や功罪につきましましては学者、識者によって、またその立場によって論評はまことにぎやかでございます。間接参加の一つの例に各層各界の代表によって構成される何々審議会といったたぐいのものがございます。公衆審議会は戦後の所産であり、民主的行政確保の有力な手段と期待されてきたのでございますが、それは確かに市民の声を収集し、利害を調整するについては効率的な方法であるには違いありません。しかしこういった見方があるようでございます。声が間接化され、制度化されることにより、市民参加はその基本要件であるダイナミズムを失い、運動のみが繁榮し、形骸化してしまふ、こういふ批判でございます。抵抗は常にダイナミックでなければならぬという主張とともに、この批判はもっと端的に申し上げますならば、この種の審議会はかつての大政翼賛会的奉仕にすぎない、あるいはそのようになるおそれがあるというきめつけであり、否定でございます。一方、直接参加にもまたきびしい批判があります。たとえば何々反対運動といったものが引き合いに出されておりますが、そこにつけられた地域の名称を除けば全国ほとんど同じ名称がつけられている現状であります。また運動の内容、運営もわかりてありますが、そういふことから、真に自発的な市民運動ではなく、一部グループのイニシアチブのもとに展開されているにすぎない。いうなら市民運動とはいいいながら実は結局はそのグループの上からのものであるといった批判でございます。事実草の根運動に多くの経験を持つアメリカでも、運動はしばしば草

の根に浸透せず、草の根ではなくグラストロップ、つまり草の頂上、あるいは地域一部有力者の運動だと批判されているのでございます。

次に市民参加が今後いかなる方向に、どんな形で展開されていくか、これはわかに予断は許されませんが、一番新しい、そして深刻な問題を提起している姿は市民対市民の対立といった形の市民参加でございます。それは交渉でもネゴシエーションでも取引でもない、そういふ定量的な解決の筋道のない地域利益の主張であり、いうなら住民エゴと住民感情の衝突でもございます。東京杉並におきますごみ処理問題はまさにその典型であります。対話から参加の都政をキャッチフレーズとする美濃部都政下でのこの混乱、まことに皮肉といえは皮肉でございますが、このことについても二様の見方があるようでございます。一つの見方は、ちょうどかつての世紀における利己心のぶつかり合いが今日の市民社会の調和を生んだように、杉並のごみ問題に象徴的な市民対市民の対立は、社会的な問題提起であり、社会教育のよき場であり、現代的な過渡期が必然的に経験すべき過程であるといった肯定的な見方でございますが、もう一つの見方は、結局はあなたまかせの、そしてあなたが結論を出さなければ何にもできない責任のがれの主体性のない行政の姿勢だとする層でございます。極論する人の中には、この種問題に対する所見といたしまして、現代の巧妙な統治者は反対運動を抑圧することなく、運動と運動とを対決せしめることにより反対を乗り越え、市民の支持を得ようとする、実は市民参加を市民のためのものでない、自分の道具ともしかねないことを指摘する人さえいるようでございます。

ところで市民参加の問題が論理的に当面する最もむずかしい問題は、それを議会にどう関係づけるかという問題かと思えます。これはある意味では市民参加が政治のあり方の基本につながる問題でもございます。ある人はかつて参加と同一視されていた民主主義であるのに、今日では大衆によって行われる選挙という名の儀式の陰で進行するエリ

ト支配を意味すると、そういった議会否定的な立場をとる者もあるようにございます最も重要な課題であるにもか
かりませず、あるいはそれゆえにこそということかもしれませんが、多くの識者はせいぜい議会制度の補完として
云々という程度に逃げているのが実情のようでございます。このように二、三の問題を見ましてもむずかしいことば
かりでございます。しかし事実は事実として具体的に展開されつつあります。私自身、まだ市民参加とか市民運動と
かいわれるものの全容につきまして確かな理解を持っていくわけではございませんが、いろいろな事例を拾い上げま
すとき、私は少数犠牲者と多数受益者との間の、その犠牲と利益の度合いの調整の場、それが市民参加の一断面では
ないかと素朴に思っておるわけでございます。もしかりとすれば、単に地域エゴとのみ片づけられがちの少数者に
対し、多数受益者はぎりぎりの譲歩をしなければならぬでありましょうし、その限界はどこかということの探索が
されなければならぬと思えます。また一方、少数犠牲者とはいえ、都市生活、あるいはいまの生活の中でいろいろ
と多くのメリットを受けているはずでございます。メリットがあればデメリットがある。いい道ができて便利になれ
ば反面騒音もあるものでございます。それが現実の社会生活であるうかと思えますが、犠牲だけを強調することなく、
多数に奉仕する方向の探索と譲歩は少数者にとってもまた必要なことだと思っております。

いささか精神論にすぎたかもしれませんが、先般視察させていただきました市民参加を一つの売りものとしており
ます武蔵野市の市長は、市民参加はイエスというだけではないというような意味のことをいっております。また岩野
市長は三月議会でしたか、議会制民主主義を尊重すると表明されております。たいへんむずかしい市民参加という問
題ではございますが、しかし幾つか問題を解くかぎはすでに提供されているように思うのでございます。

まず市民参加について市長のご理解、あるいは実際的にはケースバイケースということでございますし、取り
組む基本的姿勢についてお伺いし、このあと二、三具体的な提言ないし質問を呈ししたいと思います。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） たいまは市民参加につきましてのご高説をご教授いただいたわけでございますが、まず私
は市民ということばをどういうふうにとらえるかということにつきまして、第一いろいろ考えたわけでございます。
これにはいろいろの意味もあろうかと思えますが、市民ということばが定着してまいりましたのはつい最近でござい
まして、これはおそらく日本列島ということばが使われることと相前後して市民ということばが非常に定着してま
ったわけでございます。数年前までは国民とか、あるいは県民、あるいは庶民、こういったことはむしろ普通であ
ったのでございます。そういった新しい意味の市民ということばをどういうふうにとらえるか、いろいろな解釈があ
ると思えますが、市に住んでいる人は全部市民であるというのとらえ方をするか、つまり全体として呼ぶときは住民
と同じような意味でのとらえ方、あるいはまた中世のヨーロッパ国家都市におきますような、市民社会の一員として
自治団体の目的に対しましてある程度責任と権利を持った人、すなわち共同して自分たちの目的のために問題を解決
していこうという責任を果たしていこうとする、そういった人、進んでその都市の問題の解決に当たろうとする人、
こういった人を呼ぶ場合の市民という意味もあろうかと思えます。三番目には、比較的新しい形態でありますけれど
も、主婦であるとか、あるいはまた商店主であるとか、あるいは男女の別、あるいは職業の差別を乗り越えて平等な
個人としての各人が、何かの目的ある行動のために集団行動を行う場合、これを市民と呼ぶ場合もあるものでございま
す。こうして市民ということばにさえいろいろなことばの解釈の違いがございますし、この解釈のしかたによって市
民参加の意味も多少は違ってくると思うんでございます。しかし元来は市という自治体におきましては二つの面があ
ると思えます。自治と申しますことは元来はその自治体が自治権を獲得し、あるいはその自治権を拡張

するための運動として、自治体が中央の政権に対して対立したり、あるいは反抗すると、こういった意味の歴史を持っておるのでございます。ところが今日の自治のもう一つの側面は、いわば住民自治でございます。自治体自体の自治を拡大するというのではなくて、自治体の中に住んでおる住民が自治体のさまざまな政策決定なり行政に対して関与することを実現しようとする考え方であろうと思っております。これが私は今日の意味における市民参加という意味であろうかと考えております。この考え方は日本の社会ではまだ新しく、経験も少ないのでございますけれども、これに含まれておる一番大きな問題は、先ほど指摘のございましたように、市民ないし住民の間における利害の対立があった場合に、これをどうとらえるかという問題が一番大きな問題であろうと思えます。つまりさまざまな政策の決定、あるいは行政を執行していく過程におきましてさまざまな市民のあらゆる意見を取り入れるということの必要という点につきましては多くの人々は明らかにこれに同感するのでございますけれども、しかしその際、市民の間における利害の対立が起きた場合、あるいは参加する住民の意見が一意ではないという事態が起こった場合にこれをどうして調整していくか、すなわち多元化する住民意識、これがこの意識の内容をさまざまな利害関係を持ち、さまざまなものの考え方を持った住民の意向でございまして、この輻湊をいかにして調整していくかということが非常にむずかしい問題であろうかと考えるのでございます。この点をどういうふうに考えていいのか、この点につきましては私もまだはっきりとしたご回答を申し上げる域には達しておらないのでございます。しかしこういった困難な問題がございすけれども、従来の自治体が市民のあまり多くの参加なくしていろいろな町づくりをやってきた結果が市民との間にいろいろな断絶を生じたり、環境、あるいは交通安全等、こういった問題にいろいろな問題を起こしてきたことも否定できないのでございます。地方団体は何も国の下請け機関ではないのでございまして、真に市民福祉の向上のための行政努力を積み重ねる使命を持っております。このためにも市民の欲するところを見落とすこと

なく、市民とともに市政を行う、市民参加を目指す市政を行うべきであろうと私は考えます。市民参加は現在多くの問題を含んでおるのでございます。しかしこれまで自治体が市民参加について払った努力はまだまだ私は足りなかつたと思えます。行政の姿勢として当然市民参加を考えるべきでありまして、新しい情勢、あるいは激しい環境の変化に対応いたしましたして、これを住民との間の断絶をなくしていくためには、ぜひとも私は市民参加という問題を重く考えるべきであろうと思えます。たとえば従来のように、納税であるとか戸籍の事務、こういった管理的な部門におきましては必ずしも市民の参加ということは必要とせられなかつたのでございますけれども、公害とか、あるいは緑化、あるいは市民の健康を保持すると、こういった市民ぐるみの施策を進めます場合にはどうしても市民参加ということが重く見られなければならないと思っております。従来とでもこの市民参加がなかつたわけではございません。ただいまのご質問にもありましたように、間接的な参加、あるいはまた陳情、あるいは公聴会、委員会、審議会の、委員による間接参加があったのでございますが、また直接的には選挙、あるいは直接請求などの法的な権利もあつたわけでございます。しかし最近特に市民の行政への参加が必要なのは、たとえば区画整理事業であるとか、あるいは下水処理場をつくるか、あるいはごみ焼却場の建設の問題、こういった問題、非常に市民の生活に直結し、また市民の利害に結びつく重大な影響を持つ問題におきましては、単に通り一べんの説明会なり、あるいは代表に対する説明と、こういっただけではその趣意の徹底も決してできない問題が多くなつてまいりました。この意味におきまして、従来の市民参加と最近の市民参加とその内容がかなり違つてきておると思つてございます。そしてまた、こういった市民に直接、間接、非常に大きな影響を持つ問題を解決するためには、行政に対する不信任感をなくするという、その意味のためにも住民参加を求むべきであろうと思つてございます。もっとも、市民意識はただ今日の段階におきましてはまだ必ずしも成熟したものでありうとは考えられないのでございます。先ほどもお話の中になりましたよう

に、住民エゴと正当な権利行使、あるいは要求が混同されている面もございます。しかし、いろいろな参加を通じて、行政の参加を得ることによっていろいろな経過を通じて行政のできる範囲、あるいは財政の現実等を知っていただくとか、また全体の利益とはどういうことかと、こういうようなことを理解していただくためにも、長い期間をかけてでも住民意識の成熟を私たちははかるべきであろうと思っております。そしてこのことは非常に困難であり、長い期間を要するとは思いますが、自治体と住民とがその究極においてこん然一体となった市政をつくりあげるのが私は究極の理想であろうかと考えます。そして市民参加という問題と議会制度との対立につきましては、議会制度につきましては法定の権限も十分あることでございますから、必ずしも市民参加、すなわち議会無視ということにはつながらないと思っております。いずれにいたしましても従来の市政に対する住民参加という面を今日の事態はもっと重く見なければならぬ事態にあると思っておりますので、こういった意味におきまして私は積極的に住民参加の道を開いていきたいと、このように考えております。

○議長（山口信生君） 小川四郎君。

〔小川四郎君登壇〕

○小川四郎君 私、高説を申し上げたわけではございません。二、三の本に出ている定説を申し上げただけであって、お断わりしておきますが。基本論につきまして一応わかりました。やや具体的なことにつきまして、これは市民参加というものに対処するための原理的な施策ともいえますし、あるいはそういったことを離れまして、一般的な経営組織としても通用するような若干の提言を試み、それに対するご意見をお伺いしたいと思います。

まず第一点目でございます。

広く聞き、広く知らせる広聴と広報の問題でございますが、そのうち広聴につきましては、名古屋市でも広聴課の新設というようなことも聞いておりますが、広く聞くために部なり課なりのセクションを新設することのよしあし、これはにわかには判断できないと思えますし、全体的な組織とのかかわり合いもあることでございます。したがって、この点につきましては今後のご検討をお願いすることにとどめまして、ここでは広報につきまして一つご提案をしたいと思います。

かって私は再度にわたりましたして広報のことで取り上げ、質問申し上げました。単にお知らせ的なものでない、政策広報的なものの必要性を述べたことがあります。なるほどその後の紙面は担当者の苦心のあとが十分うかがえる刷新がありました。敬意を表したいと思います。また意識調査によりますと、毎号ほとんどの記事を読んでいるという方が全体の五一%もありました。これはほとんど読まれていないであろうと、そういった認識に立ってございました私の感覚からいたしますと、少しくオーバーにいたしますれば、たいへん驚異的な発見でございます。私の認識を改めた次第でございますが、それはともかくといたしまして、それだけ読まれていけばこそ、いよいよこの広報活動は充実され、実のあるものにされなければならぬ、それが市民の期待にこたえるための一つの目標だと思います。市民参加が草の根にまで浸透し、健全な内容のある運動となるためには情報の公開と適切な管理が必要であることは論をまぢません。よく情報の独占は権力のそれにつながるといわれております。私、世界の実情はよく知りませんが、しかし日本ほど情報が豊かで自由な国はないと思っておりますし、「広報よっかいち」が市民への寄与も多大であるとは思っております。しかし同時に市民がほんとうに知りたいこと、聞きたいこと、勉強したいことが適切に流されているとも思えないし、少なくともまだまだ考える余地は多分にあるかと思うのでございます。そこで一つの提言でございますが、モニターといったような、主として事業の追跡だとかフォローを役目とするのではなく、編集からの市民参加が考えられないかということでございます。この場合の市民をいかに選択するかはここでは問いません。私は各

層の学識者もいと思っております。しかしそれがまた上からのとかあるいは形骸化するとかいったことであれば無作為抽出で何人かの人にお願いといた方法もあるでありましょし、あるいは町内の何人かで構成するプロジェクトを組みまして、それにかみ合わせるといことも一方法かと思えます。いずれにいたしましても、市役所のからだけに閉じ込められたものでない、広報をよりよい、もっと市民の生活と意見とに密着したものにしようとするような市民参加様式を何か考えてもらってはという提言でございます。

提言の二つ目は、行政に豊かな企画と創造性を高めることに関連する組織のことでございます。もっとも組織といましてもここで取り上げますことは、市民運動と市民団体、あるいは市長、市議会、そういったものが織りなす巨大なこの生きものに適応する全体としての組織の見直しとかいったそんな壮大なのではございません。具体的にご答弁願えるようなごく限定された内容のものでございます。一つは市長が個人的なシンクタンクを持つたらという提言でございます。あるいはおすすめでございます。本来有能な部長やスタッフがおられることでございますが、その部長会議等が即シンクタンクであってもよいはずでございますが、それだけではどうしても行政スペシャリストの感覚が多く生かされてしまっておそれがあります。またどうしてもみずからの権限と責任のワクの中で思考されがちでございます。市民参加とは一面から見ればしろりと、アマチュアの参加であり、そこに素朴な、しかし日常的な市民感情が映るところに一つの意義があるわけでございます。ここでどんな人を選ぶか、問題もあるうかと思えますが、それは市長のブレーンといたしまして、市長ご自身の選択でよいかと思えます。このシンクタンクのこと、おすすめでございます。感想程度のご答弁でけっこうでございます。

申し上げたいことは、全体企画を調整するための部局新設の提案でございます。何も事新しいものではございません。その必要性につきましては、特にあらためて述べるまでもないと思えますが、新しい時代に応ずる都市経営にとりましていま一番必要なことは、多様化し、多角化し、激動する市民需要に的確に、迅速に対応する政策形成能力である、かように思うのでございます。かつては土木なら土木だけの視野と権限、あるいは慣行だけで考えてもそう無理な、また文句もつけられることなく形成できた企画も、いまや福祉の、環境の、さらには総務のといった多くの部局の知恵を動員し、そのおのおのを統一的に調整し、庁内全体の意見、企画としてまとめなければならぬ時代でございます。もちろんいままでも本来的にはそうなければならなかったわけでありまして、また企画のみでなく、行政全体が統一的経営体として真価を発揮しなければならぬわけでございますが、とりわけ今日的に必要なことといたしまして横断的な視野と権限と責任とを持つ企画、調整部局の新設を提案し、そのご意見を伺いたいと思えます。

なお、私自身これに関連いたしました一つの構想といいましょるか、理想といいましょるか、イメージを描いております。それは庁内に幾つかのプロジェクトチーム、もちろん必要に応じてということでありまして、またすでに幾つかプロジェクトを編成された経験もあると思えますが、そういったプロジェクトを横断的な機能をフルに活用いたしまして、プロジェクトをたくさんつくり、プロジェクトのネットワークをつくりあげる、そしてそれを主催し、情報収集センターとしての機能も果たす、そういった企画調整部局、そういう構想を持っておるのでございます。この構想、あるいは組織論的にはいろいろと議論もあるうかと思えますが、しかし組織論とは別にいたしまして、これからの企画というものはすべての職場、現場に生まれる発想を恒常的に大切にし、できるだけ政策の中に吸収、消化していくところに今日の時代に沿う具体的な政策実現の手続があると思うのでございます。思索する組織、そういった組織への接近の一手段としての提案でございます。ご意見をお伺いしたいと思います。

三つ目は職員の問題でございます。

職員は最も良質な、市民との媒体であること、その意味で市の持つ最も大切な財産の一つであること、幾たびか述

へてきたところでございますが、いま行政体と企業、目的は違うといたしましてもひとしく組織体であり、経営体であるわけでございますが、その行政体と企業と比べまして行政体が最も劣る点というのは職員の教育、あるいはそれに取り組む姿勢であると思います。市民参加、あるいは市民参加論が進展するにつれまして、このイニシアチブ論に関連して行政の一部には無力感のようなものが芽ばえてくる傾向がないでもない、というようなことがいわれております。しかし行政官庁の職員がスペシャリストであり、専門家であるという点には変わりございません。スペシャリストにはアマチュアとしての市民にはない能力と責任があるはずでございます。常に行政は市民に対してプランを提示しなければなりませんし、その責任の比重とその識見と見解とはますます大切にされ、啓発されていく必要があると思っております。この市役所程度の人員組織でありますと、普通民間企業では専属、あるいはそれに近い形の先生だとか、あるいは教育担当の職員がいるのが普通でございます。またそういった会社が飛躍的な展開を遂げております。いまここでむずかしい教育の内容とか、そういうものには触れません。今後の教育の充実についての具体的なプランをお伺いしたいと思います。

雄大な構想を聞こうとは思っておりません。この教育のことも先ほどの組織のことも、まず身近なところから、そういう主張に立っての提案でございます。具体的なご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） ますますむずかしいご質問で、答弁に困るんでございますが、まず広報の編集から市民参加が考えられないかという問題でございます。広報紙のマンネリ化につきましてはこれを避けるために、先ほどご指摘もございましたように、お知らせ版から政策をお知らせする、市の行き方をお知らせするという方向に少しでも乗り

出すために、従来の総務部にありましたのを市長公室に移しまして、なるべくその趣旨を進めていきたいと、このように考え方で公室の所屬にしたいんでございますが、編集に際して外部の声を取り入れるということにつきましては、どういう方法でこれも取り入れたらいいかということは非常にむずかしいことでございますし、選択しにくいことではあるうと思えますけれども、広報のマンネリ化を防ぐ意味におきまして、外部の声も十分聞き入れたいと、このように考えます。ただまあ市の広報には市の広報の立場もあり、使命もございまして、一概にどうした方向に持っていくかということにつきましては十分検討していかなければならないと思えます。

市長のシンクタンクとしてのブレイン、この問題につきましてはまだ私といたしましては何とも申し上げるような考えを持ちませんので、ご容赦願いたいと思えます。

豊かな企画と斬新な企画、これとまた各部との調整、こういった問題につきましてはの部課の新設、これにつきましては市の組織におきましては常に分化と統合とが交互に要望せられておるわけでございます。縦割りの行政につきましては確かに能率の面では迅速とか、敏速とかいったような利点もあるんでございますが、部分的に偏しすぎるとか、あるいはまた横と横との間の連絡が不十分であるとか、こういった欠点も十分存するわけでございます。この問題につきまして縦にも偏せず、横にも片寄らないといったような調和のとれた組織が必要であるうかと思えます。従来の企画部門といたしましてはいずれかと申しますと開発の部面が主になっておりまして、調整という部面が軽んじられたような傾向がございました。これにつきましても私は調整という部門に力を入れることに心しておるつもりでございますけれども、そのスタッフはまだ私も十分だとは思いません。部局の新設まで進むかどうかは別といたしまして、こういった任務を持つ部課の充実ははかっていきたいと思えます。

職員の研修なり、あるいは教育、こういった問題につきましては、確かに時代の変化、あるいは時流の流れが非常

に激動しております。ほんとうに十分努力を続けなければ外部から取り残されるといったような懸念は確かにございます。市といたしましては従来とも教養、研修につきましてはかなり組織的に、また力を入れて、重点を置いてそれにとめてまいったわけでございますが、ご指摘のような点があるとするならば、さらに一段と充実していきたい、このように考えます。

○議長（山口信生君） 小川四郎君。

〔小川四郎君登壇〕

○小川四郎君 最後にご要望申し上げておきたいと思えます。

ご答弁いただいたわけでございますが、私の質問に対してもそうございましたが、先ほどの橋本増蔵議員の質問に対しても、これも検討、あれも検討ということが多かったようでございます。私この市会に出まして十回ほど議会を経験したかと思えますが、その間にずいぶん検討したい検討したいという答弁が多かったように思いますし、またそれもやむを得ないと思えます。しかし問題は検討結果を早く市民に示すこと、それが大切だと思えます。いつまでも応答がないというところに市民の反発が生まれ、あるいは反都市感情というものが形成されてくるんじゃないかと思えます。田中総理大臣が決断と実行ですか、そういうことをいっておりますが、それにはいろいろ批判もあるようにございますが、せひ岩野市長にも決断と実行をもって今後市政に臨んでいただきたいと思えます。

○議長（山口信生君） 暫時、休憩いたします。

午前十一時二十三分休憩

午前十一時三十七分再開

○議長（山口信生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

伊藤金一君。

〔伊藤金一君登壇〕

○伊藤金一君 四日市の将来、すなわち発展策についてお尋ねをいたします。

昭和三十六、七年ごろでしたか、当時の平田市長は、青年都市大四日市市ということを好んで使われたことを思い出しますが、当時の夢が実現しておれば、今日の四日市はあの黒川調査団の発表のごとく、壮年都市三十万市民を擁する文字どおり大四日市が実現したはずで。しかし、実際は人口動態も一進一退、伸び悩みの状態で二十二万三千で停頓しておるのです。あたかも胸をわずらい、やせ衰えた無気力な三十男の姿にも似たものを想像させると表現してもよいかと思えます。私自身二十年間の議員生活の責任を感じておりますが、市長の一段の奮起をお願いしたいのです。公書でイメージダウンした四日市を、いまからでもおそくはない、十年前の夢の実現に努力していただきたいのであります。

そこで、商工業都市をもって任ずる四日市市の今後の発展は、港湾の整備、商工業誘致は必要条件だと思えますが、公害のない工場誘致は近隣の都市にも実例があることで、市長はどのようなお考えを持っておられるか、お聞かせいただけます。

次に、公害対策についてお尋ねいたします。

大気汚染、水質汚濁の測定をし、警報、警告を発する、あるいは認定患者の医療費の支払い等々、たいへん苦勞をしておられることは承知しておりますが、これらは受身の措置のみで、積極的な防止姿勢についてどのような考えを持っておられるのでしゅうか。

たとえば、ことしは光化学スモッグ警報が発令された回数が多いへん多かったと思いますが、企業に対して二〇%の節減を要求した、それも一つの方法ですが、そのしわ寄せは、冷房をとめ、節電節電で市民にしわ寄せが多かったように思います。それだけではスモッグは危険値以下にはならなかったのです。

目を転じて他の大都市を見ましょ。即効はなくとも、何か積極的な姿勢を示すことで発言力が増大しています。名古屋は、九月から環状線の中を全面駐車禁止にする。それにより、車の乗り入れが減少し、一日あたりの一酸化炭素百六トン、窒素酸化物九トン、炭化水素十一トン減少すると推定され、光化学スモッグ対策とあわせて、交通事故の対策として、人身事故の激減をはかれるといわれております。

東京では、低公害車を一挙に五十九台入れかえて、さっそく知事は、光化学スモッグ警報が発令されたら、都内侵入の車は全面ストップすると全国的に公表をいたしました。これらこそ積極的な公害対策の一つのあらわれだと思いつ同時に発言力の増大といわれるわけです。

その他例はたくさんありますが、他市よりも公害日本一の異名都市四日市も、いまからでもおそくない、さっそく低公害車に切りかえる措置をとってはいかがですか。それとともに、市長声明を出し、光化学スモッグ警報が発令されたら、四日市市内を通過の車は桑名及び鈴鹿インターから東名阪に乗り入れ、四日市の国道一号線、名四国道等の通り抜けをお断わりしてもらいます。こうして、小さなことでも積極的な対策を前向きに積み重ねてほしいものであります。名四国道沿線住民にも騒音公害が、一日でも車がとまるならばどんなに喜んでもらえることとごさいましょ。自動車事故も減少するでしょう。

市長の公用車がハイオクガソリンをたき、一般車よりも数値も多く光化学スモッグのもとをまき散らしていることをご承知ですか、と職員と心ある人はささやかれております。入れかえると公表しました隣の楠町も、町長公用車を

低公害車に入れかえたいということですが。

これは積極政策の一例ですが、全体の公害対策について、市長はどう対処されるおつもりか、お聞かせを願いたい。次に、背後地開発と交通についてお尋ねをいたします。

当市には川島地区、小山田、水沢、桜、泉、下野等のそれぞれ地区内に二、三十万坪、緑を交えた住宅地を開発し、公害激基地の居住者の転居受入体制を整える等々、応用にはいろいろなことが考えられると思えますが、三十万坪日市市の受入体制を考えてはいかがでしょう。

また、これらの地区を近鉄四日市駅を結ぶモノレールの循環線等による大量輸送機関の新設等、これは一例ですが、既存の集落の発展にもつながり、公害のない居住地開発となることと信じます。

なお、政府においても、公用地取得のほか、住宅政策のため土地行政のあり方を審議の結果として、新市街開発として公社、公団等の新設により実現、促進をはかり、あわせて地方公共団体の財政負担軽減のため国の財政援助の飛躍的拡大をうたっておる今日、当市が拒否していることはないと思えます。これらについて市長の構想をお伺いいたします。

次に、災害対策について市長の考えをお伺いしたい。

最近とみに地震災害のことが大きくうわさのほってありますが、コンピナートを持つ当市としては、地震災害の対処についてお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） お答えいたします。

いまだ指摘のありましたように、人口の伸びが停滞しておりますことは、これは、ある意味におきましては非常にさびしいことでございます。

しかし、三十年前後における非常に活発な石油化学を中心とした工業化がいろいろな影響を、悪い影響を生み出してきた今日、これを一応反省すべき時期にもたつておると思っております。と申しましても、市勢の発展を中止するということはもちろん考えられないことでございます。私といたしましては、先ほど発言にもありましたように、港湾の整備、あるいはまた背後地における都市型産業の誘致、あるいは中小企業の助成、助長、こういった面において地固めをしていきたいと思っております。

同時に、商店街等につきましても、人口の増加が足踏みをしておる現状ではございますけれども、その商業圏、経済圏の拡大という面におきましてはまだまだ発展の余地も残されておることでございますから、こういった面に力を注ぎまして、とにかく環境を悪化しないような方法で都市を発展させていきたい、このように考えております。

公害対策につきまして、この面につきましては、本年光化学スモッグの予報が十六回、注意報が出ましたのは六回でございます。五月の二十六日から八月の二十二日までの間に計二十二回のこうした予報、注意報が出されております。この面に対しまして、非常に消極的ではないかという指摘もございましたけれども、この規制につきましては、燃料規制の事前要請を柱として上のせの措置をとっておるんでございまして、翌日の天候の事情があぶないというような場合には、前日に要請いたしました。これを通報して翌日の削減をできるように措置し、また当日になってどうも午後があぶないというような場合には、その日の午前九時から十時までの間に各企業に通知いたしました。燃料規制を実施いたしました結果、警報の発令にまで至らなかったことは、これは私は積極的に規制したたまものであると思います。

自動車対策につきまして、光化学スモッグの汚染度は現在はいきりばしておりませんが、工場が六〇%、自動車によるものが四〇%であろうと推察せられております。この意味におきまして、工場への削減対策と同時に、自動車対策も強化しなければならぬと思っております。効果があるとするならば低公害車への更新もこれはちゅうちゅうすべきではないかと考えております。

また、交通規制につきましては、名四国道あるいは国道一号線が中心になっておるんでございますが、ただこの面につきましては、自治体の権限外にありますので、国のレベルで十分検討するよう申し入れたいと思っております。

なお背後地の開発等交通につきまして、川島、桜、あるいは県、小山田、こういったまだ緑に包まれております地域には、住宅の建設地は幾らでもまだ残存しておるわけでございます。ただ住宅の建築が必ずしも人口の増加に、従来数年の傾向を見っておりますと、結びついていないのが残念でございます。まだまだ住宅事情は非常に旺盛な状態でございますので、この開発につきましては努力を重ねたいと思っております。

なお、モノレールの建設、この点につきましては、無公害の交通機関として、にわかに脚光を浴びてきておるわけでございますが、これにつきましては、建設の経費、あるいは輸送人員、輸送物質量、こういった面を十分調べまして、どこが主体になってこれをやるにしても、はたして経済的に成立するかどうかというようにおることを見きわめまして、その判断をいたしたいと思っております。

災害対策につきましては、最近、ご指摘のように大地震に対する懸念が非常に高まっております。この場合、まず第一に救護活動の根本的な要素となるのが交通対策でございますが、震災時におきましては、市街地の交通事情は非常にむずかしくなると考えられますので、まず第一には避難地の確保が必要であろうかと思っております。避難経路、避難地の設定、こういった問題を市街地及び延焼火災等の密度が高いほどこの問題は必要なものでござい

すので、この避難地の確保をまず第一に心がけていきたいと思えます。

また、防災に対しては、有事の際には有線連絡も確保することが非常にむずかしいと考えられますので、これらの面を補うために無線通信の機能も十分充実していきたい。このためには周波数の割り当て等も増加してもらおうというような施策を必要とすると考えております。また、放送機能の確保であるとか、その運用対策、これらが流言飛語あるいは人身不安を除くための宣伝、こういった面に責任ある機関がこれを報道する機能を十分確保しなければならぬと、このように考えます。

また、消防活動につきましては、まず第一に人命の安全を確保する必要がありますし、この場合、できるだけ火災につきましては消防力によって鎮火することが望ましいのでございますけれども、こういった震災のもとにおきましては、消防力が必ずしも現況から考えて自分たちの消防力だけで鎮火することが困難なことも考えられますので、相互応援協定等も結びまして、被害の軽減と目的の達成等をはかるべきであろうかと思えます。

また、大規模危険物の施設に対する消防対策といたしましては、これはまず事前に企業に対してこれの対応策を整備してもらって解決するのが必要であろうかと考えます。

こういった面におきまして、災害時におきます防災対策につきましては、あらゆる場面、あらゆる被害、こういった場面の想定がいろいろ考えられるんでございますけれども、必ずしもこういった結果を招くかということが予測できない状況でもあろうかと思えますので、事前に綿密にこうした面につきましては、防災対策に対する計画を樹立いたしました。遺憾のないことを期したいと思います。

なお、細部につきましては、消防長からご説明させたいと思えます。

○議長（山口信生君） 消防長。

〔消防長（倉谷徳助君）登壇〕

○消防長（倉谷徳助君） 伊藤金一議員のご質問につきまして、市長から詳細にご答弁がございましたが、石油コンビナート関係につきましては補足させていただきます。

石油コンビナートの問題につきましては、いままで何回かにわたってご質問がございましてご答弁申し上げておりますように、消防法あるいは危険物の規制に関する政令では、関東大震災を基準とした安全係数というものによりまして危険物施設の設置基準を定めておりまして、これに基づいておりますものと、危険物の種類、数量、施設によりまして消防用設備あるいは自衛消防組織を義務づけておりますが、当市の場合、この基準のみでなく、これら法令の基準以上の措置をとらしております。

さらには、ご指摘のように、地震はいつどの程度の規模で来るかということが非常にわからないため不安に思うわけでございますが、施設面からこういうものに対する防止措置をする必要があるということで、企業のほうに対しましては、自動感震装置などを設置しまして、一定程度の震度で自動的に装置を停止させるという装置を検討しておりますし、一部の企業ではすでに設置してあるところもございまして。

そのほかに、化学消防力の集中計画、あるいは化学消火薬剤の備蓄、自衛消防体制の強化、それから市街地への延焼防止策などを強力的に指導、推進して被害の防止、減少をはかっていくと、このように考えておるのでございます。

以上でございます。

○議長（山口信生君） 伊藤金一君。

〔伊藤金一君登壇〕

○伊藤金一君 通産大臣も見ております低公害車奨励の意味で、物品税と取得税の減額措置がとられ、全国の公共団

体が率先して切りかえ、発注するやに聞いております。

市長の積極的な公害対策の姿勢の一つとして実施せられんことを、公害対策の低公用車ならば、万人も認めることと思ひます。

モノレール建設は、路線などの上部が利用でき、騒音や震動が比較的少なく、排気ガスによる大気汚染の心配が全くないための利点を持っております。すでに北九州市等調査費の事業費を繰り入れ、実施の予定らしい。また、静岡市より清水市への路線調査費も要求しておるとか。また、岐阜市も市電を引き上げてモノレールにと、前向きに検討してあるやに聞いております。本年度より、このための建設補助制度を創設するという大気汚染、排気ガス等の公害対策の一助にと思ひ、ご意見を再度お伺ひいたしました。

私の質問を打ち切ります。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） モノレールにつきましては、われわれといたしましても若干検討いたしましたんでございますが、非常に現状では建設費が高くつくということ、それから、人口の動態、あるいはまた物質の輸送量、こういった点から現在では経済性が非常にむずかしいというよりな段階でございますけれども、ただいまご発言のございましたように、無公害であるということ、また土地利用ができるということ、こういった問題も考えまして、将来はこれらと日本における交通機関の重要な一翼をになり日がくると思ひますので、さらに、このことにつきましては、詳細な調査をいたしたいと思ひます。

○議長（山口信生君） 暫時、休憩いたします。

午後零時六分休憩

午後一時二分再開

○議長（山口信生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

中島隆平君。

〔中島隆平君登壇〕

○中島隆平君 三滝川、海蔵川の河川改良工事から質問を申し上げたいと思ひます。

三滝川、海蔵川の分派につきましては、四十七年三月、四十七年六月の一般質問で私がいろいろな形でご質問させていただいたことで、皆さんのご理解をいただいておりますが、ちょうど四十七年九月に、建設委員会に陳情書を提出もしております。地元住民の不安を解消できる方向で、ご審議を建設委員会のほうでわずらわしておりますことを、高い席ではございますが御礼を申し上げます。

陳情書について、毎議会ごとに継続審査となっておりますことは、これがたいへん重要なことでございますので、ただ字句の修正というのではなく、分派を行うに十分な配慮がなされていない現状をご理解を賜りたいと存ずる次第でございます。建設委員会ではいつまで継続審査を続けているんだというお声もあるかと存じます。また、陳情書に切り落とし反対という字句があるがために、採択されない原因になっていると思われまふ。なぜ地元として切り落とし反対という字句を入れたか、というところにご理解を賜りたい点があるわけでございます。

地元といたしましては、切り落としのこの分派につきましては、非常に神経をとがらして、きびしい切実な現実問題として受けとめておるわけでございます。

まずその第一点といたしましては、県の河川工事が全国の最下位であるということが一つの不信の点でございます。第二点。昭和十六年から始まった工事でありながら、いまだ完成を見ないという工事経過のあいまいさに、県行政不信という地元住民感情がつきまとっていることが、第二点としてあげられるわけでございます。

第三点といたしましては、員弁川、鈴鹿川の河川工事の実態と比べ、非常に見劣りがあるということでございます。第四点といたしましては、九鬼前市長が、この地帯をじみて灰色がかったデルタ地帯と、いみじくも申されたこと、両河川に囲まれている住民として水への恐怖心が強く、四十六年度の集中豪雨の際、海蔵川堤防がゆれたりしたことを思うと、洪水護岸の整備が立ちおくれしていることが原因ではなかるうかと思えます。当切り落とし反対という強い願望が出てくるのは当然かと思えます。

それでは、質問をいたします。

第一点。県の河川事業費が全国最下位であるということを、市当局はどのように把握しておられるか、お伺いを申し上げます。

河川工事費が一番多くとっておるのが、新潟県と聞き及んでおります。六十億でございます。最下位の三重県が十五億と聞いております。四十五億の差額の大きさをどのようにご判断願っておるのか、お伺い申し上げます。

第二点。昭和十六年から始まり、今日に至っているこの改良工事が、最近の年度の事業費をちょっと拾ってみますと、四十三年度四千二百万、四十四年度六千四百万、四十五年九千万、四十六年度一億八百万、四十七年度一億二千万、四十八年度一億三千四百万となっております。

私から見れば、小さな傷あとにこう薬をべたべたと張りつけている実態は、住民感情としては納得のいかない最大の原因がここにあると思えます。市当局は、県にこのようなまずさんと申します工事を今後許しておくのか、お伺い申し上げます。市当局は、県にこのようまずさんと申します工事を今後許しておくのか、お伺い申し上げます。

第三点といたしましては、四十六年度は台風と集中豪雨があったとはいえ、被害個所が県内で六千カ所、被害総額は二百億円、一般被害を加えると、四百六十二億にもなったと聞いております。備えあれば憂いなしということわざにもありますけれども、いかにもその無能さにあきればかりでございます。

その原因はどこにあるのか、県当局の怠慢と失政を強く批判したいと思えます。河川対策、治水対策のおくれは、目に見えて明らかでございます。市長としては、県当局への対策をどうお考えになっておるのか、お伺いいたします。第四点といたしましては、分派についての研究は、建設省土木研究所に委託していると聞き及んでおります。県、市として、地元住民の不安を解消するために独自の調査専門機関をつくられるお考えはないでしょうか。

第五点といたしましては、切り落とし反対という地元感情を切り落としてもよいという裏づけをつくる条件整備を今後進めていくとしたら、どういう考え方ができるのか、私にお教え願いたいと思えます。

六点といたしまして、四十七年度は、災害復旧助成事業費が河川改良事業費を大幅に上回って支出されておりますが、これは、一たん台風、集中豪雨がれば四日市市内十五河川がいかに弱い状態で放置されていたか、明白な事実を露呈したと思えます。

災害のあった個所を修繕したぐらいでは、また別のところが災害にあらうといった悪循環になりはしないだろうかと思えます。四日市の二十五河川の安全度は、七十キロメートルに及ぶ流水距離の危険個所は、基本的に治水治山対策としてどのように長期計画をお持ちであるのか、お伺い申し上げます。

一番は、それだけの質問でございます。

次に、二番の福祉社会への問題につきましてでございますが、福祉社会への問題について児童にしばって質問をさして

いただきたいと思います。

まず第一点、虚弱児施設をつくられるお考えはございませんか。一般にひよわな子といわれて表現されており、虚弱児でございます。一般の健康児童のような抵抗力を持たない、発育不全の子とか、異常体質の子とか、神経質、貧血質、結核にかかりやすい子とか、幼児期におけるこのような虚弱児の一歳から六歳までの措置として、虚弱児施設をつくられるお気持ちはないだろうか、お伺いを申し上げます。

二点といたしましては、情緒障害児治療施設をつくられるお考えはないかということでございます。

近代化された社会が生み出す不安と、恐怖と、不信が、人間味とゆとりを失わせ、機械による生活の支配、はらんするマスコミ等によって子供たちの成長に重大な影響を与えてきたことは、十分おとなの反省を促さなければならぬと思います。

言語に関する問題、排便の問題、偏食の問題、睡眠の問題、かん黙の問題、登校拒否、学校恐怖症の問題、非行の問題、神経症的習癖の問題、自閉症の問題等問題児をかかえている親の立場をどのように理解しておられるのか、お伺い申し上げます。その中で、情緒障害児治療施設をつくられるお考えはないか、お伺い申し上げます。

三点といたしましては、肢体不自由児施設についてお伺いいたします。

現在ある療育センター施設の整備と人材の獲得、組織のあり方についてどう考えてみえるのか、お伺い申し上げます。また、医療法に規定する診療所として必要な職員のほか、児童相談員、保母、看護婦、理学療法または作業療法を担当する療育師をいまずぐにでも措置する考えはないか、お伺い申し上げます。

児童は人としてとうとはれるという児童憲章から、四日市市政においては遠く遠く離されて捨てられた児童のしあわせを、私はどう受けとめていいのか暗中模索の自分としての考えでございます。

児童福祉法の施設としての質問は以上で終わりますが、関連した問題点を二、三質問したいと存じます。

その第一点といたしましては、障害者の数は全国民に対して四割だと聞いております。それを、四日市の一歳から六歳までの児童数二万九千人、約二万九千人だと聞いております、に当てはめてみますと、何と千六百六十名いる勘定になります。福祉事務所の児童相談室の三重大学の松坂教授に聞きますと、正確なところ三重県内は二割じゃなからうかというふうに承っております。その二割にいたしましたも、五百八十名の障害児が現実にいるということは驚きでもあり、実態が正確につかめないことに児童福祉の立ちおくれを痛感いたしております。

現在、障害児が何らかの施設に入っている数を種別別に教えていただきたいと思っております。

二点目といたしましては、障害児の早期発見と早期処遇についての件でございますが、母子健康法によって実施されていきます乳児検診、三歳児検診がその役割りを果たしているといえますが、幼児期に精神薄弱と判定するのはなかなかむずかしいうえに、現実には、障害を持っていて疑いのあるような子は検診を受けないことが多いですし、またよしんばこれらの検診の場で障害が発見されても適切な処遇を施せる施設も対策もないので、そのままなすべもなく親の手におかれていた状態ではなからうかと、推察いたします。

そこで、母子健康センターを市立病院内に設置するお考えはないか、お伺い申し上げます。

三点目といたしまして、現在保育園に障害児を預かるケースがふえてまいりました。軽度といえども、世話がかかることは当然でございます。保育園の障害児を預かるための保母さんの充実、遊戯指導、専門的保育の整備をどう考えてみえるのか、お伺いいたします。

また、大矢知、内部に本年度から開設した障害児保育は、障害児はともかく親が失望している現状をどのように改善していくお気持ちがあるのか、月、水、金の保育に対して、火、木、土の保育は考えていないのか、お伺い申し上げます。

げたい。

また、火、木、土のあいた日に親たちは名古屋や遠方に出かけて、わらをもすが思いで治療に奔走されております実態を、どう受けとめておられるのか、よそにりっぱな治療保育機関があるとすれば、早急に取り入れて改善するべきが当然かと思いますが、その措置を講じられるお考え、相談をしてみえるのか、その状態をお伺い申し上げたいと思います。

四丁目いたしましたして、児童は社会の一員として重んぜられるのが当然でございますが、不幸にして障害児として出生した小さな生命を大切に育成し、社会復帰の道を指示することは、行政責任でもあり、われわれおとなの社会責任であると思います。福祉社会への道は険しいものがございますが、市当局としてこの子たちの社会復帰への道を考えてやらねばならないと存じます。福祉向上、授産施設、職業訓練所、リハビリテーション、終身保護におけるコーナー等、幾多の問題が山積しておりますが、市長の福祉への抱負を四丁目の問題として十分お聞きしてみたいと存じます。

以上、この二つの問題点で質問させていただきました。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） お答えいたします。

三重県が河川対策、あるいは治水対策に非常におくれており、またその措置といたしまして、予算的にも全国でほとんど最下位であるという事は、われわれも知っております。そうして、三重県はそのためでありますかどうかは別といたしまして、四十六年度に大きな災害をこうむりまして、この被害も全国で一番大きな被災県となっております。

す。また、四十七年度におきましても同様な災害をこうむっております。いかに治水対策がおくれているかということとは、明白でございます。

市といたしましても、この点は県にすでに従来も指摘しておるところでございますが、今後ともさらにこれの指摘を続けて、地域住民の生命財産を守るために努力していきたいと考えます。

三滝川と海蔵川の分派の問題でございますが、この点につきましては、昭和四十七年度を初年度とする新五カ年計画に基づきまして、延長として三千三百八十メートル、事業費として十六億二千万円で三滝川分派を含めた、計画高水流量が安全に流下できるよう、海蔵川の河道を整備することともに、堤防の構造につきましても安全なまでに補強していく計画でございます。このような考え方に立ちまして、昭和四十五年度には九千万円、四十六年度には一億八百万円、四十七年度には二億円、こうした経費が投ぜられておりますし、本年度は、また一億三千四百万円がこの工事に予定せられておるわけでございますが、その内訳といたしまして新開橋の西で約二百二十二メートルの低水護岸工事、あるいはまた新海蔵橋下流で延長四百四十メートルの護岸工事、河道の整備、小杉地内では一部用地買収と、こういったことが計画内容になっております。

なお、建設省の土木研究所におきましては、県当局から依頼しておりましたこの河川の分派実験について、最近やっといういろいろな研究資料を整えた現状でございます。この分派計画はこの計画に基づいて分派の方法なりあるいは施工方法、これらを十分検討することになっております。

先ほど申し述べられました地域住民の不安につきましては、これは科学的な調査の結果に基づきましてデータをもってご理解を得るよりしかたがないと考えております。長い間のご不安でございますし、一朝一夕にはこれを払拭できるものではないと思いますが、十分科学的に証明できる安全性をもとにいたしまして、ご理解を深めるように努力

したいと考えております。

次に児童福祉の問題でございますが、障害児、いわゆる精神遅滞児、あるいは自閉症児、言語発達のおくれている子供、情緒障害児及び行動障害児、こういったいろいろな障害を持った児童の保育につきましては、現在は保育園十園で十九名が措置せられておりますほか、大矢知で四名、それから内部保育園で五名の、二園におきまして計九名が週三回の通園保育をしております。

これらの障害児の保育につきましては、社会構造の複雑化に伴いそのあらわれる率も次第にもっと多くなるもんでないかとも憂慮せられるんでございます。

したがいまして、今後の保育の課題といたしましては、障害児の保育問題の研究及び対策を至急に講じたいという考えに立ちまして、福祉部の部内にプロジェクトチームをすでに発足しておりますし、この解決に最善の努力をしていきたいと、このように考えております。

また、火、木、土の保育等につきましても、これらの中から結論を得たいと考えております。

療育センターにつきましては、現在は社会福祉協議会を经营主体といたしまして運営されておるんでございますが、市におきましても、嘱託の保母、運転手、これらを配置いたしまして、本年度はその運営につきまして七十五万円の運営補助を行っておる次第でございます。この療育センターは上肢、下肢、または体幹の機能の障害のある児童、いわゆる肢体不自由児を対象としておるんでございますけれども、県立草の実学園の全面的な応援を得まして、診療につきましては月一回、機能回復訓練週一回、言語訓練二カ月に三回、学習指導週一回を実施しておるんでございます。

なお、このセンターを現在利用せられておりますのは七十六名でございますが、そのうち市内の方々の子供の利用は五十三名であり、二十三名は市外からの利用になっております。しかし、この療育センターにつきましては立地場

所の問題、あるいは設備の問題、訓練内容、こういったものが決して十分ではありません。こういった児童福祉施設につきましましては、むしろ本来ならば広域的に、たとえば北勢を中心といたしまして県が設置運営を行うべきだと考えておりますので、県に對しまして強くこの設置の要請を行っておるわけでございます。

こういった状態でございますので、私といたしましては県営の療育センターができるまでは極力現在ある療育センターの充実整備につとめていきたいと、このように考えております。

虚弱児センター、これと療育センターとの関係等はちょっと私もわかりかねるんでございますけれども、同じならばこれはそうした考え方でございますし、現在は違っているのだとすればこれはいまちょっとつくる考え方はございません。

また、母子センター、このことにつきましては、さらに病院と相談いたしたいと、このように思います。

各種障害児の社会復帰、この道につきましては非常に複雑困難であるかと思うんでございますけれども、極力その復帰につきましては手を添え足を添えろといった気持ちで、その道を開いていきたいと思っております。

細部の点につきましては、福祉部長からお答えいたします。

○議長（山口信生君） 福祉部長。

〔福祉部長（谷沢文男君）登壇〕

○福祉部長（谷沢文男君） お尋ねの福祉問題につきましては、市長からご答弁がありました。一部補足してご説明を申し上げます。

お尋ねの障害児、身体障害児の数でございますが、いまわれわれが承知いたしておりますのが、精神薄弱児のほうで大体百七十一名、それから身体障害児で三百十四名でございます。

なお、これらの方々の収容の施設につきましては、精神薄弱者施設につきましては八施設で五十二名でございますし、その他肢体不自由児施設、あるいは情緒障害児の短期治療施設等がございますが、こういう関係施設が七施設で大体百三十七名、合計いたしましたして百八十九名の収容ということでございます。

それから、次に社会復帰の問題でございますが、この問題につきましては、けさの橋本増蔵議員の質問とも関連いたしますし、六月の議会で松島議員でしたかのご質問にもお答え申し上げたことだと思えますが、大体四十六年度に国としまして、重度心身障害者の福祉工場の設置、あるいは四十七年度には適応訓練事業等に関する施設というよりなこと、いろいろと国の施策も出てまいっております。

障害者の職業紹介ということにつきましては、けさほど来の説明を申し上げたとおりでございますが、特にその中の身障者のモデル工場にしましては、労働省も中、あるいは重度の心身障害者の雇用促進をはかるために、このモデル工場に対する特別融資制度というのが今年度の施策になってきておりまして、現在関係法案が国会に上程されております。したがって、こういう諸法案が通る中でそういう施策がさらに具体的に進むことと考えておりますし、その他はけさほどの答弁でご了承承賜したいと思います。

以上です。

○議長（山口信生君） 病院事務長。

〔病院事務長（村山 了君）登壇〕

○病院事務長（村山 了君） 母子健康センターを市立病院につくる考えはないかとというご質問にお答えいたします。

これは、現在母子健康センターという名前を使っておりませんが、現状をご報告申し上げますと、まず妊産婦が診察受けますと、その瞬間から診察と同時に妊婦を対象とした母親教室というものを定期的に開いております。大抵月

二回程度でございますが、そこで、妊婦がどうしたら健康な子供を産むか、あるいはまた、そのためにどうしたらいいかというようなことを具体的に指導しております。

それから、出生したその瞬間から、今度は乳児を対象といたしました育児相談を週二回開いております。これは、小児科でやっておりますのが週二回でございますが、これに並行して特に目のほりのいろんな障害が起こっておりますので、これは週に一回眼科のほうで開いております。

こうしたことによって子供が健康に生まれて、育っていくように配慮いたしておりますが、別に健康センターという名目を使っておりませんが、実質的にはかなりの効果をあげておるつもりでございますが、利用者は、開催ごと大体百名から百二十名の利用者がございますので、かなりの広範囲にわたって利用されていると思っております。

この制度は、病院を改築した時点でさらに強化していきたいと、そういうふうに考えております。

○議長（山口信生君） 土木部長。

〔土木部長（杉本義広君）登壇〕

○土木部長（杉本義広君） 三滝、海蔵につきまして、補足答弁をさせていただきます。

県の河川改修についての住民に対するPRが非常に足らなかつたということは事実でございますが、その後、われわれも住民と二回にわたりましたいろいろな打ち合わせをやったわけなのでございますが、住民の皆さん、県の姿勢が非常に悪いと、この昭和十六年から行われてきました河川改修が、いまの時点で三十年たちました今日で、十分とわれわれは河川の改修の内容について聞かされていないと、説明を聞いたことがないといったことでございまして、その後、海蔵川本線の実態も調査いたしました結果、非常に軟弱な箇所、堤防の軟弱な箇所も見受けられましたので直接河川課長に当たりました。そういう悪い箇所、住民の不安のある箇所については、早急に直すようにという

ことでございまして、その結果、きょう文書回答がまいりまして、今議会の建設委員会に陳情の継続審査をしていただくわけなんですございますが、その節にも詳しく具体的に説明申し上げさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いたいと思います。

それから、今後の河川改修の計画でございますが、一応これは、国、県、市を含めてご答弁をさせていただくわけなんでございますが、先ほど来ご指摘いただきましたように、河川事業費は非常に三重県は全国的にも最下位でございますして、これをいかにカバーするかということでございます。もちろん、国に対して、また県に対して強く当たる必要もございますが、市のほうといたしましてはできる限り現在の財政状態、県の財政状態等から見まして、災害費を導入して災害関連、あるいは助成等の別ワクを投入いたしまして、河川改良の促進をはかりたいというふうに考えております。

市の河川におきましても、私はそういったような考え方で今後改良を進めていきたいと思っております。
以上でございます。

○議長（山口信生君） 中島隆平君。

〔中島隆平君登壇〕

○中島隆平君 三滝川と海蔵川の河川改良工事につきまして、切り落としの問題につきましては、建設委員会のほうで十分とご審議を賜わるわけでございますが、先般私も県の麻里河川課長にお会いしてまいりました。十分と県の態度を聞いてまいりました。そして、麻里氏いわくは、切り落としはしませんと、住民が納得するまでは切り落としをいたしませんと私にはっきりと申しております。というのは、河川のいろいろな要望はこのところ二、三年前からにわかに住民運動としてあがってきたんで、私の河川課長としてはこのころずいぶんと仕事かふえたなと思うぐらいだ

というふうなことを漏らしております。

だから、いかに県の態度が河川工事につきましてはいまだ十分と対策が進んでいないように聞いてまいりました。その点も、東橋北、海蔵の一部の住民にとりましては、切り落としにつきましては十分命にかかわる問題でございますので、もう一度建設委員会のほうで現地を調査していただきまして、員弁川の堤防の、護岸堤防のやり方と海蔵川の護岸堤防のやり方がどのような食い違いがあるか、ひとつご研究願いたいと思っております。

あれでは、海蔵川の堤防のいま張っていただいておりますブロック的なものが、少々私には員弁川と、鈴鹿川の護岸堤防と比較して、非常な見劣りがするという感じがいたします。何せ三滝川の水を四百トン分派するんでございすので、その点も十分お願いを申し上げたいと思っております。

次に、福祉の問題でございますが、いま福祉部長から障害児の実態を、数を聞きましたところ、四百八十五名の実態数と、施設に入っておる子供の数百八十九名、四百八十五名に対する百八十九名、そのあとに残った児童が野放しであるということについては、非常に大きな福祉問題ではなかるうか、また、児童が生命の長くある児童であるということであれば、ますますこの措置でできない児童に対する福祉の充実を、福祉部のほうでお考え願いたいと思っております。

また、病院事務長から母子健康センターのことについて、いま母子健康センターはないけれども、妊産婦の届け出があった場合、母親教室を月二回、じょうぶな子供を育てるための育児相談が週二回、目のことについて週一回というふうなことを申されております。

ただ、この障害児については、先天的なものとは後天的なものとは私あるように感ずるわけでございます。それが、本によりますと後天的な要素によって障害児が現在はおふえておるように数字のうえで把握しております。そういうふうな現実から踏まえて、障害児対策、いわゆる後天的に出る児童の障害児部門について、病院側としては十分この点

の充実をお願い申し上げたいと思っております。

また前後いたしますが、分派のことについてちょっと市長から、科学的な研究、建設省土木研究所のことについては科学的な証明ができるまで、住民が安心するまではそのようなデータでご了承願いたいということがございますが、市独自の調査機関を持たないという考えだと思っておりますので、その点は今後県、市が独自の調査機関を持たないとなれば、ひとつ県のほうへ十分と調査研究の状態をつぶさに地元知らしていただきますより、お願い申し上げます。質問を終わりたいと思います。

○議長（山口信生君）　ちょっと理事者に注意をします。

答弁

あまり答弁が長過ぎるので、したがって議員の再質問が不可能な状態でございます。これからは理事者の質問は二十分以内と、このようにしたいと思います。

次に田中政一君。

〔田中政一君登壇〕

○田中政一君　通告いたしました二点の質問事項につきまして、ご質問申し上げます。

まず道路行政の件でございますが、経済の伸長、余暇生活の増大に伴い、自動車交通の需要はますますふえる傾向にあります。これからも、これだから自動車による騒音、排気ガスなどで歩行者や自転車利用者の立場から見ると、道路環境は年々悪化しております。

本来、人のために奉仕すべき道路が人間生活を脅かすに至った現実を見ると、道路はだれのために存在するかを深く省みる必要があると思います。市民の生命の尊重、人間中心の道路整備の第一の指針とならなければなりません。したがって、道路を大きく生活道路と幹線道路に分ける必要があると思います。幹線道路については、交通システ

ムの一環として整備されなければならないし、生活道路は何よりも市民生活を基盤として整備されなければなりません。

生活道路は、これまで単に歩行通路であったのみならず、それは人と人との出会いの場であり、社交場であり、遊び場として地域社会の広場の一種であったと思います。何よりも、モーターゼーションによって失われた生活道路、市民の生き生きとした日常生活の場としての機能を復活させなければなりません。

そのためには、その地域の市民参加のもとに関係機関と協議しながら、車の規制を行い、歩行者専用道路の段階的な設置とその拡大をはからなければなりません。区画整理、新住宅市街地再開発、住宅団地建設などの面的整備事業が行われる際には、人と車の分離をはかり、人間優先の見地に立った道路整備を進めなければならないと思います。

以上の前提に立って四、五点質問を行います。

まず、一点目は幹線道路、主要道路での自転車専用通行区分の整備と明確化であります。この四、五年前ごろからモーターゼーションへの反発からか、あるいは自転車利用運動に呼応するかのように、自転車の利用者が増加していることはすでにご承知のことと思います。が、それに比例して自転車利用者の交通事故が目立ってふえております。

いま手元には、四日市北警察署管内の交通事故の資料を持っておりませんが、それによりますと、四十七年度に比べ、四十八年度上半期だけで昨年の二倍になっております。このまま推移いたしますと、四十八年度は四十七年度に比し四倍の事故件数になるという数字があらわれてまいります。まことに憂慮すべきことと思います。

そこで、自転車利用者、並びに歩行者に対しての安全施策をどのように考えておられるのかを伺いたいと思います。

第二点目は、国道、県道、市道等の主要道路に対しては、歩道上に自転車の通行区分を設け、区分標識が立てられておりますが、まだまだ十分とはいえないと思います。公共施設としての道、病院、学校、通勤道路、あるいは商店

街、スーパーへ通ずる道路等の自転車、歩行者の安全確保にもつとめるべきであり、それがために通行区分の標識にとどまらず、道路上に白線を入れて通行区分を明確にすべきであると考えますが、理事者の見解をお伺いしたいと思います。

第三点目は、生活道路の舗装の補修について伺いたいと思います。

四十七年、四十八年度において、主要市道の舗装が一応完了するわけですが、それ以前に行われた道路の舗装面のいたみはなはだしく、部分的な補修だけではどうにもならない生活道路が町の至るところで見受けられますが、今後このような道路の再舗装についてどのような計画を持ち、実施されようとしているのか、お伺いしたいと思います。

第四点として、道路の側溝の整備についてお伺いしたいと思います。

道路の舗装が先か、側溝の整備が先かの論議は別として、現実として新市街地においては舗装が先行しているのは事実であります。当然市サイドにおいて行わなければならない側溝の整備が市民要求にこたえられないために、現物支給の形となり、自治会等の奉仕によって細々と続けられているのが現状でございます。

側溝の整備につきまして、年次実施計画はどのようになっているのかお伺いしたいと思います。また、市サイドで施工した側溝、現物支給で施工した側溝面の舗装がおくれているため、せっかくの工事が道路排水に役立っていない道路が至るところにあるし、自転車利用者、あるいは歩行者の安全確保の面から見ても好ましい状態ではないことはわかりのことと思います。

市サイドにおいて施行した工事、あるいは自治会等で施行した工事等は施行の完了の届けが必ず担当部局へまいるはずでございますので、その場所がいつ完了したかわかるはずでございます。市民側の要求によって、部分的舗装をするのではなく、自動的に補修、舗装するのが当然と考えられますが、理事者の見解をお伺いしたいと思います。

次に、羽津都市下水路についてお伺いいたします。

先般、羽津都市下水路の概要について、羽津自治会に説明がなされたわけでございますが、長年の要望であった排水工事が日の目を見るということは、地区民にとって非常に喜ばしいことであります。が、現在の計画からいくと、あまりにも時日がかかり過ぎることでもあります。

理事者側においても、羽津地区の実態は十分におわかりのことと思いますが、羽津都市下水路といえは、羽津地区のみの排水とられがちですが、羽津地区はもちろんのこと、海蔵、八郷、大矢知地区の一部の排水が羽津農業水路を通して、羽津のポンプ場へ来ていること、また、羽津、大矢知、八郷地区の丘陵地帯の住宅建設が進んでいることも事実として十分承知のほうであるし、住宅あるいは宅地造成が進めば、遊水面積が減少し、そのしわ寄せから高台にあっても浸水面積がふえていることもご承知のことと思われ、また排水工事の完了を待つまでもなく、現実に家屋のかさ上げを行っている家もあらわれているということが現実であります。

また、市街化区域内の農地の宅地並み課税が課せられようとしている時代に、農地であるために遊水池であってもいいというわけではないと思います。羽津地区の排水についてこれ以上くどくどいいたしません、要は、一号水路が先だ、二号水路が先だとの論議ではなく、羽津排水路の水をポンプ場には早く持つてくること、それがためには同時着工を行うこと、またポンプの増設を一台でも早く早急に設置すべきであるというふうに考えております。

また、米洗川の河川改修については、一体どのようになっていっているのかについてもお伺いしたいと思います。

国の予算の関係もあって、思うようにはいかないと思えますけれども、債務負担行為でも行って現在の八年計画を少しでも短期に早めるようにぜひ努力を願いたいし、常時浸水地域については、即時工事の着工に踏み切るべきである

ということが私の主張でもあるし、また羽津地区住民の長年の願望であるので、その点十分考慮されて工事のすみやかな着工と工期の短縮に一段のご努力を願いたいと思いますが、これにつきまして、担当の加藤助役からその考えのほどをお伺いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 第一問の道路行政についてお答えいたします。

車公害をなくすること等を目的といたしまして、人間優先の道路ということで全国的に広がっております自転車利用の運動につきましては、政府も最近非常に積極的な姿勢をとっております、国民のとうとうと生命や快適な生活を取り戻すためにも、バイコロジー運動の推進は今後の重要な課題であると、そうしてこの解決に取り組む決意であると、こういったことを車社会から脱皮するために非常に意欲を示しておるのは、ご承知のとおりでございます。

四日市といたしましても、自転車に乗る人、あるいは歩行者の対策といたしまして、四十年度を初年度として交通安全事業五カ年計画が作成されました、これを契機に大幅にこの事業の推進は取り組まれておるのでございます。自転車と歩行者の道とが同一の道路の上を歩き、走るというのは、これは新しい概念でございます。従来自転車は車道を通行するものと考えられておったんですが、自動車を中心においたこれまでの道路行政を抜本的に改めまして、自転車と歩行者を混合交通させると、そしてそれで差しかえないと考えられる区間には、自動車に対して弱い立場にある自転車と歩行者がまず自動車交通から分離いたしました、両者を道路の同一部分を互いに譲り合って通行させることによって、自転車に乗る人、それから歩行者の安全を確保しようとする方向でございます。

当市におきましては、自転車、歩行者道の概要は、大体国道が三路線で十三・八キロメートル、県道が二路線で八・七キロメートル、市道は中央通りほか十二路線で延長は二十四・七キロになっております。このほか、生活道路、通学道路として歩行者だけの安全確保のための歩道が、市道として朝明中央通り線のほか十五路線二十八キロになっております。そうして、歩道部分への自転車の乗り入れも、国の施策や県道に先がけまして四十六年の四月から取り組んでおるのでございます。今後ともこういった自転車道、それから歩道、これらの構築は積極的に取り組んでいくと考えております。

四十九年度の予定といたしまして、阿倉川から子供たちがレクリエーションの場としてよく利用しております垂坂公園までの羽津山緑など、歩車道を分離いたしました、自転車、歩行者の専用道路としてその事業を実施する予定にもなっております。

今後は、これらの弱いものの交通の問題は、道をつくるだけではなく、あるいは自転車置き場の建設であるとか、新設道路建設の際に自転車、歩行者道を併設するとか、あるいはバスレーンの問題、あるいは裏道、市街部での自動車の通り抜けの禁止、あるいは制限、こういった幾多の問題もあるのでございますけれども、これらの問題を積極的に片づけまして、自転車道、歩道の普及につとめたいと思います。

なお、生活道路につきましては舗装の新設であるとか、あるいは再舗装、点々補修、あるいは側溝の整備計画、これらにつきましては土木部長からお答えいたします。

○議長（山口信生君） 加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） 羽津の都市下水路について、簡単にお答え申し上げます。

昭和四十九年度を初年度といたします下水道第四次整備計画というのが建設省のほうにおいて取りきめられております。その中で、本市としましては下水道として総額約二百六十億程度の事業を認めてもらうように申請しておりますが、その中に、都市下水道としては七十五億円の事業を申請して、ただいま、国のほうで検討中でございまして、私のほうから出ましてヒヤリング等でこの下水道整備を進めるようにお願いしておる最中でございますが、その中に六本の都市下水道が考えられておりまして、羽津都市下水道もその計画の一つでございます。

今年度は、ポンプ場敷地購入等約八千七百万円という事業費を組んだわけでございますけれども、さらに幹線水路等につきましては単費のつけぐあいもありますので、この点十分住民の方々とお話し合いを進めながら事業を一段と進めてまいりたいと思っております。

ただ、この国の補助だけではやはりおっしゃる通りに七年も十年もかかるというのが実態でございますので、何らかの手段を講じまして、できるだけ早くこの事業を完成をいたしまして、住民の方々にご安心をいただけるよう努力をいたしたいと存じております。

次に、米洗川の問題でございますが、下流部につきましてはご承知のとおり耕地事業ですでに整備がされておりますが、上流部については、過去今日まで災害復旧ということで逐次水路の整備をはかってまいりましたわけでございますが、なおあそこを歩いてみまして不十分な点が相当ございますので、引き続き改良復旧事業としてこれを持ちたいと、かように考えておる次第でございます。

なお、四十八年度ではしゅんせつを行いました。

以上、簡単にございますが、二点についてお答え申し上げます。

○議長（山口信生君） 土木部長。

〔土木部長（杉本義広君）登壇〕

○土木部長（杉本義広君） 再舗装計画につきましてお答えいたします。

今年は約八万平米やる予定であります。八万平米を年単位として一応計画的にやらないと、いままでやりました舗装の老朽化した分につきまして追いつくことはできませんので、そういうふうな計画でやりたいと思っております。

側溝の整備計画でございますが、六月議会でご質疑いただきましてご答弁申し上げましたように、受益者負担金等を考慮した条例化といった点につきまして、ただいま各都市調査いたしました研究しているわけなんです。いずれ方向がきまりましたら、またの機会にお示しさせていただきます。以上でございます。

○議長（山口信生君） 田中政一君。

〔田中政一君登壇〕

○田中政一君 初めの道路行政につきましては、市長のほうより自転車利用運動に呼応したように道路の整備を前向きにやっていきたいという返答がございましたので、構想に終わることなく実際の計画にあらわしていただきまして、実施を願いたいと思っております。

具体的に指摘いたしました面が回答がありませんので、再度質問いたします。

歩道上の自転車の利用区分を認めておるわけでございますが、歩道の一面を切るといいますか、そのようにして車道から直接歩道に自転車が乗るようになっておりますけれども、それとてまだまだ十分ではございません。

たとえば、市立病院の前、これ全然なされてない。きのうも、市立病院へまいったわけでございますけれども、うは車を押した人、あるいは自転車の利用者がわざわざ車道を通っている。あるいはその道を通じて今度できた図書館へ通ずるわけでございますので、早急に他の道路と同じように自転車の利用が歩道上でできるように整備をしていた

だきたいと思えます。

それから、私が白線を引いたらどうかといいますのは、歩道も車道も一応舗装がしてありまして、いわば黒になつておるわけです。まず、乗り入れのところが明確じゃない。もっと親切にやろうとすれば、夜間でもわかるように夜光塗料でもそのかどに塗るべきである。そうして、安全の確保につとめるべきであるという考えを持っております。主要道路に白線を引くということは、その歩道上を確保するばかりでなく、商店によっては歩道を使って商品を並べておる、あるいはそこに自動車を乗り入れておる。そういう例がたくさん見受けられるわけです。そういうところからは、はっきり白線を引いて、ここは自転車を利用する区分ですよ、ということを明確にしたらどうかというところを尋ねておるわけでございますので、その点につきましてご答弁を願いたいと思えます。

羽津の都市下水道につきましては、これはもうくどくどと申しますまでもなく、いままで再三いわれていることでございますので、一日も早く工事が完了するように、工期の短縮にご努力を願いたいということをご希望事項として申し述べておきます。

一点についてご答弁を願いたいと思えます。

○議長（山口信生君） 土木部長。

〔土木部長（杉本義広君）登壇〕

○土木部長（杉本義広君） 市立病院前の切り込みにつきましては、まだ切り込みがしてございませんので、さっさくさせていただきたいと思えます。

それから、白線の問題でございますが、今年度といたしましては、一万二千メートル程度を一応事業計画を持っておりまして、重点的に施行していただきたいと思っております。なお、現在の施工基準でございますと、外側線、

白線につきましては夜光を使っていないわけなんです、横断歩道の注記につきまして夜光を使っているということでございます。これにつきましては、十分と主管の県、あるいは国と打ち合わせまして検討させていただきたいと思えます。

○議長（山口信生君） 田中政一君。

〔田中政一君登壇〕

○田中政一君 道路の安全策につきまして、再度申しますけれども、実は、最近私の家から百五十メートルぐらい離れた道路上のことでございますけれども、このところ新しく舗装整備されたわけでございますが、二カ月の間に同じような事故がその場所において六件も起きています。それで、その前に事故が二、三件起きまして、その隣接の住民の方が市、あるいは警察当局へ何とか安全の確保のための施策を施してほしいというような要望が出ておりましたけれども、遅々として進まなかった。やっと最近になって、行いますというような返答があったわけでございますが、そのような例は、道路が整備されたにいたがいて町の至るところで起きると思えますので、その面も十分考えた道路の安全の確保につとめていただきたいと思います。夜間照明もわかりでございます。その点を十分に考慮されまして、自転車利用者、あるいは歩行者の安全の確保にいま一そうのご努力をお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（山口信生君） 暫時、休憩いたします。

午後二時十分休憩

午後二時二十三分再開

○議長（山口信生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

出井 博君。

〔出井 博君登壇〕

○出井 博君 ご通告いたしました二点について、ご質問いたします。

まず、第一点として老人問題についてでございますが、この問題については、本日午前の橋本議員が詳細にご質問されておりますので、若干重複する点がございましたら、その点は考慮していただいでご答弁願えればけっこうだと思います。

まず、老人問題は二つの観点からとらえる必要があると思います。一つは、人口構造の変化によって到来する高齢化社会がもたらす諸問題への対応という長期的観念からの掌握であります。二つは、激動を続ける現在の社会に生活する老人が有する諸問題への対応という今日的観点に立つものであります。

もちろん、老人問題の多くは今日の問題であるとともに、将来に続く性格を有しているのでありますが、明確に分類することは困難であります。こうした観点から問題の所在を若干整理しますと、高齢化社会の到来、高齢人口の急増と人口の老齢化。

わが国の高齢人口は、昭和七十年までに倍増し、昭和八十年には国民の二割をこえ、高齢社会を迎えることになり、昭和六十年にはアメリカ並み、昭和七十年には西欧並みとなり、昭和八十年には世界有数の高齢化社会となり、老齢化のスピードは諸外国の数倍といわれております。

まず、例を引いてみますと、昭和三十年に六十歳以上の人口が七百二十四万人、総人口比八・一％、六十五歳以上の人口が四百七十五万人、総人口比五・三％、昭和四十五年には、六十歳の人が千四百万人、総人口比が一〇・六％、

六十五歳以上が七百三十一万人、七・〇％、昭和六十年には千六百七十六万人、総人口比が一三・九％、六十五歳以上が千五百五十万人、九・五％。昭和七十年には、二千二百五十四万人、総人口比が一七・六％、六十五歳以上が千九百三十八万人、一二・〇％。昭和八十年には、六十歳以上が二千七百二十六万人、二〇・二％、六十五歳以上が千九百四十五万人、一四・四％。昭和九十年には、六十歳以上が三千百三十六万人、二二・六％、六十五歳以上が二千三百四十八万人、一六・九％という数字が、人口問題研究所の資料として発表されております。

そういう中で、生活環境の変化と老後生活ということで今日までのわが国は世界に誇る経済成長を続けてまいりました。それは、驚異的とさえいわれておるものでありましたが、反面その急激な経済社会の変動の中に生じます各種のひずみを問題として指摘されておりますが、特に経済成長の恩恵に浴することが少なく、急激な変化に順応しにくい老人層にはその影響がことのほか大きいのであります。

しかも、現在の老人層は明治、大正、昭和の三代を生き抜き、多くの苦難を乗り越えて今日の繁栄を築き上げました貢献者であります。

さらに、若い時代におきましては老後のたくわえなどにつとめたにもかかわらず、戦争、戦後、最近の世相の急激な変化の中で、いまや報われることの少ない時代に老後を迎えたという歴史的宿命を負わされた方々であります。

また、ここにお見えになります方々の大半の方も、あと十年先になりますと老人クラブ入りをされるということが私から見ましてもわかりますし、私も十年たちますと老人の中に入れていくわけでございます。

この方々の老後の生活をめぐる問題として、経済の発展に伴う影響、核家族化と高年者世帯の増加、扶養意識の減退、老後生活と年金、特に、最近定年制と老人の就職ということと各企業とも定年延長の問題を検討しておりますが、そういう中で、老人と健康、医療の問題等、きわめて広範囲なものになっております。この中で、高齢化社会

の到来は避けることのできない事実であり、これが解決は、長期かつ総合的対応を要する問題であります。その基本的方向としては、老人対策は単に老人を弱者として保護するにとどまらず、老後の生きがいを高める等、積極的、前向きな対策が必要であります。

また、老人対策は年金、医療、福祉サービス、生きがいなどきわめて広範多岐な分野について総合的な対策を講ずる必要があると思います。老人対策は、個人、家庭、地域社会、企業、地方自治体、政府がそれぞれの分野において根気強い努力が必要であります。

特に、四日市の現状はどうかといえますと、六十五歳以上の老人は、昭和四十七年には一万六千六百三十七人となっております。昭和三十五年と比較しますと、五千八百十五人（五一・一％）増加になっております。全人口に占める割合は、昭和三十五年の五・五％から、昭和四十七年は七％になっており、今後とも四日市市においても高齢化傾向は高まるものと予想されます。

これら老人の中には、老後も引き続いて働かねばならない人、健康に恵まれず寝たきり状態の人など老人世帯の激増は必至であります。この中で、市長は所信表明の中でも福祉都市の建設を目標とした行政の充実並びに都市機能の整備を強化推進することが一そう必要であるということを述べられておりますが、老人問題について今後どのような施策をやられるのか、ご説明をお願いしたいと思います。その説明によりまして、後ほどまた再度ご質問を申し上げます。

二番目は、その後の近鉄八王子線並びに内部線問題についてでございます。

近鉄八王子線廃線問題については、この議会におきましても一般質問の過程で多くの方々から質問、廃線反対の意見など述べられまして、また市長からは、地区住民の方々への期待に沿うような答弁も、この席でなされております。

その後、運輸省、近鉄当局から存続するというような発表も現在ではなされておりましたが、近鉄高架事業も来年三月には完成予定ということ聞いておりますが、おそらく完成後におきましては、同線の廃線問題が再び大きくクローズアップされるのではないかと、沿線住民並びに利用者は不安の日々をおくっておりますが、その後の経過はどういうようになっておるのかご説明願います。

なお、昭和四十六年九月議会におきまして、近鉄内部線の高架乗り入れについて私は質問もし、要望もいたしました。その後乗り入れを強く要望し、期成同盟なども設置されておりますが、高架乗り入れは現時点ではどうも不発に終わった感が非常に強いのでございます。今後、万が一八王子線の存続が認められないということになりますと、現在の八王子線と内部線は同一型の車両を使っておりますので、この車両はもう日本のメーカーではつくっていないというようなことも聞いておりますので、今後内部線の廃線問題が提示されないという保証はだれもできないのではないかと、いろいろに考えますが、この点について、市当局の幹部の方々はどのようにお考えをお持ちいただけるか、また今後存続、廃線反対についてどのような考え方でおられるか、ご回答をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 第一問の老人問題につきましては、きわめて詳細に、また大局的な立場から将来の傾向、あるいは現在の当面する問題、こういった点をご指摘いただいたのでございまして、さらにこれを午前中の橋本増蔵議員に対する答えを考えますとき、私がこれ以上つけ加えるところもないのでございますけれども、老人対策の施策といたしましては、確かに弱者としてではなく生きがいを感じさせるための政策といたしましては、これは広くは社

会連帯の観念をもって、老人をあたたく包んでいくと、特に家族制度の崩壊しました今日におきましては、社会連帯の観念がこの高齢者に対する唯一の最大の精神的な支柱になることだと考えております。

もっとも、生きがいを感じさせるというためにはもちろん所得の問題、あるいは医療保障の問題、福祉年金の問題、敬老年金、こういったいろいろな問題があるかと思えますけれども、一番生きがいを感じさせるといふ意味におきましては、高齢者に対する就職あっせんが当を得ておるのではないかと考えるんでございます。健康を害しておられる方につきましては、それは不可能なことでございますけれども、健康な老人につきましては、就職の機会をなるべく多くするように努力するということが、一番必要ではないかと思えます。

同時に、これにつきましては十月から社会福祉協議会におきまして専任者をおいてもらって、十月からこの就職あっせんに取りかかろうと考えております。また、老人向きの住宅とか、電話を取りつける等の福祉対策、こういったものをなるべくきめこまかに取りつけていくと、そういったことが大局的には老人の生きがいに結びつくことではなからうかと思っております。

また、健康を害されておる高齢者につきましては、特別養護老人ホームであるとか、あるいはまた午前中橋本増蔵議員のご発言のありましたような老人に対する病棟の整備、こういった問題が大きな支柱にならうかと考えるんでございます。

要は、こうしたいろいろな施設なり設備、あるいは経済的な支援、こういった問題を総合的に、少しでも完全に充実していくことが老人福祉につながるものであらうと考えております。

近鉄八王子線の存続問題につきまして、私は三月の議会においてご答弁申し上げたんでございますが、その当時には、それなりの保証もあったんでございますし、また八月の初めごろまでは私はこの廃線、当面の廃線とか存続というよりな問題につきまして、存続という線で事態はうまくいっておると考えておったんでございますが、最近に至りまして、何か近鉄内部の事情でその行き方に変化があったんじゃないかというような兆候を感じ取っております。感じ取るということは、私はまだ直接、そのことについて何も直接には聞いておりませんから、そのような感じであると申し上げるんでございますけれども、何かとにかく従来の当面廃線はしないという方針が変化があったんじゃないかというよりなことを想像するに足るようなことが起こっておると思います。

しかし、私の態度といたしましては、三月議会にお答えした姿勢と少しも変わっておりません。

なお、内部線につきましては、これについて廃線しないという何らの保証もないのではないかといいご意見でございます。私もそういう保証はないと思えますが、ただ客観的な条件といたしましてバスその他の代替路線のない路線については、廃止はむずかしいというよりなことはございますので、あの施設で永久に持ちこたえられるかどうかは別といたしまして、八王子線を廃線にするんだというよりな手軽な取り上げ方は、内部線についてはできにくいんじゃないかと考えております。しかし、あの施設も非常に狭軌でございますし、ご指摘のようにあれを消耗してしまえばつくっておるところもないのではないかというよりな、あればけっこうでございますが、とにかく時代離れのした施設でございますから、非常にそういう危惧の念ももっともだと思っておりますが、ただ少し八王子線と私は条件が違っておると、このように考えております。

○議長（山口信生君） 出井 博君。

〔出井 博君登壇〕

○出井 博君 要望しておきまして私質問を終わりたいと思えます。

老人問題につきましては、いま市長のほうから具体的にはこれ、これをやるというご答弁もございませんが、将来

基本構想ができてきて、基本計画の中で長期的な問題として取り上げていただいて、十年の展望を明らかにして、そして生きがいのある老人ホーム、その他そういうものをつくっていただくようによろしく、強く要望しておきます。

また、四日市の老人ホーム寿楽園におきましても、定員が九十名であるということで、六十歳以上の人口に対して収容定数は〇・五割、要保護人口約五百人に対して一八割で、非常に低い施設でありますし、また施設も老朽化しておりますので、近い将来これの改築、増設ということにも十分努力をお願いしておきたいというふうに要望しておきますし、まただんだん老齢化してまいりますと働き手が少なくなり、働き手に占める老人というのは非常にふえてまいりますので、その点も十分前向きな姿勢で取り組んでいただくようお願いしておきます。

それから、次に八王子線の存続の問題でございますが、都市交通のあり方は従来の車優先では、今後交通公害、交通麻痺はますます深刻となりますので、大量輸送機関の現在設置されております八王子線、内部線の存続を強く要望しておきますし、また私自身も内部線を二十数年間利用しております関係上、内部線の廃止ということについては、八王子線以上に問題も出てまいりと思っておりますので、まずその歯どめとして八王子線の存続に全力を傾注していただきまして、歯どめをやっていただき、内部線も存続させるようにひとつよろしく市幹部の方々のご努力を期待いたしまして、私の質問を終わります。どうぞよろしくお願いします。

○議長(山口信生君) 吉垣照男君。

〔吉垣照男君登壇〕

○吉垣照男君 通告いたしました順に従い質問をいたします。

本日は、老人問題あるいは近鉄問題等で多少重複する点もあるかと思いますが、よろしくご答弁のほどをお願いいたします。

第一問、福祉問題についてお伺いいたします。

第一点、老人福祉についてでございますが、九月十五日は老人の日でございます。しかし、お年寄りの方はこの敬老の日を心待ちに、ほんとうに待っておられるのでしょうか。

先日、ある寝たきりの老人のおばあさんにお会いする機会ができました。このおばあさんは、八年前から目が見えなくなり、下半身不随で寝たきりでございます。下の世話から食事からふろに入れてもらうまで、全部主人にしてもらっております。自殺できるものなら自殺したいと涙ながらに語っております。また、もしおとうさんが死んだらもう私は生きとらぬ、あとを追って自殺するのや、おとうさん以外にだれがこんな世話をしてくれますか。便も下半身しびれているので、自然に出てこない、おとうさんにゴムの手袋で指を突っ込んでもらって取ってもらうのや、とらっております。こんなことはおとうさんでないとだれがしてくれますか、おとうさんが死んだらもう死ぬしかないのやとつぶやいております。

私は、この声を耳にしたとき、はだ寒い思いと同時に胸の迫る思いで一ぱいございました。このような寝たきりの人は、ほかに四日市には三百九十一名おります。この寝たきりの老人に生きがいを与えるにはどうしたらいいのだろう、下半身不随がなおって元気になるとか、話し相手になってあげるとか、何らかのもので満足してもらうとか、このような人たちに喜びを与えるには、自分がどうしたらいいのか、自問自答を繰り返すしかないのでございました。このような寝たきりの老人や、あるいは一人暮らしのお年寄りの方にどうしたら生きがいを与え、喜びある毎日を送ってもらうことができるのか、先ほど市長からも答弁がございましたが、ほんとうに市長はどうしたらよいか、心の中で考えるだけじゃなしにそれを行動に移していただきたいのでございます。そういう面で、もう一步深く立ち人った点を、市長のご答弁を願いたいと思います。

第二点は、ホームヘルパーの増員でございますが、スウェーデンでは人口十万人で八百人、ノルウェーでは四百人のホームヘルパーがおります。日本の平均は、十万人で八名だそうです。四日市では、二十三万人でわずか先ほどの申されておりましたように九名でございます。日本の平均の半分以下の人員しかいないのでございます。

一人暮らしの老人、寝たきりのお年寄り、その他の老人はひとしく孤独を訴えております。話し相手がほしいのでございます。四日市では、少なくとも二十人や三十人の家庭奉仕員を置く必要があると私は思うのでございます。

この点について、お尋ねをいたします。よろしく願います。

第三点、一人住まいの老人の家に電話の設置をしてはどうかという提案でございます。電話での話し相手になってあげるような考えはございませんか。老人同士の話し合い、紹介をしてあげ、老人と老人とが話し合いができるようなそういう紹介をしてあげる場がほしいのでございます。老人は孤独であり、一人さみしいのでございます。

こういった面で、老人の望んでいることは何でもかなえてあげるような行政が必要ではないかと思うのであります。第四点、老人の専門病院の設置についてであります。

先ほども出ておりましたけれども、少し立場をかえて質問いたします。

最近、老人の平均寿命の伸びから、老人人口は大幅に伸びてきております。今後また伸びるでありましょう。老人病の特有の長期治療を要する入院患者が急激にふえてきております。ゆえに、各病院では老人対策としての病床の不足から使用できず、入院しなければならぬ患者が入院できないのが現状でございます。

よって、老人の専門の病院の設置を訴えたいのでございます。あるいは、老人の医療に主眼を置いた老人ホーム、特別養護老人ホームに近いような老人ホームの設置が必要であると思うのでございます。この点、どのようなお考えをお尋ねいたします。

第五点、老人の雇用対策についてでございます。

老人の平均寿命が伸びてきていることは、先ほどのところでも申し上げましたが、定年以後の雇用対策が思うようにいっておりません。働く体力もあり、本人も働きたいが、思うようなところが現状でございます。その人の体力、能力に応じた適材適所なところをあっせんしてあげる機関がほしいのでございます。

たとえば、老人雇用対策相談コーナーを設けて、そこへ行けば、自分の希望しているところに思うように入ることができる、そういうようなところをつくっていただきたいのでございます。

第六点、各所に老人ホームの設置について、お伺いいたします。

朝から晩までゆっくりと気軽に行ける、楽しいムードの老人ホームを私は望むのでございます。娯楽室があり、機能訓練機があり、ふろはどんどんわいている、いつでも入れる。舞台装束もあり、踊りたければいつでも踊れる。また、一方外へ出れば庭園もあり、散歩も楽しめると、このようなものをつくってほしいと思いますが、いかがお考えをお尋ねいたします。

第七点、寿楽園の改築及び増築と庭園の確保について、お尋ねいたします。

寿楽園は、昭和二十七年七月に第一棟が建設され、まる二十年になりました。その間、何度も補修を重ねて今日に至っておりますが、何ぶんにも古くなってきております。昨年なども、雨漏りが十数カ所一度にしたりしてきております。二棟も、昭和二十九年十二月に建てられたものでございます。これも老朽化してきております。改築の話は数年前から出て、寿楽園にいる方々も心待ちに待っておりますが、補正にも出ておりませんし、敬老の日を迎えるに当たりまして、来年は必ずというものを与えてあげてほしいのでございます。

次に、裏の国有地を一日も早く払い下げていただきたく。木立ちのある庭園の確保をしていただきたくということ

でございます。

東京の東村山市に武蔵園がございます。これは、東京都営の老人ホームでございますが、非常に何千坪、何万坪という庭園でございます。その中で一日歩いても、歩き切ることができないような大きな庭園でございます。

そこまでいかなくとも、少なくとも何千坪というように庭園をつくっていただきたいと思っております。よろしく願っています。

第八点、ボランティア制度の実施について実例をあげて質問いたしますので、よろしく願っています。

現在、わが国の老人福祉対策が大きな社会問題として取り上げられるようになりました。全国に六十五歳以上の老人は一千万人をこえ、近い将来には、総人口の二〇%にもなろうとしております。

武蔵野市では、このたび一人暮らしの老人に対してボランティア制度の実施をする運びとなりました。この制度は、昨年四月よりスタートしました。六十五歳以上の老人の実態調査を行った結果、寝たきり老人も含めて一人暮らしの老人が約三百人いることがわかり、これらの老人たちが金銭的な面だけではなく、食事のことも困っていることがわかり、一人暮らしでは、その日によってからだのぐあいが悪いときなど買物等にも行けず、栄養面でも片寄りになり、一人暮らしの老人にはあまり訪れる人もなく、食事も満足にできず、孤独におちいりやすく、毎日一人さみしい余生をおくらなければならぬ状態でございます。

最近、マスコミの報道でも老人福祉の充実が急務であると報道されるようになりました。しかし、わが国の福祉政策は諸外国と比較しても、はなはだ立ちおくれ、老人の自殺者は世界一という現状でございます。

老人福祉法第二条には、老人は多年にわたり社会の進展に寄与してきたものとして敬愛され、かつ健全で安らかな生活を保障されるものとするところとありますように、武蔵野市では、これらの一人暮らしの老人対策の一環としてこの制

度を実施するに当たり、老人宅まで給食を配達してくれる人を市の広報でつたのでございます。五十人の応募者が集まり、市の予算も今年度は設備費、あるいは人件費、材料費を含めて三百六十四万、一人一食百五十円見当が計上され、現在給食希望者は四十人ほど出ているようでございます。

こういった老人特有の寝たきり老人に対して、ここにボランティア制度の四日市の実施を叫ぶものでございます。よろしく願っています。

次に、母子家庭の医療費の無料化についてでございますが、現在四日市は約千百名の母子家庭がございます。その中で、九百世帯の家庭が自分のみずからの力でがんばっているのが現状でございます。交通事故で父をなくした家庭あるいは病気で死に別れた家庭等、いろいろな理由があると思っております。

物価高騰の現在、女手一つで生計をたてることはほんとうにたいへんなことと思っております。そこで、この母子家庭に医療費の無料化をお願いしたいのでございます。

近鉄八王子線についてでございます。

八王子線の問題については、地元の方々はだれ一人も八王子線の存続を希望しないものがございます。このことは、もはやここで申し上げるまでもございません。本年の三月議会で、市長は近鉄八王子線の件で存続ということをお頭に入れて、次の三点について言っておられます。

社会情勢も私は非常に変化してきたと思っております。これが一つでございます。

二つ目に、無用の長物であるかのようにいわれた電車が、むしろ安全な交通機関といった観念が芽ばえてきております。二点でございます。

三つ目に、私は従来のいきさつにあまりこだわらずに、今日の観点に立って解決されるべきだ。市長の市民を思ひ

ご答弁だと、地元の人少し安堵の光を保ったわけでございます。

その後半年たったわけでございますが、市長は、ただ頭の中で半年間しておられたのか、それともいままでも半年間どり行動をとられたのかお聞かせ願いたいと思います。

第三問でございますが、ふたたびプラネタリウムの設置についてお伺いいたします。

これは前にも申し上げましたように、このプラネタリウムは、天体望遠鏡ではございません。ドームの中で、機械が星や太陽や月を思うがままに映し出す機械でございます。公害のスモッグや、石油コンビナートによります光のためにはさえぎられて、最近では星も思うように見ることができなくなり、そのためにプラネタリウムの設置をして、四日市の子供たちに昔の四日市の夜空を満喫するまで見せたい、こういう気持ちで申し上げているのでございます。

この点について、市長のご所見を心からお願いたします。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） お答えいたします。

老人福祉につきまして、ホームヘルパーのことにつきましては、今後ともこういった寝たきり老人、あるいはまた一人暮らしの老人はふえていくことであろうと思っておりますので、必要に応じてこれは増員していきたいと考えております。

電話の話し相手になってやったらどうかというよりなご意見でございますが、これにつきましては、老人福祉センターが完成しました暁には、そこを拠点といたしまして電話を利用しての話し相手にできるだけなってあげたいと、このように考えております。

老人の専門病院の設置ないしは準特別養護老人ホームの設立の問題でございますが、まず当面いたしましたは、本年から助成をお願いしております特別養護老人ホームの早く完成することを願っております、また専門病院を設置するというような考え方は持っておりません。

定年以後の雇用対策につきましては、社会福祉協議会で先ほどもご答弁いたしましたのでございますが、十月から専任の職員を置いて、この雇用対策を進めていきたいと思っております。

各地に老人ホームを設置せよというご意見でございますが、ふる、娯楽施設、あるいは散歩、庭園、こういったすべてを具備した老人ホームは、各地区にそれぞれ設置するということは私は困難だと考えておりますが、せいせい老人のいこいの家といったようなものを段階的に考えたらどうかと考えております。

寿楽園の改築につきましては、寿楽園を私も先日お伺いしたんでございますが、非常にきれいに整理せられておりまして、入っておられる方々も非常に元気でありますので、非常に心強く感じましたわけでございます。

この敷地は、農林省の所管になっておりまして、まだ借地でございますので、この農林省の土地をできるだけ早い機会に買い上げていきたいと思っております。そうしてまた健康な方には野菜なんかをつくっていただまして、それを通じて生きがいのある生活を送っていただきたいと、このように考えております。

一人暮らしの老人、あるいはまた寝たきり老人に対する給食を配達するという制度、この点につきましては、私はまだ四日市の現状では手が回らねると考えております。

母子家庭の医療費の無料化につきまして、現在母子世帯の実態調査の集約中でございますが、大体千百世帯ぐらいになるものかと考えております。ご承知のように、母子世帯につきましては母子福祉法におきましても定義づけられておりませんし、寡婦世帯との限界もはっきりはしないものがございます。いずれにいたしましても、社会的な弱者

であることには変わりありませんので、何らかの考慮は払いたいと思いますが、母子家庭の医療の無料化につきましては、基本的には、国民の医療について社会保障制度の立場から、国のやるべき仕事であろうかと考えております。

現在、各市町村におきましてはいろいろの医療の無料化が行われておるんですが、特に今日の医療の供給の体制からみましても、無料化という問題、いろいろ問題をかかえておりますし、母子家庭の医療の無料化というよりな問題につきまして、私はまだこれをやるとお約束することはできかねると考えております。

第二点の近鉄八王子線の問題につきましては、三月以来私は近鉄の責任ある方々ともお会いして、大体存続の感触をちとっておたわけでございますけれども、八月の初めに至りまして、まだ私自身は何ら正式の申し出は受けておりませんけれども、いろいろ近鉄の内部にその方針に変化のあったことをまた聞きしております。

しかし、これにつきまして、私の態度は三月申し上げました時点と何ら変わっておりません。考えておったんではなくて、私は行動もいたしましたし、説得もいたしました。

第三点目のプラネタリウム設置につきましては、これは公営でやったほうがいいのか、また民営でやったほうがいいのか、あるいはまた二十三万都市にふさわしい維持ができるかどうか、こういった観点から、私は設置する意向はございません。

以上でございます。

○議長（山口信生君） 吉垣照男君。

〔吉垣照男君登壇〕

○吉垣照男君 いろいろご答弁していただいたわけでございます。

第一点の老人問題については、市長からいろいろな答弁を賜わったわけでありますけれども、私は、先日から寝た

きり老人の実態調査を兼ねていろいろな老人の方に会ってきたわけでございます。

そこで、こういうような一般質問の形になってきたのでございまして、ほんとうにわれわれはまだ若いわけでございますけれども、自分が三十年後あるいは四十年後にそうになったら、そういう面まで考えあわせて、いまほんとうに立ちおくられているのは老人問題だ、ここに私は質問の主眼を置いたわけでございますが、何だか市長は、福祉重点政策と肩書きはいいわけでございますけれども、ほんとうの四日市の市民、また老人を思っておりますので答弁ではなかつたよ

らに思います。

そこで、要望にとどめておきますけれども、この現在三百九十一名の寝たきり老人、あるいは身体障害者その他に一人暮らしの老人が多くいるわけでございます。こういった老人の方、あるいは身体障害者を含めて、今後は四日市としてなお一そりの考え方に立たなければ、ほんとうの行政をつかさどる責任者とは私はいえないのではないかと、特に要望しておきます。

近鉄の八王子線の問題について、行動もしたと、このように市長はいつております。近鉄というのは企業でございます。われわれは市民の代表と、市長も市民の代表だと、こういう考えに立って私は質問を申し上げたわけでございます。どうも、どうも企業の話をおきますと存続が………というようなど答弁でございました。

私は、この地元住民がどれだけこの近鉄の八王子線の存続を望んでいるのか、当然市長も実態調査され、行かれて話もされたと思えますけれども、ここに一つの原点を置かなければならないと思えます。そうして、この四日市あるいは県が姿勢を正したときに、運輸省の考え方も変わってくるのではないかと私は判断しているわけでございます。ただ地元だけの判断だと近鉄側の思うようになってしまつてでございます。

そこで、市長に再度この近鉄の八王子線の問題については、当然頭の中は存続というものを根底に置いておられる

と思いますが、なおかつこの問題については、どこまでも住民側に立った考え方をしていたいただきたい。そのことについてご答弁願います。

それから、プラネタリウムでございますが、これは以前も九鬼前市長のときに私質問させていただきました。そのときに、市長はどういうものかわかりませんということで、資料もお渡しし、検討されたやに伺っております。

このプラネタリウムは、なぜ私は四日市に必要なのかということをお願いさせていただきます。ただ公営でやる必要はないとか、民間ではどうか、いまは考えておりませんか、そういうような全く血も涙もない答弁を私はいただきたいわけではございません。

ただ、私が子供のころ四日市を見たときに、ほんとうに北斗七星にしても、群がる星雲にしても非常にきれいなものがありました。それを私は川口市でプラネタリウムの中で再現をしたのでございます。そこに、四日市の子供たちにもこういうプラネタリウムを設置して、そして四日市を見てもらいたい、昔の四日市を見てもらいたい、自然を味わっていたいただきたい、こういう気持ちで一ばいでございます。

いまのところは考えがないかわかりませんが、これは私はどこまでも呼び続けていきますし、議会でも採択になっているわけでございますので、その点市長も今後考えを改めていただきたいと要望いたします。

以上で終わります。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） お答えいたします。

単に私は地方の問題としてだけで、市長として扱っておるつもりではございません。現に、昨日も吉垣議員は存じないかもしれませんが、緊密な中央との連絡もっております。そして、私はあくまで三月申し上げました線で基本的な態度はくずさなつもりであります。

ただ、しかし私は議会を無視したというそしりを受けたくもございません。その点をご推察いただきたいと思います。

○議長（山口信生君） 本日はこの程度にとどめ、あの方方は明日お願いすることにいたします。

明日は、午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後三時十三分散会

昭和四十八年九月十三日

四日市市議会定例会会議録（第三号）

四日市市議会

○議事日程 第三号

昭和四十八年九月十三日(木)

第一 一般質問

午前十時開議

○本日の会議に付した事件

日程第一 一般質問

○出席議員(四十二名)

青 天 荒 小 伊 伊 伊 岩 大 小
山 春 木 井 藤 藤 藤 田 島 川
峯 文 武 道 金 太 信 久 武 四
男 雄 治 夫 一 郎 一 雄 雄 郎
君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

○欠席議員（二名）

橋本 長谷川 服部 早川 日比 藤井 增山 松島 六平 安垣 山口 山中 山本 吉垣
 橋本 長谷川 服部 早川 日比 藤井 增山 松島 六平 安垣 山口 山中 山本 吉垣
 橋本 長谷川 服部 早川 日比 藤井 增山 松島 六平 安垣 山口 山中 山本 吉垣
 橋本 長谷川 服部 早川 日比 藤井 增山 松島 六平 安垣 山口 山中 山本 吉垣
 橋本 長谷川 服部 早川 日比 藤井 增山 松島 六平 安垣 山口 山中 山本 吉垣

川喜多 訓野 粉川 小林 小林 小林 小藤 後藤 志積 高橋 高橋 田中 坪井 中島 野川 橋本
 川喜多 訓野 粉川 小林 小林 小林 小藤 後藤 志積 高橋 高橋 田中 坪井 中島 野川 橋本
 川喜多 訓野 粉川 小林 小林 小林 小藤 後藤 志積 高橋 高橋 田中 坪井 中島 野川 橋本
 川喜多 訓野 粉川 小林 小林 小林 小藤 後藤 志積 高橋 高橋 田中 坪井 中島 野川 橋本
 川喜多 訓野 粉川 小林 小林 小林 小藤 後藤 志積 高橋 高橋 田中 坪井 中島 野川 橋本

○議長（山口信生君） ただいまから、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、三十七名であります。

本日の議事は、昨日に引き続き一般質問であります。

日程第一 一般質問

○議長（山口信生君） これより、一般質問を行います。

大島武雄君。

〔大島武雄君 登壇〕

○大島武雄君 質問通告をいたしました順を追って、市長はじめ部長にお尋ねをいたしてまいりたいと思いますので、誠意あるご回答をよろしくお願いいたします。

第一問に、治水対策についてお尋ねいたします。

毎年、雨季や台風の時期になりますと、絶えず浸水の心配が起きております。安心して眠れないという日々も多いのでございます。常時浸水地域の方々は、少し雨量が多いと畳を上げたり、浸水してもだいじょうぶの体制や準備をしております。こうした問題は、市内の随所に見られます。富田はじめ富洲原、羽津、塩浜方面など、毎年浸水で悩んでいるのでございます。

この浸水の原因としていろいろございますが、特に大きな問題として考えられるのは、次の七項目と 생각합니다。まず一つに、工場の立地や団地造成などの開発と排水能力のバランスがとれていないこと。

二つに、道路工事と、いわゆる道路と雨水排水の能力の問題

それから三番目に、水路と橋梁との問題

四番目に、鉄道線路と排水路の問題

五番目に、雨量と各ポンプ場ごとの排水能力の問題、また停電などのときのポンプの状況の問題

六番目に、樋門の開閉とビニール等の流出物によるため、流水が遮断されるなどが考えられます。

七番目に、雨量計算と、水路や排水路の設置が問題になろうと思うのでございます。

これらの問題は、すでにこの議場でもたびたび質問をしておりますが、ことしも台風期を迎えておるわけでございます。浸水問題を起こしてはならないと考えます。

この治水問題について、どおり計画と具体的にどうやっていかれるか、先ほど申し上げました七項目について、お答えを願いたいと思います。

第二問に、公害問題についてお尋ねいたします。

まず第一点は、公害認定患者及び児童の救済の問題でございます。

昨年八月より、公害対策協力財団の設立問題が発表されて以来、一年を過ぎております。その中身は、内容は別といたしましたが、とりあえず公害患者を救済するための財団が、九月十一日の新聞に事実上スタートしたと発表されております。一応解決を見たものと考えられますが、いわゆる発足後のいろんな個々の状況と、社会的経済情勢の変化などによりまして、必要に応じて給付額の上積みは考えられるものかどうか、また、公害患者に給付される額は所得となります。したがって、その課税に対しては、何とか特別の配慮ができないものかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

なお、公害認定患者をはじめ、それに類するせんそくの子供がいるわけでございますが、そのような方々の保健衛生面、あるいはまた教育環境など、改善すべき問題があると考えます。

これらの児童を一日も早く健全な健康を取り戻すために、特に児童等の健康管理についてどのようにお考えか、また実施計画がありましたらお伺い申し上げます。

第二点目には、発生源対策についてお尋ねいたします。

第一項は、去る九月七日に、四日市公害研究会が指摘した問題が新聞に報道されておりました。新聞では、高煙突でもばい煙は市街地に残ると、あるいはまた大気拡散方式に疑問があると発表されております。これには、風速や気温、あるいは湿度などが大いに関係があらうと考えております。

したがって、もしこの調査研究が事実であるならば、あの新聞の内容では、約三百メートルの煙突が必要ではないかといわれております。市といたしまして、企業に対してそのような改善の要求をする考えはありますかどうか。

また、幸いにいたしましたその調査をするについては、県の公害センターにレーザーレーダーの購入をしたと聞いておりますが、これには、いわゆる四日市の逆転層等の問題を調査するといわれております。したがって、本市の上空における逆転層、あるいはその他の状況と煙突の高さ、あるいは拡散効果の研究も十分できるものと考えております。

この研究の結果、先ほど申し上げました、必要であれば三百メートル程度の煙突に改善することができるかどうか、この点についてお伺いしたいのでございます。

第二項につきましては、先日、公害対策課が調査をいたしました工場排水、悪臭、騒音などの結果が発表されました。その結果によりますと、基準をこした関係企業に対して口頭で改善要請をしたのでございますが、その結果、改

善要請した企業よりその後の状況の報告があったかどうか、お伺いしたいのでございます。

第三項、川越町にある谷口石油精製株式会社は、現在もなお富洲原港を利用してありますが、悪臭問題等に悩まされておられ、また、原料油、石油製品等の荷役港としております。さらに富洲原港の汚濁の問題等もあつたりいたしまして、同会社から四日市市議会公害対策特別委員会にあてた略図とともに、書面にて、天カ須賀地先の埋め立て計画があるということで、その時点において、そのところへパイプラインを移転したいという計画案が出てまいりました。これについてのお答えを願いたいと思います。

第四項におきましては、産業廃棄物の処理は現在どのようになされているか、お答えを願いたいと思います。

第三点、市街地とコンビナートに緑地帯をつくる問題につきましては、この問題はたびたび申し上げておりますが、高圧ガス取締法及び付属省令などの改正を主張して今日までまいりましたが、最近、通産省が、出光石油化学徳山工場の爆発事故から市街地とコンビナートの保安距離について現行の制度を改めて、間隔として百五十メートルないし二百メートルということになっております。最近の事故の現状を見ましても、やはり最低五百メートルぐらいの間隔が必要ではないかと思っております。

通産省がすでに発表されましたこの問題につきましては、当四日市といたしましては、これを実現するためにいかなる体制と計画をお持ちでありますか、お伺いしたいのでございます。

第三点に、産業災害についてお尋ねいたします。

去る七月七日に出光石油徳山工場の爆発事故がありましたことは、また耳新しいものでございます。また、本年に入って、当四日市にある既存の工場におきましても、年々事故件数の発生が多くなっております。したがって、この事故を未然に防止のうえから考えられる問題として、二項考えております。

その第一項につきましては、従業員に安全運転の教育訓練が最も大切であると考えます。

事故の大半は、従業員の運転操作等のミスによるものであるといわれておりますが、したがって、各企業及び中小企業でも、危険物を取り扱っている業者等には、十分な予防教育が大切であります。市当局の消防として、各企業にどのような態度と計画を持って臨んでいるか、お伺いしたいのでございます。

第二項につきましては、風水害及び爆発事故を起こさないために、学者等による事故防止対策委員会あるいは審議会、これは仮称でございますが、つくりまして、各企業の総点検を実施すべきであろうと考えますが、この点についてお考えをお伺いしたいのでございます。

第三問、教育問題についてお尋ねをいたします。

教育を学ぶについては、何といっても健康が大切でございます。従来は、当四日市も他の都市にまさるとも劣らないりっぱな海水浴場などがございました。企業の進出によりまして、きれいな海は奪われてしまいました。したがって、われわれは、早急に当時各小学校などに簡易プールの建設を叫びました。昭和四十三年度には七校、四十四年度には十校、四十五年度には四校の簡易プールの建設がなされました。当時は耐用年数が五年くらいといわれておりますが、すでにその年数もこえております。しかも、簡易プール建設にあたりまして、第一点といましては、簡易プールを永久に順次改善していくという約束でございました。その計画はどういうふうになっておりますか。

次に、四十三年度に建設されました塩浜小学校等七校につきまして、永久プールにすべき時期がもうすでにきているということでございます。

例をとりますと、塩浜小学校のプールにおきましては、すでにプールの底に六つほどの穴があきました。それをパッチで当てて穴をふさいでおります。さらにことは、一日に約、水位が十五センチほど減るということでございます。

す。

このような問題の中で、子供の訓練、健康づくりに精を出しておるわけでございますが、来年度で、この計画をどうお考えかお伺いしたいのでございます。

第二点目には、納屋小学校の一部改築についてでございますが、ご承知のように、名四国道に面しており、有料道路としていたときでさえも騒音問題で悩んでおりましたが、名四国道が無料となってからは、車両の数も大幅に増加しております。また大型貨物自動車が多いのでございますが、しかも、納屋小学校をばさんで信号機が両方にある関係上、その出発時におきましての騒音と排気ガスは、非常に問題になっております。

ご承知のように、名四国道に面した教室では先生の声がうしろまで聞こえにくいと、また先生もかなり大きな声を出さなければならぬというふうな苦情がございます。したがって、二重窓にもなっておりますが、それでさえもすでに基準を越えておる騒音でございます。

私は、納屋小学校講堂の北側にある木造校舎を改造築して、名四国道に面した教室で勉強している生徒を移転して、でき得る限り環境のよい静かな教室で勉強ができるようにすべきであろうと考えますが、この点についてのお考えをお伺いしたいのでございます。

第四問、四日市都市計画用途地域の問題についてお尋ねいたします。

今回、新用途地域の具体案が発表されました。ご承知のように、昭和三十七年にできてから十一年目に当たります。この間に四日市も大きな変化をいたして、非常に重要な問題であると考えております。

そこで、私は、概略五つの点を質問いたしたいと思っております。あるいは確認しておきたいと思っております。第一点は、現在、四日市市の基本構想が検討されておりますが、この基本構想案と新用途地域計画とが合致してい

るかどうかという問題でございます。

第二点目は、この新用途地域の具体案の公聴会が開かれますが、ここで地元からの改善の意見が出た場合につきましては、改善する意思はありますか。

第三点目に、公聴会に当日参加できない方もいると考えられます。参加していなくても、アンケートなどで意見を聴取することはどうかとも考えます。

したがって、アンケート及び公聴会等の意見を総合して検討してはどうかと考えるのでございます。

第四点目には、公聴会は九月二十日で終わるようになっております。したがって、その公聴会等でいろいろ論議された問題も十分それぞれ考えなければならぬと思っておりますが、この公述申請の提出が二十五日になっております。これを若干延ばして、九月三十日ごろまでに延期することができないかどうかという問題でございます。

第五点目には、公述人は、市、当該都市計画区域内の市町村に住所を有している方に限りますとされております。この住所は区域外でも、土地やあるいは家屋などの財産をその区域外に有している方もおります。このような方々は、公述申請はできないのでありましょうか。また、その区域内に居住していれば、土地や財産等を所有していても、公述申請はできるものでありましょうか。

以上の諸点につきまして、お答えを願いたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

○議長(山口信生君) 下水道部長。

〔下水道部長(美濃部博美君) 登壇〕

○下水道部長(美濃部博美君) ご質問の第一項、治水対策につきまして、七項目全体にわたりました答弁をさせて

いただきたいと思います。

特に、工場用地と開発に伴う農地の減少等によりまして遊水池的な面積が非常に減ってまいりました。こういうような問題につきまして、これが直接あるいは間接的に冠水の原因であるということは、ご承知のとおりでございますが、全体的といたしまして、また具体的に調査をいたしておりますが、特に塩浜方面におきましての一例を申し上げますと、昭和三十二年当時から現状に比べまして、工場によって面積が、いわゆる敷地化し、あるいはまた農地が埋め立てられましたものが、おおよそ百九十九ヘクタールございます。その他中小企業または一般個人的な工業、いわゆる小さい町工場でございますが、または個人的な宅地造成、こういうようなものによりまして、農地、そういうものが埋め立てられましたのが二百十ヘクタール弱でございます。このほかに名四国道なり、あるいはその他の都市計画道路、公園というよりな公共的施設によってそういうふうな埋め立てられましたものも、十ヘクタールないし十五ヘクタールというふうなものでございます。市全体といたしましても、このような情勢の中で農地が減少しております。その結果、雨水というものが冠水の状態をしておると思っておりますが、これらにつきまして、特に停電の問題、あるいは雨量の計算の問題というよりなことから、現状、われわれ考えておりますのは、十年確率雨量、十年に一回降る程度というよりな、計算いたしますと約六十四ミリでございますが、これを中心にして、ポンプというものを設計いたしております。

それから停電につきましては、ディーゼルエンジンというものを中心にいたしまして、現状あるいはまた将来の計画につきましては、こういうものを検討していきたい。

それから、樋門ピニールというよりな問題につきましても、極力、樋門につきましましては電動化の方向へ進めていくというよりなことを考えております。

水路とか橋梁、あるいは鉄道、国道等の横断の問題につきまして、いろいろと現状から冠水に対する被害というところも考えられますが、これらにつきましては、逐次、関係部課、あるいは建設省、県道路課と協議いたしまして、改良なり、またはそれなりの措置を講じていきたいと考えております。

特に、治水対策につきましては、目下、治水対策特別委員会の中で、いろいろとこうい問題も含めまして、現地調査をしていただいておりますし、近いうちにそれらに対するご意見等も伺えるというふうに感じておりますが、こういうご意見等も十分尊重いたしまして、今後、さらに一その努力を続けていきたいと考えておりますので、ご了承のほどお願い申し上げます。

○議長（山口信生君） 環境部長。

〔環境部長（園浦和己君） 登壇〕

○環境部長（園浦和己君） ご質問の中の患者救済の問題に触れられて、財団発足後の個々の患者さんの問題としていろいろと問題も出てこようが、給付内容の上積み等が考えられるかというご質問でございますが、この問題は八百三十何人かの患者さん個々の給付を、開始にあたりまして、年齢別あるいは男女別、あるいは子供さんというふうに幾つかのランクがありますが、それに当てはめる場合のいろいろな技術的な問題等もあろうかと思っておりますが、充足したばかりの財団の給付内容を一般論として上積みするということは、いまのところ考えられない問題と考えます。それから税の問題等は、磯津の判決による九名の方、あるいは自主交渉による百四十名の方の例もございまして、税法上の扱いを特別な措置ということも不可能な問題かと考えます。

二百五十一人おられます小中学生の健康管理等について、ないしは子供さんの健康管理等につきましては、いろいろと心配をすることが多いございますが、取り立てて、行政の立場で、いま直ちにこうするんだという具体案はございません。

発生源問題につきまして、名古屋大学の学者グループが研究発表をされまして、高煙突による拡散効果に疑問があるという内容、逆にいいますと、県がプロジェクトチームによって解明いたしました現在の理論に対して疑問があるというふうな内容でございましたけれども、県が採用いたしましたプロジェクトチームの理論は、国際的に定説のある拡散理論等を採用いたしまして、拡散効果ありとした前提に立ったものであり、いま直ちに研究グループの発表によって煙突をさらに三百メートル以上に高めるといふ措置を、行政指導の立場でやるというふうな段階には至っておりません。

一言にしていいますと、もはや公害防止のための高煙突の時代は過ぎまして、何回かこの議会でもご説明申し上げておりますように、排煙脱硫ないしは脱硝技術の開発等によって、別な角度での防止対策、すなわち汚染物質の総量規制というふうな方向に進んでおりますので、この段階で、さらに高煙突にするというまで結論はつけられない問題かと考えます。

レーザーレーダーの効用につきましては、ご指摘のように、逆転層の高さ、あるいは煙突から流れる煙の流れ、及び距離等の測定に当たるものでございまして、これと、いまやっておりますテレメータカーによる総量規制等を合わせまして、気象庁から送られてくる気象条件と、レーザーレーダーによる観測の結果に基づきまして、当日ないしは明日の天候の予測と、それに伴う事前制御をやっておりますので、まだ稼働したばかりでございますけれども、今後ともこれは、相応な効果が期待できる設備かと考えます。

先日、公害対策課でやりました悪臭ないしは工場排水等の調査の結果、基準を上回った企業に対する改善要請はいたしましたし、それに伴う改善のための具体的な打ち合わせ等につきまして、企業と接触をいたしております現況で

でございます。

きのう大島議員から初めて拝聴しました谷口石油の出荷、ないしは荷揚げ場のためのパイプラインの移設の問題は、港管理組合において次の段階で来年度から埋め立て造成をなされ、その埋め立てが完了した暁における措置かと考えますが、いずれ管理港組合から四日市市議会に対して、埋め立ての同意を求める協議等がございますように思いますので、その時点で、この問題は、四日市市長としての考え方が出てくるんではないかというふうに考えます。

産業災害に対するコンビナートの総点検をやったかということでございますが、通産省を、名古屋通産局を中心とし、県市の担当も同行いたしましたコンビナートの総点検が行われまして、その結果が、名古屋通産局から近く報告があるだろうと考えております。

産業廃棄物の処理問題につきましては、ほとんどの企業が、公害防止五カ年計画の事業といたしまして、発生源対策として、それぞれの工場で自社の廃棄物の処理施設が完成いたしましたして、大かたの問題は解決できるようになってまいりました。

県におきまして、自社工場で処理できない地域全体の産業廃棄物の処理につきまして、公社方式を再検討しながら、今後どうすべきかという問題を検討しているよりでございます。

○議長（山口信生君） 教育長。

〔教育長（市川一郎君） 登壇〕

○教育長（市川一郎君） 第三項の教育問題について、お答えいたします。

学校プールでございますが、簡易プールにつきましては、すでにご指摘のように、もう耐用年数がきておりまして

、あちこちのプールで、本年度も補修をしておるのでございます。

現在、まだプールのない学校も、新設校を合わせまして七つの小中学校があるのでございます。それらを合わせまして、年度計画的に事を進めていきたい。こう思っておりますのでございます。

次の納屋小学校の改築でございますが、大気汚染地区にあり、しかも騒音に悩まされておる、非常に環境の悪い学校でございます。

お説のように、いまの鉄筋校舎の西側に木造二階建て八教室ございますので、まずそれを改築して、いま国道沿いにある普通教室をそのほりに移す、そういうような方法で事を改善したい、なるべく早い機会に事を進めていきたい、こう思っておりますのでございます。

○議長（山口信生君） 消防次長。

〔消防次長（菊地英也君） 登壇〕

○消防次長（菊地英也君） 本市におきますコンビナート工場と隣接民家との間の保安距離につきましては、現行法令の基準以上の距離を確保しておりますが、社会情勢の変遷とともに、工場の危険物施設も相当大規模なものに変わってまいっておりますし、また先般の出光石油化学徳山工場の爆発火災をきっかけといたしまして、コンビナート周辺地域に対する防災対策が問題となりましたので、お話の通産省の新しい保安基準が、去る九月六日の参議院商工委員会の上で明らかにされたという報道があったのでございますが、防災に携わります消防といたしましては、危険物施設の現状を踏まえまして、周辺地域住民の一その安全を確保するために、すでに本年三月、本市から保安距離基準の大幅な改正を全国消防長会に提案をいたしましたして、国に対しまして、早急に改正するよう要望することが決定されておるのでございます。

このようなことから、現段階におきます対策といたしましては、行政指導において、危険物施設から周辺民家までの保安距離をできるだけ多く保つように指導いたしますとともに、既存の近接していると思われる地域につきましては、事務所あるいは非生産的な建築物を建てまして、あるいは市の緑化計画に合わせました幅広いグリーンベルトの建設など、緩衝となるものの設置を強力に指導してまいります。コンビナート周辺地域の防災に努力しておりますのでございますが、市のこの方針が、今回の通産省の示します既存工場の措置と同じもののように考えられますので、今後ともこの方針を積極的に推進いたしてまいりたいと、かように考えております。

産業災害についての企業従業員に対する指導につきましては、ご承知のように、毎年六月、危険物安全管理運動月間として、期間中に市内の全危険物施設の立ち入り検査を実施いたしますとともに、工場従業員に対する安全講習の実施、印刷物による危険物安全管理地域の効用をはかりまして、工場災害の防止に努力しておりますが、徳山での爆発火災など、引き続き事故の発生にかんがみまして、去る七月十二日でございますが、特命によりまして、コンビナート関連工場の最高責任者を対象とする防災会議を開きまして、市長から、危険物製造所等の安全対策について、「事故の防止について万難を排し、万全の対策を充実されるよう警告する」、こういう文書による強い警告がなされたのでございます。

その席上、特に操作上の安全対策については、上司からの指示ばかりでなく、現場の状況に精通した係員の意見も十分吸収した、工場一体となった安全対策をはかるよう強く指導いたしました。その後、各関係事業所ではバルブ操作の閉鎖状況を明確にするための表示板を掲示するなど、その対策を具体的に実施いたしております。

また、災害防止の貴重な資料となります自主災害の調査につきましては、小規模なものについては全国消防長会要望委員会、大規模な災害は、消防長の諮問機関でございます学術グループを含めた消防審議会において調査し、今後

の防災対策の研究がなされておる状況でございます。

○議長（山口信生君） 土木部長。

〔土木部長（杉本義広君） 登壇〕

○土木部長（杉本義広君） 市街地とコンビナートの間の緑地の問題でございますが、工場緑化につきましては、かねて工場敷地面積の一〇％ということで、強力に企業に要請してまいってきておるわけなんです。今回の用途地域改正に伴いまして、住居地域に接したところにつきましては、一〇％ということでなくして、大幅にエリアを持った植樹計画を立ててくれというように、ただいま緑化の協力会に要請しているわけなんです。木の植え方といたしましては、できるだけ高木を密植するようにという指導方針をとっております。

それから、用途地域の基本構想と合致しているかという問題でございますが、この法律によりまして、基本構想が決定されている場合は、その基本構想に準拠するというものになっていくわけなんです。当市におきましては、ただいま基本構想につきましてご審議を願っております。われわれ用途地域の作成事務と相並行してきていたわけなんです。そういう過程でございました。ですから、できるだけその案を重視いたしまして、また四十五年に策定されました市街化区域、調整区域の開発保全の方針等に準拠いたしました。……。

○議長（山口信生君） はいそれまで、部長それまで。

〔私語する者多し〕

○議長（山口信生君） 大島武雄君。

〔私語する者あり〕

○議長（山口信生君） きちつとはかっております。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 質問が多かったのかもしれないですが、すでにそういう意味で、すでに通告してある問題でございますので、そこら辺も十分ひとつご検討のうえ、ご回答のほどお願いいたします。

時間もございませんので、先ほど申し上げました問題につきまして、十分理事者でひとつ、現在こりやってくるからいいんだということではなくて、他の面からの問題で質問をいたしておりますので、十分ご配慮のほどお願い申し上げます。

特に、治水対策の問題につきましては、水路の問題等、橋梁が非常に大きな障害になっているということは、ご承知のとおりでございます。その橋梁を上げることによって、大幅な流水の状態で緩和されるわけでございます。そういう個所もたくさんあるわけでございますので、そこら辺を早急に改善してもらいたい、このようにしてほしいとお願ひしておきます。

それから公害問題につきましては、特に幼小中の子供が約四万人いるといわれておりますが、この方々に対する校医が非常に不足をしておると、未然にそういう問題の事故までいかないうちに発見でき、改善できる体制をつくってもらいたいし、また、最近コンピューターによります健康管理をやるところもあるそうでございますが、そういう面で、市当局といたしまして十分、児童に対する健康管理につきましては、十分ひとつご検討をお願いしたいと思います。

それから教育問題につきましては、特にプールなど、現地を視察していただきまして、地元の先生がどのように悩んでそれを管理し運営して、しかも塩浜小学校の場合におきましては、すでに五年も県下の優良校に近い、あるいはことは優良校というよりなことで表彰されているところでございます。

どうかそういう努力もかつて、十分、早急に検討していただくようお願い申し上げます。

都市計画の用途地域につきましては公聴会の意見を十分尊重して、すでに訪問して聞いたところが、それはもう改善できないんだと、お断わりされたところがあるそうでございます。そういう面で、十分、ひとつ公聴会等で出ました意見を十分尊重して、思い切った改善等をやっていたらきたいと、このように要望いたしまして、終わりたいと思います。

○議長（山口信生君） これできちつと四十分でございますので、ご承知願いたいと思います。
暫時、休憩いたします。

午前十時四十五分休憩

○議長（山口信生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

小林博次君。

〔小林博次君登壇〕

○小林博次君 それでは、公害問題についてお尋ねをいたします。

ご承知のように、四日市における公害被害者の補償問題は、昨年七月の米本判決による第一次訴訟、引き続き磯津の第二次訴訟原告団による自主交渉、及び全市民域患者の会との自主交渉の三つに分けられます。この患者の会との自主交渉もいよいよ大詰めを迎えたわけでありますけれども、率直に申し上げて、患者の会では県、市は信用できない県、市は信用できないという不満の声が非常に強く出されています。この県、市に対する不満なり不信の声は、たと

午前十一時三十一分再開

えは去る六月六日から二十二日間商工会議所にすわり込んだときのことを思い出していただければ答えは出てくると
思います。

六月市議会でも指摘をさしていただきましたように、六月五日に財団準備会の企業代表と県、市との間で六月六日に患者の会と財団準備委員会が交渉をするための条件として、たとえ代理人といえども弁護士、支援団体は断わる、出席は双方七名ずつとするなど、六項目の確認をし、患者の会に一方的に押しつけ、患者の反発を買ったことや、特に最近では、八月二十二日に患者の会との折衝に際して、すでに財団準備委員会と合意に達したものを押しつけたと受け取れるような作爲的なやり方をしたと、これは二十三日付の新聞報道が伝えておるところであります。また、この日以降は患者の会とは会わないだと、こういうことを一方的に通告しております。

さらに、二十四日から二十六日にかけて患者個人々々に対して県、市の最終案が配付をされたわけであり、あけくのはては、一方的な最後通告に反発をして県にすわり込んだ患者に対して庁舎管理権をたてにとりまして退去命令を出してあるわけであり、この点については財団の認可権者である県の問題でもあると思いますが、少なくとも今日の補償問題に関しては県、市が共同協力して仲介の労をとったわけであり、何も、市も何らかの打聞の工作がとれたと思えますけれども、実際には何の動きもなかったわけであり、これは患者の皆さんが県や市を信用しないというのは当然のことだと思えます。

また、患者の立場に立って問題の処理に当たっていただけないことを不満に思い、その不満と不信の念を患者の方が行動に移すのは実は自然の成り行きではないかと思えます。しかしこの補償問題もいろいろな問題にぶつかりながらも、冒頭申し上げましたように、いよいよ大詰めの段階を迎えておりますのであまりくどくは聞きませんけれども、八月二十二日から九月五日までの経過についてお聞かせを願いたいと思えます。特に県、市が患者の会と会わ

ないとした八月二十二日の状況と、九月四日の財団認可について県と市の打ち合わせはどんなように行われておったのか、若干の経過を含めてその点お聞かせを願いたいと思えます。

次に、財団が認可をされた今日の時点で、患者に対する補償問題や恒久対策、それから財団に対する県、市の今後の指導方向などについて十数点お尋ねをしたいと思います。

まず第一点目は、年金についてお尋ねいたします。

八月二十四日から二十六日にかけて、いわゆる最終案でありますけれども、この下のほうに注一としてランクづけはかりおきであって、財団発足後第三者機関の意見を聞いて決定しますというふうになっておりますけれども、どの程度幅を持ってこの文章を書かれたのか、ランクづけがどの程度変動することが可能なのか、その点をお聞かせ願いたいと思えます。

たとえば、通院が百八十日以上の場合には二万円となっております。これは児童手当の場合ですけれども、この場合でありますと二日に一回は病院へ通ると、こういうことだと思えます。こんな場合は入院に普通の場合なると思いますが、ほんとうはこの百八十日という方は該当者はいないと思えます。こんなようなアンバランスはほかにも随所に出てきますので、そういう具体的な問題を踏まえてご答弁をいただきたいと思えます。

年金問題について二つ目として、男女間の格差についてであります。このことについてはいろいろ聞きたいことも言いたいこともあるんですけれども、一点にしぼってお聞かせを願いたいと思えます。世帯主が女性の場合には非常に年金が低いわけがあります。世帯主が女性の場合といえますのは、これは男の人が、大黒柱がない場合でありますから生活が非常に苦しい状態が続くと思えます。その場合男並みのランクで年金を支払うべきだと思えますけれども、この点についてお考えがあればお聞かせを願いたいと思えます。

それから年金について三点目ですけれども、今日のように悪性インフレが進行している中では、どうしても賃金と物価にスライドをさせて年金額を変えていく必要があると思えますけれども、このあたりについてご回答をいただきたいと思えます。

年金について四日目として、年金の支払いは毎年払うような、あるいは毎月払うようなことがいわれておりますけれども、患者の会としては毎月払ってもらいたい、こういう意向を持っておりますけれども、この点についてどう考えておられるのかご答弁いただきたいと思えます。

年金についての五回目としては、審査会には患者の代表を入れるべきであると思えますけれども、どの程度の構想をお持ちなのか聞かせてもらいたいと思えます。昨日来の論議を聞きましても、住民参加の、市民参加の問題が問われておりますけれども、市の見解を聞かせていただきたいと思えます。

それから第二目として、認定地域の拡大の問題であります。

今日、公園土地化の問題、あるいは転地療養の問題が出ておりますけれども、この時点で思い切って認定地域を全市に拡大すべきだと思えますけれども、その点のご見解を承りたいと思えます。

第三目として、市独自の認定患者や県外に移住された患者の問題であります。国の公害健康被害補償法案との関連で、今後どのような扱いにしていくのかお聞かせを願いたいと思えます。

四目目に、見舞金についてであります。見舞金が支給されるのはいつまでに認定された患者になるのかお聞かせを願いたいと思えます。たとえば財団が認可をされた日になるのか、あるいはもうちょっとあとになるのか、そのあたりをお聞かせ願いたいと思えます。

それから、今後認定をされてくる新しい患者のことでありますけれども、この見舞金につきましては認定二年未満の患者、いわゆる八十万ですけれども、同じような扱いにすべきだと思えますが、その点のご答弁をお願いしたいと思います。

五目目として、死亡弔慰金についてお尋ねいたします。

まず最初に、子供の場合一体どのような理由で低い額になったのかお聞かせを願いたいと思えます。

それから二つ目に、今日の四日市せんそくの治療法は対症療法しかないそりでありますが、気管支の拡張剤を使うために心臓まで実際にこわれてしまうと、そういうことがいわれております。今日までに心臓病で二十三名の方がなくなっておりますけれども、これらはすべて公害病死扱いにすべきだと思えますが、この点についてどう考えておられるのかお答えを願いたいと思えます。

それから第六目として、せんそくがひどい場合にいろいろとほかの病気を併発します。この医療費については補償されていませんけれども、PPPの原則から見ても当然原因者が負担すべきだと思えます。この点についてどう考えておられるのかお聞かせを願いたいと思えます。特に鼻、耳、目、それから皮膚、こういうようなあたりに後遺症の問題、あるいは薬による副作用の問題等々合併症の問題について提起をされておりますので、知り得る範囲で問題と、それから公害病以外の余病を併発した場合の補償についてお聞かせ願いたいと思えます。

それから第七目目に、公害患者の方の移転についてであります。指定地域からの移転を希望される方がかなりふえてきておりますけれども、財政的に援助をして公害指定地域から出たいという方については、財政援助なんかをすべきだと思えますけれども、この点のお考えをお聞かせ願いたいと思えます。

次に、見舞金や弔慰金、年金をもらった場合、生活保護の問題でありますけれども、先ほどの回答で生活保護は打ち切られると、まあ状態によっていいということなんですけれども、この問題についてそれではあまりに気の毒な状

態が出る場合があるわけであり。したがって、これは県なり市の問題ではなくて、まさに国の問題でありますけれども、国に対してはこれまでどのような折衝がなされておったのか、その点お聞かせ願いたいと思います。

それからその次に、国の健康被害補償法案が今日国会で審議をされておりますが、内容の点でさらに上積みさせたい必要があると思いますが、どのように考えておられるのかお聞かせ願いたいと思います。

この四日市からも国に向けてきのう十五名ほどの代表団が出ております。それらの方が国に対して持っていく文書の一部分を紹介申し上げますと、まず第一点目としては、基本原則である加害責任が意図的にあいまいにされていますが、加害責任を明らかにしてもらいたい。

二点目に、原状回復の原則が貫かれていません。特に恒久対策のウェイトが非常に軽くなっています。

それから第三点目に重要な部分、たとえば年金の計算の基礎であります賃金の計算の係数などが政令に委譲されており、その定め方や準用のしかたによって救済内容が骨抜きにされるおそれがあります。

それから第四点目に、過去の損害に対する補償が全く考慮されていません。こういうふうな内容のものを持って陳情にあがっておりますけれども、市としても対応すべき問題が幾つか実はあるだろうと思っておりますので、その点のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

次に、磯津地区の患者の扱いについてであります。同じぜんそく患者でありながら磯津の場合は三つに分かれます。まず第一次訴訟の方々が取られた補償金と、それから第二次訴訟の方々に支払われた補償金と、それからいま財団が認可をされて補償をされる患者の会の補償に分けられると思っておりますけれども、たとえば第一次訴訟の方でありますと、裁判が終わって金を受け取って以降死んでも補償なしと、こういうことだと思っております。ところが二次訴訟になりますと、死んだときにまたお金がもらえると。で、いまの場合でありますと、今後さらにその人が死ぬまで、あるいは

は病気がなおるまで補償されると、こう三つに分けられると思っておりますけれども、分けられる患者にとっては非常に迷惑だと思っております。したがって、今日、この補償問題を扱われた県、市において、この問題の收拾にあたってどういふことを考えておられるのかお聞かせ願いたいと思います。

いまの第三の患者の会の方々は訴訟をやってもいまの財団の答えをけってもみんなと同じような状態をつくってもらいたい、こういう意思を非常に強く持つてゐるようであります。

次に、いろいろと最初にも指摘申し上げましたように、県、市の不手ぎわ、あるいはそれから出てくる企業の患者に対する理解のしかたの違い、あるいはそれらを取り巻く人々の理解の違いによって非常にこの補償問題こじれたわけです。すでに七、二四判決以降一年余を経過しておるわけでありまして、こういう紆余曲折を経た問題もこの大詰め段階に至って一気に解決を見ていく必要があると思っておりますので、この時点で、たとえばすけれども、解決一時金について払っていく気があるのかどうか、あるいはこの前知事のほうから患者の会に対して解決一時金については財団のほうから支給されるように話をします。働きかけをしますという約束がありますけれども、どの程度きょうまでに働きかけがあったのかお聞かせ願いたいと思います。

また、具体的に金額をつかんでおれば提示をもらいたいと思っております。ある一説によると五千万円ほど出るんだと、こういうことを県の重要な方がいわれたということも聞き及んでおります。もし間違っておれば直していただきたいと思います。

その次に財団の事業目的についてお尋ねをいたします。

財団法人四日市公害対策協力財団の総則の第四条三項には、公害病認定患者の健康回復等の促進ということがうたわれておりますけれども、このいわゆる恒久対策についてどのような考えを持っておられるのか、また、財団をどのよ

りな考え方で指導しようとしておられるのかお聞かせを願いたいと思います。

次に、公害患者に対する金銭補償について一定のめどがついた今日、財団の行い恒久対策について行いべき問題も含まれてくると思いますので、この際多少なりとも財団に金を出して、市が財団に出資をして行政指導の強化をはかるべきだと思えますけれども、この点について具体的に考えておられるのなら回答をしていただきたいと思います。

次に、市が独自に行う恒久対策についてどのような考え方を持っておられるのかお聞かせを願いたいと思います。

先ほど幼児の方のご答弁がありましたけれども、具体的にそれ以外の問題を含めてお聞かせ願いたいと思います。次に、財団問題から離れますけれども、幼児、小学生、中学生の大気汚染健康調査について教育長にお尋ねをいたします。

今日、児童生徒の中に二百五十名の公害認定患者があり、県立の一志病院のわかゆ学級には八名の生徒の方が行っております。さらにきのうも追悼集会がありましたけれども、きのうまでに三名の幼い命が消えています。とりもなおさず、公害病は早期発見、早期治療、このことが非常に大切だと思います。

そこで、昨年未から教組から提起をされております幼児、小学生、中学生のコンピューターによる健康調査の問題についてどう考えておられるのか、若干の経過を含めてお答えを聞かしていただきたいと思います。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君） 登壇〕

○市長（岩野見齊君） 八月二十二日から九月五日までの経過についてお答えいたします。

知事、市長が患者の会の方々に二十二日にお会いしたのでございますが、それまでに県も市もこの救済の問題につきましましては企業、及び患者の側と何回にもわたって調整し、あるいは調停してまいったのでございますが、大体判決

以来一カ年以上も経過したことであり、これ以上解決を先延することはかえって患者の方々の不幸な結果をもたらすというよりなことから判断いたしました。知事、それから市長が政治的な決断のもとに県市の最終案をつくりまして企業、また患者の方々ともにご不満はありましようけれども、県、市の調停案を受諾してほしいということを要請したのでございますが、その当日には患者の了解は得られなかつたのでございます。そうして翌日副知事がさらに患者の方々とお会いしたのでございますが、この場合にも議論は堂々めぐりをしておって何ら進展もなかつたのでございます。こういった状況のもとに一部の新聞にあたかも企業と県、市があらかじめ了解をしておったというようない記事が出たのでございますけれども、これは決してそういう了解が済んでおったわけではございません。こうしたまま、じょうごを上回るような積み上げの問題でございまして意向とか、あるいは見込みというよりな点の見通しぐらひは、これは持たなくては患者の方々にも申し上げるわけにもいかないし、また企業の方々に全然何にも折衝もなしにこういった問題を患者の会に県、市が単独に提示するということも常識上不可能なことなのでございますが決して企業がこれを了解に達したからあれを提示したということではございません。あくまでも両者とも不満はあるでありましようけれども、受諾していただきたいという立場で臨んだのでございます。しかし、こういった努力にもかかわらず、私、それから知事がお会いした翌日、さらに副知事もお会いしてもこの進展がなかつたのでございますから、まずこれは県、市が不満はあつても踏み出さねばならぬと、踏み出すことが患者の方々のかえって苦痛をやわらげることになるであろうというふうな見地から決断したのでございます。その後は企業の側にも寄付行為の内容の修正を求め、あるいはまた手続の進展を求めるといったことで設立の準備の内容を変更してその準備を進め、その手続が完了した時点におきまして県は認可したのでございます。さらにその先、いろいろな点につきましましてご質問をいただいておりますが、この点につきましましては環境部長からお答えいたします。

○議長（山口信生君） 環境部長。

〔環境部長（園浦和己君） 登壇〕

○環境部長（園浦和己君） たくさんの項目にわたっておりますのであるいは答弁漏れがあるかもわかりませんがご了承願いたいと思います。

第一点の年金のランクづけの幅というものがあのかということですが、格づけといいますが、あてはめはこれは第三者機関である審議会等で過去の患者さんの診断書、ないしは病院にお通いになりました記録等によりましてやっていたいただきますことでございますので、一般的に幅があるとかないとかという問題ではないかと思えます。男女間の格差があつて、特に母子家庭においてはいろいろと問題があるんではないかということでございますが、この問題につきましては財団の制度との中では考えられておらずに、むしろこれは母子家庭としての福祉行政の面で考えていくべき問題かと考えるわけでございます。

インフレが進行しているが年々スライドをしていくのかということですが、これは国の制度におきましても当然給与の改定等がございますと改定されることになっておりますので、そういう方向に進んでいくものと考えています。

患者に対する毎月の支払いをするようにしたらどうだと、一括一年払いというのでは困るといふうな趣旨でございますが、これらの支払いの方法は財団が発足後財団事務局において患者の皆さん方のご都合のいいようにやられるものと確信をしているわけでございます。

審査会の構成の中に患者を入れよというお考えでございますか。市には目下公害認定審査会というのがございますが、この場合の審査会は患者の認定のための審査会でございます。財団がやられます審査会は第三者機関というのは給付を行うための第三者機関でございますので、これは財団が構成される審査会と思っておりますので、第三者機関でございますので、どのように財団のほうで考えるか十分財団とも発足後、財団とも意見調整をしていくべき問題かと思えます。

地域の拡大、特に全市全部を拡大せいという問題でございますが、この問題は市長が公害対策審議会に諮問をいたしまして昨年以來審議会でご検討願っているでございますが、いろいろと客観情勢の変化等もございまして、いろいろと問題がございまして、まだ結論を答申いただいておりません。行政の立場では国に対して強く要望しているところでございます。

市単の患者が県外に移転をした場合にどうなるんかということですが、これはいままでどおり救済をされることになっております。

見舞金に対する認定の期日はいつかということですが、財団が正式に発足される日をもって期日とされることになると思います。

心臓病その他の併発症の、特に鼻、耳、目等の続発症といいますが、これらの扱につきましては環境庁に対しても強く公害のための救済措置の中に含まれる病名に加えるようにという運動はしてまいりましたけれども、目下のところは含まれておりません。

移転希望者に対する財政援助は目下のところ別な部門で検討されるべき問題で、財団発足にあたってとりあえずはこういう問題は考慮されておりません。

国の制度が発足されようとして目下国会で審議中であるが、その給付内容の上積みに対して行政の立場で働きかけるといふことですが、国の法律が施行されましたならば、それに伴ういろいろな問題が政令に移行される形

をとっておりませんので、この段階で今後給付内容の充実にについての要望は続けていきたいと思っております。

財団の事業目的の中に恒久対策というものが書かれているが、これはどういうことか、ないしは市の考えを述べるといふことでございますが、これは行政指導のいままでの過程では、健康回復事業といたしましてリハビリテーションなり、グリーンスクールなりそういった問題も行政として考えていくときには、財団からも協力をせいと、したがって事業内容の中に一項目を入れるべきであるというふうな指導をしてまいりましたので、そういう問題は含まれていくわけでございます。

財団に対する市の出資でございますが、三P原則に従いまして、患者に対する給付内容の原資としては企業集団から出資をしてもらうべきであり、県、市が財団運営のための事務費に限定すべきであるというふうに考えております。

○議長（山口信生君） 教育次長。

〔教育次長（山北彰君） 登壇〕

○教育次長（山北彰君） 教職員組合のいっておりますコンピュータドックについて簡単にお答えを申し上げます。経過は昨年の十一月にコンピュータドックを実施したいから一千万円の補助金をもらいたいという要望があったそうでございます。このコンピュータドックにはいろんな種類の仕法があるわけでございますが、現在実施したいと要望しておりますのは、東京メデイカルセンターという会社がつくりましたもので、方法は児童生徒にたくさん質問をいたしまして、自覚症状を中心とした回答を番号で記入させて、それをあらかじめ設計されたプログラムに従って分類し、健康状態を段階別に表示するもんだそうです。しかし学校におきましては、各学校に校医さんと養護教諭がおりまして、現在の健康診断は養護教諭があらかじめ自覚症状の調査をして、チェックをして、さらに全員を学校医に診断をしております。したがって、コンピュータで自覚症状を分類して、いわば予

診をするという必要はないわけでございます。このことは担当者、われわれ担当者だけではなく、専門家である校医の皆さんも全く同意見でございます。それが一つと、さらにまた経費の問題でございますが、最近経費も安くできるから、一人二百円ぐらいでできるから市で実施しないかという話がございましたが、一人当たり二百円といたしましても総額で六百万円程度の経費が要るわけでございますが、このものをかりに市で実施すると仮定いたしました場合は、市の電子計算機を利用いたしますと、システムの開発経費を含めましても大体まあ百万円までぐらいでできるのではないかと私は考えております。その他、この調査の方法につきまして若干の意見はあるわけでございますが省略させていただきます。以上申し上げましたように、現在のところ特に必要としない、しかも相当経費がかかるというふうな意味合いで、市といたしましては教職員組合が実施を要望しておりますコンピュータ調査は考えておりません。ただ先ほど大島議員のご要望の中にもありましたように、コンピュータを活用した健康管理という意味では、一般の中部日本新聞に出ておりましたように、中京大学の平田教授がご研究になっておられるそうでございますが、身長とか体重、胸囲、あるいは走る力、飛ぶ力、投げる力といったような客観的なデータを入力として、これを解析して児童生徒の体力を測定するといったような方向へ今後活用すべき面があるのではないかと考えております。以上でございます。

○議長（山口信生君） 小林博次君。

〔小林博次君登壇〕

○小林博次君 どうも、答弁漏れがあるやもということでお聞きして漏れましたんであれですが、解決一時金の問題について触れてもらいたいということ、それから、市が独自に行う恒久対策の問題について回答の中に、リハビリテーションなり、グリーンスクールの問題がいわれておりましたけれども、具体的に計画があれば提示をもらい

たいと思ひます。それと、一つ一つ触れる時間がないのでまとめてやりたいと思ひますけれども、この回答内容を聞いてみますと、一体市の理事者の方は何を考えていますまで折衝をしておられたのかあらためて聞きたくなるわけでありませう。市はお客様でなかつたはずであります。少なくとも被害者の立場に立っているものと、市と折衝をされておたはずでありますけれども、答弁聞いてみますと、何か財団がやるんだからということ、えらい親切な答弁がないわけでありませうけれども、むしろ県、市の行政指導には企業は従うんだと再三再四表明しておる今日の状況を踏まえて指導方向を明らかにして対応していかないと、これはまたまとまる話もなかなかまとまってこないというよりな、いままて一年の経過がありますので、その点お考えを改めていただきたいと思ひます。

それからコンピュータドックのことでありませうけれども、いまの答弁の中では必要がないと、こういうことですが、現場の先生方にいろいろ聞いてみますと、やはり問診なりアンケートなんかによっていろいろ調べてみると実際にはほんとうのことが出てこない、これはいろんな方によって考え方の違いとか、そういうものがあると思ひますけれども、実際には学校医の方、あるいは養護教諭の問題を含めて、実際に十分にめんどうを見られるという現実がないわけでありませうから、その現実を埋めて対応するということがきわめて大切だと思ひます。今日まですでに三人の方がなくなられておりますけれども、さらには二百五十人の児童生徒が公害せんそくて悩んでおりますけれども、これらの方がいつ死ぬとも限りませうし、また、いま健康な方もまたせんそくにかからぬという保証がないわけでありませうから、早期に病気を発見していくことが非常に大事だと思ひます。

また別の答弁の中で、市でやれば百万ぐらいでできるのではないかと考えていると、こういう答弁がありましたので、その答弁を含めて今後の問題として、東京でやるか、四日市でやるかは別にして、いずれにしてもやる方向で努力をしていただきたいということ強く要望をしたいと思います。

以上、答弁漏れの問題と、それから考え方の基本についてご答弁をいただきたいと思ひます。

○議長（山口信生君） 環境部長。

〔環境部長（園浦和己君） 登壇〕

○環境部長（園浦和己君） 解決一時金につきましては、九月四日に知事が患者の代表の方と財団設立に対して同意するとうり最終的な会談の場で解決一時金については発足する財団にその旨を伝えるというふうな話がなされましたことは聞いておりますし、財団にも、設立を認可された財団のほうにもその旨が連絡されていることは聞いておりますが、その性格、金額等については具体的には聞いておりませうし、市の考え方も固まっております。

市が行う恒久対策は先ほど申し上げましたリハビリテーション、グリーンスクール等の事業を行う場合の財団への協力要請という形で考えておりますが、この問題、市が独自で行う恒久対策とはいかなるものかという問題は環境庁ともいろいろと打ち合わせをしておるわけでございますが、いま作業を行っております公害防止五カ年計画の改定作業の中で反映していきたいというふうに考えております。

○議長（山口信生君） 小林博次君。

〔小林博次君登壇〕

○小林博次君 きょうちょっと時計持ってませんので……。

恒久対策の問題についてでありますけれども、基本的な姿勢の確立をして、それで財団指導をやっていくというところでなければなかなか軌道に乗らないかと思ひますので、その点早急に市の基本的な対応策の確立をしてもらいたいと思ひます。

それと、まだ言いたいことあるんですけど、あとこの解決一時金についてですけれども、市の考え方は固まってい

ないということがありますのであえて申し上げますけれども、ともかく今日までもめにもめ、ずれにずれたのは、県の対応のまささかかなりの部分を占めたと、このことを自覚をされて反省料を含めて、積極的にやっばり財団に出せと、こういう注文をつけるべきだと思えます。

あとと言いたいことありますけれども、ともかく患者の立場に立って今後もうこういう公害行政を続けていただくことをお願い申し上げます。

○議長（山口信生君） 暫時、休憩いたします。

午後零時十三分休憩

午後二時三分再開

○議長（山口信生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山本勝君。

「山本勝君登壇」

○山本勝君 通告いたしております順に従って質問を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

まず、教育施設の適正規模化と適正配置についてであります。日本の憲法第二十六条第一項は、「すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じてひとしく教育を受ける権利を有する」と規定し、また教育基本法においても、その前文で、「普遍的にして、しかも個性豊かな文化の創造を旨とす教育を、普及徹底しなければならぬ」とし、同じく同法第三条第一項においては、「すべての国民は、ひとしくその能力に應ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであって、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位または門地によって、教育上

差別されない」と規定しております。憲法はもちろん、教育基本法において教育の機会均等を明確にしているところであり、それぞれの市町村では、その区域内にある学齢児童を就学させるために、監督庁の定める設置基準によって必要な小学校を設置しなければならないことになっております。憲法及び教育基本法で強調されている「ひとしく」という字句は、教育の機会均等、すなわち学校間の格差をなくし、どのような条件の地域であろうとも、公平な、差別のない教育を進めなければならぬということであり、いまあらためて四日市市内をながめてみますと、必ずしも、憲法なり教育基本法で強調されております機会均等の教育が進んでいるとはいえません。特に、その施設において適正規模なのか、また地理的に見ても適正に配置されているだろうか、さらには、それぞれの地域の社会情勢と適合しているだろうかと見てまいりますと、多くの問題について指摘せざるを得ないのであります。

そこで、きょうは皆さんのお許しをいたしまして、私が居住をいたしております三重地区内の小学校をめぐる問題について、単刀直入に質問をさせていただきますので、市長及び教育長の方針を的確に示していただくよう、お願いいたします。

昭和四十二年の地方選挙のあとだったと思えますが、当時助役だった岩野市長から、「三重、県方面は、開発の面から取り残されているように思ひ。これからは、日の当たる地区になるように何とか努力しましょう。」というより意味のことがありました。当時の三重地区は、市の中心部に近いという地理的好条件にありながらも、地区の開発は他地区と比較して進まず、人口の増加も、昭和二十五年には四千五十三名、三十七年でも四千六百六十二人とい、十二年間で、わずかに六百五十人程度の増加があったわけであり、小学校の生徒数にいたしても、昭和三十五年が五百三十七人、昭和四十年でも五百七十八人というように、後進地区に数えられる三重地区であったわけであり、

ところが、その後、昭和三十八年から四十年にかけて、大協あるいは大協和、中電などの社宅が建設されるに及んで、昭和四十年には、三重地区の人口は、六千四百四十五人の人口を数えるようになりました。当時の三重小学校は生徒数も五百七十八人というもので、学校施設の改善は、老朽校舎の改築を要する程度であります。

ところが昭和四十一年、坂部が丘に、労生協の住宅が建設されました。これを機会といたしまして、市の開発公社による坂部団地の開発が始まり、昭和四十七年までに約千二百戸、三千七百人の人々が入居をし、昭和四十七年の三重地区総人口は一万二千五百人、小学校生徒数は一千八十人となり、昭和三十七年と昭和四十七年とを比較しますと、総人口において二・六倍、小学校生徒数では二・一倍という結果になります。この間、昭和四十六年、四十七年にかけて、生桑台、大沢台、あるいは協和油化などの入居があったにしても、たいへんな人口増加であったといわざるを得ないのであります。特にその原因は、市開発公社による坂部団地の開発であるといわざるを得ないのであります。

さらに、今後の三重小学校の生徒増を、現在すでに三重地区に居住をし、住民登録をしている幼児だけで、年齢別に調査をしてみますと、四十九年には一千三百五人、五十一年には千六百四十六人、五十三年には、何と二千十六人という児童が小学校に上がってくるわけです。すなわち、いま一年生の生徒が六年生になるころには、三重小学校は、二千人をこえる生徒をかかえることになるのであります。この数字は、いま進められております三重団地の計画が、全く含まれておらないのであります。

このような小学校が市内のどこにあるのでしょいか。このような小学校が、適正規模、あるいは適正配置なのか、まず、教育長の見解を明らかにしていただきたいと思ひます。

さらに、このような三重小学校にしてしまった最大の原因は、先ほど申し上げたように、坂部団地千二百戸の開発と同時に、学校施設を考えなかった、片手落ちの開発を行った市の行政の進め方です。現在、坂部団地だけの生徒数は三百五十四人ですが、四十九年には四百二十七人、五十一年には六百四人、五十三年には八百一人となるのであります。坂部団地の開発と同時に、学校施設を進めなかった責任について、市長はどのように考えておられるのか、お答えをお願いいたします。

以上のように、三重地区の小学校問題は、すでに住民登録をしている人口だけで検討してもたいへんなことになるのであり、さらに、今後、三重団地を除いても、すでに計画済みの住宅地の造成、自力による三重地区への移住などの社会変化を想定いたしますと、想像を絶するものがあります。これに対応する学校施設の適正規模、適正配置による建設は、何を差しおいてもやらなければならない緊急な問題ではないかと考えるのであります。

そこで、きよりは、私が考えております、三重地区を中心とする学校施設の適正規模、適正配置の構想を申し上げますので、これについての、市長及び教育長の方針を明らかにしていただきたいと思ひます。

まず、現在の三重小学校の最終規模をどこに求めるかということであり、
いまの三重小学校の校地は、建物敷地五千九百五十五平米であります。屋外運動場の面積は五千八百五十平米、合わせて一万一千八百五平米であります。すでに予算化をさせていただいて、買収予定の面積を含めまして、一万四千七百二十五平米しかありません。この校地の広さは、文部省の基準案によりますと、生徒数四百名程度の学校用地であります。さらに、今後移転をする現出張所用地を加えまして、四百五十名をこえる生徒を収容することができないと考えるのであります。

教育委員会のいう適正規模の学校とは、生徒数は八百名程度といわれておりますが、三重小学校を適正規模の学校にするためには、まず校地を確保しなければなりません。以前から、農協三重支所用地について教育委員会として

必要なのかどうか、問われておりますが、その後、この用地についてどのように決定をされたのか、お答えをお願いいたします。

さらに、これだけでも六百名をこえる生徒を収容することができないと考えるのでありますが、さらに校地の拡張をする意思があるかどうか、お尋ねいたします。

以上の措置を実行いたしましたも、収容できる生徒数は、文部省の基準案を別にいたしましても、八百名が最高限度と考えるのであります。

教育委員会の構想では、三十六学級を予定いたしておりますが、現在の校地では、三十六学級はもちろん、それに必要な特別教室六教室、講堂兼体育館、運動場は、とうてい確保できないのであります。

したがって、どうしても考えなければいけないのは、新しい小学校の建設の問題であります。小中学校の適正配置を考えながら、さらには、今後の三重地区の開発状況を想定しながら、考えられる新しい小学校の建設は、次のとおりになるのではないかと考えるのであります。

すなわち、小杉本町小杉一丁目中電社宅、大矢知地区の垂坂、海蔵地区の第一、第二、みゆきが丘で、現在の生徒数は三百四十七名でありますけれども、五十三年には六百七十四名となりますので、ここで小学校が一枚必要と考えるのであります。さらに、坂部が丘、山之一色、大沢台で、現在の生徒数は四百二十三名であります。これが五十三年には九百一名となりますので、ここでも小学校は一枚必要となります。合わせて、両校で中学校を一枚考えなければならぬと思います。

このように、二つの小学校を建設することによって、三重小学校の生徒数は、現在、千二百名であります。五十三年には、七百名とすることができるのであります。

いま申し上げた数字は、繰り返すようですが、現在の住民登録から出したものであって、今後の移住等の自然増は含んでおらないことを、念のために申し上げておきますが、いままでの三重地区内にある団地を除く年間の人口の自然増率は、約五％程度であります。したがって、この自然増による人口増をいま申し上げた数字に加えますと、さらに大きな数字が想定されるわけであります。

最近、五年間における四日市の人口増は、約一万二千五百人程度になっておりますが、三重地区での同期間内の人口増加は約六千人です。市全体の人口増加の約半分を三重地区で発生させていることになるのであります。この傾向は、三重団地への入居、あるいは垂坂、小杉、生桑方面の開発がすでに計画され、進められていることから判断をしますと、さらに急激な上昇カーブが今後も続くことになるわけであります。

私が先ほど申し上げた数字は、決して架空のものではありませんので、いままでの公共施設、特に学校施設の改善増強を忘れた地域開発を正常な姿にするための具体策と、さらに今後予定される人口増、生徒増に対応できる施設を早急に建設しなければならぬと考えるわけです。

小杉、垂坂を中心に小学校一枚、坂部が丘、山之一色で同じく一枚をそれぞれ、私の考え方は、五十年にはどうりしても開校を目ざしていかなければならぬと考えるわけでありますが、さらに先ほど申し上げたように、両校合わせての中学校も、早急に建設をしなければならぬと考えますが、教育委員会としての方針を明らかにしていただくしたいと思います。

さらに念のためありますが、先ほども触れましたけれども、いま進められております三重団地の学校計画は、三重団地独自のものとして、以上申し上げた中には全く含んでおりませんので、念のために申し添えておきます。

次に、福祉行政の問題であります。まず、乳幼児医療費無料化の拡大についてであります。

九月初め、田川知事が私たちに、九月定例県議会の了承を得て、本年十月一日から、乳幼児二十四カ月未満の乳幼児について医療費を無料化したい。その内容は、所得制限などの制限なしで、方式としては償還方式、こういうことを明らかにいたしました。私たちの要求いたしましたのは、三歳児、すなわち四十八カ月未満の乳幼児を対象にすることでありますので、今回、明らかにになりました三重県の構想については満足するものではありませんけれども、三重県がこの十月から実施することになりますと、現在、四日市が実施している内容は、県の実施する内容よりも下回るようになりますが、四日市は、三重県の実施する内容にあわせて直ちに実施する用意があるのかないのか、そのことをお尋ねいたします。

次いで、老人福祉についてであります。最近、先進都市を視察してまいりますと、四日市よりも相当進んだ老人対策を進めている都市を多く見受けるわけがあります。

きのうも老人問題について多くの質問がされましたが、決して満足な答弁とはいえません。あす、あさっては敬老の日であります。口先だけの敬老に終わることのないためにも、非常に具体的な問題になると思いますが、次の二点について質問をいたしますので、ぜひ前向きな回答をいただきたいと思っております。

まずその第一は、寝たきり老人が、現在六十五歳以上で、これは一人きりあるいは同居も含めてでありますけれども、五百四十六人、これは、昨年十月現在を民生委員協議会で調べた数であります。見えるわけがあります。しかも一人暮らしとなりますと、六十歳以上で五百九十一人。それから寝たきりの一人暮らし、これが六十五歳以上で十一人ということになります。

日本人というのは、昔から入浴を非常に好むものであります。不幸にして寝たきりになった老人のためにも、何とか昔から好まれておるふるへ入るといふことを、何とかしてあげなければならぬと考えるわけがあります。そのため、先般、私は宇都宮市で見てまいったわけがあります。移動浴槽車というのがあります。たいへん一人きりのご老人、あるいは寝たきりのご老人に喜ばれているということですが、四日市もぜひそういう制度を採用してもらいたいと思っております。福祉部としてどのように考えておられますか、お尋ねをいたします。

その第二は、きのうもこれが、老人福祉センターの利用の問題で、専用バスの質問が出ました。全く考えていないというよりなすっけない答弁でありましたが、同じような意味でありますけれども、若干角度を変えて提起をいたしたいと思っております。

私の提起は、老人医療の無料化を対象にしている、具体的に申し上げますと、七十歳以上ということに現在のところなのであります。この老人たちに、専用バスということではなくって、距離の遠近、あるいは時間的なこととございまして、交通会社と話し合いのうえに優待バスを発行してはどうか、私の判断しますのでは、その数多く利用されたり、あるいは乗車されたりすることもないだろうと思っております。ぜひ優待バスを市の手で発行していただければ幸いです。

一説では、回数券をもっとありますが、回数券ということになりますと、乗車区間あるいは料金等によって個々ばらばらになって、たいへん事務的な手数料がかかると思っております。そういうことを抜きにして、手軽に利用できる優待バスを交通会社と折衝して採用してはどうか、こういうふうに考えるわけがあります。この点について、福祉部としてどのように考えられるのか、お答えを願いたいと思っております。

以上です。

○議長（山口信生君） 教育長。

〔教育長（市川一郎君） 登壇〕

○教育長（市川一郎君） お答え申し上げます。

教育施設の適正規模化、適正配置、これにつきましては、四日市の教育委員会としても、従前からその線に沿うように努力をしてきておるつもりでございます。地区によりましては、いろいろの事情でその線にぴったり合わないところもあるのも事実でございます。ある程度はやむを得ないことかと思っておりますのでございます。

なお、いまのお話のございましたように、来年の一年生からは、第二次のベビーブームの時代になってまいりました、小学校の生徒は、年間八百人ぐらいつつここ数年ずつふえる、こういうことでございますので、そういう時期に合わしまして、適正規模化、適正配置ということもよく考えていかなければならないと思っております。

特に、いまお話のありました三重地区におきましては、さらに社会増の現象がございますので、そういうこともよく慎重に計算の中に入れて対処していきたいと思っております。三重団地の中の小学校につきましては、早急に建設にかかり、開校しなければなりませんし、垂坂、あの地区の小学校についても考えなければなりません。さらに、まだ三重小学校の規模が大き過ぎるといいうのも、私どもの計算からいたしましてもそういうふうになっておりますので、そういうことも考慮して善処していきたいと、こう思っておりますのでございます。

なお、お話のございました三重地区の農協用地の問題でございます。

最近、農協の老朽化に伴いまして、移転をするという話がございます。非公式ではございますけれども、ちょうど学校に隣接した土地でございますので、学校用地としてほしいんだと、こういうことを、非公式に申し出ているのでございます。

現在の三重小学校の校地の拡張でございますが、本年度予算におきまして、校地の拡張を認めてもらっておりますのでございます。その状況を見まして、さらにその後の、もうあの地区におきまして農業用地を買収いたしましても、

さらに広げるといふことは困難だと思いますので、他の方法で適正規模化にするようにしなければならず、こう思っておりますのでございます。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君） 登壇〕

○市長（岩野見齊君） 坂部団地の開発に伴いまして、学校施設が必ずしも並行しなかったことは、まことに遺憾なことであつたと思ひます。

将来は、三重団地の開発も現在進められておることでございますし、この地区の社会増も非常に著しいものがあることはよくわかっておりますので、適正規模、適正配置を十分心がけて、進めたいと思ひます。

○議長（山口信生君） 福祉部長。

〔福祉部長（谷沢文男君） 登壇〕

○福祉部長（谷沢文男君） お尋ねの福祉行政についてお答えを申し上げます。

乳児医療の無料化の拡大につきましては、ただいまのお尋ねの趣旨において同じような方法で、県は、九月の県議会に必要な予算の提出を考えておるやに聞き及んでおりますし、これに対する補助要綱等を定めつつあるわけでございまして、四日市市におきまして、一歳未満児に対しましては、すでに三千三百七十二名を対象として実施さしておいでしておりますが、この県の制度になりますと、九千七百十一名というふうになってまいるかと思ひます。四日市といましては、この制度につきましては、次期の議会に条例の改正をご提案申し上げて、実施に踏み切っております。

次に、移動浴槽車の寝たきり老人に対するサービスでございますが、このことにつきましては、私どももすでにい

ろいろの角度から検討されておりませんが、現在までの検討の結果では、まず三つの方法が考えられるかと思えます。一つは、自動車の中に浴槽を設置いたしましたして、老人をその中に運んで、入浴サービスを申し上げるという方法でございます。

それからもう一つは、自動車に浴槽やあるいは湯わかし器を乗せまして、寝たきりの老人の部屋に持ち込むという方法でございます。

第三番目には、普通の自動車に老人の方々をお乗せして、老人ホームとか、あるいは老人センターにおいての入浴を実施すると、こういうような方法があるかと思えますけれども、こういう方法を検討してまいりました中におきましても、共通して、問題は、老人、特に女性の方々が無になるということを引きらう傾向がございますし、あるいは自動車が高の近くに入っていくということの問題もございすし、あるいは老人の方々の健康上、慎重な診断準備が必要であるというよりなこと等が出てまいりますので、さらにこの問題については、慎重な検討をいたしまして、よりよい方向での実施について検討してまいりたいと思えます。

なお、交通会社との優待バス等の問題につきましては、昨日、福祉センターの無料バスの問題もありまして、市長からご答弁申し上げておりますが、十分検討をしてみたいと思えます。

以上です。

○議長（山口信生君） 山本勝君。

〔山本勝君登壇〕

○山本 勝君 順序は逆になりますが、まず福祉問題のほうから二回目の質問をいたします。

乳幼児の医療費無料化の県との関係であります。いまの部長の答弁からいきますと、次期の定例議会ということになりますと、十二月であります。それから条例改正をして実施ということになりますと、早くても来年の一月一日、こういうことになりかねないと思うわけであります。

いろいろ事務的な問題はあろうかと思えますけれども、できればいいことを早くやることにしたことはないわけでありますと、これは別途の機会に議会なりの了承を得ていただいて、一日も早く実施ができるように、ぜひこの場をお借りして、お願いしておきたいと思えます。

それから浴槽車の問題であります。前向きに検討をしていきたいということでもあります。確かに宇都宮で見えてまいりましたのは大型バスを使っております。四日市の町並みも、といえますよりも、都市計画の問題になろうかと思えますが、相当の距離を輸送車なりで老人を運んでこななければならないというよりな状態も、宇都宮の場合でもあるということですが、先ほど申し上げたように、お年寄りはいへん入浴というのを好まれます。ましてやそのことを抜きにいたしても、清潔ということをまず衛生的にも考えなければなりませんので、ぜひ前向きでお願いをしたいと思います。

優待バスの件についても、昨日出ました無料の専用バス等々のことも十分加味しながら、早期に実施していただくようにお願いしたいと思います。

なお、ちょっと先ほどの乳幼児の関係でことば足らずになりましたが、できるだけ早期にということ、できれば十月一日から、県の発足と同時にやれるようにということを含んでおりますので、その点、お忘れのないようにお願いをしておきたいと思えます。

次いで、三重地区の小学校の問題であります。教育長の答弁では、来年あたりからベビーブームで、市内で年々八百人ぐらいいふえると、こういうことですね、ところが、来年、三重小学校でふえるのは二百五十人なんです。八百

人のうち二百五十人を三重小学校で引き受けることになるんですよ。ここらあたりを考えなきゃいかぬといっているんです。市内で三十校から小学校があるわけです。八百人を三十校で割れば平均何人になりますか。三重小学校の場合、二百五十人を来年引き受けることになるんです。しかもですよ、先ほど私は、三重団地の計画は全然含んでいないといっているところ、この九月から三重団地に入居をしまして、すでに三十数人の生徒が三重小学校に来てます。定員オーバークラスが、すでに三クラスあるんです。三重団地の小学校の建設は、全然進められていませんね、来年早々に着工しても五十年開校です。来年、三重団地へ一体だけ入居するんですか。それぞれの子供は一体どの学校へ入学させるんですか。いま私が申し上げた二百五十人というのは、現在、住民登録をしている数だけで言っているんです。これから三重地区へ転居をしてこられる方の分は含んでないんです。おそらくこの二百五十人という数字は、三百名を大幅に上回っていくだろうと、こういうことを私は指摘せざるを得ないと思います。ここらあたりの、やはり明快な教育委員会の態度を明らかにしていただきたい。

それから、市長のほうに再度明らかにしていただきたいと思うんですが、坂部団地の開発に伴って学校施設をつくらなかったことについては遺憾と思われますのでと、こういうことでありますけれども、遺憾に思われたら、やはり遺憾に思われなくてもいいように、最善の施設をすぐに折り返してつくっていただかなきゃいかぬと思うんです。私が先ほど言った数字は、たとえば坂部団地で、五十三年には八百一名になると言いました。団地のことですからこれから他の地区のように、自然増加は、坂部団地そのものだけではあまりないと思います。

しかし、先ほど私が申し上げた構想の中には、山之一色、あるいは大沢台が含まれています。大沢台の入居は、宅地造成計画の約半数なんです、入居しているのは。まだこれから倍入ってくるわけです。山之一色自身も東名阪の四日市北インターができるということで、相当開発の手が伸びつつあるわけです。そういうことから判断いたしますと、

大沢台あるいは山之一色の人口そのものが相当ふえてくるだろう。そうすれば、自然と児童生徒の数も、先ほど申し上げた数字よりもふえてくることは確実なんです。そういうことから、ぜひにということをおっしゃいますし、さらに一番肝心なことは、いま三重小学校で、三月の議会で用地費をつけていただきました。はっきり申し上げますけれども、坪当たり三万五千円程度の単価でありました。ところが、現実に用地買収に折衝いたしておりますと、とうていその値段で買えないほど、三重地区の土地は高騰しているんです。

先ほど教育委員会では、三重小学校の用地について、農協用地につきましてはほしいという意味がありました。さらに、それ以上のことについては非常はむずかしい、こういう意味のご答弁がありました。その裏には、善意にとるならば、非常に単価が高くなってきたので、これ以上買うことについてはたいへんなことだと、それよりもっと安いところで用地を買って、そこへ新しい学校をつくったほうが、より効果的だという意味に私はとりましたので、先ほどの答弁は、私は了とします。

それなら、新しい学校をつくる用地を、小学校用地を、中学校用地を、いまのうちに買うべきじゃないかと。幸いこの議会で土地開発公社が条例化されます。そうなれば、土地の取得も先行的にできるだろう。坂部団地のような片手落ちの開発は二度と繰り返さなくとも、いままでの生徒へしわ寄せしたことが取り戻せるだろう、このように考えるわけです。

そういう意味で、いま一度市長から決意のほどだけ、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君） 登壇〕

○市長（岩野見齊君） 私は、坂部団地の建設と並行して学校の整備が進まなかったのは遺憾であったと申しますの

は、過去のことからこれ以上のことをどうもできぬからです。済んだことから遺憾であったと、また将来に向かつては社会増も予想せられますので、適正規模、適正配置、これを十分心がけていくと、こういふふうに申し上げておるのでございます。

○議長（山口信生君） 山本 勝君。

〔山本 勝君登壇〕

○山本 勝君 いまの市長のことは、善意に私はとりたいたいと思います。

具体的な問題になりますと、答弁もしにくかろうと思っておりますので、最後に私の意見だけ申し上げて、強く要望しておきたいと思えます。

私は、常に教育問題を取り上げる場合にはこういふことを言っています。特に小中学校の問題については義務教育であります。しかも、人間の年齢というのは待たせてくれません。ことし六年生の子供は来年中学校へ行くんです。中学校三年生の子供は、来年の三月卒業するんです。学校の施設が悪いから、学校の施設がよくなるまでこの学校におつてくれというわけにはいかぬわけです。ところが市内を見てまいりますと、あるいはよその都市を見てまいりますと、案外という表現使いますけれども、豊かな学校もあるわけです。ところが、非常に窮屈な学校もあるわけです。何年も何年もプレハブで勉強している学校もあると思えば、すべて鉄筋の教室で勉強している子供も、学校もあるわけです。そこらあたりが、学校間の格差がありはしないかということをや常々言っているわけです。

そういう意味で、義務教育は、これは、先ほど教育基本法なりの中で申し上げましたように、それを受け入れる地自治体の中で、責任をもってその施設をしなきゃならぬことになってます。しかも、年齢は待たせてくれません。いまの子供にいまのしあわせを与えることが、これから次代をになり人間をつくり上げていくことに一番大切なんじゃないんですか、そのことを強く申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（山口信生君） 粉川 茂君。

〔粉川 茂君登壇〕

○粉川 茂君 ご通告いたしました交通問題と教育費、特に、PTA負担軽減についてお尋ねいたします。

交通問題につきましては、昨年三月、この新議事堂におきまして、第一番目に市民クラブの後藤議員よりご質問されてより、再三各議員よりご質問されました。また昨年は田中議員よりご質問された関係で関連する点もあるうかと思えますが、よろしくご答弁のほどお願いいたします。

この問題の基本構想の審査の場で、今日の交通体系はこれによいのかという疑問が出されました。押し寄せる車の波のため、騒音、排気ガスによる公害、事故、どうしようにもできないまでいろいろの問題が重なり、重なって押し寄せてきたので、従来のように道路だけで解決してもだめだ。新しい発想のもとでこの交通体系を考えなければならぬということが力説されました。私たちがこの間視察いたしました静岡市では、市内の交通にモノレールを導入するというのを、ただいま真剣に検討しているという話を聞いてまいりました。また、前九鬼市長は、車の市内乗り入れについての規制を検討しなければならぬことを、議会でご答弁されたこともありまして、ご承知のとおり、カーホリデーを提唱され、実施も呼びかけられました。結果は何の効果もありませんでした。今日のこの人間と交通の問題にどう対処していくかは、きわめて大きな問題であり、切実な問題だけに、この検討は、日を重ねて真剣さが増していくものと思われれます。

ご承知のように、名古屋市では、名古屋のどまん中を「サ」の字に貫く都市高速道路をつくるのははたして適当かどうか。公害防止にめどがついていないというので、大問題を起こしており、学者の多くは、生活優先のためには建

設を中止すべきだといっていることが報道されております。

九月三日から七日まで、東京では、「人間のあしたを考える」というテーマで、国際交通シンポジウムが開催されました。このシンポジウムで、自動車を捨てるか、都市を捨てるか、二つに一つを選択するときにきたとか、いや自動車は都市機能をささえる重要な要素である。追い詰められると、とかく二者択一の割り切り方をというふうに、シンポジウムは激しいやりとりのうちに幕が明けたと報道されております。

都市にあふれる車はオオカミなのか、それとも使い方次第で人間の生活に役立つ羊なのか、とにかく交通問題について何らかの決着をつけねばならぬ時期がきたようでありますと。私にはこんなむずかしい理論や議論はわかりませんが、四日市の現状を見ますとき、こんなことでよいのであろうか。このままでは人間すら通れなくなってしまいういつも思っているでございます。

どの道路もどの道路も、車が一ぱいになって走っており、路上駐車ですき間なく並んだその車のすき間を縫って、人間が歩いているのであります。ほんとうに安心して歩くことができる道はわずかしかなかった。そのわずかしかない一番街でも、車がどんどん走っております。規制されたこの町ですらこんな状態ですから、他は推して知るべきでありましょう。

ですから、人間が安心して歩ける道をあらためてつくることを考えねば、この押せ押せムードの車が、どこまでのさばってくるかもわかりません。おそらく具体的には示されなくてもわかりませんが、市ですてにこれらのことも検討済みだと思われまじし、その必要性も十分理解しておりますので、その計画の概要を説明していただきたいと思っております。

市内のどの町も車に占領されては、人間はたまったものではありません。せめてどこかの市のように、一方通行などの規制でも全市的に実施されていまして少しでも安心して歩けると思っております。

都市交通の基本は、歩くというのであります。この歩くという基本構想にさかのぼって、せめて人間が安心して歩ける道路を確保していただきたいのであります。

次に、最近、自転車で環境と健康を取り戻そうということで、バイコロジ運動が日に日に盛んになってまいりました。三重県でも、青少年の健康育成、人間優先の道路環境整備を目的として、志摩に、あるいは津の安濃川、あるいは鈴鹿川サイクリング道路をつくるということが報道されております。

四日市でも、この間、ご承知のように、青少年野外センターが水沢につくられました。せめて四日市の中心部からこの野外活動センターまでサイクリング道路をつくらなくては、片手落ちのような気がいたします。野外活動センターへ行くのにバスや自動車に乗って水沢へ行き、またバスや自動車で帰るということでは、無意味ではなからうかと思えます。

また、北部では、伊坂ダムに向かってサイクリング道路を再開発して、青少年の健全育成に役立たせていただきたいのでございます。

港中学校では、生徒が盛んに 外へサイクリングに出かけるので、危険防止のため、父兄同伴でないと許されないということも聞き及んでおります。もちろん海浜公園や中央緑地の道路を利用して自転車で乗れますが、あんなところでは、サイクリングの持つ価値が少しもないと思います。

水沢の野外活動センターの北部の道路から入って、山の中の道路はサイクリングにはよいと思えますし、野外活動センターから湯の山へ出るいいコースもあります。ですから、ここへ取りつくための自転車の道、これは、通学道路あるいは生活道路などを利用して、開発していただくことを申し上げるわけでございます。

自転車の話を出したので、ついでに、政府や自治体が力を入れてまいりました自転車通勤、通学について、お尋ねいたしたいと思います。

この考え方は、交通停滞や公害対策のうえから、これまでの自動車優先ということを改めて、自転車の役割りを見直してその活用をはかりたいということだと思います。

しかし、これを実施するため、政府は二十一市の市長と懇談を開いて、安全対策とか相当の経費がかかるので、財政援助がはかられたということも聞きました。四日市でも、先ほどから申し上げてまいりました生活優先の、人間優先のための人間の歩く道路は、サイクリング道路にも通じ、自転車での通勤通学にも通じると思います。

これをひっくり返してどうした問題にどう対処されていくお考えなのか、また具体的にどう計画し処理されていかれるのか、そのご所見をお伺いしたいと思います。

次に、近鉄八王子線のことをお伺いしたいと思います。

この問題につきましては、昨日、出井吉垣両議員からも質問が出ておりました、市長のお気持ちは変わらないことはよくわかりました。したがって、私は、観点を交えて、二点ほど市長にお願いいたします。

その第一点は、いま電車を廃線することによって、はたして四日市にメリットがあるかということでもあります。

現在、あの線のバス運賃は、電車に比べて普通運賃で約二倍、定期券に至っては三・五倍に達しております。そしてこの中には、南高校、職業訓練校に通学する生徒、約一千名を主とする学生も多数含まれております。通学生も多数含まれております。これがバスになった場合、その負担増加額は、全部で年間五千万円にならうと積算されています。しかも廃線の結果は、このような金銭負担の増加だけではなく、道路の停滞や破損、事故、排気ガス等、市民の日常生活に与える悪影響も決して少なくありません。この点について、市長のご見解を承りたいと思います。

第二点として、廃線の権限は運輸大臣にあって、決して近鉄にないことは皆さまご承知のとおりであります。運輸省の方針は、いまのところ廃線する考えはない。ただ永久に残せといわれても困るから、あの方面の交通の将来計を市のほうで早く立ててくれとのことでもあります。これを機会に、四日市市南部地区の交通体系を確立するために、真剣にご検討なされるお考えがあるかどうか、お伺いいたします。

次に、昭和四十七年度の当初予算で、教育費は一四・〇九％という、きわめて低い率の予算でありました。当時、教育委員会の計算で、学校の環境整備については百六十億円は必要だとお聞きし、その予算配当では、実に教育を軽視していると受けとめられたのであります。当時市川教育長に、「こんな低い予算を配当されて、よくも教育長の座におるな」などと忠告された人もあったかにお聞きいたします。言わず語らずの形でこれが父兄を刺激したのか、四十八年の予算獲得二〇％等を目標として、ものすごい運動が展開されたことは、ご承知のとおりであります。

幸いに、岩野市長の教育へのご理解とご努力によりまして、一七％の計上ということに相なり、父兄も一応ほっとしたのでございます。しかし、四日市の今日の現状をながめますと、決して満足すべき状態ではありませんが、一挙に解決できない問題でありますので、いたし方ございません。この予算の中に、年々PTAが要望いたしてまいりました父兄負担の軽減のための財源が入っているのをご存じます。岩野市長は、父兄負担の解消は、四十八年、四十九年度と二年で解消したいと言明されている問題であります。

その趣旨に従って割り当てられた総額は、本年度の予算で三千七百二十四万六千円でありまして、小学校二千二百十九万八千円、中学校一千五百九十四万八千円。一人当たり、月額小学生七十円、中学生百二十円ということになります。この軽減品目の内容については申し上げますが、六百人の規模の小学校で、総額五十万四千円というくらいのものであります。

ところで、ご承知のように、物価がものすごい値上がりが続いております。せっかくの父兄負担軽減も、物価の値上がりによりそれどころではなく、むしろ父兄に協力を求めなければならぬ各学校の苦しい状態であります。これでは、教育委員会がせっかく父兄負担を軽減したいと考えられたことも、むだになりそうであります。教育委員会としても、いや、市長がせっかく四十八年、四十九年度において解消したいと考えられましても、むだになるような状態でありますので、この問題をどう処理しようと考えられておられるか、お伺いしたいのでございます。

私は、きょうこういう質問をしようとは思っていなかったものであります。それは、この物価の値上がりで学校が困っているということをよくご存じだから、九月の補正で、その補いのための経費計上がなされていると思っております。ところが、期待していましたが、追加予算が一向見当たりませんでただしたわけでございます。もしこの補正がありましたら、ご教示いただきたいと思うのでございます。

以上で第一回の質問を終わらせていただきます。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君） 登壇〕

○市長（岩野見齊君） ただいまご指摘がありましたように、本市におきましても、最近の交通体系は自動車を主とした体系になっておったことは事実でございます。しかし、おいおい車公害という問題がやかましくなりまして、国におきましては、昭和四十五年六月、交通安全対策基本法が制定されましたので、本市もこの趣旨に沿いまして、皆さんご承知と思えますけれども、昭和四十六年に四日市市交通安全計画を立てまして、この中で、交通安全施設の整備事業五カ年計画、これが四十六年を初年度といたしまして、五十年に至る計画でございます。計画を策定いたしまして、推進してまいっております。

この内容につきましては、歩道、自転車道の整備から通学路の整備、信号機の整備、交差点の改良、道路照明、防護さく等の設置、道路標識の設置、こういったものがあるのですが、いずれも人命尊重、生活優先の立場から、必要な施設なのでございます。

特に、最近通学路の整備の要望が高まっておりますので、若干申し上げさせていただきますと、市内三十七校のスクールゾーンの道路延長は八万六千六百メートル、道路面積は三十一万八千七百平米でございます。このうち道路舗装につきましては、約九〇％の舗装が進捗しておりますけれども、今後さらに児童及び生徒の交通安全を確保するために、信号機の新設あるいは防護さくの充実、区画線の設定、こういった安全施設の整備を充実していく必要があると考えております。

また、同時に、警察の協力も得まして、道路幅員の狭い道路につきましては、自動車の通行禁止の交通規制を行っていただまして、通学児童の、一そう安全な通学をはかっていきたいと考えております。

また、一般道路におきましても、道路構造上、無理のない道路につきましては、歩道、自転車道の設置、これを積極的に進めていきたいと考えております。

事業の施行方法といたしましては、国の選択基準に合致するものにつきましては、国庫補助事業としていきたいと思っておりますし、それ以外の小規模な市道の工事につきましては、市で行っていききたいと思っております。

将来とも、さらにこの四日市市交通安全計画に基づきまして、いろいろな安全施設を進めていきたいと、このように考えております。

サイクリング道路の建設につきまして、サイクリング道路の建設計画でございますが、最近、公害のない乗りものとして、また安全な乗りものとして、全国的に自転車利用が非常に復活してまいっております。特に市民のレクリ

エーション、レジャーとしてサイクリングが盛んになってきておりますし、市内にもサイクリングに適した公園やいこいの場所はたくさんございます。多少回り道になりましたが、自動車とふくそりしない山沿いの道路であるとか、あるいは河川堤防や農道を利用して、サイクリングの道路として今後整備していきたいと思っております。

自転車につきましてのいろいろな計画につきましては、総務部長からお話し申し上げます。

次に、近鉄八王子線の問題でございますが、廃線の利益があると思いかというお尋ねでございますが、先ほど指摘がありましたように、運賃も二倍以上であり、しかも公害の大体ない大量輸送で、安定した路線を廃止したところで、私は何の利益もないと、かように考えております。

したがって、できる限り、当面この現状を維持してもらいたいというのが、私の考え方でございます。

これを廃止するかどうかの権限は、もちろん運輸省にあるのでございますが、これにつきまして、これにからんで、四日市の南部における交通の将来計画を立てよと、こりいった声が聞かれたのも事実でございます。

これにつきましては、すでに基本構想をご審議いただきます段階におきましても、そのご意見は出ておるのでございまして、私たちといたしましてもこれを十分尊重して、南部の将来の交通体系の計画をできるだけ早く樹立していきたいと、このように考えます。

○議長（山口信生君） 教育長。

〔教育長（市川一郎君） 登壇〕

○教育長（市川一郎君） お答え申し上げます。

昭和四十八年度の教育予算におきまして、父兄負担の軽減を目当てにしまして、多額の予算の計上を願ったのでございまして、しかし、その後の物価の上昇がございまして、たいへん困っておるといのが実情でございます。

お話のございましたように、せっかく市の予算で多額のことを計上していただきましたので、それが一般の父兄にもわかるようにというので、小学校七十円、中学校百二十円と、そういう額を出しまして、軽減をはかったのでございますが、その後の物価上昇で、いま申ししたよりなことでございます。

一部の机、腰かけの更新分の値上がりにつきましては、今度の予算でご審議をいただくことになっておるのでございますが、一般の消耗品の類につきましては、まだ見送りになっておるのでございます。

学校の消耗品の中で、紙類はすいぶん多く、大体一般消耗品の二割を占めるのでございますが、そういうものが、一しめ三百五十円だったものが五百円になり、上質紙の五百円だったものが一千円になると、そういうような値上がり、あるいは運動用具の値上がり、大体二〇％なり三〇％になっておる、そういうので、苦しい状態にあることはよく承知しておるのでございますが、さらに今後、各学校の事情を検討いたしまして何とか善処したいと、こり思っておりますのでございます。

○議長（山口信生君） 総務部長。

〔総務部長（阿南輝彦君） 登壇〕

○総務部長（阿南輝彦君） ただいまのご質問の中で、政府の提唱する自転車の問題についてのご指摘がありましたので、簡単に経過をご報告申し上げます。

ことしの六月五日の環境の日を期しまして、政府では、いわゆるスポーツとかレクリエーションという自転車、バイクロジーの問題ではなくて、通勤、通学、買いもの、こりいったものに自転車を大いに使ってもらおうと、公害問題、あるいは交通安全の問題としてそれを取り上げよという方向を出してまいりまして、六月末の全国市長会の総会の際にも、江崎自治大臣が、このことについての各市長の協力を求めておったのでございますが、その後、総理府、警察

庁、建設省、運輸省、自治省、こういった関係各省のほうでいろいろ協議を進め、お話がありましたように、全国二十一の市長の懇談会を持ちました以後、モデル都市、実験都市の指定の計画をしまして、今月の三日の日に、三重県では県下の十三市を招集いたしましたして、国の方向を説明してまいったのでございますが、もうすでに国のほうでは、指定市を県庁所在地にしほりたいというふうに考えておりました、結局、本市も申し出をしたんでございますが、七日の日に、津に決定をいたしております。

これは、自転車道の整備、あるいは自転車置き場の整備、あるいは自転車利用の啓発運動、そういったことを実験的に三カ年ばかりやってみると、単に自転車奨励だけでは、やはり一方では自転車公害というふうな問題が出てくる。非常に熱心に自転車運動をやっておりました埼玉県草加市の市長さんが、自転車で通勤している途中にオートバイにはねられてなくなってしまうということが、先月起きておりますので、そういった、こういった実験を通じて、万全の自転車利用体制をつくり上げたいというふうに全国的に広めたいというふうな方向で、政府は進んでおります。以上です。

○議長（山口信生君） 粉川 茂君。

〔粉川 茂君登壇〕

○粉川茂君 交通問題について市長よりいろいろご答弁をいただきましたが、道路整備も安全対策も必要であります。が、人の歩く道をどこにどうしてつくっていくか、また、その道路と道路とをどういうふうに結びつけていくか、そういうことを検討していただくことが、一番大切であると思います。

まあ日本の人間の基本的な交通手段は、歩くということでありまして。この歩くということをもう一度交通のシステムとして考えてみようということが、今日的な問題であります。車を締め出すだけの歩行者天国からさらに一歩進んで、自然に歩きたくなるような環境づくりということが、各県で実施されているということでもあります。

旭川市の買ひもの公園を指導された上田篤京大助教授でございますが、その人は、日本の都市をもう一度歩ける町にする条件として、八項目をあげております。

第一に、平らかなよく整備された路面、歩道橋などはいけなない。

第二に、雨よけ、日よけのための木陰が多い。

第三に、気軽に休めるベンチ。

第四に、清潔な便所。

第五に、気持ちのよい境界。

第六に、街灯。

第七に、交通機関との接続。

第八、歩く車道の分離 といふように、ぜひ人間の歩く道づくりに努力していただきたいと思ひます。

なお、八王子線の問題は、地元住民と近鉄側で、過去数十回にわたって話し合いの機会を持ちながら、近鉄が返事を保留したまま、二年間も一方的に話し合いを中断しており、今日になって再び騒ぎ出すという不誠意な態度では、地元民が、いまだら応ぜられない気持ちでございます。

昨日の本会議で、近鉄名古屋営業局の営業課長らが傍聴しておられました。どうか近鉄の圧力に屈することなく、あくまでも市民の利益と足を確保するため、ご努力をお願いしたいと思います。

次に、教育費の問題については、一応ご答弁を承ったのでございますが、せっかく決心された解消問題でございますので、学校の実情をよく調査されまして、善処されますようお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（山口信生君） 暫時、休憩いたします。

午後三時十四分休憩

○議長（山口信生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

小林哲夫君。

〔小林哲夫君登壇〕

○小林哲夫君 私が、本日お尋ねいたしますことは、通告申し上げましたように、先般実施されました第一回市政アンケートの結果についてでございますが、すでにこの集計結果につきましては、市の広報にも掲載されてきて皆さんもご承知でございますので、いまさらその内容を伺おうとは思ってません。したがって、本日お尋ねいたしますのは、この結果につきまして市の理事者がどのように判断をせられ、そうして、どのように対処されるかということでございます。もっとも、この市政アンケートは市政全般にわたっておりますので、一々詳細に承っておりますと、とうてい四十分の持ち時間では消化できませんし、また、ほとんどの部長にご登壇願わなきゃならぬということになりますので、私は、特にこの市政アンケートから気づいた点をピックアップいたしまして問題の焦点を絞りましてお伺いしたいと、かように思ひわけでございます。そこで、市長はじめ、市長公室、産業部、教育委員会の担当責任

者からご答弁を賜りたいと、お願いいたしておきます。

まず最初に市長にお伺いいたしますけれども、この市政アンケートが無作為抽出によりまして五千人を対象といたしております。そして回答者が千七百五十七人、したがって、回答されました比率は三五・五％となっておりますが、このような回答率といえますか、回答数について市長は当初から大体予想された線であったかどうかということをお伺いしたいと思います。

次に、このアンケートの結果をごらんになりまして、これはもうきわめて総括的、全般的なことではございしますが、市長はどのようにお感じになっておられますかその感想を承りたいのであります。

三番目には、こういう結果が出ましたことにつきまして、今後市政にどのように反映されていくこととされるのか、そのお考えを承りたいと思っております。

それから、このような市政アンケートは、前にも市民意識調査ということとなすたことがございますけれども、正式には今回が第一回でございますが、今後引き続き定期的にさらにおやりになるお考えがあるかどうかということもあわせて伺いたいのでございます。

次には、市長公室長にご答弁をお願いいたします。

これはまあ結果の判断ということよりも、この市政アンケートを実施するにあたりまして大きな質問項目で十九目、さらに市がやっている仕事について二十二項目、あるいは公害、福祉、教育の面について、さらには広報関係についてそれぞれこまかい質問事項が用意されましたけれども、こういうような質問項目をどのようにして選ばれたのか、その質問選定の方法についてお考えを承りたいのであります。

なお、もう一つ、市がやっている仕事についてよくなった点、あるいは不満に思ひ点、今後力を入れていきたい点

についてそれぞれ三問ずつ、三問といえますか、三題ずつ該当するものをあげよという質問のしかたでございませうけれども、どうして三つというふうに指定なすったのか、もし根拠があれば教えてくださいと思っております。

それから、次には産業部長にお伺いいたします。といえますのは、このアンケート集計の結果、消費者を守るための対策ということが今後必要である。あるいは現在不備であるという答えを寄せられました方が何と四百四十七人、八・八％で、二十二項目の質問項目の中で第三位を占めておるといふことでございます。いわゆる消費者対策といふものが非常に今日の市民にとって大きな問題になっておるといふことがこの事実をもって明らかになったわけでございますが、この理由についても思い当たるところがございますしたらお教えを願いたいし、それから、こういう消費者対策についてはたして産業部としてどのようなお考えがあるのか、どのようにこの市民の要望にこたえられようとなさるのか、お考えがあれば承りたいと、かように思っております。

次に、教育委員会のほうへお尋ねをいたします。

教育関係の質問事項の中で、その回答に教職員の資質向上ということが非常に市民から要望されております。たとえば、七百六十二人で二二・三％という高い数字を示しておるわけでございます。今日の四日市の教育行政の中で、父兄が教職員の資質向上をということを第一番に考えておるといふこの事実について教育委員会はどのようにお考えになっておられるか。

それから同じく、学校教育につきまして道徳的な判断や実践力を養うことという質問に対してマルをつけられた方が八百七人、全体の四三・三％に及んでおるのでございます。そして逆に、学力の充実ということがわずか百七人の五・七％、最下位でございます。ここに今日の学校教育に対する父兄の考え方、希望、あるいは問題点というものが如実に示されておるんじゃないかと、かように思います。こういう父兄の考え方に対して教育行政の責任者であり、

学校教育を担当しておられます教育委員会のご答弁をお願いしたいと、かように思うわけでございます。

私の第一回の質問はこれで終わります。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君） 登壇〕

○市長（岩野見齊君） お答えいたします。

大体私といましては、回答率は三〇％ないし四〇％程度でなからうかと考えてはおったのでございますが、あまりそれにつきましては大きな変化はなかったと思っております。ただし、考え方といましては、私は少なくとも五〇％以上の回答を得ることに努力していきたいと考えております。それにつきましては、昨日小川議員からもご質問があったのでございますけれども、編集、あるいは広報の取り上げの内容におきまして常に市民の関心を引きつけるだけの広報にすることが必要であらうかと思っております。

第二問の集計された結果に対する総体的な感想、この点につきましては私もっとも概括的にいえば、市民は、私は見るべきところは鋭く見ておると、このように考えます。しかし、現状がよくなったと思つたという回答のある反面、不満だと思つたという声と同じ項目について、たとえばごみ、し尿、あるいは道路、下水、こういった点にあらわれておりますのは、まだまだ市全体にわたって完全に市民の満足を得ておらない証拠でもあらうと思つたものと、よくないものといわれたものにつきましても、もう一段の改善ともう少し行き渡った施設改善が必要であらうかと考えております。

また、何を望むかという質問に対して、子供の遊び場の整備拡充を望む比率が高かったことは、これは私の想像外の高さだったと思っております。

住宅の建設、あるいは保育園の整備、老人の健康、あるいは生活相談、あるいはまた老人の施設の充実、こういった点は大体予想のとおりでございます。しかしまあ、多い少ないはありましても、少ない声でも切実なもの、また性質上自然多くならないような、多くの人の関心を引かないような問題につきましても、たとえ数は少なくてもこれは取り上げるべきであろうと思っております。また特に、先ほど産業部長へのご質問もありますが、消費者の問題につきましても、これは私は単なる経済問題としてではなく、生活に連なる環境の問題として、単に産業部だけの問題ではなく、市全体の問題として重視してこれから取り上げていかなければならないと考えております。

市政にどのように反映するかと、この点につきましては、市政モニターなどの意見とともに非常に貴重な情報、それから市民直接のすなおな情報としてこれを十分整理し、解析して市政に反映していきたいと思っております。

今後とも定期的にアンケートを求めると、現在私といたしましては、少なくとも年一回は定期的にこうした意見を吸い上げたいと、このように考えております。

○議長（山口信生君） 市長公室長。

〔市長公室長（三輪喜代司）君〕

○市長公室長（三輪喜代司君） この種のアンケートの質問の設定につきましてはいろいろな考え方があろうかと思っておりますが、一応私たちといたしましては、現在の時点で重要な課題を中心としたものを取り上げていきたいという考え方のもとに、福祉と教育と公害というのを重点的に取り上げさせていただいて、それに広報を付随させていただいたと、こりいりふりな考え方でございまして、一定のこりいり問題につきましては、この何と申しますか、これとこれとこれというふうな一つの手形的なものはいまはないと思っております。したがって、私たちこれが第一回のアンケートでございますので、このアンケートの結果を広報にも登載させていただいている市民の方々にも読んでいた

だくと思っております。したがって、それについての問題点等はまた別な方向でわれわれのほうへ返ってくるというふうに考えております。したがって、いま市長から答弁がございましたような、今後のこのアンケートを実施するにつきましては、そのような貴重な意見を十分考慮に入れながら改善すべきものは改善いたしまして、それが真に市民の声が十二分に市政のほうへ反映できるような、そういう方向に内容の充実につとめていきたいと思っております。

なお、三点にどうしてしほったかということでございますが、市の行政、非常に多岐多範にわたっております、これを一点にしほるといふ考え方もあろうかと思っておりますが、やはり市民の方から直接私どもが声を吸い上げるにおいては、ただ三点がということになってまいりますと、これを、五点にしたらどうかという声もありますし、あるいは二点にしたらどうかという声もございまして、現在設問いたしましたのがたしか二十二問と思っております。したがって、その中から三点をとらしていただいたということでございます。これとても先ほど申し上げましたような考え方で今後改善すべきものは改善していききたい、そして真に市民の声を十分われわれとしては吸収していきたいと思っております。

○議長（山口信生君） 産業部長。

〔産業部長（荒木三郎君） 登壇〕

○産業部長（荒木三郎君） ご質問の消費者対策につきましてお答えを申し上げます。

先ほど市長から産業部だけではなく、市全体の問題としてということでお答えがございましたが、私どもといたしましてはこの問題につきましては、部内、産業部、総務部、環境部、関係のあるところの連絡協議会、あるいは食品の問題等もございまして、それぞれ関係のこととも連絡をいたしました。これに対策を講じておるわけでございますが、ご案内のとおり本市といたしましても昨年六月消費者センターの設置、並びに消費者生活コンサルタントの常駐

をきわめまして、それぞれ消費者の方に対します商品に関する知識、あるいは品質、量目、それぞれいろいろな生活向上に対します知識の啓蒙、または消費生活に関します苦情の処理につとめてまいっておるのでございます。また同時に各地域の市民皆さん方の活動の促進をはかってまいりますために消費者モニターの設置をいたしまして、それぞれの実情の調査、あるいは知識の向上等広く地域に浸透させていただくようにモニターの設置もさしていただいております。

なお、一方におきましては、これらの消費者の方々の団体でございます消費者協会というのがございますが、それらの方々によりまして、消費生活展の開催でございますとか、研修会、あるいは消費者講座の開催等によりましてそれぞれ先ほど申し上げました商品に対する知識でございますしよとか、あるいは有害食品の問題、あるいは衣料の問題等々、こういふような商品の知識を深めていただくと、こういふような考え方で、それぞれ消費者協会のご協力も得まして進めてまいっておるのが現状でございますが、消費者センターの利用状況につきまして申し上げますと、昨年六月開設をいたしましたから、現在八月でございますが、九百六十四件のご利用をいただいておりますし、その中で相談をということで、あるいはまた苦情、それらの持ち込まれております件数が百六十三件でございます。なおまたその他に生活展、あるいは研究発表等昨年度の状況におきましては二グループ四十名ばかりのご参加をいただいておりますが、本年度、来月開催予定をいたしております研究発表会には、六グループで百人の参加をこえるというよりな申し込みを受けておるのでございまして、それぞれいままでよりはそういうよりな意識の向上をしていただいております、こういふように受けとめておるわけでございますけれども、これだけではいいとは思ってありません。今後こういふような問題につきましては、消費者センターの活動の推進、あるいはセンターのご利用をいただくよりなこと、あるいはその消費者問題につきましてのPR等もおいおい重ねてまいっていききたいと思っておりますし、また、いま

申し上げました消費者団体の方々より以上の認識を深めるための育成、努力につとめてまいりたいと考えております。なおまた、一昨年来取り進めております生鮮食品の流通機構の問題でございますが、この問題につきましても整備をいたすべくたまたま検討は進めておりますけれども、議会におかれましても総合開発特別委員会においてこの問題についていろいろと審議をいただいております。したがって、いろいろご意見等も拝聴しながらこの問題を取り進めていきたいと、かように考えておる次第でございます。

○議長（山口信生君） 教育長。

〔教育長（市川一郎君） 登壇〕

○教育長（市川一郎君） お答えいたします。

今回のアンケートの質問第十の中に十二ばかりの教育行政全般につきまして、十二ばかりの項目のありました中で、そのうちで特に教員の資質の向上を望む声が強かったということにつきましては、まことに胸を打たれるものでございます。市民の各位が教育を見る目はなかなかきびしいし、なかなか高いものであるということを思いましたし、さらに私も教育委員会といたしましても大いに反省しなければならぬ問題だと、こう思ったのでございます。まあ申すまでもございません、学校教育、特に初等、中等教育におきまして、先生の影響力というのは非常に大きいものでございまして、そこにある先生が高い教養を持ち、広い教育愛を持って、そして実践するのでなければ教育効果というのあがらないことは明らかでございます。そういう意味からいま全国的にも教員養成制度というのがいろいろ検討されておるのでございます。それはそれといたしまして、当四日市におきましても千三百人近い教職員を擁しておるのでございます。それらの方々は一その研修、資質の向上、そういうことにつとめなければならぬということ、そういう気持ちを新たにするわけでございます。

次の問題の第十一問の中の学力の向上を望む声が少なかったか、道徳的判断、あるいは実践力を養成する声が非常に多かった、それにどう思うということでございます。道徳的な判断力、あるいは実践力を養うことにつきましては委員会としても常々努力しておるつもりでございます。ことしの学校教育指導方針の中にも掲げておりますし、どの学校を見ましてもそういうことを努力目標には掲げておる。そしてそれを各教科を通じ、あるいは道徳の時間、あるいは特別教育活動の時間で実践しておるのでございます。にもかかわらず、市民の方々からこういう声が出ることににつきましてはよく検討いたしました。どこにその至らないところがあるか、市民のご要望に沿えないところがあるか、よく検討をしたいと思っております。

学力向上についての要望の少なかったことにつきましては、私もあれっという感じをしたのでございます。しかし今日の学校教育で学力でほんとうの身につく学力、そういうものについては手をゆるめるべきではない。ますますほんとうの基礎的な学力をつけることには大いに努力しなけりやならぬと、こう思っております。

○議長（山口信生君） 小林哲夫君。

〔小林哲夫君登壇〕

○小林哲夫君 たいま逐一ご答弁をいただきましたので私は再質問ではなしに、いままでのご答弁に対する私の意見と要望を申し上げて終わりたいと思います。

今回のアンケートの回答率が三五・五％とあったことは大体予想せられた線であるという市長のご答弁でございます。私もこれが多いのか少ないのか、何しろ第一回のことでございますので何とも判断のしようがございませんが、市長のおっしゃるとおり今後この回答率がどんどんあがってくるように、そして市民の市政に対する関心が高まると高まることを切に願うものでございます。したがって、そういう観点から見ますと、先ほど市長の言われまし

たように、私はやはり毎年定期的にこりいうアンケートを実施して、昨日もここで議論が出ておりましたように、こりいう直接質問方式で市民の市政参加を実現していただくということは、今後の四日市市政の運営上非常に大切なことであるというふうに考えるわけでございます。特にこれらの回答結果については、私どもとしても非常に参考になる貴重な資料であろうと考えております。そこで願わくば、この資料をさらにこまかくといえますか、地区別に集計していただいてわれわれ議員のほうへもご配付いただくとありがたい、かように思っております。幸いその点につきましては、すでにまあ承りますと広報係のほうである程度地区別に出して印刷に回しておるようでございますから、でき上がりましたら早急にひとつ議員のほうへもご配付いただきたい、それによってわれわれとしては市政全般についてと同時に、市の各地区におきます市民の要求というものも相当的確につかむことができるんじゃないかと、かように考えますので、ぜひともこの点はよろしくお願いを申し上げます。

それから、質問の設定方法につきましては公室長からご答弁がございました。別にはっきりしたモデルはないようでございます。ただ四日市が当面する重要な問題を中心にして出されたそうでございますけれども、例の市のやってくる仕事の中には下水道の項目があっても上水道がないとか、あるいは保健衛生の項目があっても市立病院の項目がないとかいり問題もあるわけでございます。それをどの程度入れるかということは非常に判断のむずかしいところでございます。理学者側におまかせざるを得ぬだろうと思えますけれども、この質問の設定については今後とも十分ご検討を賜わりまして、でき得る限り市民の要望というものを、あるいは市民の意識というものを率直、適切に受けられるような項目を設定していただくとありがたいと思います。

それから、三問に、三つの点に限定されたということについて私が特にお伺いしたのは、実はほかでもないんで、この市政アンケートに私も実は対象者に当たってまいりました。そこでまあせっかく市から出されたアンケートでこ

ございますから私も市民の一人としてその責任を果たすために回答を寄せなきやならぬということで、実は頭をしぼったわけでございます。このアンケートは世帯主単位だそうでございますから実は家族とも相談してやったわけでございますけれども、やはりその、三つを選べとなりまして一番どれがいい、どれが悪いということは簡単にある程度見当はつくんですけれども、さて三つも選べとなりまして、その順序に非常に迷うわけでございます。また、三つを平等にいいとか悪いとかいいうわけで決まれないわけで、おそらくこれには順位が、当然ランクがつくだろうと思えます。だからただ単にいいものを三つマルつけよ、不満のものを三つマルつけよというよりな書き方ではなしに、できればこれはコンピューターの操作上めんどりなことかもしれないけれども、できれば私はもしそういう複数の回答をご希望なさるであれば順位をつけるよりな方法、たとえば一番よくなったものに三をつけるとか、あるいは一番不利なものと同じく三をつけるというよりな点数制でも採用されたいかがかと、かようにそのとき思ったわけでございます。とにかく三つずつ選べといわれることについては、私は非常に困ったという経験を持っておりますので、特にこれを申し添えておきます。

それからこれは先ほど質問には触れておりませんが、この市政アンケートが無作為抽出で市民五千人を対象にしたということでございますが、率直に申しまして私、これ受け取りましたときにちよっと、何と申しますか苦笑いをしたわけであります。私は大体くじ運のあんまり強くないほうでございます、いままであんまり宝くじやそういうくじ引きに当たったことございませんけれども、どういいうわけかこういいうただの仕事にはよく当たるんで、それとまあ、なまじっか私どももこうやって市政を担当しとる者がはたして回答するのがいいのかどうかという疑問を私は強く抱いたわけでございます。変なたとえてございますけれども、キャッチャーがピッチャーになったよりな感じがしました。そういう点では私はやはり市の職員やわれわれのような議員がこの対象者になることはやはり省かれた

ほうがいいんじゃないだろうか。承りますと何か市長公室長にも当たったそうでございます、まあ回答なすったかどうかその点は知りませんが、無作為抽出であれば当然これは市長にも当たらぬとはだれも保証できないわけで、そのとき市長はたしてどういいうご回答をなされるかということにもなりますし、別にまあ市長の身の上を思えばかって申し上げるとるわけではございませんけれども、先ほど申し上げましたように、キャッチャーがピッチャーを兼用するということはこれはいささかおかしなものでありうというふうに考えますので、私としては市の職員やわれわれのような市政を幾分でも担当している者は除外なすったほうがより適切な市民の率直な意見を聞くことができるんじゃないかと、かように思っております。

それから話をもとへ戻りますけれども、消費者対策、これの回答が非常に高かったということは、私はおそらくやっぱり最近のこの物価高が相当市民の皆さん方に痛切に感じておられるんじゃないかと、これがやっぱり一番大きな原因じゃなかったかと思えます。だから先ほど産業部長のほうから消費者行政につきましましてるこまかいご答弁がございました。それも当然必要なことでございます、やはり賢い消費者を旨とするということは市の行政上も決してゆるがせにできないことであろうと思っておりますけれども、おそらくアンケートを寄せられた方々の気持ちはそういうこともさることながら、むしろやはり今日の物価高にあえぐ生活を何とかしてほしいという痛切な叫びではなかったかとかように思えます。そうしますとやはり物価対策というものもこれは考えてもらわなきやならない、まあその点につきましては生鮮食品なんかも流通センターという構想もあるわけでございますが、ただまあ物価問題となりますと市の行政が及ばないところがきわめて多うございます。地方自治体だけで処理しきれない問題がありますので、まあそういう点ではこれは容易に解決はでき難いだろうというふうには判断をいたします。物価の美濃部東京都知事でもこれには手こずっておるわけでございますから、いかに有能な荒木産業部長でもこれを全面的にどうこうなさるとい

うことは、これは正直いって私はお気の毒であるというふうに思いますが、おそらく市民の願いはたぶんその物価の問題にあると思いますので、まあそういう点について今後ともなお一その市の行政における対策をお考えいただければありがたいと、かように思っております。

それから教育関係でございますけれども、教職員の資質向上ということが第一番に上がってまいったということはこれは教育委員会だけでなしに、四日市の学校の先生方も痛切に反省をさせていただかなきゃならぬことじゃないかというふうに考えます。いわゆるでもしか先生だとか、あるいは三卜先生だとかいうようなことがよく世間でいわれておりますけれども、四日市からそういう先生のなくなるように、もちろん教員の人事につきましましては人事権が県の教育委員会にございまして、市の教育委員会にはありませんので、そういう点ではかなりむずかしかりうとは思いますが、市教育委員会としてもそういう教職員の資質向上については研修はもちろんのことでございますけれども、人事面においても十分なご配慮をいただきたい。まあ先ほど教育長のご答弁によりますと決意を新たにしていることばでございましたが、どうもこの問題市民のこれだけの要望があるとすれば、よほどの決意をしてもらわなきゃならないだろうと、まあできれば具体的なその方法についてもっと伺いたいと思っておりますけれども、時間の都合上省略いたしました、私はその点を強く要望しておきたいと思っております。

それから道徳心の涵養だとか、あるいはまあ実践力の養成というようなことも希望されております。これもつまるところはやはり学校の先生方の指導力いかによるわけでございまして、先ほど教育長からご答弁がございましたように、道徳教育、あるいはホームルームと各教育の中でも取り上げるということでございますけれども、やはり学校の先生方にその模範を示していただかぬとこれはどうにもならないということでございます。

またもう一つ、これはやはりわれわれ家庭の教育の中にも問題があるんじゃないかと、かように思います。しから

ば家庭教育をどうするかということはいへんこれまたむずかしいことであり、教育委員会としても非常に問題のとりにくいところでございまいしよろけれども、家庭教育学級、その他を通じてですね、そういう点についても十分なご配慮をいただくように切にお願いを申し上げます。以上をもちまして私の質問は終わらせていただきますけれども、ここで余分のことでございますが、一言だけご発言をお許し願いたい。

それは昨日来、出井、吉垣両議員、並びに本日の粉川議員のほうからご発言のございました八王子線問題につきましてたいへんご理解のあるご発言をいただき、またそれに対する市長のご答弁についても全く地元民、心を心としてありがたいお答えをいただきました。私、沿線住民の一人として深く感謝申し上げます。ほんとうにどうもありがとうございました。

○議長（山口信生君） 伊藤信一君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 お疲れの中恐縮でございますけれども、しばらくご通告申し上げました子供の問題について理事者にただしながいろいろと考えていききたいと思っております。

最初に、四十七年三月の議会で私は寺方にごさいます県の理科センターが津へ移転いたしますので、あとの建物を四日市へ譲っていただくように働きかけてほしいということをお願いいたしました。ここはご承知のように、将来大日公園として市の計画しているところでありますから、これはそのまま四日市の理科センターに残してもらってもよろしいし、あるいは子供科学館としていただいてもけっこうでございます。また、いつも教育長の希望いたしております民俗資料館といたしましても好適なものでございます。私のこの要望に対しまして九鬼前市長は、中央工業高校が教室としてほしいからといってきわめて気のない答弁でございました。また、四日市の子供の大将の教育長も、子供

科学館にしたら一億かかるというてこれもまたきわめて消極的な態度でございました。私は過ぎ去ったことを追及しているんですが、理科センターはご承知のように県から押しつけられた形で昭和三十八年度に敷地千四百三十七坪、これは無償貸し付け、建設費五千七百二十八万のうち、県、市ともども二千三百六十三万一千円ずつ折半して負担いたしております。それに国の補助金一千万、合計五千七百二十八万円で建設したものでございます。加えて小井議員からこの間ご質問になったように、四月完成いたしましたオーストラリア館の建設のときに、皆さんもご承知のように五百万の財団設立への寄付と四日市港開発事業団の純利益一億六千九百円をこの建設費に充てるその条件として県から何かをもらってこいという、そういう要望が全員協議会で出されまして、その使者として加藤助役が行かれたという聞いております。

土地の問題、二千三百六十三万一千円の支出と、さらにこの見返りの問題があったからこそ、この理科センターを県から譲っていただいていたというのを要望しているのでございます。私のこの要望は無理でございませうか、私は決して無理でないと思っております。こういう条件なり、いきさつがあることをほおかむりながら理事者の消極的な答弁なり、そういう姿勢なりを許されないから、あらためてこういう問題を持ち出しておるわけでございます。この見返りにつきましては、岩野市長は中央緑地のブルのできた際、四千万の補助として入ってきたから、もう見返りは済んでいるんだというよりな考えを持っていらっしゃるけれども、私の言う見返りは、土地と二千何がしを出したその見返りでなくて、パビリオンの見返りとして要望してもいいんじゃないかということをおっしゃるのと同じです。岩野市長も間違いないように私の言う考え方を聞いていただきたいと思います。また津の三重大学のと地の問題が残っておりますので交渉の余地もありますし、あるいは四日市市の出身の県会議員も協力してやるというおられますので、なおこのパビリオンにつきましては、昨日吉垣議員のおっしゃったプラネタリウムも、そ

の建物の中に設備のできるような装置になっておりますし、なおまた、現在その中に天体の照射のできるような設備もできております。そういうことを私は申し上げておきます。これ以上私は申し上げません。

次に、基本構想審査のときに、子供たちのために民間資本を導入して健全娯楽場をつくったらどうかという意見が出ておったんでございます。鈴鹿市にサーキットがあり、長島温泉に子供天国があります。二十三日市民の四日市に、まあこんな大きな娯楽場は別といたしまして、小さい動物園や水族館や、あるいは子供の遊ぶ道具のたくさんある広場ぐらいは考えてやってもいいんじゃないかと思っております。特に夢の少ない基本構想でございましたのでこうしたことばが出たのかもわかりません。週休二日制が全面的に実施されようとしている今日、せめて親子がともに楽しむ場なり、施設を四日市も真剣に考えなければならぬ時期が来ているのではなからうかと私は思っております。こんな話が出ますと一番先に飛び出してしまうのは伊坂ダムでございます。四日市唯一の景勝の場所でございますから当然でございますし、ダムの周辺の自然を子供たちにとそのつど言われておるのでございます。しかし、市がそれに対してどれほどこたえられたかということでございます。ただいま山村ダムが建設中でございます。伊坂ダムと山村ダムを結んでここに市民のための何かに使ったらという発想はだれでも抱いておるのでございますから、おそらく市のほうでも考えていらっしゃると思います。ハイキング道路、あるいはサイクリング道路、あるいは自然観察園、あるいは小さな野外活動の場をせめてこの山村、伊坂ダムが自由に行き来できるようにあの下をくぐってあります多度線に橋でもかけるぐらいは当然考えるべきだと私は思っております。聞くところによりますと、山村ダムは伊坂ダムと違いまして、周辺が非常に狭いということでございます。なぜだかわかりませんが、おそらく勘ぐってぶつたものの言い方をするかも知りませぬけれども、伊坂ダムのように広いと人が集まってくるのでまあやめておこうというよりな、そういう憶測もしたくなるのでございますが、この二つのダムを多目的に利用するための私は県

市の協議会があつてしかるべきだと思つております。あるかもしれません。その前に市にこれを利用する計画が当然考えられているものと私は思つておりますがいかがでしょうか。

次に、海浜公園の前面は四日市にとりまして、ただ一つと言いたいような海でございます。海のそばにありますからこれは海浜公園でございます。海を利用して、はじめて海浜公園の実が実るものと思つております。そうしてその考えで私は企画課でボートを浮かべて市民の海の遊び場とするような話をしたのでございますが、そんな考えはございませんと、あっさりといふられてしまつたんでございます。けられましたから私はまたこの問題をここへ持ち出しておるわけでございますが、一部の人たちが利用するためには、一部の人たちが利用するヨットハーバーに千七百九十八万の金と土地を提供して、そして一番市民の利用するようにボート場をつくれというのに、何にも考えないにべない返事、私、それが企画課の仕事であるかと思ひます。ところが、この八月中央ライオンズクラブの人たちがこの海で四日市の子供を集めてゴムボートに乗せて、そうして楽しい一日を送つたということが新聞に報道されておりました。伊坂山の伊坂ダムの中にボートを浮かべよという話も出ましたが、水がよごれるからというので県が許可してくれませんでした。これはご承知のとおりでございます。そういうことでございますから、この海だけが四日市ではボートの浮かべる可能性のあるただ一つの私は海だと思つております。海洋少年団のカッターの基地として練習もできますし、四日市港管理組合、あるいは四日市海上保安庁の所管事項でありますので私は強くは申しませんが、その管理組合、あるいは海上保安庁の許可を得て、そして海浜公園の延長として市民が自由に使用できるようにご配慮をお願いしたいと思ひます。

この際話が少しそれますけれども、企画課の問題でございますが、昨日小川議員から住民参加ということに関連いたしましたいろいろ述べられた中にシンクタンクの問題とか、プロジェクトチームの問題とか、あるいは行政の調整とか、あるいは豊かな企画とか、いろいろ示唆に富んだ発言がございました。そしてできるならばこれを総括した、そして総括してよい政治のできる場、いわゆるセクトをつくつたらどうかという発言もございました。きわめてユニークな発想であると私は感心して聞いたのでございますが、いまだ少し次元を下げて現在の企画課のあり方で、ただそこまで活動できるかどうかわかりませんが、この事務分掌を見てまいりますと、企画係、調整係、広報係の三つの係がそれぞれあつて仕事をしております。まあ人間の関係、あるいは人の関係、あるいは立場の関係で高等な政治とか、あるいは高等な企画は、あるいは調整は無理かもわかりませんが、日常のことなら少し考えてやればそういうこともできるんじゃないかという気がいたします。少なくとも私はこの企画課というところは行政の先取りできる機能を持つ必要があると思ひます。情報の収集とか、あるいは分析とか、あるいはその検討とか、いろいろその行政のまよめの仕事をそこでやりながら、いわゆる四日市行政の触覚、潜水艦でいうならば望遠鏡、そういうような働きのできる課につくりあげていってみたらどうかと思ひます。それには先ほど申しましたように人の問題、人員の問題いろいろございますので市長のほうで十分検討していただいて、そして四日市の行政の先取りをするような、そういう企画課にやっていたら、小川議員のおっしゃった、いわゆるそのいろいろ問題が解決できていくんじゃないかと思ひます。

話が横へそれて恐縮でございますけれども、先ほど申しましたように、この前面の海を云々といつても考えておくとも言つてくれれば問題ないんですけれども、考えておりません。そういうような企画課では私は意味がないと思ひますから話は横へそれますけれども申し上げた次第でございます。

次に、図書館の利用については理事者も十分検討をしておられると思ひますけれども、私もひとつここで提案いたしてまいります。これは児童文化センターとして利用していったらどうかと思ひます。私は専門家でござ

いませんから詳しいことはまあみんなて研究していただくといたしまして、ざっとしたことを申し上げて恐縮でございますけれども、まず子供の読みもの、あるいは子供に与える絵、こんなものもいい本だ、こういうものもいい絵だといふような、そういうものを陳列するとか、あるいは子供の遊び道具、こういう遊び道具、こういうものはいいかこれは悪いとかいろいろございますが、考えさせるもの、あるいは器用さを養うものとか、いろんな遊び道具がございますが、そういったものを並べるとか、あるいは簡単にできる実験の展示とか、あるいは子供のことの相談をするコーナー、ここで相談したならばどこでこの施設へ行つて、どこどこ、何やれ、どここの相談所へ行つてどうといふいろいろなことを指示もできますから、そういうコーナーと、あるいはボランティアで子供たちのために紙芝居を奉仕するとか、あるいは人形芝居を奉仕するとか、いろいろあると思います。その取りまとめや依頼などをするようなコーナーを持つとか、とにかく児童文化センターでございますから当然こうしたことは考えていかねばなりません、現在の市では子供の問題が学校教育課にもあり、あるいは教育研究所にもあり、あるいは図書館にも一部あり、あるいは社会課でもあり、あるいは福祉でもありと、非常に点在いたしております。そういうものをこの児童センターの中で整理しながら行政を進めていくのにも便利であろうかと思ひます。児童文化センターを中心にして児童文化の向上をはかっていきたいといふ、こういう趣旨でございます。基本構想の中には児童文化といふことが出ておりませんので、児童文化はないのかなと思つたのでございますが、やはり児童文化は確かにございます。十分児童文化の向上をはかっていただくための一つの提案として旧図書館の利用を申し上げたわけでございます。七月に信州の、話横へまたそれてまいりますけれども、七月に信州の飯田市へ行つたのでございます。これは人口七万七千の小さい町でございますが、小京都といわれまして八百年の歴史を持つた城下町でございます。町並みは菩提の目のようにそろつて、非常にきれいな町でございますが、昭和二十二年に大火がございまして半分焼けました。

それを記念して中学生がリング並み木をつくつたといふ、その美しいリング並み木がございました。枝一本折つたり、あるいは痛めたりしたあとがございません。非常にきれいな並み木でございました。その並み木の端に、こんな小さい町でありながら動物園がございました。そしてその動物園のそばにSLがでーんとこり展示されている。四日市ならおそらく落書きがしてまっ白になつておるかかわかりませんが、この蒸気機関車は黒光りしております。リングの枝が痛められておりませんし、SLに落書きがないし、町がきれいだし、ところどころに史碑のあることなどから考えまして、この町は社会教育の行き届いた町だと思つたんですが、さすがこれは有名な信州教育の私は結果だと思つておりますが、このSLに親子連れの人たちが上がつたり下りたりして遊んでおりました。それを見て私は人ものは何でもほしいんで、ああ四日市もあれが一つほしいなと思つたんです。ところが八月の末ごろの新聞に亀山の機関区の蒸気機関車が四両引退するといふことが新聞に書いてございました。残っている四両のうち、一両は鈴鹿の青少年の森に展示されるようになっておつて、あとの三両はまあスクラップになるといふ運命と書いてございましたが、まあ一両の運搬費が三百万かかると書いてございましたのでちょっと気おくれはいたしておりますけれども、市長の手で何とかこれをひとつ考えてやっていただいて、子供たちのために展示していただけないかということをおつたんでございます。

次に児童の健康についてお伺いしようと思ひましたけれども、小林議員からコンピューターの健康診断の質問があり、それに対して教育次長から答弁いたしておりますので省略いたしますけれども、公害認定児童、あるいは虚弱児童については特に四日市地区はご承知のとおり公害の地区でございますので、その対策に十分検討して当たつていただかないと、こういうような問題が出てまいりますので、そのことだけをつけ加えて一応質問は終わらせていただきます。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君） 登壇〕

○市長（岩野見齊君） ご質問であったか、感じを述べられたのちちょっとわからぬ点もございますからどうもひとつ。

○伊藤信一君、自席から最初に申し上げましたように、子供の問題についてただしながらともに考えていきたいと思うのでございますので、私の申し上げることで市長が感ずるところがあったらですね、言ってほしいんです。なければけっこうです。

○市長（岩野見齊君） まず最初に理科センターの問題でございますが、プールのことがありました後、また見返りがふえておるといふご意見は私もよくわかります。これにつきましては、その後の県の事情がどうなってるかを十分調査いたしまして、善処できるものならご要望の線で実現していきたいと思っております。

海浜公園につきましては、一度あらためて検討させていただきたいと思っております。

それから図書館の利用。これにつきましては何か児童施設というところまでは私も考えておるんですが、それだけでも、またこの用途につきましてははっきりとした目標もついておりません。いずれ改造を要するものでございまして、その過程におきまして十分検討させていただきたいと思っております。

接関車のことにつきましては、ひとつ心あたりができるかできぬか、これも調べて、調査をしてみたいと、このように考えます。

虚弱児童についてよく気をつけよと、このことにつきましては十分注意していきたいと思っております。

○議長（山口信生君） 伊藤信一君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 もう出てくることは考えていなかったのでございますけれども、市長がいまの質問は感想であったか何かというより発言がございましたので出てまいりました。私はおそらく市長のそのことは小川議員からまた検討か、また検討かといわれるからおそらくおっしゃらないと思っておりますけれども、私は私のこれ、一応は質問でございます。感想でございます。質問です。はっきり申します。たとえば児童館にいたしましたも、よく考えますとか、あるいは理科センターにいたしましたも、まだはっきりしていないなら私はもう一べん交渉してみますとか、あるいは企画課の問題にいたしましたも余談でございますけれども、そういうような感覚になるような、行政を先取りするよりな課に私は育てていきたいとか、いきたくないとか、そういう答弁が私はあると期待しておりましたけれども、ああいうよりなことでございますので、あらためて私出てきたわけでございます。

どうも長時間ありがとうございました。（拍手）

○議長（山口信生君） 本日はこの程度にとどめ、あの方は明日お願いすることにいたします。

明日は、午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後四時四十二分散会

昭和四十八年九月十四日

四日市市議会定例会会議録（第四号）

四日市市議会

○ 議 事 日 程 第四号

昭和四十八年九月十四日(金)

午前十時開議

第一 一般質問

第二 議案第一一六号 昭和四十七年度四日市市立四日市病院事業決算認定について

質疑：委員会付託

第三 議案第一一七号 昭和四十七年度四日市市水道事業利益剰余金処分並びに決算

認定について

第四 議案第一一八号 昭和四十八年度四日市市一般会計補正予算(第二号)

第五 議案第一一九号 昭和四十八年度四日市市公共下水道特別会計補正予算

(第一号)

第六 議案第一二〇号 昭和四十八年度四日市市公共用地取得事業特別会計補正予算

(第一号)

第七 議案第一二一号 昭和四十八年度四日市市営駐車場特別会計補正予算(第一号)

第八 議案第一二二号 昭和四十八年度四日市市水道事業会計第一回補正予算

第九 議案第一二三号 四日市市立保育所条例の一部改正について

第一〇 議案第一二四号 四日市市民ホール条例の一部改正について

第一一 議案第一二五号 四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

第一二 議案第一二六号 四日市市水道事業給水条例の一部改正について

第一三 議案第一二七号 四日市市簡易水道条例の一部改正について

- 第一四 議案第一二八号 四日市市土地開発公社の設立にかかる定款の制定について……………質疑：委員会付託
- 第一五 議案第一二九号 町及び字の区域並びに名称の変更について……………
- 第一六 議案第一三〇号 町の区域の設定について……………
- 第一七 議案第一三一号 字の区域の変更について……………
- 第一八 議案第一三二号 工事請負契約の締結について……………
- 第一九 議案第一三三号 工事請負契約の締結について……………
- 第二〇 議案第一三四号 工事請負契約の締結について……………
- 第二一 議案第一三五号 工事請負契約の締結について……………
- 第二二 議案第一三六号 工事請負契約の締結について……………
- 第二三 議案第一三七号 四日市市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について……………

○本日の会議に付した事件

- 日程第一 一般質問
- 日程第二 議案第一一六号 昭和四十七年度四日市市立四日市病院事業決算認定について
- 日程第三 議案第一一七号 昭和四十七年度四日市市水道事業利益剰余金処分並びに決算認定について
- 日程第四 議案第一一八号 昭和四十八年度四日市市一般会計補正予算(第二号)
- 日程第五 議案第一一九号 昭和四十八年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第一号)
- 日程第六 議案第一二〇号 昭和四十八年度四日市市公共用地取得事業特別会計補正予算(第一号)

- 日程第七 議案第一二一号 昭和四十八年度四日市市営駐車場特別会計補正予算(第一号)
- 日程第八 議案第一二二号 昭和四十八年度四日市市水道事業会計第一回補正予算
- 日程第九 議案第一二三号 四日市市立保育所条例の一部改正について
- 日程第一〇 議案第一二四号 四日市市民ホール条例の一部改正について
- 日程第一一 議案第一二五号 四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第一二 議案第一二六号 四日市市水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第一三 議案第一二七号 四日市市簡易水道条例の一部改正について
- 日程第一四 議案第一二八号 四日市市土地開発公社の設立にかかる定款の制定について
- 日程第一五 議案第一二九号 町及び字の区域並びに名称の変更について
- 日程第一六 議案第一三〇号 町の区域の設定について
- 日程第一七 議案第一三一号 字の区域の変更について
- 日程第一八 議案第一三二号 工事請負契約の締結について
- 日程第一九 議案第一三三号 工事請負契約の締結について
- 日程第二〇 議案第一三四号 工事請負契約の締結について
- 日程第二一 議案第一三五号 工事請負契約の締結について
- 日程第二二 議案第一三六号 工事請負契約の締結について
- 日程第二三 議案第一三七号 四日市市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について

○出席議員(四十三名)

福日早服長橋橋野生中出坪田高高志後後
 田比川部川本本崎川島井井中橋井積藤藤
 香義正昌鐸增建貞平隆妙政力三政藤寬
 史平夫弘元藏治芳藏平博子一三夫一郎治
 君君君君君君君君君君君君君君君君君君君

小小小粉訓喜川小大岩伊伊伊小荒天青
 林林林川翺野村川島田藤藤藤井木春山
 喜博哲也四武久信太金道武文峯
 夫次夫茂男等潔郎雄雄一郎一夫治雄男
 君君君君君君君君君君君君君君君君君君君

○欠席議員（一名）

藤井 泰治郎
 松島 良一
 六平 豊司
 安垣 勇君
 山口 信生君
 山中 一君
 山本 勝君
 吉垣 照男君
 増山 英一君

○議事説明のため出席した者

市長公室長 三輪喜代司君
 収入役 庄司良一君
 助役 加藤寛嗣君
 市岩野見齊君
 市長公室長 三輪喜代司君
 総務部長 阿南輝彦君
 税務部長 杉本治芳君

産業部長 荒木三郎君
 福祉部長 谷沢文男君
 福祉次長 佐々木晃精君
 環境部長 園浦和己君
 土木部長 杉本義広君
 下水道部長 美濃部博美君
 建設部長 滝伝之助君
 副収入役 伊藤涼一君
 教育委員長 龍池清真君
 教育市長 市川一郎君
 次長 山北彰君
 病院事務長 村山了君
 水道事業管理者 平井清三君
 次長 天野助春君

消 防 長 倉 谷 徳 助 君
次 長 菊 地 英 也 君

代表監査委員 森 新 八 君

○出席事務局職員

| | |
|-------|-------------|
| 事務局 長 | 鷺 野 正 和 君 |
| 議事課 長 | 川 村 得 二 君 |
| 議事係 長 | 板 崎 大 之 丞 君 |
| 主 事 補 | 西 口 徹 君 |
| 事務試 補 | 川 北 悟 司 君 |

午前十時三分開議

○議長（山口信生君） ただいまから、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、三十九名であります。

本日の議事につきましては、お手元に配布いたしました議事日程第四号によりとり進めたいと思っておりますので、よろしく願います。

日程第一 一般質問

○議長（山口信生君） 日程第一、一般質問を昨日に引き続き行います。

志積政一君。

〔志積政一君登壇〕

○志積政一君 市民クラブの最終バッターとして、質問の順が回ってまいりましたので質問をいたしますが、私、一昨日、結婚式のために欠席をいたしましたので、一昨日の各議員の皆さんの質問内容がわかりませんので、あるいは重複する場合もあるかもわかりませんが、まずもってお許しを願います。

さて、ご通告の順に従ってお尋ねいたしますが、まず第一に出張所の受付事務、すなわち市民サービスについてであります。以前は出張所の存廃論まで出しましたが、最近の出張所はだんだんと強化整備されつつありまして、市民福祉のためにもまことに喜ばしい限りであります。ここにまだ不徹底な問題がありますので、例をあげてお尋ねいたします。

それは遺族会の問題でございますが、今回、国のほうで遺族年金及び遺族給与金の増額、または戦没者等の妻に対する特別給付金関係、特別給付金制度の継続等々の申請について、先般、遺族会の役員会の席上で県からも係員が出ました、市の民生課からも係が出ていただきまして、いろいろとその申請に対する詳しい説明がありました。なかなかむずかしい内容でございます。しかも遺族会の役員は皆老齢でありまして、とても詳細わかりかねるありさまであります。これではとても関係遺族に周知徹底することは非常に困難と思ひまして、私は各出張所と出張所を窓口として申請手続の指導をされるようにと申し上げましたところ、それは塩浜出張所のように指導されるところは、全市二十数カ所の出張所の中でわずか五、六カ所でありまして、ほかの出張所は全部無関係であるということを開いた

のであります。私は、このようなことでは福祉優先とかあるいは人間尊重とはいえないと思つたのでありますが、市長の方針であるすみずみまで日の当たる市政とはいえなくなると思っています。今度の申請はあくまで自主申告であつて、個人申請であります。申請がなければ失格してしまいます。中には自分で記入すらできない年老いた遺族もあります。私は遺族に対する一切のめんどうを見よとはいいませんが、国がこのような優遇処置を講じてきたのに、一人残らずこの恩典に浴さすことこそ人間尊重の本旨ではないでしょうか。遺族がみな本庁まで来なければわからないで、ほんとうのあたたかい市政とはいえません。出張所があるんですから、せめてその申請の手續の指導や受付も取りつけるようにご指導をお願いいたしたい。これについて市長のご見解を承りたいと思ひます。まず一点であります。

次に、質問の第二、高潮対策についてであります。これもわかりやすいように一例をあげてお尋ねいたします。これは大井の川周辺を参考にいたしますが、去る三十四年の伊勢湾台風以来、被害地の高潮対策は逐次整備されて、ほとんど完備したように見えました。もちろんその後地盤沈下という問題が起こつて、その影響によつていろいろ問題も出ておりますが、大井の川の兩岸もりっぱなコンクリート堤防となりまして、まさに完備したかに見えましたが、昨年の台風二十号のときに、せっかく整備された堤防の兩岸に高潮が押し寄せてまいりまして、堤防を海水があふれ、民家に流れたのであります。市の災害対策本部は直ちに危険をおかして現場にかけつけていただきまして、職員の方々の非常なご努力で土のうを積んで難を免れました。ちょうどそれから一年を経過し、再び台風シーズンになってまいりましたが、現状は昨年のまま何ら手を加えられずに放置されて、何の改善もなされておりません。その間、私は県土木とか、あるいは市のほうへもたびたびこのことについてお願いをしておりますが、問題は県の関係の堤防であるとかで何もなされておりませんが、私もしろうとが考えても、それを防止するにはまず幅二十センチぐらい、高さ五十センチぐらいの壁をつくれば、まず浸水は防げる、このように考えとるわけですが、もち

ろんこの堤防は県の関係にありますけれども、しがじ浸水するときには県はだれも来てくれません。市が土のうを積まなければならぬのであります。なせもっと早く積極的に県と話し合つて処置し、市民を安堵させないのでしょうか。昨年のような台風がごときは絶対に来ないとだれが保証できるでしょうか。広い海岸線を持つ当市といたしましては、このようなところはまた各所にあるかと思ひますが、これについてどのようにお考えをお尋ねいたします。第二点であります。

次に、第三、汚水問題についてであります。目下、住宅難解消のために、公立、私立を問わず各所に団地計画がなされておりますが、その趣旨はまことにけっこうであります。またそれに付随する汚水対策に対して、あるいはし尿処理については十分ご検討なされておると思ひますが、用地計画の方々にお聞きしますと、時には浄化した水は河川に放流する予定であるという説明があるのであります。この川がすべて汚水専門河川ではないのであります。下流のほうで放流ならまずとにかくといえますが、上流で放流される事がたくさん出ておりますが、それはいわゆる農業用頭首水の水上であつて完全用水のところに放流することになりまして、その汚水の不完全処理、し尿の放流によって稲は徒長し、病虫害の養成等もありまして、その弊害の原因をつくつております。このような汚水は完全汚水排水路をつくつて、農業用水に迷惑のからぬようにその対策を講じてほしいと、現在、全農家の声となつてきております。私も農業委員会関係の中でも、近くこれに対する請願が出るだろうと思ひますが、そのような大きな声になりつつあります。しかも今日、用地計画はまだ各所に進められておりますが、これについて関係部局ではどのようにご指導しておられるのか、また指導したところを指導どおり施行してあるかどうか、あとの追跡調査をされたところがあるのかどうかをお尋ねいたします。

以上で、私の通告しました三点をご質問申し上げましたが、いまちょっと議長のほうにご了解を得たので、簡単に

一言加えてお尋ねをいたしますが、昨日、私どもの会派の小林哲夫議員の質問の中に、学校に対する道徳教育の父兄の要望が強く発言されておりましたが、ところが私帰りますと、昨夜のテレビにも出ましたが、けさの新聞を見ますと、四日市市の中学生が三名、学校がおもしろくないという事で、沖縄へ家出したというニュースが報道されました。この際、あらためて教育委員長から、教育委員会では道徳教育をどう考えておられるかについて簡単に伺いたいと思います。

以上をもちまして、私の第一回の質問を終わります。どうかひとつ再質問をしなくても済むように、ごく簡単にわかりよくご答弁を願いたいと思います。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 出張所の窓口事務の処理につきまして、お答えいたします。

遺族会の年金あるいは給与金の増額、こういったものについての法令の改正に伴う申請書の手続を一部の出張所で処理してないとか、あるいは受理できないといったようなことがどうなんかというご質問でございます。この点につきましては、まことに十分手が行き届かないことで申しわけないことであつたと思います。もともと出張所は管理事務の処理をするための出張所でございますし、地域の市民の方々の利便のために設けられてあるはずでございます。いろいろな判断、あるいは決断を要するような問題につきましては、出張所で処理できないこともありましようし、判断のつかないこともありと思いますが、こういった手続的な問題で処理ができないということは、これは許されるべきではないと思います。もともと出張所の人員は決して豊かではありませんから、人員の不足あるいは知識、能力の足りないというような点があるかとも思いますけれども、こういった臨時的な事務の処理につきまして、もし出張所だけでできないのでありますならば、日をきめてでも福祉部から担当者を派遣いたしましたして、出張所の窓口でこれを処理できるように進めていきたいと思つています。こういった点につきまして、十分なことができなかったことをおわびいたしますとともに、こうした事務につきましては、責任をもって出張所の窓口で整理できるように取りはかかっていきたいと思つています。

○議長（山口信生君） 土木部長。

〔土木部長（杉本義広君）登壇〕

○土木部長（杉本義広君） 伊勢湾台風で被害を受けました四日市の一帯の海岸は、朝明川の右岸から海蔵川の左岸まで、それから磯津、吉崎海岸で四日市一部区間、こういうふうなことで、いまご指摘いただきました大井の川の堤防でございますして、高さは一線堤におきましては七メートルないし六メートル、ご指摘いただきましたこの区間につきましては四メートルで、四十五年ないし六年に復旧が完了した個所でございます。その後年を経まして、いままで越波しなかった個所が越波するようになったとか、あるいは浸水しなかった個所がちよいちよい出てきたわけなんでしょう。原因につきましては、いろいろあるかと思つたわけなんでしょうが、的確なる資料はまだ把握しておりませんが、地盤沈下が原因じゃなからるかというところでございまして、昨年の災害直後、天カ須賀海岸におきましては、まあ船の衝突の原因でもございましたが、一部高潮堤防が破損いたしましたので、このときに関連いたしました、県のほうに一度高潮海岸堤防の沈下量の再調査を申し込んであるわけなんでしょうが、県としては、一応再検討しなきゃならぬなあといいたことでございまして、いまのところまだ作業の着手までいってないわけなんです。調査につきましては一応やりたいというのをいっておるわけなんでしょう。この個所につきましても現在の沈下量は、ほぼ六ないし七センチの四十六年から七年度の沈下量をデータとして持っているわけなんでしょうが、

実態を見ますと、昨年の災害から見ますと、なおそれ以上に沈下しているように思われかねてございまして、ただ

いま五十センチ程度のかさ上げをしたらいいという指摘でございますが、やはりやるとなれば、現在施行されておりますコンクリート巻堤の上に、パロベットの継ぎ足し工法でできるといふふうに私も感じているわけなのでございまして、海岸線一帯の地盤沈下の調査と、それから指摘いただきましたこの区間の再補修といえますか、かさ上げにつきまして、一そう県のほうに強く当たりました、早期に完成するように努力いたしたいと思っております。

○議長（山口信生君） 下水道部長。

〔下水道部長（美濃部博美君）登壇〕

○下水道部長（美濃部博美君） 汚水排水の問題につきましてお答えさせていただきます。

一般に私どもが取り扱っております開発行為の中で、いわゆる大きい団地というものにつきましては、それぞれの開発行為者と呼ばしまして、この中で、いろいろと委員会の中で具体的な説明を求め、また技術的にも指導をしながら汚水施設というものを認めております。

ただ、その後の維持管理につきましては、まだ具体的に大きい団地につきまして直接管理をしておるのはあかつき台団地一件でございます。これにつきましては開発行為者の中で適当なる担当者を専任させまして、私どもと連絡をとりながら、水質試験を市と同じような感覚で実施をさせております。

その他、特に最近非常に激しい開発行為が行われております三滝川の右岸と申しますか、桜から松本にかけての高地につくる団地につきましては、共同管を布設いたしました分担金を取り、公共下水道の認可の中に入れて、河川に放流することなく下流まで送水いたしまして、これを一般公共の中で処理をさせるという方向に進みまして、いわゆる共同流域的な開発を行わせております。どうしてもやむを得ない単独の処理場を持つ大きいものに、今後、

もし開発行為として申請が行われます段階では、私どもといたしましては第三次処理まで行わせて、高級な処理を採択させるといふ方向で、現在といたしましては指導しておるわけでございます。

その他、ご質問の中の一般家庭におきますし尿浄化槽の問題でございますが、これにつきましては、現状の段階では建築基準法の中でその構造が指定されておまして、これは建築の申請の段階におきまして構造が批判されておるようでございますし、維持管理につきましては、一般廃棄物清掃法の中で管理を義務づけられております。これらの行政上の指導監督というのは、現状のところ県の保健所というところで行われておりますが、まあ最近におきましてはマニュアル的のいろいろと問題も多々ございますので、私どもはこれらにつきましては、現状の段階においては保健所と十分連絡をとって、問題の起こらないように強化をしていくべきであると考えております。

なお、これらに対する将来の対策というものにつきましては、お尋ねのようないわゆる専用水路というものも一つの案かと存じますが、私どもといたしましては、早く公共下水道の基本計画を立てて、こういふものの建設を促進しながら取り入れていくと、そのほうがむしろ賢明な策ではないかと考えておりますが、幾ぶんにもなかなか年月を要する問題でございますので、その間についての問題ということにつきましては、関係部課あるいは関係庁とも十分連絡をとりながら対処をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくご了解のほどをお願い申し上げます。

○議長（山口信生君） 教育委員長。

〔教育委員長（龍池清真君）登壇〕

○教育委員長（龍池清真君） このたび富洲原中学校の生徒が三名家出をいたしました事件、皆さま、ご心配をおかけいたしましたことに残念なことでございまして、私ども深くおわびを申し上げる次第であります。

この中学生が家出をいたしました以後の行動につきましては、新聞紙上に詳しく報道されておりますのでご存じの

ところと思いますが、まあこの事件をはっきりご理解いただきますために、この少年あるいは少年の育てております家庭というものをざっとお話を申し上げてみたいと思っております。

で、少年でありますから名前は申しません。A、B、Cと申しますと、この三名とも成績は中の下かあるいは上の上というよりなところでありまして、別に目立った存在ではなかった、ごく普通の生徒であったんであります。で、家庭の事情は、そのうちのAは母親が蒸発中であります。BとCは共かせぎの家庭であります。別に食うに困るといりほど貧困家庭ではございません。まあ暮らしては十分余裕のある家庭でありました。

で、この子供が八月二十一日、これは夏休み中の一斉登校の日であります。この日に三人とも欠席をいたしておりますのであります。で、あとで聞きますと、この八月二十一日に、Aの蒸発してある母親が京都府下のある町の出身であります。で、三名は一万円を持って、そして母をさがしにその京都府下のある町へ出かけておるんであります。お金を使い果たして帰途の帰る金がありませんので、先方から連絡があってこちらから迎えにいらして連れ帰ったというよりな事情であります。九月一日、三日、四日と三人とも欠席をいたしております。で、四日の夜、担任が三名のうちをたずねましていろいろ事情も聞き、また、登校を促したんであります。三人ともまあ朝はうちを出るんだけれども、ついもういやになって学校をサボったと、こういっておるんであります。で、そのうちのAとBは父親からなぐられた、Cはまあ口でしかられた程度であったそうであります。で、五日に学校へ登校してまいりましたので、校長室へ三人を呼んで、校長と担任とがもっとちゃんと出てくるようにと行って補習したんであります。三人はその日授業を受けて二時ごろ下校をいたしました。ところがその日の五時ごろに、中学校の先生が三人を富洲原駅で見かけておるんであります。三人のいでたちは赤いズボンにしまのシャツというよりなものであったそうであります。このときにA少年の父親の預金通帳と判を持ち出して、二十八万円そこから引き出してこれを持っていっ

たんであります。預金にはなお十万円ほど残っておるそうであります。その後の状況につきましては新聞でご存知のとおり、金を使い果たして神輿で保護を願ったわけでありました。

この事件を顧みますと、別にこれは横着な不良な問題児ではない、普通のごくありきたりの少年が突発的にこういりふりなことをしてかすんであります。

きのうも問題になっておりますように、また、市民のアンケートにあらわれておりますように、子供の道徳的な判断、実践力を強めるということは、これはだれしも痛感しておるところでございます。

学校教育といたしましては、普通の教科のうちに道徳教育の時間が正課として含まれておりますし、また、これの実践力を養うために、生活指導あるいはホームルームなんかで、十分にこれを具体化するようにしむけておるんであります。が、実際、子供のそういうふうな道徳的な行動、考え方というのは、学校もさることながら、一番生活の基盤であります家庭というものが問題であります。家庭とそれから学校との緊密な連絡ということが何より望ましいんであります。こういうふうな事件が起こりますとすぐにPTAが生まれて、その事件の成り行き、あるいはいろいろの処置について協議をするんであります。こういうふうなことの起こる前に、子供たちの道徳的な判断力あるいは実践力を養うために、PTAというものが平生からもっと大きく家庭と学校というものの連絡をはかっていただくようにしたならば、非常によろしいかと思えますし、PTAという組織の意味もそういうふうなところに重点が置かれるべきもんだと思っております。まあこういうふうな点考えまして、なお学校教育につきましては一そう努力をいたしますし、また、PTAのほうにもお願いいたします。事件の起こる前に平生からいろいろと学校と家庭と密接に協力して、こういうふうな子供の道徳的判断を高めるため、あるいは実践力を養うために努力をいたしていただくように指導をいたしたいと思っております。

○議長（山口信生君） 志積政一君。

〔志積政一君登壇〕

○志積政一君 先ほどから丁寧にご答弁をいただきましたことありがとうございます。まず出張所の件であります。せっかく国の恩典をむだなく申請できますように、ひとつ重ねてよろしく願いをいたします。

なお、聞くところによりますと、最近、出張所の職員の方の中にもネームのついでにぬ人が、吏員があるそうですので、お尋ねしにいてもあとでどなたやわからぬということがたまあるようですが、ひとつできるだけ一般の市民の方がおじゃまして、どなたのご答弁である、どなたにご指導願ったということをわかりやすいように、ひとつ特にこれをつけ加えてお願いをしておきます。

次に、高潮の対策の問題であります。先ほど詳しく説明をいただきましたが、要は百の理論より一つの実行にあると思います。市民を安堵させることは一日も早く実行することです。処置することです。万一処置がなくて災害の起きたときには、これは天災とはいえません。人災といわれてもやむを得ないと思いますので、特に心していただきたいと思います。

次に、防水対策であります。いまいろいろとお話を聞きましてよくわかりましたが、特に排水路を別に設置せよということではなくて、できるだけその川の水が迷惑を及ぼさぬように下流のほうで排水するように、上流で排水しないような方法を考えていただきたいと思います。

それから、先ほど申しましたが、せっかく許可してみても、はたしてそれたちが許可のとおりに行っているかどうかというこの追跡調査を特にしていただきたい。そうしてもしそこに不手ぎわがありますならば、ご忠告して

いただくことがまず第一であろうと思いますので、その点特にひとつお願いいたします。

また、ただいま教育委員長から詳しく説明をいただきましたが、要は家庭の事情もあると思いますが、学校へ行くたくないということに問題があると思いますので、このような不祥事を再び起こさないように、特にご留意を願いたいと思います。この問題はおそらく担当の常任委員会でも出ると思いますが、どうかひとつ今後再びこの問題の起こらぬように、特に善処されますことをお願いいたします。私の質問の全部を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（山口信生君） 訓覇也男君。

〔訓覇也男君登壇〕

○訓覇也男君 九月議会が終わりますと、来年度への準備が急がれるわけです。十二月議会ではもうすでに手おくれだと思っておりますので、この機会にお聞きし勉強しておきたいことがございます。

四日市市政が初めて人間尊重という福祉政策へ大転換をされた年でございますが、それから半年、今日まで各部署におかれてはどのような政策、具体策をとられたかをお伺いしたいのであります。

市長は、年度の初めに市民福祉の充実という方針を発表し、生きがいのあるしあわせな市民生活を確立することという目標を掲げ、そして積極的な福祉政策の推進を約束され、われわれ議会もまたこれを承認をし、大いに期待をしておいたわけです。福祉担当のところはもちろんのことでございますけれども、こういう政策が掲げられたときに、各部署がそれぞれの守備範囲内においてどのような政策を、具体策を創意くふうせられてきたえられたか、あるいはこれからあと半年どういうふうにしてしようと考えておられるか、二、三項目でよろしいからお伺いしたいと思います。ただし、収入役室関係あるいは水道局関係、監査委員のほうは、ひょっとするとあとから伺いかかりませ

んけれども、時間の関係でけっこうでございますが、他の部長全部ひとつよろしくお願いいたします。

それから次に、官庁主義の克服でございますが、市民福祉の人間相手の仕事を方針とせられるときには、とりわけこのことが大事でございますけれども、これは市長から伺います。市長は、窓口から部長まで同じような答えが返ってくるというのは、機構が整い、一般に行政が事務化し、硬直化したというような現象が出てると、まあこのように分析をしておられるわけですが、無事を願うというよりな心持ちが一般に強いのではないかと、何とか強力に指導をしたいと、こういうふうに約束せられました。その後どのようなご処置をとられましたかお伺いしたいと思います。

次に、出張所の問題でございますけれども、出張所は地域のコミュニティの中心として考え直し、ある程度高度な自治を育て上げる原点としてこれを育てていきたいと、このようにいっておられますが、どういう処置をその後とられましたかお伺いいたします。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 第二問から先に答えさせていただきます。

市の仕事がかんたん複雑になり専門的になっておりますので、市といたしましては一定の組織をとらなければならず、そのために組織がかたまってまいりますと、とかくその組織についての硬直が起こり、新しい環境の変化にもついていきぬくことが大きな原因になってまいっております。実際問題といたしまして、行政の執行は大体におきまして法令に基づいて仕事をするのでございますけれども、環境の変化が非常に早くなっており、激しくなっております現状におきましては、そのような法令の改正を環境の変化が待ってはくれないんでございます。特に、近年はその

変化が激しくて、行政がその変化についていけない場合がたくさん起こっております。たとえば開発であるとか、あるいは公害問題についてはもちろんでございますけれども、最近の感じといたしまして、老人医療の問題であるとかあるいは寝たきり老人の問題、あるいは幼児教育の問題、こういった点にまで市民の求めるところが、国なり市なりの発想以上に出ていることが非常に多くなっております。こういうことに対して私たちは市民の声による刺激、あるいは参加により動まされ、こういったことによりまして市の行政の硬直化なり官僚化を防いでいって、そうして現実の行政需要に離れないように、なるべく密着していくように心がけなければならぬと考えております。

また、そこまできなくても、職員と市民との接触の場におきまして、その心がけによって行政の官僚化はある程度防止できるものだと思います。すなわち、とかく従来自治体は職務を遂行する場合におきまして、仕事にだけ心を注いでおりまして、市民の心を見落としておたという面がないとはいえないと思います。また、市民も自治体の立場、すなわち財源であるとかあるいは法律の制約などを念頭に置かずして要求してくる場合もあるんでございますけれども、こうした接触の場合に市民と密着していくんだという心がけを失わずに接触を重ねることによって、いわゆるお役所的な考え方についての意識改革が次第にもたらされまして、法律や予算のワタそのものを変えて、新しい市民の要望に応ずるよりな行政努力が自然になされてくると、こういったことも多く見られるところでございます。こうした心の面からも行政の硬直化を防ぐ手段を進めたいと、このように考えております。したがって、市民と市の職員との間の接触の窓口は、幾ら多くても多過ぎることはないのでございます。こうした接触を深めることによって、自治体も市民もお互いの立場を理解し、それによって意識の硬直化も避けられるのではないかと考えました。したがって、職員は常に都市問題につきましても絶えず関心を持ち研究を進めて、都市を知り、自治体を知り、そして市民を知ることが大切であるかと思えます。まあ非常に抽象的なことにはなりませんが、私は職

員につきまして、こういった心がけを強めるという面によって官僚化を防いでいきたいと、このようなことを四月以来かなり考えておるつもりでございます。まだ具体的にあらわれたことは少ないのですが、課長を窓口近づけると、あるいはまた、出張所の職員に、市の出先であるということ、すべての事務についてみんな自分の仕事であるという考え方をもちて処してくれと、こういったことを私は念願しており、指導もしております。こういったことが私は官庁主義を克服していく第一の出発点であろうと思ひ、このことを徹底していきたいと、このように考えております。

次に、自治を育て上げる原点としての出張所、この点につきまして、自治を育て上げていくうえにおきまして、私は何と申しましても住民の意思と力が最大の基盤になっているものと考えます。混乱してある社会に新しいルールを立て、人間らしい生活を追求し、それに新しい地域社会をつくり上げていくのは住民自身でございます。しかし都市化が進めば進むほど、どの個人も個人だけでは解決できない欲求や利害が地域において生じてまいります。そればかりではなく、地域では小学生は学区から外に出るということはほとんどありませんし、婦人もまた結婚した場合に職場から新しい家庭に戻るといのが普通で、そこに地域への接触や定着が生まれるのでございます。また、職場を持たない老人も地域にはふえてきてまいっております。こうした地域に行政が総合的な形で浸透すると、そのためには地域の実態とあった体制をつくり出していかねばならないのであります。その場を求めるとすれば、私も出張所がその中心になるものでありと考えております。現状におきましては、地域はたとえは国の機関である文部省とかあるいは建設省、県の土木、あるいは市の教育委員会あるいは土木部、こういったいろいろな国の機関、あるいは自治体の機関の組織が、縦割りのままで地域においてまいっております。そうして自治体の内部、すなわち市の内部におきまして、十分横の連絡がとれないままに地域にいろいろな行政が持ち込まれて、混乱が起こっております。

でございます。まさにばらばらの状態でございます。場合によっては行政に結びついた自治組織と、そうでない団体との間に対立関係をも生み出して、行政が地域で分解したり停滞する現象が見られるのでございます。縦割りの行政は能率という点においては認めざるを得ないんでございますけれども、その欠陥を補い、ばらばらになった行政を総合調整していく機能を発揮するのが出張所の大きな役割でございます。そうしてこの機能を通じて地域の連帯感を深めていくべきであろうかと私は考えます。

しかし、この場合におきましても心すべきは、住民自治の主人公はあくまで住民でございます。行政が地域の特定組織と安易に結びついて、団体が行政の補助機関となったり、あるいは圧力団体とならないよう、あくまでも地域の自主性と独立制を保っていくことをまず念頭において、出張所を自治を育てる根拠地としての機能をもたしていくべきであろうと、このように考えます。

○議長（山口信生君） 福祉部長。

〔福祉部長（谷沢文男君）登壇〕

○福祉部長（谷沢文男君） 第一問の福祉の推進につきまして、きわめて広い角度からのご質問でございますので、私なりに要領よくご答弁できないことをあらかじめお許しをいたしたいと思います。私も四月福祉部長を拝命いたしました。よりやく六カ月という期間を経てまいりましたけれども、その間は何と申しましても初めての経験でもございますので、目下、正直いって勉強させていただいておるといふうな考え方でございます。しかし、この勉強させていただいてる中におきましても、いろいろ福祉問題は日々いろいろの形でわれわれに、あるいは切実な問題として出てまいります。したがって、その問題をやはり福祉の基本的理念の中からいろいろと検討、対処してまいっておりますが、何ぶんにも未熟でございますので、今後とも努力をしてみたいと思ひますが、その一つの

基本理念につきましては、さきの総合計画のご審議の中でも申し上げましたように、あくまでも人間尊重の精神を基本といたしまして、市民のしあわせを高め、市民生活の安定をはかるべく幾つかの福祉施策を進めてまいりたいと思えます。もちろん福祉施策を進める基調となりますものは、生活保護法を中心にいたしまして福祉六法がございすが、特に福祉五法の問題につきましては、やはり福祉サービスをいろいろの形で進めなければならぬ問題がたくさん出てまいります。したがって、この方向につきましてはいろいろの調査なり、あるいはいろいろの市民の運搬あるいは市民の自主的福祉活動等と相合わせながら、国、県の施策とも、先ほど申しました市の福祉サービスの高揚というような方面からも、さらに肉づけしてまいりたいと思えます。

なお、今後の来年度予算に向かっての幾つかの施策はどうかという方向かと思えますが、何ぶんにもただいま申し上げましたような勉強を含めながら、さらに現実起きてくるような問題、あるいは、一昨日来からの議会でのいろいろの質疑にもお答えを申し上げましたような諸問題がございますので、よくその辺を考えまして、実効のある福祉政策を進めてまいりたいと思えます。

以上です。

○議長（山口信生君） 環境部長。

〔環境部長（恩浦和己君）登壇〕
○環境部長（恩浦和己君） 環境部の政策目標を一言にして集約いたしますと、何といたしても、まずもって公害を克服したモデル都市としての生活環境を達成することに尽きるように考えます。具体的な行政目標といたしましては、いまままで進めております発生源対策の強化、患者救済を含んだ公害防止五カ年計画の促進を主体といたしまして、済みではございますが、ごみの全市週二回取りだとか、し尿収集の無料化、あるいは現在補助をやっております勧奨

接種、ないしは成人病検診、あるいは健康診断等を逐次無料化の方向に推進をしていくということが、福祉行政につながる柱かと考えます。

○議長（山口信生君） 下水道部長。

〔下水道部長（美濃部博美君）登壇〕
○下水道部長（美濃部博美君） 社会福祉事業、なかなか広い範囲の意味がございしますが、まあ私が考えておりますのは、下水道事業そのものが、考え方によってはそういう事業ではあるというふうにも考えられますが、特に下水道事業として今回ご説明申し上げられると思えますのは、いわゆる生活扶助家庭に対する問題でございます。

まあこれにつきましてはご承知かと思えますけれども、四日市市公共下水道条例その第十八条の中に、使用料の免除というのがございます。さらには、四日市市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例というのがございしますが、この第十一条によりまして、受益者の負担金を免除するというふうに書かれております。さらに、昭和四十八年度から国のほうにおきまして、水洗便所に対しまして、生活扶助家庭の方については、国費の補助金をつけるという方向に入っておりますが、まあ本市におきましてもこの制度を十分活用いたしまして、さらに市費を上積みして実施する方向にいま現在事務的に検討中でありまして、ご了承を賜わりたいと思えます。

○議長（山口信生君） 建設部長。

〔建設部長（滝 伝之助君）登壇〕

○建設部長（滝 伝之助君） 建設部のおあずかりいたしております住宅問題から申し上げます。

過去におきまして公害認定患者用、母子世帯用、老人世帯用、身障者世帯、それから生保世帯、それから生活の困窮の仮設の世帯と、こういふようなものは、みな特定入居の形で処理してまいりましたものが五十四件ございます。

そのほかには同和住宅とか、あるいは福祉部あてに市営住宅の入居選考をいたしたものが十五戸ほどございます。しかし、こういうような形でまいりましても、来年度からは身障者十一戸、老人世帯十一戸、それから母子世帯五戸、計二十七戸の特定目的の住宅の建設をいたしまして、来年度を初年度といたしまして、五十二年度までに少なくとも七十六戸ぐらいは建設させていただくような考え方を持っております。

○議長（山口信生君） 土木部長。

〔土木部長（杉本義広君）登壇〕

○土木部長（杉本義広君） 公園の長期計画を昭和四十六年初年度といたしまして、約十六億円の予算をもちまして現在進めとるわけなんですが、今年度特に都市基幹公園、鈴鹿川南部丘陵、住区公園、児童公園等に力を入れます。現在、着々と進めとるわけなんですが、進捗率といたしまして四五割程度でございます。

なお、緑化計画の改定を四月に行いまして、学校緑化、緑土計画、街路緑化計画等を行ってまいりまして、昭和五十一年目標を二十万本計画で現在進めております。

以上でございます。

○議長（山口信生君） 教育次長。

〔教育次長（山北 彰君）登壇〕

○教育次長（山北 彰君） 教育委員会を担当しております諸業務が、特に社会教育及び保健体育の面におきまして福祉との接点に存在してあるというふうに認識いたしておりますが、狭義に福祉を解しまして、経済的援助というふうにしほってみますと、学校教育におきます小、中学校の就学援助、あるいは幼稚園の就園奨励、さらには奨学資金の貸与、給与といったような面でございます。本年度はおおむねそういった経済援助の面では四千万円程度ござ

います。福祉問題といたしましてはそういった金銭のほかに、特に社会教育におきます福祉との接点において強化充実すべきであるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山口信生君） 総務部長。

〔総務部長（阿南輝彦君）登壇〕

○総務部長（阿南輝彦君） 簡単に一点だけ申し上げます。

私の総務関係では、先ほど来非常に議論のございます窓口の問題があるわけでございますが、市長の申しておりますような市民との接点、市民福祉のサービスの提供、あるいは市民情報の吸収という点からの窓口の問題について、重点的に指導してまいりたい。

なお、出張所の問題、先ほどの議論のとおりでございますが、いわゆる出張所につきましては、施設の問題あるいは業務の内容の問題、そういった問題はございますが、老朽化してまいっております出張所を公民館との合同整備によりまして、地域のコミュニティーのセンター的な活動の場に整備をまいりたいと考えております。

○議長（山口信生君） 消防長。

〔消防長（倉谷徳助君）登壇〕

○消防長（倉谷徳助君） 消防の関係で申し上げますと、私どもは防災を担当してある関係上、市長方針を体しまして自己の職務を積極的に推進すると、こういうことであろうと思っておりますが、当面は消防の近代化、あるいは技術の高度化ということを入れておりまして、そのためには職員の研修がまず大切であろうということで、職員研修あるは職員の消防技術上の開発と、こういうものに力点を置いてやっておりますので、よろしく願います。

○議長（山口信生君） 病院事務長。

〔病院事務長（村山了君）登壇〕

○病院事務長（村山了君） 病院は存在することが、または活動してることが、即社会福祉活動に全面的につながっているわけですが、特にここ一兩年の間にやってきましたことを、いま計画していることを申し上げますと、難病対策として人工じんとか未熟児センターとか、あるいはまた股関節脱臼とか、そういったことを取り扱っておりますが、そういった経費の全額無料をはかるために、療育機関の指定を受けて、いま申し上げたような治療費は全額無料の線にもっていております。

それから、最近社会福祉制度がどんどん進んでおりますが、患者がこれを受けとめるのにいろいろ当惑しておりますので、近々に医療ケースワーカーを設置いたしましたして、その人のところに相談にいけば、すべてそういった恩恵が受けられるというふうな制度をかためていきたいと思っております。

○議長（山口信生君） 市長公室長。

〔市長公室長（三輪喜代司君）登壇〕

○市長公室長（三輪喜代司君） 私のほうの所管いたしております業務の中で、福祉関係の仕事いたしましたは、青少年対策が直接もっておりますが、これにつきましては青少年対策本部を設置いたしましたして、市長が本部長でございますが、この中において総合的な調整をしながら、この行政の運営に当たっていききたいと思っております。

なお、全般的な問題といたしましては、すべての面で市長のこの議会の答弁、あるいは人間尊重というこの趣旨に沿って、行政の運営ができるような調整をいたしていきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山口信生君） 税務部長。

〔税務部長（杉本治芳君）登壇〕

○税務部長（杉本治芳君） 税務のほうは福祉政策の必要な経費を調達するというようなことを受け持っておりますので、特別に推進するというようなことはないように考えられますけれども、やはり公平な課税の中で特別の事情がある方、これらの方々につきましては、やはり何か考えざるを得ないというようなことで、以前から条例を設けとるわけでございますが、それをさらに続けてまいりたいと、かように考えております。

それから、滞納者にいろいろ聞いてみますと、行政の不満ということがたくさんございます。これらを聞きましたときには、先ほど市長からお話ございましたが、責任者が直接話を十分聞いて、関係課と直ちに解決するというようなことで進めてまいっております。中には相手方の誤解と、あるいは当方の説明不足ということもございしますので、十分と話し合おうということに特に重点を置いてるわけでございます。

○議長（山口信生君） 産業部長。

〔産業部長（荒木三郎君）登壇〕

○産業部長（荒木三郎君） 私のほうの担当いたしております部分についてお答え申し上げますが、昨日、小林哲夫議員のご質問の、消費者対策についてという問題も大きな問題であろうかと思えます。したがって、昨日もお答え申し上げましたように、消費者の皆さん、すなわち市民の皆さん方が正しい商品といえますか、危険あるいは有害食品の問題でございませうとか、あるいは計量、量目の問題等々、それらの問題が正しい商品を得られるように、こういう問題消費者対策として十分考えていきたいと、かように考えておりますし、また中小企業の方々も福祉ということを十分ご理解をいただくように、私どももご理解をいただくようにご指導申し上げます。

るわけでございます。

○議長（山口信生君） 訓覇也男君。

〔訓覇也男君登壇〕

○訓覇也男君 議会開催中一べんも答弁に立たなんだということではお気の毒かと思いましたが、お聞きしたわけではございません。私も初めてのことなので、質問のしかたにも整理をしておかなかった点もあろうかと思えますけれども、少なくとも福祉という政策を四日市が一大転換をして、いわゆる福祉元年を踏み出したときでございますから、それぞれの守備範囲において自分の仕事を熱心にやるとか、さらに拡大するとかと、そういう角度ではなくて、自分の守備範囲内で福祉行政をどう消化していくかという観点からお聞きしたかったのでございます。市民に対してたとえば低所得者層に対して自分の仕事ではどう考えるのかと、あるいはハンディーを持った弱者に対して特別どう扱うのか、条例その他の中には、たとえば市長の認める場合はこれを除くというよりな、市長の権限でできることがたくさんございます。そういうことを積極的に取り上げていくということでお伺いしたかったのであります。

もう一点は、もっと幅広くいまままでやってきた業務のうちで、人間尊重という意味でもう一べん考え直さなければならぬではないかということがなかったか。たとえば、土木においては生活道路というものについても、と重点的に考えるべきではないかということ、これをどういうふうにやったのか。産業行政においては、たとえば老人者あるいは身体障害者に対して、商店との連合のうえで割引の仕事ができるかできないかというよりなことなどあろうかと思えます。そういうことを積極的に考えて、各業務の中でやっていただくことによつて、初めて官庁主義を克服し、そして福祉第二年へ堂々と進むことができるんだというふうに考えるわけです。

福祉の中でもう時間がございませんから一、二点だけ要望しときたいと思いますが、たとえば本来の福祉行政において、生活保護の中で収入認定のしかたについて、きょうだい、家族からの仕送りを強要させてないかどうか、あるいは資産の活用をどのようにして四日市の現状に見合せて、四日市の市政の方針に従って、どう資産を活用していくことを考えるかといったようなことなどがありますし、あるいは国民年金の料金の中で、所得のない年寄りから保険料を取ることをして、しかも減免の申請は出るともかわらず部長が却下したではないか。そのことを指摘してもなおかつそれは九月から法律による減免の処置をするんだということで保留しておく。しかも一べんきまされたことから変えられないといっているようであります。それこそが官庁主義であります。福祉の仕事は個々の人間に対する仕事でありますから一般的な仕事でなく、法律、規則でやるのではなくて、その人間を生かすか殺すかの仕事であります。幾ら法律どおり、規則どおり手続を踏んでやっても、手術は成功してもしかりして人間は死せるという、患者は死せるという、そのことをいま四日市で行われているではないか、そのことを変えていくことこそがほんとの福祉行政で、しかもいま四日市が踏み出した福祉元年目の仕事ではないかというふうに考えるわけであります。

保育園の問題にしてもそのとおりです。また十六名入れるところの保育園を、定数が百三十名だからということでは四十名却下しております。これは市民が損害を受けとるわけです。これの解釈についてやらないというふうに解釈すれば解釈はできます。やろうという解釈をすれば解釈ができるわけでありまして。そういうことを積極的に行うということについては、市長が約束をしたわけでありまして。そのことを各部署においてとらえていただきたい。積極的にというよりはこういふ例があります。ある商社が人を採用するときにくさんな受験者がやってきた。そして試験の途中、昼めしがあった。その昼めしのときに自分とこの会社の事情をこんこんとPRしたそうでありまして。それこそがいま悪名高いといわれる商社が、積極的に仕事をしているというところであります。積極的にという点をそういう意味でわれわれももう一度考え直していただきたい。市長が積極的にといったことを、正しくほんとに積極的に取り上げ

ていただきたいと思うわけでありませぬ。

時間がございませぬので急ぎませぬ。

建設については特に住宅の問題、福祉政策であります。所得に応ずるような家賃を考えられないのか、あるいは家族構成によって三階、四階におるのを一階に住み変えるというようなことができないのか、老人あるいは乳児などの場合であります。そんなことができないかどうか。

環境部においては、それこそ自分とこの内部の職員に生きがいを感じさせているかどうか。差別扱いを受けるような事由がたくさんある。これに対して、あの夏の暑いのに帰ってきて、その作業所で水道の出るところが四つしかないという南部清掃、こういう事情は少なくとも職員の人間さへも尊重していかない。

公室長においては人事の問題である。熟練したケースワーカーが各課に分配をされておりますが、一度それを呼び返して、ほんとに積極的な福祉行政をさせるなどということも公室で考えていただかなければならぬことでもありますし、また、採用面においても専門的な福祉の学校があるわけでありませぬから、そこで優秀な職員をほんとに青田刈りをしてでも買いにいくということが、採用していくことが積極的な行政ではないか。

教育におきまます要援護の問題、進援護児童の問題などはたいへん大事な問題であります。

消防におきましては、寝たきりの一人の老人が焼け死んだではありませぬか。それに対する処置を考えてみえますか等々、たくさん積極的に考えられるわけでございませぬが、そういつた面でもう一度私は福祉元年を踏み出した四日市市政は、自分の守備範囲内で十分創意くふうを生かし、しかも法律でやれること、条例でやれることは当然であります。それでなくて、もう一つここで判断ができないかどうか。あるいは、市長が決裁を求め、決断を求めてやることとがたくさんあるうと思ひますので、その点をよろしくお願いしたいと思ひます。

なお、次の問題、市長は官庁主義についての心がまえをずいぶんお述べになりました。提案だけ申し上げます。

信託必罰をやらせませぬか。罰はけっこうですが、たとえばこの夏、暑いのに水道は完全に水が出ました。市長みずから飛んでいって、水道局の職員全体に対して、ほんとに水がとまらなくてよかったといつてほめるといったことはどうでしょう。あるいはまた、病院は内容はともかくとして、ともかくもいま黒字だという形が出てまいります。それに対して内容の面で考える点はあるにいたしましても、その努力に対して市長は積極的におほめになるといふことはどうですか。その他ある部局のある一部分、部分部分についてほんとに一生懸命創意くふうしながらやっております。そういうことを積極的にほめるといったようなことなどが、私は一つはこの弾力的な創意くふうをもたらす原因にもなるのじゃないかと思ひます。

まだたくさんありますが、もう一つこの問題につきましましては、たとえば最終的にはいよいよ最後のぎりぎりのところでは、役所生まれの役所育ちだけではどうしてもだめだというならば、株式会社のためしを食ったものを一べん入ると、輸入人事をするということも考えなければならぬと思ひますがどうですか。

出張所につきましましては、私は所長にどういふことを指示せられたか、あるいは所長のまだ兼務のところがあります。これを早く解除して専任にしなければならぬと思ひますがどうですか。あるいは、行政区について真剣に検討するといわれましたが、たとえば四郷などのあの大きな行政区が、あれが一つのコミュニティとして形成されていくかどうか、その点についてはご検討をいただきたい。

しかもなお、コミュニティをつくる場合に、その範囲についてまず広場というものが必要でございますが、一つは集会所である、一つはほんとの広場であります。そういうことがなければ、そういうことがあって、整備されて初めてコミュニティができるんだと思ひます。住民が自分たちの手で失われつつある人間性を回復させ、生活の場を

つくるといふことに対して、市の行政は積極的のどういふふうなことを援助していったらいいかどうかを、もう一度十分お考えいただきたいと思ひます。終わります。

○議長（山口信生君） 暫時、休憩いたします。

午前十一時十七分休憩

午前十一時三十三分再開

○議長（山口信生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 第一に、超過負担に対する市長の姿勢について問題にしたいと思ひます。

八月二十五日に、大阪の摂津市が国を相手どり、保育所設置に伴う超過負担金約四百萬円の支払いを求める行政訴訟を東京地裁に起こしたことは、先刻ご承知のことと思ひます。このような行政訴訟が起こされたのは初めてのことであり、地方自治を守り、地方財政を民主化し確立するうえでもまさに画期的なことだと思ひます。

地方自治体は、長年にわたって歴代政府の不当、不法な措置によって膨大な超過負担をしいられ、二割自治、三割自治といわれるような自主財源の乏しい自治体財政に大きく圧迫を受けてきたわけでございます。この超過負担は、そのほとんどが福祉や教育など住民の命と暮らして密着した部分で起きております。大企業のための産業基盤育成整備の分野では、超過負担が起らないようになっておるといわれております。このようにして政府は、地方自治体と地方財政を大企業奉仕の高度成長政策に従属させてきました。そのために福祉や教育など、市民の切実な多くの要求

が犠牲にされてきたのであります。しかし、このような深刻な事態が長く続いてきたにもかかわらず、これまでのほとんどの自治体当局は国の措置に追従し、超過負担の解消をはかる点についても、市長会等を通じて政府関係機関に要望する程度以上に出ませんでした。摂津市は今回の行政訴訟に先立って、本年四月に地財法第二十条の二により自治体に保障されている権利を行使し、内閣と国会に意見書を提出したわけでございます。このような意見書の提出は、四十四年に仙台市長ほか十三市長が超過負担の解消に関する意見書を提出して以来のことだということでございます。地方自治とその欠くことのできない自治体財政と、そして住民の福祉を守ることに責任を負うべき自治体市長や当局が、このような姿勢にとどまってきたところにも、超過負担がいつまでも解消されないどころか、逆に増大するのを許してきた原因ともなっているのでございます。摂津市は意見書の提出後も政府が十分な措置をとらないために、七月末の市議会では行政訴訟の提起を行い、全会一致の賛同を得て、八月二十五日に訴状を提出したのでございます。私は摂津市の超過負担の解消を目ざす一連の措置を支持するとともに、その勇気と努力に対して、またこれをささえた市議会や市民に深甚の敬意を表するのでございます。摂津市の保育所の超過負担解消を求める意見書の提出に始まりましたこの新しい運動は、いま全国的に大きく発展しつつあります。これに驚いた政府は、七月十七日付で四十八年度から保育所の建設費だけを法令どおり二分の一の国庫補助を行うとの厚生省通達を出しました。これによって国庫補助は従来の二倍になるということでございます。これは運動の成果の最初のものでございます。同時に政府は摂津市の運動に水をかけ、ほかに波及するのを押えようとならしたものであるのではないかと思ひます。しかし、このような部分的な措置にとどまらず、今度こそ超過負担の全面解消を徹底的に推し進めるようにしなければならぬと思ひます。いまや地方自治体は大企業のための高度成長政策によって引き起こされた都市問題の解決をはじめ、住民の福祉を守る課題がますます多様化し、増大する市民要求と運動の中で山積しており、その早急な解

決が迫られております。そのためにこの超過負担の全面解消や自治体財政の民主化など、必要な自治体財源を確保することが焦眉の急となっております、少なくともすべての自治体市長そして議会など、地方自治に直接関与している者は、その実現のためにあらゆる可能な努力を尽くす責務があると思っております。当面、摂津市の行政訴訟を勝利させることがどうしても必要であり、その支援のために四日市市当局と四日市市議会が必要な措置をとるよう強く訴えたいのでございます。超過負担は四日市においても年々増大し、市財政を圧迫しております。その額は四十四年から四十七年度の四年間で約十一億七千万以上に達していただいております。私たち共産党は、この四日市の超過負担の解消のためにこれまであらゆる機会をとらえ、市当局に積極的な対策をとるよう促すなど大きな努力を払ってまいりました。しかし、市当局はこれまでの多くの自治体当局と同様に、全国市長会の組織を通じて、国のほうに早く解消していただくように繰り返し要望を続けるといって、そういう姿勢以上には出られなかったのであります。この際、市当局がそうした姿勢を改めて、四日市の超過負担の解消のために地財法等に保障された権利を積極的に活用し、内閣と国会に意見書を出し、不服申し出を行うなどの措置をとり、その実現のために全市民的な運動に発展させるよう強く望みたいのでございます。また、市議会もそのために必要な措置をとるよう訴えるのでございます。さらに、市当局は市財政の民主化を含めた新財源確保のために、市民参加の民主的な調査研究機関を設けるべきだと考えるのでございます。

以上、市長は摂津市の行政訴訟をどのように受けとめられたか、これを支持し訴訟支援の積極的な措置をとるお考えはないか、四日市の超過負担解消についてどのように今後対処されるお考えか、市財政の民主化を含めた新財源確保のための調査機関を設ける考えはないかお尋ねしたいと思います。

二番目は、用途地域地区の指定がえの伴う問題、都市政策についてでございます。

先ごろ、新都市計画法と改正基準法に基づく新しい用途地域地区への指定がえ、いわゆる色塗りの県原案が発表され、四日市ではいまその凶面の各戸配布とともに、各地区で説明会が開かれております。一昨年八月に行われました市街化区域と市街化調整区域のいわゆる線引きに劣らず、今後の四日市の町づくりや、市民の生活と営業の諸権利に多大なかわりをもつこの色塗りについて、私たち共産党は県の原案の発表に至るまでに、徹底的な市民参加により市民合意の試案をつくり、県原案に反映させるよう強く求めたのであります。全国にはそのような努力を払っているところも少なくございません。ところが、市当局はついにこの当然のことを取り上げず、国、県に追従して市民不在の一方的な色塗りを進めたのでございます。このようなやり方はまことに遺憾に思っております。ただ、原案発表直前から地元説明会を開く措置をとられたその努力は多としますのでございます。しかし、そこでのをせつかくの市民の要求や意見は、言いっぱなしの聞きっぱなしとなっており、市民の間から大きな不満が出ております。県の原案は、今後、公聴会等、一連の法定手続きを経て、十二月末までに最終決定が行われるわけでございますが、その法定手続自体が形式的で非民主的なものであり、市民の要求や意見が十分反映され、修正されるといって保証はございません。まずもって市長は、この点についてどうなさるかお尋ねします。

決定までに市民の要求や意見を十分反映させるといって保証を、市長からぜひいただきたいと思っております。

さて、国、県、市当局は、今回の色塗りがいかにも都市問題の解決を促し、住みよい町づくりができて、市民の生活と営業の諸権利も守られるものであるかのようにいっております。はたしてそれでしうか。私は残念ながらそのような期待はあまりもてないし、いまよりも一そう悪くなりかねないと思っております。いままでも色塗りがなされてきたわけですが、そのもとで住環境がどんどん悪化してきたのでございます。それはこの色塗りをはじめとする都市計画が、基本的には大企業、大資本奉仕の利益本位にきめられてきたからでございます。四日市の現在の色塗

りは昭和三十七年になされたものでございますが、その典型的な例だと思えます。

羽津の場合を見ましても、当時八幡製鉄の誘致とかかわって、住民の意思とはかわりなしに、臨海部から西方にかけて住宅地を含む広大な地域が軒並み工業、準工業地域に色塗りされてしまったのでございます。今度の場合も田中首相が打ち上げた大企業、大資本のための日本列島改造論、新全国総合開発計画に沿った都市空間や、都市土地の高度利用、都市再開発を進めることが基本となっておるといっても過言でないと思えます。それだけに幾多の問題点を持っており、この新しい色塗り制度ができることから大きな批判があったのでございます。その問題を一々詳しく取り上げる時間的余裕はございませんが、その幾つかをあげますと、一つは、住居、近隣商業、商業、準工業地域では、依然として用途の混在が認められており、住環境を悪化する建物も建てられるのでございます。特に、商業、準工業の両地域の規制内容は従前と変わっておりません。

二番目に、第二種住居専用地域と住居地域の高さ制限撤廃により建物の高層化が進むことは必然でございます。そして日照、電波障害、風害などの公害の増大をもたらし、これらの地域の居住者は次第に住みづらくなり、追い出されることになりかねません。また、一の場合を含めまして、これらの地域は全体として地価の一そのの値上がり、固定資産税の増税を招きかねません。公害の吹きだまりになるこの土地は、売るにも売れない状態に追い込まれるのではないかと思います。

三番目に、第一種住居専用地域以外は高さ制限が撤廃され、高い容積率の採用によりその人と車の、あるいはもの出入りがふえ、都市施設、公共施設不足が生じるとともに、その施設整備が一そう困難になると思うのでございます。このような問題があったればこそ、私たちは国、県に追従した色塗りをやめて、市民の参加と合意の色塗りを求めたことはさきに述べたとおりでございます。

さらに、私たちはこの色塗りにあたっては、四日市の現在の土地利用計画をはじめ都市施設整備や市街開発事業にかかわる都市計画、公害防止計画など、色塗りにかわる必要な計画を民主的な機関を設けて再検討し、市民本意、市民合意の計画につくりかえ、その総合的な計画や都市政策全体の中に正しく位置づけ、関連をもたせて行いよう求めたのであります。しかし、これもまたついに取り上げられませんでした。そして市当局は市民に対し、色塗りは一昨年八月の繰引きの際にきめた開発保全の方針を基準にしたと説明しております。その開発保全の方針を見ますと、既定の工業地は今後とも既定の用途地域を尊重し、土地利用の合理化につとめるとか、工場地帯周辺の環境の悪化した住宅地については、地区外への移転を促進させるとか、住居地区の整備、市街地開発事業等の実施により環境の改善をはかるとか書いてあります。これで工住が隣接をし、混在している問題の解決が実際に今日で済みますかどうか。平和町の移転計画、すでに失敗し、塩浜の都市改造も全くとんざしているのではありませんか。あとから来たコンピナートをそのままにして市民を追い出せませんか、お尋ねしたいと思います。

また、交通体系の整備という点については、将来の交通需要は伊勢湾北部の臨海工業地帯の発展に伴う準工業、及び自動車台数の増加により、自動車交通量は今後さらに増大し、これに伴い幹線道路網の整備、及び既存幹線道路の高度能率化が必要となると書いてあります。ここには車公害など、今日の道路づくりが当面している課題は全く触れられていません。この方針は端的に言って四日市公害裁判判決の以前にきめられたものであり、産業優先、市民不在の方針であります。時代おくれのものとなっております。これを市当局は金科玉条のごとくして色塗りされたわけですから、今日の市民の意思に反する不合理な色塗りが随所に出ているのも当然でございます。住宅地であっても準工業地、工業地になっているところ、工業地、工業専用地域を既定どおりしておいて、住居地域を隣接させているところがあります。名四や国一のまわりが何の対策も示されなまま住居地域になったり、都市計画街路の計画をそ

のままにして住居地域、住居専用地域の中を走らせています。ここに居住する市民の住環境はどうして保障されますか。現在の市の公害防止計画や対策のどこを見ても、これを实际的に解決するという方策は示されておりません。

さらに、こうした色塗りのやり方から起こるものだけでなく、最初のほうで述べたように、今度の色塗りの新しい制度自身が持っている問題も加重されてくるわけでございます。そのほか、たとえば住居専用地域や住居地域内の市民の営業の権利はどうなるのかという問題もあります。現在の色塗りは昭和三十七年から十一年間続いたわけですが、一人きめられますとなかなか変更は容易ではありません。市民はこれらの問題について納得のいく総合的な方策が示され、その実際の保証が示されなければ、色塗りについても納得できないでありましょう。九月議会ではおそらく四日市の基本構想が決定されるのでございましょうが、残念ながらその中にも納得できるような方策が十分示されているわけではございません。一体当局は、いま私が指摘しましたような色塗りに伴う諸問題について、どのように対処されるお考えか、お尋ねしたいと思います。

次の問題は、騒音対策でございます。

これも用途地域の指定がえに関する質問ともたいへんかかわってまいりますが、この騒音対策についてさらに突っ込んで取り上げたいと思うわけでございます。

最近、私のほうにこういう騒音の苦情が三件も相次いで持ち込まれております。さらに、かねてから自動車、道路騒音、あるいは近鉄高架に伴う騒音、その他の近鉄騒音の問題について、対策が強く望まれてきております。公害対策課への苦情件数もたいへんふえておるようでございます。騒音については工場あるいは建設、自動車等については規制法がございますが、規制が弱いわけでございます。近鉄などは何ら規制を受けておりません。そのうえに市の姿勢や実際の体制が弱いと思うのでございます。これまでも規制法による地域指定の問題で、知事から市長に意見を

聞いてきておるわけですが、この県の原案は用途地域に準じたものでございます。その中には、県は用途地域によることが適当でない部分があるときは、実情に即した区分を設定してもよろしいことをいっておるのでございませぬけれども、去年の四月に、市は県が示してきた原案でけっこうですという、異議ありませんという返事をしております。規制値についても市は条例を設けて、住居地域について見るならば、県の規制値よりもさらに五ホン下げられることになっておるのです。これも何らの措置がなされておりません。こういうこの問題、あるいは近鉄の公害については全く野放ししておると、あれほど高架問題にかかわった住民運動が起こっているにかかわらず野放ししてきております。こういう問題についてもっと強力な指導をしていただきたいと、対策を強めていただきたいと思うわけでございます。その場合の前提として、やはり小規模事業者、中小企業者に対する徹底した助成というものがなければならぬと思います。大企業、コンビナートに、公害防除、その他の施設において与えられておる税金の減免、その他特典、これまでにコンビナートにみついできたそういう実績から見れば、中小企業振興対策という問題を徹底してここでやり、補助金を出す、税の減免をやる、そしてわりに多い中小企業の騒音対策を徹底して進めていくと、こういうことがぜひとも必要ではないかと思うのでございます。さらに、大企業の騒音、あるいは自動車騒音の規制を徹底してやる。近鉄鉄道騒音に対しても徹底した指導を、対策をとる。この点についてのお考えを伺いたいと思います。

それから四番目に、駐車場付置義務の問題ですが、四十八年度予算に整備のための調査費が、委託料が七百万計上されております。県のほうでも三月議会ですら駐車場付置義務を条例化するということが出されたようでございますが、その辺の関係あるいは時期的なめど、そういうふうなものについてお尋ねしたいと思います。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） お答えいたします。

超過負担の問題は、私たちといたしましては、市長会その他を通じてかねてから強力に推進してまいりましたわけでございます。そしてその成果が何もなくたわけではございません。すでに政府におきましては、第一次、第二次の超過負担の解消の措置もとられ、また昭和四十八年度の地方財政計画におきましても、自治省は地方財政の健全化を促進するとともに、財政秩序の確立をはかるというこの項目におきまして、国庫負担事業にかかる地方団体の超過負担を早期に解消するための措置を講ずるとともに、住民の税外負担の解消をはかると、こういったことをはっきり申し出ております。完全には決して施行せられておるといふことはいえないのでございますけれども、その効果はあらわれてきておると思えます。

また、この問題を摂津市と同様な手段に持ち込むかどうかということにつきましては、私はこれは行政的な面において解決をはかるべきであろうと考えております。

また、こうした問題に対する調査、あるいは解消への促進機関といたしましては、すでにこの議会におきましても財源対策特別委員会を設置していただいておりますので、これを通じて十分検討していただきたいと考えております。次に、第二の問題についてでございますが、今回の新用途地域が定められますと、引き続きまして市街化区域決定の際に策定されました整備開発保全の方針、並びにただいまご審議をいただいております市の総合計画基本構想に従いまして、道路、公園、あるいは河川、下水道などの都市施設、あるいはまた、土地区画整理事業などの市街地開発事業の都市計画を、総合的にきめていくことになるのでございます。特に、用途地域の指定されております市街地区域につきましては、積極的な町づくりをするのでございますので、開発の指針でございます用途地域とあわせまして、

町づくりには不可欠な道路、公園、下水道、こういった都市施設に重点を置いて都市の整備を進めていきたいと考えております。

市民の意見の反映が不十分であるというご指摘でございますが、このことにつきましては、市といたしましては今後の公聴会、その他のプログラムのうちに、できるだけこの機会を多く組み込むことを努力しておりますし、これを通じて一般の市民の方々にもご理解をいただけるものと考えております。

騒音公害の対策につきまして、このことにつきましては、ただいまご発言がございましたように、市にもある程度の権限は与えられておるんでございますが、まず私といたしましては、県の定める規制を十分実行してから、そのうえで市の指導を行いたいと考えております。昭和四十六年十月の二十二日に、三重県条例で公布せられております三重県公害防止条例の騒音の排水基準につきましては、まだ必ずしもこれが守られておらない現状でございますので、この騒音基準をまず達成して、しかる後、その時点に立って市の条例の必要かどうかを考えていきたいと考えております。

駐車場の付置義務についてのご質問でございますが、産業活動の増大と自動車の増加に伴いまして、商業地域における駐車場問題は非常に深刻な問題になってきております。したがって、市といたしましても、これまで過去三カ年の間に、都心部の駐車実態調査を実施してきたんでございますが、本年度はこれらの調査結果をもとにいたしまして、総合的な駐車場整備のマスタープランを日本駐車場工学研究会に委託して検討を進めております。

駐車場の付置義務の問題につきましては、駐車場法第二十条に従いまして、市条例によって一定規模以上の建物を新築、あるいは増築する場合には、駐車場を義務つけていくことができるのでございますけれども、これは反面から見れば建築に対する一種の私権制限でもございますし、特に中小都市におきましては、都心の商業地域の不燃焼化、

高層化による都市防災を促進していく必要もございませうところから、この問題はかなり慎重に行われなければならぬという点もあると思えます。しかしながら、本市ではすでに公営駐車場を設置し、今後もさらに国鉄四日市駅の北、あるいは近鉄高架下にも駐車場を計画しておりますので、これらの公営駐車場の整備とあわせまして、付置義務の駐車場についてもはたして必要があるのかどうか、また、必要があるとすればどういふふうにするのかと、こういった点につきまして、駐車場整備のマスタープランの中で具体的な方向をきめていきたいと考えております。

なお、言い漏らししました点につきましては、担当部長からご説明いたします。

○議長（山口信生君） 土木部長。

〔土木部長（杉本義広君）登壇〕

○土木部長（杉本義広君） 補足してご答弁させていただきます。

用途地域の指定につきましては、ただいまのところ県原案を地区に持ち回しまして、ご説明をさせていただいてるわけなんですが、このスケジュールといたしましては、四日市市独自の考え方ももちまして、先月二十七日から各自自治会へ出しまして、素案によるところの説明をいたしましたして、用途地域の理解、説明を深めるためにとるわけなんですが、これにつきましては、十月五日の公聴会がございまして、これまでの間に公述人の申し込み受付がございまして、これに参画できれば、市民皆さまの意見を聞き入れられるか聞き入れられないかということは、いろいろ指定基準でございますが、公述人の全部の皆さんの意見を聞き入れられるか聞き入れられないかということは、いろいろ指定基準に合致すれば採択し、原案の修正ということが考えられるわけなんですが、

それから、二種住宅におきまして、高さの制限が撤廃されるという問題があるというご指摘でございますが、今回、住居地域が一種、二種、住居といった三つに大別されるわけなんですが、一種につきましては高さ十メートル、二種につきましては、建築制限といえますか高さにおきましては、まあ制限がなくなるということでございますが、二種におきましては、こういった中高層の住宅群をある一定地域にまとめ、そうして住環境の保全をはかるというこの法の趣旨でございまして、現在、住宅地域におきましてもいろいろと建築の混在がありまして、この混在をなくするための用途指定でございまして、こういった問題はないんじゃないかなるか、こういったことでございます。それから、工業地域と住居の問題でございまして、この件につきましては、昨日もご答弁させていただいたんですが、ございますが、できる限りの幅を持った幅員の緑地のゾーンを設定するように、企業のほうに要請をさせていただきます。それから、街路の手直しでございますが、現在の用途地域指定におきましては、街路の手直しは考えておりません。この手直しにつきましては、今後十分と検討して進めていきたいと思っております。

以上でございます。

聞き漏らした点があるかと思えますけど、後また答弁させていただきます。

○議長（山口信生君） 環境部長。

〔環境部長（園浦和己君）登壇〕

○環境部長（園浦和己君） 新たな公害源である自動車の振動、騒音、それから鉄道の騒音、振動等に対しましては、従来からも市民からの直接的な苦情のあるたびに測定をやり、あるいは苦情のあるなしにかかわらず定期的に測定をやって、それぞれの関係機関に改善の要請をいたしてまいってきたのでございますが、この問題はいろいろ質問が複雑にからんでおりまして、なお、地方自治体の権限外に属することもございまして、非常に困難ではございますが、ご趣旨をよく体しまして、今後とも積極的に対策の強化に当たるつもりでございます。

○議長（山口信生君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 超過負担の問題でございますが、いま市長は行政的な方策しか考えてないというふうにおっしゃいましたが、行政的な方策でそしてこれまでもやっておみえになって、市長のせっかくのおことばでございますが、一定の前進はあるとしても真の効果はあがってないわけです。具体的な数字を申し上げますと、四十四年には二億三千三百五十万、四十五年には二億八千五百四十万、四十六年には三億一千九百四十万、四十七年度は三億三千四百万と、明らかに超過負担はふえておるのでございます。摂津市のあの行政訴訟を勝利させるという点について、あるいはその摂津市の行政訴訟それ自身について、市長の考え方をあらためて伺いたいと思ひますし、四日市の方策について、さらにもっと積極的な考えを具体的に明らかにしていただきたいと思ひます。

それから、用途地域の問題でございますが、開発保全の方針あるいは基本構想、そういう点、私のほうからむしろ具体的に問題に提起してもらってとるわけです。最初から。まあ市長はその原稿つくってあるのをお読みになったように思いますけれども、開発保全の方針は、先ほど幾つか申し上げましたように幾つかの問題があるわけです。そういう問題のあるものによって色塗りをされても、実際に市民の納得できる色塗りにならぬわけです。工任近接混在している危険なところは、極力住宅を移転させるといふ方針になつてくるんですよ、開発保全の方針は。そして色塗りにしてはるんですが、一べん色塗りをよく見てください、いかに矛盾が多いか。そこで、そういう中でいろいろ出てくる市民の要求や意見、それをどういふふうに今後尊重されるのかと、言わばなし聞きっぱなしという状態にそのまま任せておくのかどうか、その辺を具体的に示していただきたい。単に市民に理解せよというだけではだめなんです。市長のおっしゃった理解ということでは。意見を具体的に聞いてくれるということなんです。

それから、住居専用地域の中にあります中小の工場、そういう人たちの既得権は具体的にどう保障されるか、あるいは工業、準工業地域、ここにある住宅地はどういう住環境がこれから保障されるのか、その点は開発保全の方針を見ましても、基本構想のあれを見ましても、具体的に今度の色塗りと直接かかわって、市民が納得できるようなものは、実際のなものは何にも示されてない。色塗りするということなんです。これがきまったら過去のものでも十一年間続いたんです。これから何年続かわからないんです。これをきめるにあたって、具体的なその辺の保証がほしいというわけです。いま一度お答えいただきたいと思ひます。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 私は、摂津市の訴訟の問題は、これが司法問題として訴訟になじむ問題であるかどうかという点について疑問を持っております。

それから、今回の色塗りにつきまして、原則といたしまして、その方向としてわれわれは住居地域をなるべく優先すると、そうして準工業地域とか工業地域、こういったものを第二義的な取り扱いをしたいというのが大体の趣旨でございます。そしていろいろな問題につきまして、決して修正は辞さないつもりでございます。

○議長（山口信生君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 中小企業の公害防止対策に、市が単にこれまでの資金融資という助成の姿勢じゃなくて、補助金を出す、税の面でもっと積極的な具体的な市の独自措置を講じて補助をすると、援助をすると、こういう点の具体的な考えを伺いたいと思ひます。

それから、財源問題につきましても、この議会に特別委員会があるからという姿勢でなくて、市のほうにもプロジ

エクトチームなり何なりをつくって、そしてもっと積極的に総点検をして、具体的な方策を出せるようなそういう姿勢をとっていただきたいと、まあ時間の関係もありますので要望にしたいと思いますが、そういうことをぜひ考えていただきたい、もっと主体的に積極的にやっていただきたい。

それから、摂津市の問題といえますか超過負担の問題につきまして、まあいろいろなお考えがあることはありましょうが、行政的な方策を考えると、これまでのような姿勢だけではほんとに改善されないんです。そして現実にもいろいろな疑問があるにしても、摂津市の超過負担解消を旨とした訴訟というのは進んでいくんです。超過負担をほんとは解消するという立場なら、そういう新しいこの法理論、摂津市の場合は法律専門家を動員してちゃんと研究してるんです。そういうことをやってるんですから、やっぱりそれを前向きな方向で具体的に援助していく、そして四日市でもっと積極的な地方財政法等に保障された権利を具体的に行使していくと、こういう点をやっていただきたいと思うわけでございます。

中小企業の騒音の問題、そしてさらにもう一つ、住居地域の中にある中小企業の権利の保障の問題、その辺をもうひとつ具体的に答えたいと思います。

○議長（山口信生君） 加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君）お答えをいたします。

住居地域内にあります中小企業につきましては、拡張はたしか二〇%まで認められたというふうに記憶をいたしております。これは後ほど調べたりえて詳細ご説明申し上げます。

ただ、この騒音の防止につきましては、個々の問題でもありますので、できるだけ住居地域に規定されております。昼間、たしか五十ホンでしたか五十五ホンでしたか、その範囲内におさめるように指導していきたいと思っております。なお、そのための融資等については、市だけの力では不足をいたしますので、商工中金なり、あるいは国民金融公庫なりの力を利用いたしまして、中小企業の方とご相談を申し上げていきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（山口信生君） 暫時、休憩いたします。

午後零時十五分休憩

午後一時二十二分再開

○議長（山口信生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

橋本建治君。

〔橋本建治君登壇〕

○橋本建治君 四項目につきましてお尋ねします。

第一項は、公害患者の救済補償問題と公害対策についてでございます。第一点としまして、財団発足と救済内容につきましてお尋ねします。

公害被害者への真の救済補償は、加害者である企業責任を明確にして、原状、もとの状態に回復の責任を負い、原状回復不可能部分に対して金銭賠償を行い、原状回復の具体策を行うことが本来の姿であり、根本的には公害の根絶を早期達成することにあると思います。九月四日に認可された財団法人四日市公害対策協力財団の性格とその事業内容は、以上の趣旨から見ればきわめて不十分であると思えます。今後の住民の運動、行政の姿勢、対策にこの改善の

かなめがあると私は思います。以上前おきしまして、次の五点についてお尋ねします。

第一は、発足した財団と県、市との関係についてですが、今後の行政指導は何を重点にやられるのかお尋ねします。第二に、財団の事業内容のうち、一項の三にありますが公害病認定患者の健康回復並びに促進がありますが、四十八年度の財団事業計画を見ますとこの三項が入っておりません、なぜでしょうか。財団の四十八年度事業計画は、給付と弔慰金支給の二つに限定されており。

第三は、県、市の財団の一部事務費を負担するという方針について、その負担拠出額と予算化時期はいつでしょうか。

第四、来春国の制度が発足した後、財団の救済とのいろいろの矛盾がございます。この矛盾に対してどのような対策が現在考慮されておりますか。六月議会で市長が言われた、低いほうを補うという方針は確実に補償されますかどうか。昭和四十五年二月以前、市独自措置の時代において認定地域外への転出者は認定を打ち切られました。この人々の救済は、対象となるのかどうですか。また課税問題につきましても、企業が行う財団への拠出金は損金扱いになっております。患者が受け取る見舞金などは課税対象となっております。また、生活保護世帯は収入認定の対象となり、ほとんど保護は打ち切られるというのが現状であります。これらの矛盾を解決するためには行政の対処が必要であると私は考えますが、いかがでしょうか。

第五、今日までの経緯は、裁判、自主交渉、財団での救済、来春発足するであろう国の制度による救済、これらであります。これらの対象に入らない公害患者をどのように救済するかということが今日問題にされておるわけですが、すなわち、認定制度発足直前に公害病のために死亡した人がおられます。また、市独自措置の時代において生活保護世帯及び健康保険の本人の場合、認定患者として適用症状であっても自己負担がないために認定を除外された例が幾多あります。これらのケースの該当者を、今日全市的に、全般的に再調査をして、そして別の角度から何らかの救済対策が必要であると思いますが、市長のお考えはいかがでしょう。

第二点、新公害防止五カ年計画についてでございますが、本年度から、すなわち四十六年からの五カ年計画の第三年目から新五カ年計画が発足したと聞いております。この新五カ年計画の準備状況とその主要な内容、五カ年計画が到達する目的などについて説明をお願いしたいと思います。

第三点、公害発生源に対する地方自治体の求償問題についてであります。この問題についての市長のお考えと、裁判、自主交渉、財団救済に関係して、今日までの求償状況と結果についてご説明をお願いします。

次に、第二項に移ります。自衛官募集についての国の委任事務について。長沼判決は自衛隊は違憲であるとの判決を下しました。これは自衛隊が憲法第九条二項で保有を禁止された陸、海、空軍そのものであり、違憲の存在であるということを確認したわけであり。そこでお尋ねしますが、地方自治法、自衛隊法による機関委任事務として自衛官募集事務の一部を行うこととなっておりますが、今日当市で行われております実際項目を具体的に説明していただけますか。

第二に、憲法の立場から違憲である自衛官募集事務を返上するお考えはありませんか。

第三に、土木事業また学校整地整備などを自衛隊がする計画があるならば私はやめるべきであると思いますが、いかがですか。

次に、質問第三項乱開発対策に移ります。

私は、六月議会で乱開発に対しての対策を抜本的にあらためることを強調しました。その結果、一つ、要綱をあらためるといふこと。二つ目に、土木部に担当を置くという、二つのことを約束されました。その後、二つの約束がど

のようになっておりますか、その経緯と対策をお尋ねします。

次に、第四項笹川団地問題でございます。

笹川団地はご承知のように、国有地二十万坪、私有地三十万坪、合わせまして約五十万坪で、区画整理事業で住宅団地が造成されました。将来四千六百戸、一万八千人と展望されております。県下最大の住宅団地で、今日約千六百戸近くの戸数がここにあるわけでありまして、二つの点について、市長のお考えをお尋ねします。むしろお考えというよりも、市長の決意と申したほうが妥当ではないかというふうに思います。

第一点は、公用地の確保の問題であります。で、すでにこのことは、もう何回も論議されておりますが、あらためまして当面最低必要とされております公用地は、西小学校及び中学校の用地であります。また、公立の幼稚園用地として、住宅を東と西に分けますと、東部に一カ所、西部に一カ所。また、公立保育所は西部に一カ所。さらに児童館、現在集会所等がございませんのでそれを併用を兼ねまして児童館を当面一カ所。及び市の行政用地として、これはすでに一時は市の広報で、市の出張所や保健所なども設けるといふことが宣伝されたいきさつもありまして、入居者の皆さんは出張所ができるもんだというふうにいまだに思っておられます。そういうことを含めまして、集会所等の建設を含めました用地の再確保の問題であります。これにつきましては、六月議会、また九月の教育民生委員協議会等におきましてすでに論議された過程がございますし、自治会、PTA、保育所の保護者会などから、団地諸団体からすでに陳情が出ておりますし、そういう意味で、公有地の先行確保はきわめて重要であると思っております。これが第一点であります。

第二点としまして、大規模住宅団地の早期完成を保障するための抜本政策を確立する必要があると思っております。公用地の確保とあわせて、早期に四千六百戸規模の団地を完成させるためには、抜本政策が必要であると思っております。団地造成の歴史的過程は、私の土地三〇ないし四〇多というたいへん高い減歩によります区画整理事業でありましたために、今日団地内には約三百七十筆ほどの私の土地、地目は荒地地または畑地等が主であります。散在しております。市は、この団地に対して水道、公共下水など、きわめて高額の先行投資を行っております。また、公園整備等もたいへんおかれております。道路舗装率は、本年三月現在全体二十五万平米のうち約六〇多程度にとどまっております。このように、今日までの成り行きまかせの無策では、四千六百戸団地化はいつのことか判断がつかない状態であると思っております。私の土地対策を含めた総合的、抜本的政策を、任んでおられる皆さん方、土地を持っておられる皆さん方の意見、意思を十分尊重して、よく相談したりえて早期に確立すべきであると私は考えます。以上の二つの点は、きわめて結びついた課題であります。住みよい、明るい団地づくりにとって欠くことのできない課題であります。以上の二点について、市長のお考えをお尋ねします。

以上でございます。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） お答えいたします。

まず第一点の、財団発足後、県と市は何を重点として考えているかと、これにつきましては、基本的な内容はすでに定めましたのでございますから、これを完全に履行するということ。それから、これからの経過の過程におきましてどうしても補足しなければならぬというふうな問題につきましましては、財団にこれを取り入れるように申し入れることと、こういったことが重点になっていこうと思っております。主たる根幹はできたのでございますから、今後は派生的な問題に移っていくものであると考えております。

財団の事業内容でございますが、健康回復などをうたってあるがこの具体的な問題が取り上げておられない、何ぶん早急に成立しました財団でございますして、必ずしも全部が完備し、すべてを見通して、結果を見通した内容はまだ十分私は整っておらないと思えますが、健康回復のためなどには、昨日も申し上げました、グリーンスクールであるとかリハビリテーション、こういったものが考えられると思えます。

県、市の事務費の一部負担、これはまだ確定はしておりませんが、県、市のこれまでの話し合いの中に出ましたことは、大体県、市五百万ずつ、計一千万を経営の事務費として助成していったらどうかという話が出ております。これは出すとすれば、本年の十二月にでもお願いしなければならぬ問題でございますが、本年度は出発が大体九月でございますので、半年分を計上したらどうかと考えておりますけれども、これはまた、県、市との間に最終的な詰めは行われておりません。

生活保護者の該当者に対する収入認定の問題につきましては、原則的には社会保障の規定に従っていくのが普通であるかと考えるのでございますけれども、この収入認定につきましては厚生省ともよく協議いたしまして、できるだけ患者の有利なほうに解釈できるものはしたいと、このように考えております。

国の制度が発足いたしました後のいろいろ左問題といたしまして、磯津のすでに裁判によって救済が確定した九人あるいは自主交渉による百四十人、この問題でございますが、これらの人々につきましては、国の制度が発足しても、これは適用されないと考えます。現在給付されて、今回の財団が給付を予定しております額が、磯津の救済よりも非常に低いではないかというよりなせしりもあるんでございますが、この面から考えましても、財団は今後年を経てこの低さが何年かの後には磯津に近づくという構想でございますので、国の制度が発足いたしましたとしてもこれは適用されない、これは考えております。いろいろな例外的な問題で漏れたというよりな、再調査が必要ではないかというこ

質問でございますが、これにつきましてはいろいろな事情を調査する必要はあるかと思えますが、それが完全に救済できるかどうかという問題につきましては、非常にいろいろな困難な問題もあるかと私は考えます。

二番目の防止計画につきましては、新五カ年計画を来年の三月までにまとめまして、そして総理大臣の認可を得る予定でいま作業を続けております。出発点は四十八年度からでございますして、五十二年までの五カ年間でございます。

おもな内容は、基本構想に基礎をおきまして、第一次五カ年計画の成果を踏まえまして、新しい環境基準達成のための事業でございます。

求償につきましては、百四十人につきましては、私は求償すべきであろうと考えております。この求償につきましては、今後とも会社と交渉を進めていきたいと、このように考えております。

国の委任事務である自衛隊の募集のことでございますが、自衛隊の募集の一部の事務を委任せられておるわけでございます。地方裁判所におきましては違憲の判決が出たんでございますが、政府は目下上告をしております。上級審で最後の確定した判決を待って市の態度は決定すべきものと私は考えております。自衛隊を土木事業、あるいは敷地整備等に導入する計画があるならば取りやめるといって質問でございますが、この点につきましては、いま導入する計画は持っておりません。

三番目の乱開発の防止につきましては、現在各地の条例をいろいろ取り寄せまして検討中でございます。そして事務的な段階で仕事を進めておるんでございますが、なるべく早くこの条例の成案を得たいと考えております。

第四番目の笹川団地についての公有地の確保、あるいは私有地の対策、こういった問題でございます。この問題につきましましては、必要な公用地はぜひ確保するつもりで、すでに公団とも折衝を始めております。ただしご指摘の公用地につきましましては、大体そういったものは必要であろうかと考えるのでございますけれども、現在出張所につきま

ては、私は考えておりません。また、団地の内部にいろいろ私有地が混在しておると、存在しておると。この団地を早期完成するためには、いろいろな公共事業ももっと促進すべきじゃないかというよりなお話でございます。この点笹川団地につきましては、公団がやり、そうしてその事業を県が代行しておったような、委任させられておったようなことで、市のかかわり合いが比較的少なかつたためにいろいろ左計画がおくれておったと思ひます。これにつきましては、なるべく早くこの団地をどういふふうにもっていくかというよりなことにつきましまして成案を得たいと思ひます。

なお、細部の点につきまして申し落した点につきましては、担当部長から説明いたします。

○議長（山口信生君） 環境部長。

〔環境部長（園浦和己君）登壇〕

○環境部長（園浦和己君） 公害問題の最後のほうで、求償の状況を知らせというご質問を市長が答弁されるのを漏らしましたので、金額を申し上げたいと思ひます。

判決による九人の方の求償は千三百七十一万九千円でございまして、これは四十七年七月までの金額でございます。その後三カ月ごとに企業に対して求償を続けておりまして、九人の方に対して医療救済をしている以上、いつまでも続くという性質のものでございます。今回新たに求償をしようとする百四十人の自主交渉分につきましては、救済法によるものと、それから国民健康保険法によるものと合計いたしますと、今年の七月までを考へてみた場合に、約五千百万円くらいになるわけでございます。この中で市費として市に返ってまいります金が二千五百一十四千円、県が二百十三万一千七百四十円国に対して返還をする金額が二千四百五十二万六千九百五十九円となりますが、詳しい数字の集計表等は後日表にしてお渡ししたいと思います。

○議長（山口信生君） 市長公室長。

〔市長公室長（三輪喜代司君）登壇〕

○市長公室長（三輪喜代司君） 乱開発の問題で、事務的に検討と市長から答弁いたしておりますが、プロジェクトチームによって事務的に検討いたしておりますので、よろしくお願ひします。

それから担当でございますが、従来土木部の維持課に持っておりますこれに類する事務を土木課のほうへ、規程の改正により移管しまして、事務主管以下三名にこれの仕事を担当させております。これにつきましては、土木部の意見を十分拝聴して聞いておりますので、ご了承いただきたいと思います。

○議長（山口信生君） 土木部長。

〔土木部長（杉本義広君）登壇〕

○土木部長（杉本義広君） 団地内の公園の問題でございますが、建設当時笹川西、東の公園がございまして、いまのところまだ集計がなされていないといったようなことでございますが、全体団地面積の三割の範囲以上にこの団地にはとっていただいているわけなんです。施設の整備が若干おくれてるということでございます。公園の五年整備計画と踏まえまして今後整備していきたいと思っております。

なお、舗装の問題でございますが、昭和四十七年度におきまして約二万平米、四十八年度に二万平米と、団地内におきましてすでに施行いたしましたのでございますが、残り六万七千平米残っておりますが、今後舗装全体計画とにらみ合わせまして進めさせていただきたいと思っております。よろしくご理解願ひします。

○議長（山口信生君） 橋本建治君。

〔橋本建治君登壇〕

○橋本建治君 特に何らの救済の対象にならないで、症状が公害認定患者と同等の人というのをいま一度全般的に調査していただくことを強く要望したいと思います。

それと求償問題であります。求償問題は国保の保険者負担分に集中されておるようでありませんが、これは当然法律的に明快にされておるわけですが、私が申しておる求償といえますのは、それ以外に当然企業が負担すべきものであって、地方自治体が肩がわりしておるということが明らかなものについて、いま一度洗い直しをして求償すべきじゃないかということで、さらに求償問題についての内容について検討してもらうことを強く要望したいと思います。それから、いま一つ質問したいことがあります。それは公害防止の問題であります。この計画につきましては、今日非常に大きな関心を持たれております。しかし、関心がありましても、一体どういふ計画かという内容について、ともしますとわれわれも一べん説明は聞きますけどもなかなかひとつ理解しにくいと。ましてや一般市民の皆さん方にとりましては、計画はあっても一体何を県、市や国がやるとるんかと、企業はやるとるんかということでよくわかりません。これの一番大きな原因は、いまも説明がございましたように策定そのものがきわめて天下りのだということに問題があると思います。基本法によりまして国で地域をきめ、基本方向を示して知事が計画を策定し、総理大臣の承認を得るといふきわめて天下りのであります。それも第一次として三地区が指定されまして、三地区それぞれ政治、経済情勢も違ふところでありま。それを画一な単価でやるということに問題があると思います。ですから、新しく発足する新五カ年計画につきましては、議会及び住民に公開をして、意見を十分聞いたりえで行うということが実際に即した実効のある計画ではないかということを描きたいと思ひます。

用途地域の案についても全戸配布をして、一応市のご努力で各地で説明会がもたれております。これは公害防止計画は用途地域以外にも人命、健康にかかわる問題でございますので、やってやれぬことはないという一例がここにありますので、どうかその点についてのお考えをいま一度お尋ねしたいと思ひます。

それから二番に、この計画に関係しまして現在七十二か三の企業との間に防止協定及び覚え書きがかわされております。これはたいへん古い時代のものであるように聞いております。この協定というものは、いわゆる公害防止についての権限は県知事どまりで、市にゆだねられておるのがきわめて少ない状態の中でも、やはり法的な根拠は薄いにしても、企業と市が両者で契約を結ぶということは、民事の契約、また行政の契約という両面がありまして、私は住民の立場でこれが利用されれば非常に大きな力になるといふふうに思ひます。しかし、七十幾つかの企業と結ぶということは、私は四日市の公害問題の現状からいまして実際的ではないと、この中から中小企業は除くべきだということをお主張したいと思います。

その次に公害対策の条例でありますけども、全国を検討してみますと、昨年の十月現在すべての都道府県に公害対策の条例があります。またよくいわれますように、市町村には権限がないんだといわれますが、全国調べてみますと、公害防止、公害対策の条例を持っておる市町村が三百四十四あります。環境保全の条例を持っておるのが四十六あります。その他公害に関係した条例を持っておるのが二百十八、計六百八市。その後尼崎、川崎等も公害患者の救済を条例化していますので、六百をはるかにこえておると思ひます。この立場といひますのは、戦後地方制度の改革案が出された当時の、いわゆる地方自治の本旨には、地方自治の三原則といひますものがあると思ひます。一つは、住民の権利の拡充、二に、地方自治体の自主性、自立性の強化、三に、地方自治体の行政の公正確保といひ、いわゆる地方自治の本旨に基づく三原則といひます。この立場から見ましても、当然公害の原点といひられております四日市におきまして、公害防止、公害対策の理念を明確にあげると同時に、抜本的に公害をなくすためにどうするかという具体策を、やはり基本構想、基本計画の重要な柱としてもこの公害関係の条例が必要だと思ひます。小井議員も騒音

防止を市の条例で規制できるといふことを指摘しました。このことも含めまして、いま一度市長のお考えをお尋ねします。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 第二次公害防止計画の策定につきましては、議会及びできるだけ広い範囲の市民のご意見を聞き、これを取り入れさせていただきたいと思ひます。

公害防止条例につきましては、一べんこの公害防止条例をつくることよってどんな意義があるかと、また、どんな点に条例がつくり得るか、こゝろいつた点を検討いたしましたして結論を得たいと思ひます。

○議長（山口信生君） 橋本建治君。

〔橋本建治君登壇〕

○橋本建治君 いろいろとご答弁をいただいたわけですが、やはり、今日公害問題の根本的解決、根絶という問題について、地方自治体及び住民が一体となって英知を結集して短期でなくすために総力をあげることが、私は必要だと思います。そういう意味で、先ほど来五カ年計画の内容の問題でも、今議会で問題になりました住民参加ということと関係しまして、やはり取り上げる必要があるんじゃないかと。そういう意味で、住民が地方自治体がいかにして公害問題を理解し、解決のために力を集中するかどうかという意味で、進むべき方向としての条例化の問題も日程にあがっておるのではないかと。先ほど来強調しておるわけがあります。ただ、一つ心配する点は、この財団発足によりまして企業が金さえ払えば免責されるとか、安上がりで補償ができたとか。また、このことよって公害追放のほこ先を押えることができたとか。今後、すべて県、市の責任であるというよりな考えを持つことはきわめて危険

なことであります。私は思ひますが、しかし率直にいひまして、資本の論理、本質からいひて、このよりな態度、考えが存在することは否定することはできないと思ひます。ですからして、よけい住民、地方自治体が一体となつた公害対策の強化が必要だと私は思ひます。

それと第二項のところでも質問させていただきましたこの自衛隊の問題であります。これは政府も高裁、最高裁に上告しておりますので、委任事務の問題については法律上の改正がないことにはできぬかも知れませんが、しかしこれは憲法の問題であります。私どもは自衛隊の存在そのものに違憲性を明らかにして、一貫して指摘してまいりました。広範な国民の皆さんとともに軍国主義の復活を阻止し、憲法改悪の策謀に反対して、憲法の平和的民主条項の厳格な実施のために奮闘することは、これは憲法の立場、憲法を生活の中に取り入れる、行政の中心として置くという立場からいへば否定することのできない立場であると思ひます。そういう意味で、今後の行政についての立場、考え方につきましては、より一その憲法の立場で深めていただくことを強く要望したいと思ひます。先ほどは否定されましたが、安上がりということよって自衛隊を使うより土木工事、敷地の整備等については絶対にやらないうちに、姿勢を正していただくことを強く要望したいと思ひます。

最後に乱開発の対策の問題ですが、私は前回の議会のときに土木内部の人のたらい回しではいかぬと、特別に人をふやすということを要望しました。またこの問題については具体的に解決されておらないようであります。どうか早急に人事の問題が、対策が講ぜられるときには、この部門におきます人事配備を特別にお願いしたいと思ひます。

それから笹川団地の問題につきましては、市長が先ほど申されましたように、どうかひとつせうかくつくる団地でございますので、住みよりのばな団地を早期に解決するために、居住者の皆さん、地主の皆さんとよく相談いただきます。一日も早く五千戸近い団地ができますように特に強力な要請をお願いしたいと思います。で、この笹川

団地は他の団地と違う一つの特殊性があります。それは地域から全く孤立した形で住んでみえる人と、前から住んでみえる人が全く別だということじゃなくして、多くの方はもとから四郷地区に住んでみえる方が笹川団地にも住んでみえるという、非常に特殊性があります。非常に産業、文化が進んでおりましたこの四郷地区の中でも、そういう解け合った立場でつくられておる団地でありますので、その辺をよく加味していただきまして、地域全体が発展できますように、特に抜本的な、総合的な立場での政策を早く樹立されますことをお願いしまして終わりたいと思います。

○議長（山口信生君） 以上で一般質問は全部終了いたしました。

日程第二 議案第百十六号昭和四十七年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、ないし

日程第二十三、議案第百三十七号四日市市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について

○議長（山口信生君） 次に、日程第二、議案第百十六号昭和四十七年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、ないし、日程第二十三、議案第百三十七号 四日市市立小学校及び中学校設置条例の一部改正についての二十二件を一括議題といたします。

ご質疑がありましたら、ご発言を願います。

小井君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 下水予算が追加されておるわけでございますが、五月、六月議会で問題にいたしました常時浸水対策そういう点で一つの項目を見てみますと、たとえば排水施設新設改良工事請負費、市内一円三千六百万ということになっておりますが、これはおもにどういうところに使われる問題であるか、この点を明らかにしていただきたいと思

います。たいへん期待をしておりましたが、これでは常時浸水地域の解消という点にとっても及ばないというふうに思うわけでございます。

それから二番目には、雨池都市下水路新設改良工事、これの補正が出ております。塩浜都市下水路の補正が新しくここに出てきております。この二つの下水路は、工場汚水排出というものが非常にきわ立ったところでございます。たとえば、雨池は六五・七の工場汚水の排出量があると、塩浜の第一ポンプ場で見ますと九六・八、第二で見ますと三七・九が工場汚水の排出量だということでございます。この点についても、かねてから私は指摘をしてきたわけでございますが、この二つの下水路整備にあたっては、工場のほうの関係企業の負担を明確にすると、取るということ、この点を主張してきましたし、この点については、当局のほうからも分担法に準じるという形でというふうにいつてみえましたけれども、これは一体どうなったか、すでに雨池の場合は三年度目でございます。そして治水対策の面からも、早期の完成ということが待たれておるわけでございます。そういう点で、この企業負担問題について早く結論を出される必要があると思うんです。この点について、一体どうなったのか明らかにしていただきたい。それからまた、今後その負担をさせるにあたって、おそらく負担をせらう方向で進んでもらうということの立場に立って、こういう占用使用状況、こういう工場汚水排出量、そういうものを生かしていくのかどうか。そういう点を伺いたいと思います。もちろんこれは国庫補助事業という形になっておりますし、企業負担を直接的に取る形において国庫補助が減るということはまずいわけでございますから、いろいろな方法を考えなければならぬと思います。その点、一べん明確にしていたきたいと思います。

それから羽津の都市下水路整備ですが、今年度は用地買収ということでございますが、来年度以降少なくとも二、三年の事業内容の計画を一べん明らかにしていただきたいと思います。

それから二号幹線から始めて一号幹線をあとにするというふうに聞いておるわけですが、その理由といえますか、根拠といえますか、あるいは、ここで貨物基地建設問題がかかわっているのかどうか、その辺をお尋ねしたいと思います。それから一号幹線が機能するのは昭和五十一年度末になるんだというふうなことのようでございますけれども、地元は納得できないというわけですが、今後のこの事業決定をしているこの繰り上げという問題は考えておみえになるのかどうか、この機会に明らかにしていただきたい。まず、その点を明らかにしていただきたい。

それから、今度の予算に歳入面で計上されておりませんが、雨池、そして塩浜第一、第二のポンプ場の維持管理費の中で、当然の企業負担をさせるべきであるという事で問題になってまいりました。今度これが具体的に計上されてきたということ、理事者の努力に敬意を表したいと思っております。あとの残りの問題の見通しを教えてくださいければと思えます。

とりあえず、これだけです。

○議長（山口信生君） 下水道部長。

〔下水道部長（美濃部博美君）登壇〕

○下水道部長（美濃部博美君） お答えをいたします。

今回の補正予算で非常に金額がどのとお話でございますが、今回私どもが補正の中で中心といたしましたのは、特に常製冠水地帯におきますところでポンプの増設を必要とする、特に小さい地下的な小ポンプでございますが、これを早急に設置したいと、台風期までにとり形、すでに立てかえて工事をやっております。こういう緊急用のものについての補正を中心に行わせていただきました。そのほか、特にしゅんせつを要するものについての補正を行っておりますが、原則的には現在治水対策特別委員会できいろいろと協議し、またご意見を賜わる結果に思います。ですが、これらを十分拝聴した結果、必要なものにつきましては十二月より、あるいは四十九年度から本格にやってきましたという考え方で補正を行ったものでございます。

それから、なお先ほどの雨池都市下水路及び中央クリーク等につきまして、費用の分担金の考え方でございますが、いま小井議員からもちょっとお話の中で触れられましたように、公害防止事業という形の中で行っておりますので、国庫補助金を現在二分の一というものが確定しております。特に雨池都市下水路につきましては、この補助金の二分の一と云うものが三年間にわたりまして、国と市のほうでいろいろと難航いたしました。ようやく最近になって二分の一に確定して、上積みしたわけでございます。中央クリークにつきましては、当初から二分の一と確定がいたしておりますが、そういうこともありまして、最終的に分担金の方法が、具体的な数字がつかめなかったということでおくれていることも事実でございます。ただ、これを正式な公害防止事業負担法そのものずばりを当てはめようと思いますと、いささか条例の中で難点がございますし、その問題につきまして、目下文書で県と国のほうへ取り扱いは方の照会をいたしておりますので、近くその回答がくるように私のほうとしては覚えておりますので、この回答を待ちまして、具体的に費用の分担金を事務的に作業を進めていきたいと。いずれにいたしましても、すでに事業も始まっておりますので、これにつきましては、早急に納入していただく方向へ話をつけて、今年度中にはぜひ納入をしていただくと云うふうにならるかと思っております。

それから、なお第三点の羽津の都市下水路の問題でございますが、これは原則的には昨日加藤助役のほうからご回答いたしましたように、早期完成ということを目標に努力していきたいと思っております。来年度につきましても、ポンプ場の完成ということを目標に予算を要望していきたいと思っております。

それから第一、第二といふことの中で国鉄の基地の問題が出ておりますが、私どももいたしましたし、そういうことは無関係に都市下水道といふものを現状検討しております。しかしそれは大きい問題でございますので、その問題につきましては、現状われわれとしてはまだ頭の中ではそれをあえてどうのという感覚に立ってはおられません。ただ現状の中で、第二排水路、第一と申しておりますが、特に第一次のほうの話の名四国道沿いの水路につきましては、これにつきましては、さっそく用地買収といふものを検討いたしましたし、特に水路沿いに管理用の道路を建設させていたきたいと、そして本格的なしゅんせつを来年の雨季までにひとつやらせていたきたいという感覚で進んでおりますが、いずれにいたしましても、個人の財産を買収するということになっていきますので、これにつきましては、各位の絶大なるご協力を得ていきたいと考えております。

概略でございますが、ご返答にかえさせていただきます。

○議長（山口信生君） 小井君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 さらに再質問をしたいと思ひますが、塩浜、雨池の改良費の企業負担について、先ほど申し上げましたような汚水排出量、そういうものの現況をですね、どういふふうに生かしてこれから交渉なさるつもりか、その辺のところをもう一度お尋ねしたいと思ひます。

それから羽津都市下水道、特に一号幹線があとに回っていくわけですが、この点については、地元ではどうしても同時にということが出されておるわけです。その点で、いま下水道部長は貨物基地と無関係にということなんです、実際にこのように一号幹線があとに回されていくことについては納得できないわけです。したがって、貨物基地が関係しているのかどうか、また、そして貨物基地問題については、いまの時点で市長はどういふふうにお

考へになつてゐるのか、その点を伺ひたいと思ひます。

それから来年の一号幹線水路、名四沿いの水路しゅんせつについて来年雨季までにやるといふことですが、なかなかこういう点がある。事務局長からあれこれいわれる必要はないと思ひます。一号幹線水路があとに回されるんですよ。それで貨物基地とほんとうに無関係で、そういう計画なり事業が進めていけるのかどうか、その点で一べん、市長から具体的にお尋ねしたいと思ひます。ほんとうに無関係に進めていけるかと。そして貨物基地問題は、この際関係ないんだと、そういう点をはっきり、一べん伺ひたい。

それから水道の決算の問題ですが、四十七年度は水道料金的大幅な値上げが実施されました。そのせいもあるが、二億七千万に近い純益をあげたわけでございますが、あの値上げの際に水道局のほうから、今後の五十年を目ざした収支の総括表と財政収支の総括といふもの、見通しといふもの、そういうものが発表されたわけです。そういうものと今日の二億七千万出した実績、そういうもののかかわりで、そういう見通しが的確であったのか。そして今後の見通しも一べん、まずは明らかにしていただきたいといふふうに思ひます。

○議長（山口信生君） 下水道部長。

〔下水道部長（美濃部博美君）登壇〕

○下水道部長（美濃部博美君） 工場排水の問題について、現状の形で受け入れるかどうかというよりなご質問だと思ひますが、現状におきましては企業、特に中央クリークにつきましては現状を、私のほうにいたしましたは極力努力するように、あるいは各工場とも中央クリーク、雨池も同じでございますけれども、今後の技術検討の中で排水量を減らしなさいと、こういう検討といふものを踏まえた中で、今後下水道の中に受け入れるということ、目下事務的な話を進めておる状態でございます。

○議長（山口信生君） 水道事業管理者

〔水道事業管理者（平井清三君）登壇〕

○水道事業管理者（平井清三君） 昭和四十七年度の水道事業の決算におきましては、収益勘定におきましては、収益勘定におきまして二億七千七百八十八万九百五十九円の利益剰余金を得たのでございますが、去る三月議会におきましてご決議をいただいております。昭和四十七年度の最終予算におきます純利益の見込額は二億三千七百七十一万七千円余りでございます。これと比較いたしますと約四千六百万円の増でございます。それから昨年の三月、料金改定時にお手元に差し上げました資料の財政見込表によります四十七年度の利益剰余金は二億四千四百六十八万五千円でございます。これと比較しますと、約三千三百二十万ほどの増でございます。しかしこの中には、議会におきまして料金を修正せられましたための減収が約千三百八十万ございますのと、その後山城の簡易水道を上水道に統合いたしました関係で、約七百五十万の料金が増収になっております。これを操作して比較いたしましたものと、約三千九百万ほどの増と、こういうことになっております。また、収入の根底をなす料金収入について考えてみますと、四十七年度の決算額は十億三千八百六十五万円でございまして、予算額の十億三千六百万と比較しますと、約二百五十万の増でございます。また、料金改定時に差し上げました収支の見込表によりますと、収益金は十億四千二百万でございます。約三百三十万ほどの減になります。しかし、先ほど申しました料金の修正による減額と、山城簡易水道の統合による増を操作して比較いたしますと、約三百万ほどの増と、こういうことでございまして、その当時の見込みとはそう大きく変わりはないと思っております。その他の収入につきましては、予算増が約五百四十万ほどございます。これは主として受益工事の収入とか、その他営業収入等が予想を上回ったためでございます。それからそのほかに、費用面の節減不用額が約三千九百万ほどございますが、これは主として、原水、上水の動力費の不用額とか、受託

工事の受託がなかったための減とか、支払い利息の減とか、こういったものでございます。この結果、利益剰余金につきましては、先ほど申し上げました二億七千七百八十八万でございますが、このうちで、前年度、昭和四十六年以前の繰越欠損金が二千三百九十八万四千円でございます。まずこれを消しまして、それから当年度の資本勘定へ繰り入れましたのが二億二千万、で、差し引きまして次年度へ三千三百八十九万六千円を繰り越したと、こういうことでございます。で、このように利益剰余金が予算を上回ったものにつきましては、前年の繰越欠損金を消すとともに、いずれも建設改良費の財源に組み入れまして、第三期の拡張資金、また、老朽管の改良とか増径工事、こういったものの財源といたしましたのと、一部は先ほど申し上げましたように、次年度へ繰り越したと、こういう次第でございます。で、料金改定時の原案が修正になりました関係で、五十年間までのその当時差上げた収支見込表からみますと、減収見込額が約六千八百万になるのでございますが、その当時中山局長は、収入面、支出面におきましてあらゆる努力を積んで、運営に遺憾のないようにやっていたと、いろいろ具体的な例示もいたしましてご説明申し上げたのでございますが、私も、前局長の意思を受け継ぎながら、収入面、支出面、ともどもに効率的な運営をはかっていたと、このように考えております。

なお、四十八年度の見込みでございますが、おおむね、この料金改定時に見込みました収支見込表のような利益剰余金を考えております。しかし、その後の収支につきましては、皆さんもご承知のように、昨今の資材費、また労務費の値上げは非常に異常なものがございまして、現在でも、たとえばビニール管関係で申しますと、約六〇％から中には八〇％、また鑄鉄管関係でも二〇％近く、それから仕切り弁とかというようなものについても二五％、こうい

った値上がり状況でございます。今後の確な見通しを得ることは非常にむずかしい問題だと思っておりますが、今後、なお第三期拡張事業に要します自己財源、また老朽管の布設がえ等、改良費もかなりの額にのぼりますし、また、償

還費につきましても逐年増高してまいりますので、できるだけ、財源把握と経費の節減、合理化をはかって、効率的な運用をはかっていきたいと、このように考えております。

○議長（山口信生君） 増田君。

〔福田香史君登壇〕

○福田香史君 議案第二百二十四号の市民ホール条例の一部改正についての問題点についてお伺いしたいと思っております。

昨年六月議会において、市民センターの使用料金がきめられました。この際には総務委員会で非常に長時間にわたって論議されておりますので、その点についてちょっと、再度改定という問題が出ておりますので触れてみたいと思っております。

その料金をきめていく際に、半年間の利用状況を見て、あるいは防音装置とかいろんな面を完備したりえで、あらためて使用料金の見直しをするというよりなことが確認されております。しかしながら、半年たった昨年の十二月には使用料金の見直しはされず、約束がから手形に終わってわけであります。幸いにして、約束から九カ月過ぎた今日、市民センターの三階の一部改造に伴う利用料金が提案されております。当然、全館の利用料金の見直しをする、こういふふうに思っておりますところが、そうでないように見受けられます。昨年六月の総務委員会での確認や、あるいは六月議会での確認事項が一年三カ月間もおくれた理由について明らかにしていただきたい、こういふふうに思っております。

それから使用料金の一部改正について、この改正する部分、どのような根拠で改正の金額がきまってきたか、また、利用状況についての資料があったらご提出願いたいと思っております。

○議長（山口信生君） 総務部長。

〔総務部長（阿南輝彦君）登壇〕

○総務部長（阿南輝彦君） ご指摘のとおり、昨年の市民センターの開館にあたりましてご審議いただきました、総務委員会で料金問題いろいろ議論ございました。当時の市長、助役ともよくお話をいただいたわけでございますが、その当時すぐということではなくて、せめて半年ぐらいの利用状況を見てということは確かに出ておったんでございますが、その際の総務委員会での強いいろんなご指摘がございまして、たとえば、このたび実現をはかりました日本間の開設の問題、いま出ました防音の問題であるとか、そういった設備の改良にいろいろ努力をいたしてまいっております。やはり一年間の経過を見たいというふうなことで、この日本間の完成と時期を見ながら、このたびの改正を提案申し上げたわけでございます。利用状況の数字というご指摘でございますが、昨年七月から本年六月までのちょうど一年間で二千四百六十件の利用がございまして、この中で一番利用が多かったのは、このたび日本間に改装いたします部分のちょうど下、二階のところに当たる部分と、それから現在高校総体の事務局、あるいは国体の事務局にいま使用いたしておりますこういった部屋の利用が非常に多かったのでございます。

それから、このたびの料金改正の根拠ということでございますが、日本間につきましては二間、十畳と十五畳の間をふすまでつなぎまして一つの大きな日本間にも使えるようになっておるわけでございますが、別々の申し込みにも応じるように面積に応じた料金を設定いたしました。これは従来の三階の大きな展示室のかぎの手の北の部分を日本間に充てましたので、三階の展示室の面積が減じた分を展示室の使用料を減額いたしております。

それから三階の第三、第四会議室は、いまもご指摘ございました利用状況を見たりえでという経過から見まして、全体の中でこの二つが比較的利用状況が少なかったということで、この二つの部屋の料金を下げたわけでございます。

以上でございます。

○議長（山口信生君） 福田君。

〔福田香史君登壇〕

○福田香史君 利用料金の問題で、部屋を使わなかったら安くすると、こういうことである根拠が報告されており、けれど、このよりなかつたところで料金をきめられるということについては非常に疑問がある。利用が少ないから安くして利用してもらいようにするんだということじゃなくして、やはり市民センターとしての利用価値、また利用者に対しての市民センターをつくっていかなくちゃならぬという立場から、全体的に料金の問題点を考えていただきたい。こういう意味において、当然この問題については担当委員会で論議されると思いますので、その点、全体的な料金問題を担当委員会のほうで十分ご論議願いたいと、このようにお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（山口信生君） 中島君。

〔中島隆平君登壇〕

○中島隆平君 議案第百十九号 公共下水道特別会計補正予算のことについてお伺いをいたします。

議案説明の中で、八月より一部使用を開始した野田の処理場のことでございます。中部処理区の野田の処理場でございますが、八月に一部使用を開始したと議案説明を受けました。その中で、二点お聞かせを願いたいと思います。

この野田の処理場については、処理場建設に当たっていろいろと野田の住民の方にお世話になりました。建設が始まったわけでございますが、その一部開始をするにあたりまして、いま三重団地の一部入居者がどれだけあるのか、その戸数とそれに対する処理状況を説明願いたいと思います。それと、二点、一応野田町と清水町の方にはいろいろと協力、援助をしていただいた関係で、悪臭防止対策については十分配慮はなされておると思いますけれども、悪臭防

止対策についてどのようにされておられるのか。またそれと並行して生活環境整備を十分と行っておるのか、その二点をお伺いしたいと思います。

○議長（山口信生君） 下水道部長。

〔下水道部長（美濃部博美君）登壇〕

○下水道部長（美濃部博美君） お答えいたします。

中部処理場につきましては、地元各位の絶大なご協力によりまして、工事も本格的に進んでおります。今回ご質問の中で、現状の入所戸数というものはどうかというお尋ねでございますが、八月末現在におきまして、分譲が七十四戸、市営が七十戸、合計百四十四戸というふうなもので、人口にこれを換算いたしましたら約五百七十人ほどという、私どもの見込みでございます。これらが四十九年三月末におきましては、人口想定で約千人と見ております。いずれも、開発公社あるいは関係の方々のご意見等も参酌しての換算でございますので、ほぼ間違いない数字と見ておりますが、さて、これらにつきまして現状、処理場の工事を建設中でございますが、とりあえず私どものほうといたしましては、まだ本格的に工事が終わりませんので、現状ご承知かと思っておりますが、小規模施設というものを建設いたしました。八月二十日過ぎから運転を行っております。これらにつきましては、現状参考に申し上げますと、水質につきましては、まだ使用されております量も非常に少ないような状態でございますので、流入汚泥が、BODが一七程度と、処理水が約五PPMと、非常にいい程度を示しております。

それからなお、もう一つのご質問の中で、これらにつきましては、私どもといたしましても極力本工事を工期短縮するという方向に努力して、一般の方々あるいは放流についても万全を期していきたいと考えておりますので、ご了承賜りたいと思っております。

○議長（山口信生君） 中島君。

〔中島隆平君登壇〕

○中島隆平君 ただいま下水道部長から答弁をいただきましたが、当初、小規模施設で住民ご納得していただくことができません。小規模施設だからということの説明が住民に左されていない現状をどう思われるのか。いま水質検査（セウ）といふじゃないかということでございますけれども、水質検査して悪ければ、八月から使用するということについて、それが住民に対する話し合いが行われていないということについてどうお考えなのか、その点だけひとつ伺いたしたさ。

○議長（山口信生君） 下水道部長。

〔下水道部長（美濃部博美君）登壇〕

○下水道部長（美濃部博美君） 答えいたします。

今回、地元の方々のお話し合いの中では、悪臭の防止とかいろいろの問題につきまして、ご指摘あるいはお話を伺った結果、今回工事を進めておるわけでございます。この問題につきまして、小規模の中でもその当時のお話の原則というものはあくまでも守るというたてまえに立ちまして、同じように小規模ながら防臭のためにおおいをいたしました。それからなお活性炭を活用いたしましたして、この活性炭、ご承知のようにキムコのようなものでございますけれども、これを用いて脱臭もいたしております。

それから地元の方々のご了解の点でございますけれども、まだ全面的に、皆さんに集まってどうというよりなことをいたしておりませんけれども、現状、当初の覚え書きの中でいろいろと条件をいただいておりますので、これらを現状、地元の方々と具体的に相談申し上げて、現地で仕事を進めております。そのたびに各関係の方々にお集まりいただきまして、その仕事を現状で、現場で打ち合わせておりますが、その段階で、今回の小規模というよりな問題を一応ご理解をいただくようにお話を進めておる段階でございますので、全く地元の方々に相談がないというふうに私は考えていないんですが、おりに触れましてご理解いただくように、また、誤解のないように進めていきたいと思っております。

○議長（山口信生君） 中島君。

〔中島隆平君登壇〕

○中島隆平君 また、ただいま答弁していただきましたんですが、住民に対する誤解のないように、もちろんでございます。誤解があったらたいへんでございます。そのためにも鋭意努力されて、野田の処理場については三重団地の利用でございますまして、野田や清水町に利益はないわけでございます。今後、中部処理区についてはいろいろと問題、公共下水道が野田、清水町あたりの中部管内の敷地については、十分と公共下水道が埋設されると思いますが、その前提となっております三重団地のいまの工事につきましては、生活環境整備その他でいろいろと要望もあがっております。その中で、住民が野田の処理場をつくってよかったというところの問題の処理のしかたがあるように思いますので、下水道部長としましては、十分と住民感情をまったく説明されるように鋭意努力をされることを望んで質問を終わりたいと思っております。

○議長（山口信生君） 吉垣君。

〔吉垣照男君登壇〕

○吉垣照男君 議案第二百二十七号、四日市市簡易水道条例の一部改正についてでございますが、これは北山の簡易水道の点でございますけれども、市に十月一日から移管がされるわけでありまして、これに対して地元の方は、非常にこ

の管が小さいために消火せんに利用ができないと、こういうことで移管するにあたって水圧がきついように、この点今後どのようにお考えか。消火せんがなければ地元の火災等が発生したときに非常に困りますので、よろしく願っています。

○議長（山口信生君） 水道次長。

〔水道次長（天野助春君）登壇〕

○水道次長（天野助春君） 北山の簡易水道が今度上水道へ合併するわけでございますが、北山の簡易水道の当時に細い管へ、規定の消火せんでなしに小さい二インチの簡易の消火せんを使ってみえたわけでございますが、この消火せんの改良につきましては、本管には現在でも、太い管が一部入っておりますので、そのままの消火せんを使うことはできませんので、逐時その付近の開発その他によりまして管の増設をやりまして、消火せんの設置をしていきたいと、そのように考えております。

○議長（山口信生君） 吉垣君。

〔吉垣照男君登壇〕

○吉垣照男君 議案第百十七号でもございましたけれども、決算報告の中で相当な利益をあげているわけでありまして、そういう思いもしなかった利益があがっている、そういうお金を地元住民、四日市市の方々に回す考えはないのか。そういう面で、何億かのお金があるわけでございますので、そこでこういった火災があったときにほんとうに地元が困ると、こういう面を考える必要があるのではないかと、これは先ほどいい答弁もらっておりますので、担当委員会で早期に実現されるように、よろしく願っています。

○議長（山口信生君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） 他にご質疑もありませんので、これをもって質疑を終結いたします。ただいま議題となっておりますこれら二十二件をそれぞれ関係常任委員会に付託いたします。各常任委員会の担当部門はお手元に配布いたしました付託議案一覧表のとおりであります。

付託議案 一覧表 （昭和四十八年九月定例会）

○総務委員会

議案第一一八号 昭和四十八年度四日市市一般会計補正予算（第二号）

第一条 歳入歳出予算中

歳入全般

歳出第二款 総務費

第四款 衛生費

第九款 消防費

第一四款 諸支出金

第二条及び第三条

議案第一二〇号 昭和四十八年度四日市市公共用地取得事業特別会計補正予算（第一号）

議案第一二四号 四日市市民ホール条例の一部改正について

議案第一二五号 四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

- 議案第一二八号 四日市市土地開発公社の設立にかかる定款の制定について
- 議案第一二九号 町及び字の区域並びに名称の変更について
- 議案第一三〇号 町の区域の設定について
- 議案第一三一号 字の区域の変更について
- 議案第一三二号 工事請負契約の締結について
- 議案第一三三号 工事請負契約の締結について
- 議案第一三四号 工事請負契約の締結について
- 議案第一三五号 工事請負契約の締結について
- 議案第一三六号 工事請負契約の締結について

○教育民生委員会

議案第一一八号 昭和四十八年度四日市市一般会計補正予算(第二号)

- 第一条 歳入歳出予算中
 - 歳出第 三款 民生費
 - 第一〇款 教育費
 - 第一款第三項 文教施設災害復旧費
 - 議案第一二三号 四日市市立保育所条例の一部改正について
 - 議案第一三七号 四日市市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について

○産業公営企業委員会

議案第一一六号 昭和四十七年度四日市市立四日市病院事業決算認定について

議案第一一七号 昭和四十七年度四日市市水道事業利益剰余金処分並びに決算認定について

議案第一一八号 昭和四十八年度四日市市一般会計補正予算(第二号)

- 第一条 歳入歳出予算中
 - 歳出第 六款 農林水産業費
 - 第七款 商工費
 - 第一款第一項 農林水産施設災害復旧費
 - 議案第一二二号 昭和四十八年度四日市市水道事業会計第一回補正予算
 - 議案第一二六号 四日市市水道事業給水条例の一部改正について
 - 議案第一二七号 四日市市簡易水道条例の一部改正について

○建設委員会

議案第一一八号 昭和四十八年度四日市市一般会計補正予算(第二号)

- 第一条 歳入歳出予算中
 - 歳出第 五款第一項 失業対策費
 - 第八款 土木費
 - 第一款第二項 土木施設災害復旧費

議案第一一九号 昭和四十八年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第一号)
 議案第一二二号 昭和四十八年度四日市市営駐車場特別会計補正予算(第一号)

○議長(山口信生君) 次に、本日まで受理しました請願及び陳情は、お手元に配布いたしました文書表のとおりであります。

それぞれ文書表記載の関係常任委員会に付託いたします。

なお、目下産業公営企業委員会において審査中の陳情第十号につきましては、お手元に配布いたしました文書表と差しかえの申し出がありましたので、ご了承願います。

請願

| 受理番号 | 受理年月日 | 件名 | 請願者の住所及び氏名 | 紹介議員氏名 | 付託委員会 |
|------|--------|------------------|---|--------------------------------------|-------|
| 第一号 | 四八、九一〇 | (株)平山物産の悪臭公害について | 四日市市西伊倉町七番七号 西伊倉町自治会会長 会長 川崎 茂生 ほか一、三、四名連署 | 岩田久雄 後藤藤太郎 日比義平 服部昌弘 山本勝 | 総務 |
| 第二号 | | 山分橋北詰道路拡張について | 四日市市千代田町八八六番地 八郷地区連合自治会 会長 長谷川 昭雄 ほか一名連署 | 訓覇也男 | 建設 |

| 第一三号 | 第一四号 | 第一五号 | 第一六号 |
|---|--|--|---|
| 日永八郷線跨線橋工事の促進について | 近鉄八王子線の存続について | 高花住宅団地汚水処理改善について | 小杉地区に小学校新設について |
| 四日市市千代田町八八六番地 八郷地区連合自治会 会長 長谷川 昭雄 | 四日市市西日野町三二六二番地 四郷地区連合自治会 会長 大平 謙治郎 ほか一名連署 | 四日市市八王子町四四二番地 八王子町自治会 会長 小林 理表 ほか六名連署 | 四日市市小杉町一〇八七番地 三重地区連合自治会 会長 服部 彦三郎 ほか五、三名連署 |
| 訓覇也男 | 山中忠夫 小林哲夫 岩田久雄 後藤藤太郎 橋本建治 松島良一 | 小林哲夫 | 服部昌弘 山本勝 高橋力三 |
| 建設 | | | 教育民生 |

陳情

| | | | | | |
|---------|------|-------|--------------|--|-------|
| 第一七号 | 受理番号 | 受理年月日 | 件名 | 陳情者の住所及び氏名 | 付託委員会 |
| 四八、九、一〇 | | | 河原田保育園改築について | 四日市市川尻町二二四九 河原田地区連合自治会 会長 宮崎春吉 ほか一名運署 | 教育民生 |

| | | | | | | |
|--------------|------|---------|--|---|--|-----|
| 第二〇号 | 第一九号 | 四八、九、一一 | あかつき台地区周辺の都市環境整備について | 四日市市あかつき台一丁目 一の二九番地 あかつき台自治会 会長 服部秀吉 ほか六三七名運署 | 訓 高 天 喜 橋 山 長 喜 天 高 訓 朝 橋 春 多 山 本 谷 多 春 橋 朝 也 三 文 野 本 川 野 文 力 也 男 男 雄 等 元 等 雄 三 男 | 建 設 |
| 住民税の減免措置について | | | 四日市市昌栄町二一 三四地区労働組合協議会 議長 河元治 四日市市小古曾町六丁目 一〇六一六 中山 昭 ほか三名運署 | 喜 多 野 訓 朝 也 等 喜 多 野 訓 朝 也 等 | 総 務 | |

| | | | | | | |
|------------------------------|------|---------|---|--|-------------|------|
| 第一八号 | 第一七号 | 四八、九、一一 | 四日市地区私立高校振興助成について | 四日市市萱生町字城山二三 八 院学園理事長 宗村 佐信 ほか六名運署 | 川 村 深 | 教育民生 |
| 市街化区域内農地の宅地をみ課税実施に伴う特別措置について | | | 四日市市茂福町五ノ一四 四日市市農業協同組合 組合長理事 前川 宗雄 ほか二四名運署 | 高 高 藤 山 山 吉 伊 生 安 天 後 伊 岩 後 小 粉 小 橋 井 井 中 本 垣 藤 川 垣 春 藤 藤 田 林 川 林 力 三 泰 忠 照 太 平 文 文 寛 信 久 藤 藤 哲 喜 三 夫 治 郎 一 勝 男 郎 蔵 勇 雄 治 一 雄 太 郎 夫 茂 夫 | 産 業 公 営 企 業 | |

| 受理番号 | 受理年月日 | 件名 | 陳情者の住所及び氏名 | 付託委員会 |
|------|---------|---------------------------------|---|----------------|
| 第一八号 | 四八、九、一〇 | 大池公民館の開設と人員配置について | 四日市市小杉町一〇八七 三重地区連合自治会 会長 服部 彦三郎 | 教育民生 |
| 第一九号 | , | 泊山小学校プール建設について | 四日市市大字日永五三〇の二六 四日市市立泊山小学校 建設副委員長 式井 勇 ほか一名連署 | , |
| 第二〇号 | , | 商工会議所が実施する小規模事業対策に対し市助成金の増額について | 四日市市諏訪町二番五号 四日市商工会議所 会頭 九 鬼 紋十郎 | 産 業 公 営 企 業 |
| 第二一号 | 四八、九、一二 | 笹川団地内の公共施設の充実整備について | 四日市市西日野町三二六二番地 四郷地区連合自治会 会長 大 平 謙治郎 ほか六名連署 | 教 育 民 生 |

○議長（山口信生君） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、来たる九月二十二日午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後二時四十六分散会

昭和四十八年九月二十二日

四日市市議定会定例会會議録（第五号）

四日市市議會

○議事日程 第五号

昭和四十八年九月二十二日(土) 午前十時開議

第一 議案第一一三号 四日市市総合計画基本構想について……………

第二 議案第一一六号 昭和四十七年度四日市市立四日市病院事業決算

認定について……………

第三 議案第一一七号 昭和四十七年度四日市市水道事業利益剰余金処

分並びに決算認定について……………

第四 議案第一一八号 昭和四十八年度四日市市一般会計補正予算(第

二号)……………

第五 議案第一一九号 昭和四十八年度四日市市公共下水道特別会計補

正予算(第一号)……………

第六 議案第一二〇号 昭和四十八年度四日市市公共用地取得事業特別

会計補正予算(第一号)……………

第七 議案第一二一号 昭和四十八年度四日市市営駐車場特別会計補正

予算(第一号)……………

第八 議案第一二三号 昭和四十八年度四日市市水道事業会計第一回補

正予算……………

第九 議案第一二三号 四日市市立保育所条例の一部改正について……………

委員長報告・質疑、討論、議決

| | | | |
|-----|------------|-------------------------------------|--------------------------------|
| 第一〇 | 議案第一二四号 | 四日市市民ホール条例の一部改正について | 委員長報告・質疑、討論、議決 |
| 第一一 | 議案第一二五号 | 四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について | 〃 |
| 第二二 | 議案第一二六号 | 四日市市水道事業給水条例の一部改正について | 〃 |
| 第二三 | 議案第一二七号 | 四日市市簡易水道条例の一部改正について | 〃 |
| 第二四 | 議案第一二八号 | 四日市市土地開発公社の設立にかかる定款の制定について | 〃 |
| 第二五 | 議案第一二九号 | 町及び字の区域並びに名称の変更について | 〃 |
| 第二六 | 議案第一三〇号 | 町の区域の設定について | 〃 |
| 第二七 | 議案第一三一号 | 字の区域の変更について | 〃 |
| 第二八 | 議案第一三二号 | 工事請負契約の締結について | 〃 |
| 第二九 | 議案第一三三号 | 工事請負契約の締結について | 〃 |
| 第三〇 | 議案第一三四号 | 工事請負契約の締結について | 〃 |
| 第三一 | 議案第一三五号 | 工事請負契約の締結について | 〃 |
| 第三二 | 議案第一三六号 | 工事請負契約の締結について | 〃 |
| 第三三 | 議案第一三七号 | 四日市市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について | 〃 |
| 第二四 | 議案第一三八号 | 四日市市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について | 議案説明・質疑、委員付託 委員長報告・質疑、討論、議決 |
| 第二五 | 議案第一三九号 | 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について | 〃 |
| 第二六 | 議案第一四〇号 | 四日市市職員給与条例の一部改正について | 〃 |
| 第二七 | 議案第一四一号 | 教育委員会委員の任命について | 議案説明・質疑、討論、議決 |
| 第二八 | 議案第一四二号 | 公平委員会委員の選任について | 〃 |
| 第二九 | 発議第六号 | 四日市市議会特別委員会の設置について | 議決 |
| 第三〇 | 発議第七号 | 交通対策特別委員会への調査事件の追加付託について | 〃 |
| 第三一 | 委員会報告第一二二号 | 請願書審査結果報告 | 採否決定 |
| 第三二 | 委員会報告第一二三号 | 請願書等審査結果報告 | 〃 |
| 第三三 | 委員会報告第一四四号 | 請願書等審査結果報告 | 〃 |
| 第三四 | 委員会報告第一五五号 | 請願書審査結果報告 | 〃 |
| 第三五 | 委員会報告第一六六号 | 教育設備増強特別委員会中間報告 | 〃 |

○本日の会議に付した事件

- 日程第一 議案第一一三号 四日市市総合計画基本構想について
- 日程第二 議案第一一六号 昭和四十七年度四日市市立病院事業決算認定について

- 日程第三 議案第一一七号 昭和四十七年度四日市水道事業利益剰余金処分並びに決算認定について
- 日程第四 議案第一一八号 昭和四十八年度四日市市一般会計補正予算(第二号)
- 日程第五 議案第一一九号 昭和四十八年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第一号)
- 日程第六 議案第一二〇号 昭和四十八年度四日市市公共用地取得事業特別会計補正予算(第一号)
- 日程第七 議案第一二一号 昭和四十八年度四日市市営駐車場特別会計補正予算(第一号)
- 日程第八 議案第一二二号 昭和四十八年度四日市市水道事業会計第一回補正予算
- 日程第九 議案第一二三号 四日市市立保育所条例の一部改正について
- 日程第一〇 議案第一二四号 四日市市民ホール条例の一部改正について
- 日程第一一 議案第一二五号 四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第一二 議案第一二六号 四日市市水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第一三 議案第一二七号 四日市市簡易水道条例の一部改正について
- 日程第一四 議案第一二八号 四日市市土地開発公社の設立にかかる定款の制定について
- 日程第一五 議案第一二九号 町及び字の区域並びに名称の変更について
- 日程第一六 議案第一三〇号 町の区域の設定について
- 日程第一七 議案第一三一号 字の区域の変更について
- 日程第一八 議案第一三二号 工事請負契約の締結について
- 日程第一九 議案第一三三号 工事請負契約の締結について
- 日程第二〇 議案第一三四号 工事請負契約の締結について

- 日程第二一 議案第一三五号 工事請負契約の締結について
- 日程第二二 議案第一三六号 工事請負契約の締結について
- 日程第二三 議案第一三七号 四日市市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について
- 日程第二四 議案第一三八号 四日市市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第二五 議案第一三九号 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第二六 議案第一四〇号 四日市市職員給与条例の一部改正について
- 日程第二七 議案第一四一号 教育委員会委員の任命について
- 日程第二八 議案第一四二号 公平委員会委員の選任について
- 日程第二九 発議第六号 四日市市議会特別委員会の設置について
- 日程第三〇 発議第七号 交通対策特別委員会への調査事件の追加付託について
- 日程第三一 委員会報告第一二号 請願書審査結果報告
- 日程第三二 委員会報告第一三号 請願書等審査結果報告
- 日程第三三 委員会報告第一四号 請願書等審査結果報告
- 日程第三四 委員会報告第一五号 請願書審査結果報告
- 日程第三五 委員会報告第一六号 教育設備増強特別委員会中間報告

○出席議員(四十三名)

青 山 峯 男 君

松 增 藤 福 日 早 服 長 橋 橋 野 生 中 出 坪 田 高 高
 島 山 井 田 比 川 部 川 本 本 崎 川 島 井 井 中 橋 井
 良 英 泰 香 義 正 昌 鐸 增 建 貞 平 隆 妙 政 力 三
 一 一 郎 史 平 夫 弘 元 蔵 治 芳 蔵 平 博 子 一 三 夫
 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

志 後 後 小 小 粉 訓 喜 川 小 大 岩 伊 伊 伊 小 荒 天
 積 藤 藤 林 林 川 霸 野 村 川 島 田 藤 藤 藤 井 木 春
 政 藤 寛 博 哲 也 四 武 久 信 太 金 道 武 文
 一 郎 治 次 夫 茂 男 等 潔 郎 雄 雄 一 郎 一 夫 治 雄
 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

代表監査委員

森

新

八

君

○出席事務局職員

| | |
|------|--------|
| 事務局長 | 鴛野正和君 |
| 議事課長 | 川村得二君 |
| 議事係長 | 板崎大之丞君 |
| 主事補 | 西口徹君 |
| 事務試補 | 川北悟司君 |

午前十時三分開議

○議長（山口信生君） ただいまから、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、三十九名であります。

本日の議事につきましては、お手元に配布いたしました議事日程第五号によりとり進めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

日程第一 議案第百十三号四日市市総合計画基本構想について

○議長（山口信生君） これより、会議に入ります。

日程第一、議案第百十三号四日市市総合計画基本構想についてを議題にいたします。

本件に関する基本構想審査特別委員長の報告を求めます。

伊藤信一君。

〔基本構想審査特別委員長（伊藤信一君）登壇〕

○基本構想審査特別委員長（伊藤信一君） お手元に委員会の要望が印刷されておりますから、参考に見ていただきたいと思えます。

議案第百十三号四日市市総合計画基本構想についてに対する基本構想審査特別委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本件につきましては、去る六月二十日の定例市議会本会議におきまして、当委員会に付託のうえ、閉会中の継続審査に付されたことはご承知のとおりでございます。当委員会は、本件が市の将来を決定づける重要なものでありますので、慎重に計画的に審査を進めてまいりました。六月二十日委員会発足以来、他市の視察を含めて十五日間の時日をかけて審査を行ったのでございます。この長い間、熱心に討議、討論、協議を重ねながらこの案件をご審査いただきました委員の方々に、あらためて厚くお礼申し上げます。

また、この審査にあたって理事者の方々が、資料の調整にあるいは説明にご協力を賜りましたことも、あわせて深くお礼を申し上げる次第でございます。

提案されましたこの基本構想は、四日市市の現状と将来を分析検討したうえに立って、四日市の未来像を考え、総合的、計画的にこの町づくりを考えていく基本的な考えといったものでございます。したがって、この構想は四日市の特性を生かしながら、住みよい豊かな町づくりを進める施策の大綱を示すものでございます。ことばをかえて申し上げますと、市民の福祉向上のための指針でもございます。私たちはこうした理解のもとにこの審議を続けてきたの

でございます。

私たちの視察いたしました武蔵野市の市長は、「私はこれを武蔵野市の憲法とみなして、日本国憲法とあわせ一冊のパンフレットをつくって、全世帯に配布しました」と、広報紙に書いておられました。

また、原案作成の最終には、市長は作成委員とともに三日間合宿をいたしましたして、一字一句まで練ったという慎重な配慮のもとに作成されたということも聞いてまいりましたのでございます。

また、静岡市の企画調整課長も、「この構想は市の憲法のようなものでありますから、たとえ一字一句修正いたしましたとしても議決を要しますので慎重にやりました。」と話しておられました。

四日市の場合も、またこうした慎重な配慮のもとで作成されたものと、あらためて原案を見直した次第でございます。

しかし、私たちが視察いたしました多くの市では、何名かの専任職員がおりまして、まとめたり、調査したりいたしておったということでありましたし、策定の一部は研究機関に委託もいたしておりました。

また、武蔵野市は、遠藤東大教授をはじめ四名の学者を策定委員として、この原案がまとめられたのでございます。四日市市は他市と違いまして、企画課が中心となって内部で作成されたものでございます。策定のための職員増もない企画課あるいは各部の事情から考えてみまして、関係の皆さんにはご苦労さんであったと思うのでございます。

作成されましたこの基本構想も、実効性のある行政ペースに沿ったものとしては、りっぱなものであると思われるのでございます。ただ、この行政ペースに沿った実効性のある策定であったためと、多くの市がやっておりますように、四日市市の基本構想も基本計画あつての審査であれば、もっと時間をかけないで審査ができただろうに思うのでございます。

基本計画がなかったため、その審査の内容が基本的な考え方の討議であつたり、あるいは基本計画に属する問題の意見であつたり、あるいは実施計画に近い内容の発言になることはやむを得なかつたし、当然議論はそこまで発展するのでございます。そのつど、基本構想とは何ぞやと問い直しながら審査を進めてまいりましたので、非常に時間がかかってまいりました。

次に、審査内容についてご報告申し上げますと、最初この基本構想を検討いたしましたとき、この構想は策定の原点がばやけているのではないかという批判がありました。市長の訂正ではっきりしてきました。すなわち、公害によって市民に健康被害の生じたこと、公害訴訟とその判決で行政のあり方についても指摘されたという点が明確になったため、市政転換による新しい町づくりの意味もはっきりしてまいりましたのでございます。また、新しい町づくりのためにシビルミニマムを設定するということで、とかく羅列的になっていく行政の内容に一つのアクセントがつくことになりました。この策定の中にあげられました行政の一つ一つについて検討いたしましたとき、内容の重さの順序とか、あるいは基本的なもの、基本的でないものが区別なく並べられています。立体的な策定ということに若干距離があるように考えられておりましたが、このシビルミニマムの設定によりまして、基本計画、実施計画の中ではっきりしてくるのではないかと期待していただいております。

続いて、この構想実現のための四つの柱、高福祉社会の実現、教育文化の向上、住みよい都市の建設、生産の向上について申し上げます。

一、高福祉社会の実現

市民一人一人のしあわせを増進しながら、生きがいのある市民生活の営まれる社会の実現をはかるために、いろいろの道が講ぜられておりますが、なおかつ、次の事柄については、基本計画や実施計画の中で十分考えていただきたい

いと思うのでございます。

I、市民福祉の充実に関連して、

(一)、社会福祉では行政の責任を明確にすること。民間のボランティア活動の助長をはかることも当然であるが、あわせて助成措置も講ずる必要がある。

□、今後、老人問題がますます重要になるが、市独自の立場でもきめこまかいあたためた施策を立てるべきである。

□、精薄身障者等の雇用促進にあたっては、財政援助についても考慮する必要がある。

四、保育所入所難を解消するための考慮を払うこと。

四、法外援護の充足強化をはかること。

四、同和対策については、その法の期限後も引き続き積極的にその立法精神に基づき事業を推進すべきである。

四、婦人の健康管理と妊産婦の助成制度を充実させてほしい。

II、市民の保健衛生対策については、医療機関及び福祉施設従事者の確保養成について努力するとともに、医療技術者の待遇改善をはかったり、救急体制には県にも大きく出資させるべきである。

また、消費者のためには、露店、青空市場のため市道の開放、広場の提供をはかったり、公設市場の設立を促進してほしい。

二、教育文化の向上のため、豊かな人格と社会性を養うことのできる教育環境と、健全で創造的な文化、スポーツ活動のできる場を充足するためのいろいろの施策が講じられておりますが、次の点については、基本計画、実施計画の中で十分配慮いただきたいと思っております。

I、教育振興にあたっては、

(一)、大学の誘致にあたっては、条件整備を行うことが大切である。

□、学校用地等は先行取得の道を講ずべきである。

□、教育は国、県待ちの姿勢でなくて、前向きに積極的に取り組むべきである。

四、公民館については、コミュニティ計画の一貫として、一小学校区、一公民館の実現をはかるべきである。

II、市民文化の向上のためには、

(一)、郷土民俗資料館を建設し、昔のもの、たとえば農具等の保存につとむべきである。

□、総合文化会館の建設の促進

□、サイクリング道路建設の促進

四、スポーツ場にナイター設備をすること

III、健全な青少年の育成のためには、

(一)、民間資本を導入して、健全な娯楽場をつくることも考えるべきである。

□、各小学校区に一館の児童館の実現をはかるべきである。

三、住みよい都市の建設について

人間尊重と市民生活優先を理念として、汚染された環境そのものの回復をはかり、健康で安全な町づくりのための諸施策がありますが、これらの実現のための計画に際し、次の点について考慮いただきたい。

I、公害防止関係について適切な施策が講じられておりますが、なおかつ問題がありますので、次の点に配慮してほしい。

(一)、公害防止については、原因者負担の原則をはっきりすべきである。

□、地下水くみ上げの規制強化、区域拡大によって、地盤沈下の対策を講じてほしい。
○、光化学スモッグの原因である窒素酸化物等については、排出規制の強化をはかるとともに、車の乗り入れ等についても規制すべきである。

四、悪臭物質の排出規制の強化をはかること。

伍、伊勢湾の水をきれいにするための対策を立てること。

内、騒音規制地域は、実情に即して規制すべきである。また、電車、自動車等についても規制を考えるべきである。

外、中小企業の公害防止のための集団化については、県とともに助成を考えるべきである。

四、公害被害者に対する救済は、認定区域外についても考慮すべきであり、また、健康被害だけに限定すべきではない。

外、事前審査にあたっては、公害サイドだけのチェックでなく、多方面に検討すべきである。

二、市民の安全対策について

(一)、街路灯、防犯灯の充実をはかるとともに、その設置管理についても市が責任をもって行うべきである。

□、消防分遣署を所要所に配置して、消防体制を強化すべきである。

○、徳山の例を言うまでもなく、四日市市においても石油コンビナートの防災は万全を期すべきである。

四、公共事業のため常時浸水する家庭のかき上げ、土取り、宅地造成による乱開発防止のための施策を考えるべきである。

三、生活環境の整備にあたっては、

(一)、水は大切な資源であるから、効率的な利用を考えるべきである。

□、常時浸水地区を解消するには、特別の手法を講ずべきではないか。

○、下水道整備には市街化区域を中心に考えているが、調整区域でも考慮すべきである。同時に、これらの整備を進めていくための機構陣容の強化もはかるべきである。

四、生活道路の整備を進めるべきであり、市内中心部においては駐車場の設置義務づけを考えるべきである。

伍、特定目的住宅、低所得者のための住宅建設を促進すべきである。

内、自然保護政策は原則的な方針を打ち出し、緑のネットワークを確立すべきである。

外、公園の計画的設立、緑道計画、森林公園の構想も立てるべきである。

四、南部ゴミ焼却場は早急に確保すべきであり、し尿処理については、近い将来海洋投棄が困難となるため公共下水道等の整備促進をはかり、衛生的に処理すること

外、朝明墓地公園の用地を早急に確保すること

IV、都市基盤の整備について

(一)、住工混在は四日市の大きな問題であるから、具体的な解決策をはかるべきである。

□、四日市都市計画市街化区域及び市街化調整区域整備開発保全の方針は、洗い直すべきである。

四、生産の向上（産業の振興）

産業の近代化、基盤整備等によって、生産性の向上、合理化をはかるための諸施策が講じられておりますが、商業政策はもっと積極的に考えるべきであり、これに関連して塩浜、橋北、富田、富洲原等の商業再開発は十分検討すべきである。

中小企業の厚生施設を考えるべきである。

以上、各柱の実現について要望を申し上げましたが、続いて総合的な問題について申し上げたいと思います。まず、構想全体を貫く政治姿勢に問題があるように思われます。

策定されましたこの構想に基づく計画を実現するためには、理事者や議会だけでは不可能であることはご承知のとおりでございます。多くの市民の理解と協力が絶対に必要で、私は市民参加ということばは使わないにいたしましたも、市民とともにという政治姿勢は、もっと強く示されてもよいのではなからうかと思うのでございます。

次に、そうした姿勢で策定されましたので、この基本構想の文章表現も、また官庁の事務報告的な表現で、一般市民にとっては難解な表現でございます。市民のだれもが理解できる、やさしくて潤いのある表現で書き上げていただきたいと思っております。

この点、四十七年三月に発行されましたグラフ四日市は、たいへん参考になると思いました。でき得るならば、この大切な基本構想を市民の理解と協力を求める意味におきまして、このグラフ四日市の手法も取り入れて、基本構想普及版といったものを作成して、各戸へ配布することができ得るならば、市民参加の少なかつた立場を、少しでも補うことができるのではなからうかと思うのでございます。

最後に、この基本計画には、財政の検討が十分行われていないということでありましたが、多くの市が基本計画を持ち、財政計画を検討して策定された基本構想であることを知っているだけに、一まつのむなしさを感じるのでございます。

ある市では、この財政の計算を専門機関に委託して、より確実な財政の計画のうえに立って、基本構想を策定したということをご参考のために申し上げます。

以上で、報告は終わりますが、要望については基本計画、実施計画の中に十二分に取り入れて、充実した市政の実施されますこととともに、この基本構想に基づいて基本計画が一日も早く策定されますことを強く要望いたしまして賛成多数をもって原案を承認いたしましたのでございます。

これをもちまして、基本構想審査特別委員会の審査報告といたします。

○議長（山口信生君） 本件に対する委員長の報告は、お聞き及びのとおりであります。

委員長の報告に対しましてご質疑がありましたら、ご発言を願います。

訓彌也男君。

〔訓彌也男君登壇〕

○訓彌也男君 承りますと、たいへん長い時間をかけて熱心にご審査をいただいたようでありまして、たいへんご苦労さんでございました。

なお、原案作成にあたっては、専任職員もつくらずにやられたということをお聞きしまして、これまた、少ない資料の中でたいへんな作業であったらうと思いますが、原案が出てきました経過のとおり、実効性のある計画だということで、いままで四日市には、たくさんな学者、専門家を入れた諸計画が出されたわけでありまして、この実効性があるということ、この計画が出されたことについては、たいへん意味があると思えます。計画というものは、実際にやるものの手でつくるといいますが、これは何としても大事なことでございまして、そういう意味では、今日までの四日市の諸計画に比べて性格の違った、たいへん私は意義のあるものだということをまず前提いたしました。委員長のご報告に対して質問をいたしたいと思えます。

この計画は五十五年をめどとしておるのでありますけれども、たいへん多くの項目が出されておりますが、五十五年を目標としたものについては、あまりにも内容が多すぎるのではないかと。したがって、これを市民の皆さん方に

このままをお知らせをするならば、いいことづくめであって実行できないではないかということで、ねらって行ってきた実効性ということも矛盾がきますし、ひいては基本構想そのものに対し、あるいは市の行政に対する不信感というものが出てくるのではないかと思いますが、それはご指摘もありましたように、財源その他のことが明らかでないということでもございますけれども、そういうことに対してどのようにご配慮をいただいたかを承りたいと思えます。

もう一つ、それにも関連いたしますが、基本構想のていさいとしてはあまりにも長過ぎて、ご報告のとおり計画が実施計画かわからないような項目も、たくさんあったというようなことでございますけれども、そういうものが少し多過ぎるので、各論などは四行か五行ぐらいにしたほうがいいんじゃないかというように、いろいろなことが、委員会の中でご討論なりあるいは空気にあつたかどうか、その点について伺いたいと思います。

それから、伊藤信一議員がこの前出されたときに質問をされました。そのときに、いままでの総合開発計画、あるいは福祉総合計画、あるいは教育計画といったものがあるが、それを踏まえたかどうかというご質問をなさって、助役はそれに対して答えませんでした。抜かしたんだと思いますが、その計画を踏まえたかどうかということにつきまして、たいへん失礼なご質問でございますけれども、若干触れていただきたいと思えます。

それから、もう一つは公害の問題でございますけれども、公害及び公害裁判というものを、四日市市としてどのように受けとったのかということについて、新たに書き加えられておまして、たいへん基本構想をつくるうえで大きな重要な問題を委員会としてはおつけいただき、市長としても訂正をされたようでございますが、たいへん大事なことだと思えますけれども、それをどのようにして、ただ単に、亜硫酸ガスが来るからそれをとめるんだということやなしに、四日市市としてこの基本構想の中で、どのようにこの公害裁判というものを受けとめられておりますか、

その点を伺っておきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（山口信生君） 伊藤信一君。

〔基本構想審査特別委員長（伊藤信一君）登壇〕

○基本構想審査特別委員長（伊藤信一君） ただいまの訓覇議員のご質問にお答えいたします。

理事者側は実効性のある基本構想をつくりたいということで仕事を進められたのでございますが、私たちの審議の中で、実効性のあることはけっこうであるけれども、それを強調されるとやはりビジョンが少ない。今日、提案されましたこの構想にいたしましても、皆さんごらんいただきましてそういう感じを持たれたと思えます。

ところが、実効性があるということからですね、とにかく次々の予算の中でやはり理事者は考えていかねばなりませんので、私の報告の中にありますように、基本的なものの考え方、あるいは基本的な計画に属するもの、あるいは実施計画に近いもの、それらが雑然と入っておりますので、訓覇議員からのご質問のように、あのまま出せばおそろく実現のできぬこともあるかもわかりませんし、あるいは、きわめてきれいなことが書いてありましても実現できないので、もう不信感を招くことがあると思えますので、その点は普及版に出します場合に十分検討をして、そういうことづくめの形じゃなくて、お考えをいただきたいということは申し上げていきたいと思えます。

それから、この基本構想が非常に長過ぎると、こういう印象を私たちも抱いておったんですが、むしろ私はこれを見ましたときに、四日市の基本構想というよりもむしろこれは基本計画でないかと、そういうことを言ったんでございますが、基本計画としては少し何か足りないところがありますし、基本構想にしては非常に長いということで、審議の途中で各論を省いて前論だけにしたらどうやという話もたびたび出てまいりました。けどもやはり提案

されたのが全部でございますので、ここで私たちが各論を省いて前論だけだというぐあいにまいりませんので、そのまま認めていったわけでございますけれども、訓覇議員の言われるように非常に長いというので、あるいはまた、最初に提案されました基本構想が、前段が非常にぼけておりましたので、まあ市長の訂正によってわりあいとはっきりしたわけでございますけれども、その次の訓覇議員の質問の中に、公害の問題についてどういうふうに審議をしたかと、こういうことのご質問でございますが、私個人の考えを出して非常に恐縮でございますけれども、この基本構想が四日市の基本構想である以上は、やはり公害問題が主体でございますので、公害問題を強く打ち出して、その解消のための基本構想というものであって初めてこれは個性があると思う。私は、最初にこの基本構想が出されたときに、個性がないからというような発言をした覚えがございます。だから、私たちもこの審議の中でその個性を出すために、公害防止のためにということとは絶えず考えながらやってきたんでございますけれども、大きく訂正もできませんのでこういう形で出て、何と申しますか、まだ個性がない基本構想だというそしりを受けるかもわかりませんが、けれども、腹の中ではそういうようなことを考えながら、審議を続けてきたんでございます。

なおまた、私がこの基本構想が出たときに質問いたしました、四日市のいる、いるの学者を入れた、その策定したいろいろのものにつきましては、十分その点と突き合わせて吟味もいたしております。ただ、加藤助役の答弁の中に、十分その点については審議しながら基本構想を書いたと、こうおっしゃっておりますので、取り立ててその問題については議論はいたしておりません。

以上でございます。

○議長（山口信生君） 訓覇也男君。

〔訓覇也男君答壇〕

○訓覇也男君 答え、ありがとうございます。

長くかかられた、熱心に審査をせられた内容を、私どもがいまここで短い時間でお聞きするということもたいへん無理かとも思いますが、最後に普及版といったようなものをつくられるというご報告でございますので、もしそういうことをやられるならばということでの、質問にかえて要望のようなことをつけ加えさせていただきます。

まず、公害の問題をお聞きしましたのは、実はこれは市民の生きる権利の要求という内容を持っておったと思うわけでございますので、そういう点が四日市がただ単に公害の被害者だけじゃなしに、全四日市市民があつた当時行政も裁判されたといいましたけれども、そのようなことをもっと踏まえてほしかったと思うわけでございますが、そういう内容の問題と、それからもう一つは、企業と市民との関係の問題でございます。これが四日市にたいへん重要な問題であつたということが反省をせられたわけでございますが、三十八年につくられました教育計画の中では、この点明確に出してあるわけでございますが、その当時として予想せられたことは、四日市の工業というものが、租借地の中でのその地域を貸しただけの企業ということではいけないと、これでは工業自体の発展もないと、四日市市民がその工業を自分のものにしなけりゃいけないんだと、そういう意味での教育が必要だということでありまして、産業を早く全四日市のものにするんだと、四日市市民のものにするんだと、そういう意味で教育をしなければならぬというのをいっとるわけでもございますが、そのことがはしなくもこの公害裁判ではっきりしたわけでございます。そういう意味で私はこの公害裁判というものに対して、この基本構想の中に基本構想を貫くものとして、私はそういうことが必要であつたのではなかったのかということをも、もし焼き直しされる場合には、そういう趣旨のものをひとつ入れていただきたい。まああとで申し上げますけれども、つまり人間とのかかわりについて、つまり哲学がないというところでございます。そういうことが九鬼市政から岩野市政に転換いたしましたのでそのかわりばえがほしい、なるほど

配列は変わりました。新全総から日本列島改造論に至りまして、それを受け継ぐようなかっこの基本構想が出されたわけでありませうけれども、それが岩野市政になってから配列が変わりました。それは助役が答弁してありましたとおりであります。しかし、人間とかかわりをどうするかということについては一番大事な哲学が入ってないという点について、たいへんこの基本構想は骨抜きではないかというふうに私は思うわけです。そういうものを、この基本構想の内容そのものについては、とやかく言うことでありませう。けっこうづくめがたくさんございますから、これ編集される場合には、そういうものをつけ加えて編集をいただきたいと思うわけでございます。

さらに、まあたくさんございますが、文化の問題についてでございます。四日市に一体、先ほど委員長が言われたように、四日市に四日市市民の文化というものがあつたのかなかつたのかということ。個性があるかないかということでございます。それとも関連いたします。あります。それはたとえは万古であります。あるいはもう一つはお茶であります。これは四日市市民が先祖代々つくり上げてきたものであります。非常に高い文化を持っております。そのことが先ほど申しましたその工業が四日市市民のものになってない、そのとところに四日市の文化がないと見られますし、また、そのものが発展をしない原因がそこにあるわけです。そういう意味で、この非常に四日市市民が先祖代々つくり上げてきた高い文化が、そのことが四日市市民のものになってないで、行政の間でおそらく岩野市長が当時頭黒々とした商工課長であつたころに商工課でつくられた予算の形と、二十年後の今日の商工課の予算の形とがほとんど変わってないんではないか、ことほどさように四日市は、いまだ高度経済成長政策の国の政策に乗ってききましたけれども、ほんとうに四日市市がやらなきゃならぬのは地場産業であり、四日市の特別の産業こそが四日市市民の手で守り、育て、発展させ、行政の手を差し伸べられなければならなかつた、それが地方自治体の任務であつたわけですが、それを今度は新しく四日市市政が転換をするときに、そ

ういうところに重点を置いてやって、地方自治体本来の任務に進まなければならぬと思うわけでございますが、それからこれら関連いたしまして、この四日市の基本構想については十分目鼻をつけていただきたいと思つておられます。

まあいろいろその他職任との問題いろいろございますけれども、内容そのものに対してはけっこうづくめのこととでございますから、私は反対の討論をせずに、こういった要望をつけて終わりたいと思つておりますが、私は最後に普及版をつくるにもう一つつけ加えていただきたいことは、やはり学問は学問のためのもではないので、先ほどちょっと触れられましたように、社会学者なら社会学者の専門家を連れてきちんとしたものをつくつていただきたいということ、もう一つは、ほんとうに市民福祉に力を入れるとするならば、それは大きな目玉商品でございますから、それについての考え方がどうもことが少ないのでよくわかりませんが、民間の運動あるいはボランティアということが出てきます。それに期待すると出ておりますけれども、生きがい論を唱える今日、救貧の思想やら防貧の思想を越えた社会福祉の理念でなければならぬと思うわけです。にもかかわらず、まだ民間団体あるいは民間の運動に期待をするということは、形のうえではそういうことがあるかも知れませんが、それはチャリティーであり慈善事業ではないかと、そういうこととの誤解のないように、高福祉社会というものの現状とあるいは将来展望、その理念というものをもう少し明確にさせていただいて、あまりにも現状肯定過ぎるこの基本構想に対して、抜本的な筋書きをつけ加えていただくように要望いたして終わります。

○議長（山口信生君） 松島良一君。

〔松島良一君登壇〕

○松島良一君 特別委員長に一つお伺いいたします。

この基本構想の中の二ページの項であります、その中の要望事項の中に、これは公害の防除に関する中の五つ

目の問題ですが、騒音防止法による規制地域については実情にあった形で規制すべきであると。また、電車、車の規制については考慮するということがありますが、その点を特別委員会で非常に問題になったように私も思いますが、審議された過程をある程度の具体的な説明をお願いしますと思ひます。

再質問はいたしませんので、よろしくお願ひします。

○議長（山口信生君） 伊藤信一君。

〔基本構想審査特別委員長（伊藤信一君）登壇〕

○基本構想審査特別委員長（伊藤信一君） お答えいたします。

ご承知のように騒音の問題は、現在、非常に問題になっております。たとえば四日市でも名四国道あるいは国道一号线、それに加えて近鉄の高架ができてから、この騒音の問題が非常にやかましくなっておりますので、電車の騒音につきましても、あるいは自動車の騒音につきましても、規制を設けるべきじゃないかという意見が出てまいりました。そういうことで、今後このやかましくなってくる車あるいは電車、そういったものの騒音を規制して、そうして静かな町づくりをしていくべきだということで審議されたわけでございます。よろしく。

○松島良一君 公害関係だけで審議されたわけですね。

○伊藤信一君 そうです。そういうことだけです。

○議長（山口信生君） 喜多野等君。

〔喜多野等君登壇〕

○喜多野等君 非常に時間をかけて、委員長には申しわけないと思ひますが、基本構想に対する考え方として資料をいただいたわけですが、元来、愚鈍にしてあまり頭のいいほうじゃないもんですから、十分のみ込みない点もある

ので、諸点においてお聞かせ賜わりたいと思ひますが、まず第一番には、考え方として理論的に私たち考えておりました考え方としては、基本構想というのはあくまでビジョン的な性格のものであって、当然そういうビジョンというものは夢があり、また、非常に抽象的なものなんだと、そういう面を非常に具体化させた形で計画を実施するので、当然そこに基本的な一つの基本構想的なものが第二段的に生まれてくるんだと、それにも続いた当然実施計画が行われてくるんだというふうに、体系的にも考えるように努力をしておるわけでございますが、そういう点についてはどのようない一つの基本的な考え方と、構想に基づいて、今後、将来の実施する計画に対する過程を歩もうとして構想を組まれたのかどうかと、こういうような点について、一度委員長にお聞かせ願ひたいと。

なお、今後におけるその体制としては、先ほど委員長からいろいろありました、非常に実施計画的な要因を多分に含んでおると、だからこれは基本構想じゃなくて、実施計画的な要因なんだというようにも指摘のよう形で賜わっておるわけなんです、われわれが理解しておる基本構想という考え方は、そういうような考え方で体系づけられておるように思ひますが、そこらの点の委員会におけるやりとりの前の、一番大前提となる前段のこの考え方というものをお聞かせ願ひたい。この点が一番基本になった形で論議が展開されていくと思ひますし、今後におきましても、こういう構想的なものができ上がった段階で、次に計画的に実施計画をどのようない形で組んでいくかと、また、それは、いつ、どこで、だれが、どのようにやるのかというようなことは、どのように押えられておるか。また、今後においてはただこれだけで終わってしまうのか、そこらの点について一度お聞かせ願ひたいと思ひます。

○議長（山口信生君） 伊藤信一君。

〔基本構想審査特別委員長（伊藤信一君）登壇〕

○基本構想審査特別委員長（伊藤信一君） たいへんむずかしい問題を持ち出されまして、いまおっしゃったように

四日市の新しい町づくり、それがためにはやはりビジョンがなければならぬ。先ほどもちょっと触れましたけれども、わりあいとまあビジョンがないので、ある意味におきましてさびしさを感じておるわけでございますけれども、少なくとも二十年ぐらい前の二十年後の四日市を想定したビジョンがあって、そしてその中に今度の基本計画なんかが出てくるのがほんとうだと思っておりますけれども、現在の場合には約八年間のビジョンというよりな形で出てまいっておりますので、きわめて実効性のあるよりな形になって、その関係が非常にあいまいになっておりますけれども、私たちの理解しておるところでは、最初にこの総論の計画どおりの中で市長の訂正いたしました、四日市は終戦後戦災復興に立ち上がり、産業基盤の整備、工場の誘致と工業開発を軸とする地域経済の進展につとめ、市勢の飛躍的な発展を遂げてきたが、反面、産業公害の発生は市民の健康被害をもたらす、公害訴訟へ発展し、その判決では行政のあり方についても指摘された、こういう社会情勢を踏まえてこの基本構想がスタートしたものだと思っております。だから、これに対する町づくりといたしましては、公害のない町づくりをするのは当然でございますが、それがためにここに出ておりますように、その目的を達成するために大筋の段階として四つの項目をあげております。一つは高福祉社会の実現というのと、教育文化の向上、住みよい都市の建設、産業の振興、これを大筋の考え方として出しておるわけでございます。この四つの方針に基づいて、さらに具体的に幾つかのことが出ておるわけでございますが、先ほど訓練議員のご質問にありましたように、この段階で終わっておけば問題が非常に少なかったんでございますけれども、これ以下の問題が出てまいりますので、非常に基本的な考え方に属するもの、あるいは基本的な計画に属するもの、下がっては実施段階の問題までが出てまいりますので、非常にこれを審査する段階でも困ったわけでございますので、いま喜多野議員からご質問がありましたかどうかということになりますと、いま私が申し上げた程度のことでございます、これでご納得いけたかどうかはわかりませんが、むしろ私の説明の足りないところがございますましたらご指摘いただいで、お答えいたします。

○議長（山口信生君） 喜多野等君。

〔喜多野等君登壇〕

○喜多野等君 どももえらいご答弁ありがとうございます。非常に委員長いろいろご苦心されたことと推察申し上げます。まあ人、人においてやはりいろんな考え方と見方がございますので、当然このようなことになったというふうに思っております。また、その段階で委員会ではいろいろなやりとりはあったと思っております。

先ほどあとにご要望申し上げますかご質問申し上げます、今後、どのような形に展望描いていこうというふうに考えておられるのかというよりな点について、一言何か委員会の中で今後の問題についてご審議賜わったかどうかというよりなこともお聞かせ願いたいんでございますが、ただこれができたら、もうこれをそのままどうするんだというんじゃないで、当然この中でパンフレットを出させるのもけっこうでしょうけれども、具体的に市の行政の中で、やはりこの基本方針が大きな一つの大綱となって脈打ったひとつの行政の中核をなしていき、また、将来もそれが中心になって枝葉がはえた形で、その行政が計画的に進められていくというところに、この基本構想の一番大きな要諦があるんじゃないかというふうに考えておるわけです。ですから、すべてが当然基本計画に基づいて実施計画が出、実施計画が出ますと、それに対する予算、経済的な裏づけ、そういうものがずっと伴いまして、計画的に、年次的にいろんな事業が行われていくと、当然今後の四日市の財政面もあわせられた形で、どのような年次計画、また、構想に基づいた一つの一本の線のそれを達成していく目標に対するいろいろなものが出てくると思っておりますが、そこらの点について、今後、これに基づいた形でどのように展開されていこうとされるのか、まあそこまで

はおれんとこの委員会はしてないんだと、それは今後の問題だと、そういうことであればそれでよろしゅうございますが、そこらの点がお話が出ましたか出ませんでしたか、そこらの点についてお伺いしておきたいということでございます。

なお、非常に長時間かけていろいろ皆さん方でご審議賜わった問題点でございますので、とかくどくいろいろなことを申し上げるといふこともいたしません、とにかくその一点だけひとつお聞かせ願いたいと思います。

なお、今後これを具現化させていくということになりますと、いろいろとなおこれにあげられた問題以外の市の行政の面として、従来から実施をしておらなきや法定上ほとんどシビルミニマムの行っているか否きやならないような、大前提となる処理していかなきやならないこともございまして、また計画を実施する前に、前処理をしていくというようなこともございます。そういうような諸点については、当然基本計画なり実施計画の段階でいろいろな論争がされるんだと思いますし、また、当然されるんじゃないとして、それは当然理事者の側で、それが実行または計画された形になるんだと、そこらの点についてどのような形というふうな点について、できればお聞かせ願いたいと思います。

なければもうけっこうでございます。

○議長（山口信生君） 伊藤信一君。

〔基本構想審査特別委員長（伊藤信一君）登壇〕

○基本構想審査特別委員長（伊藤信一君） ご無礼いたしました。

まあ基本構想のビジョンと、それに達する道筋について申し上げたんで、その後についてはちょっと申し上げておられませんので申し上げますけれども、ただいま私の報告の中にありましたように、委員会のほうでは早急に基本計画

を立てること、それから財政の問題が検討されておりませんから、財政計画をたてて基本計画立てよと、なおまた、訓諭議員の発言にありましたように、これからの仕事については、学者の意見もやはり入れてそしてやっていくべきだということ。それからなお、シビルミニマムの導入についてもいろいろ問題あると思いますが、そういうことにつきましても理事者だけでこの仕事を進めるんじゃないやなくて、やはり今日までの基本構想に住民参加の道がなかったため、今後、この基本計画以後については住民参加という形で、大ぜいの人の意見を聞いて進めていくべきだと、こういうことを私たち指摘しておりますので、いま少しこの問題について、責任者の市長公室長から答弁させます。

○議長（山口信生君） 市長公室長。

〔市長公室長（三輪喜代司君）登壇〕

○市長公室長（三輪喜代司君） ただいまの委員長のご報告の中にございましたような、この要望を基本計画の中へ取り入れよと、それからまた、基本計画は早急に樹立するようにせよと、なおまた、この基本構想の中に財政的な面が含まれていないので、この計画の策定を急いでいけと、まあ最終的にはこの大きな問題三つご要望の中にございましたが、今後の基本計画の策定につきましての考え方として、いま現在考えておりますことは、もちろん委員長からご指摘のありましたこと、ご要望のございました点、これは十分われわれといたしましても配慮をしておらなきやなりませんし、と同時にまた、特にこの基本計画の中で一番大きな問題になりますのは、ご要望の中でご指摘がありました財政の面でございます。したがって、財政の面の検討を十分にすると同時にまた、それ以外のいろいろなあらゆる市のいま現在持っているところの行政の中の情報を総合的にまとめまして、それによって、基本計画の中で科学的な根拠のもとに取り上げていきたいと、このように考えておりますと同時にまた、いま市民の要望、これは十分市民とともに政治姿勢というふうな表現でご要望ございましたが、これも十分配慮しながら、基本計画

の樹立は慎重にやっていきたいと思ひます。

なお、ここでこのあとこの基本計画にさっそく入るわけですが、これも私どももいたしましては、現在のよりな体制では十分な基本計画もできないと思ひますので、先般来、プロジェクトチームの編成等についてもお願ひをし、これのプロジェクトチームによる基本計画案の樹立というふうなものを策定していきたいと、このように考えておるよりな次第でございます。したがしまして、これはこの基本計画は今後の五年間、基本計画五年でございますが、五年間の基本計画は、四日市市政の基本的な姿勢を示すものでございます。それもしかにも具体的に示すものでございますので、その点十分配慮しながら、この委員会でご指摘のございましたご要望、あるいはご批判等を十分考へて、その中で検討をし、ご要望の線に沿って担当者としては計画をまとめていく所存でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（山口信生君） 喜多野等君。

〔喜多野等君登壇〕

○喜多野等君 どうも委員長はさすがに各委員長で、賢明で十分処置をとられた形が十分わかりますし、非常にたいへんだったことと思ひます。今後とも理事者のほうの発言も両々あわした形でいろいろご回答賜りまして、まことにありがとうございます。

少なくとも基本構想は、四日市の市全体を進めていく一番根幹となる問題でございますし、これに伴った形で出ていくというような問題でございますので、非常に重要でございます。先ほど委員長がご指摘賜ったように、住民参加の形で執行機関も議決機関も、また住民も取りませた形で、両々相まった形で、なお、有識経験者、そういう人たちもまじえていただいた形で、ほんとうに理想的なひとつの四日市市が将来出来る基本の問題でございます。

すので、相当日時をかけたとしても十分ご審議賜って、よりよい方向の基本計画ができますように、この際、お願ひいたしましたして、委員長に対する質問を終わりたいと思ひます。

○議長（山口信生君） 大島武雄君。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 前回、この基本構想が提案されました時点におきまして、長期展望の一つとして、やはり四日市を南から北のほうへ将来軌道などにおける環状線をつくる必要があり、それに基づく住宅の問題等も質問をし、また、委員会にご審議をお願ひしたわけでございますが、その点につきまして委員会にご審議いただいたかどうか、ひとつお答え願ひしたいと思います。

○議長（山口信生君） 伊藤信一君。

〔基本構想審査特別委員長（伊藤信一君）登壇〕

○基本構想審査特別委員長（伊藤信一君） では、お答え申します。

ご承知のように、今日の自動車を中心とする交通体制というものは非常に問題ございます。その道路をつくるとかつくらぬとかいうような問題以外に、やはり交通体制というものはいろいろな形があらわれてきております。そういった点で、その要望の中にも入っておりますと思ひますけれども、やはり違った発想のもとに交通体制というものは考えべきだと、むしろその道路の問題よりもそういった考えでやるべきだと。たとえば静岡市では、モノレールを導入して交通体制を考えようとしていると、そういうようなことで、大島議員のご質問も十分踏まえて、そういう新しい発想のもとで交通体制を考えるべきだということで要望も出してありますし、そういう点で審議をしたんでございます。

以上でございます。

○議長（山口信生君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） 他にご質疑もありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時、休憩いたします。

午前十一時十四分休憩

午前十一時三十二分再開

○議長（山口信生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

橋本建治君。

〔橋本建治君登壇〕

○橋本建治君 四日市総合計画基本構想の原案に反対する立場で、討論に参加いたします。

先ほど来、いろいろと論議がされておりますように、五十五年を目ざして一つの基本構想として打ち出されておるわけでありますが、基本構想であると同時に基本計画でもあり、中にはきわめて具体的に実施計画に類するようなことも書かれております。先ほど公室長のお話ですと、五カ年計画でやるということでございます。初めて聞かしてもらいました。五十五年までは七年間でございます。すると二年間計画したあとで五年でやるのか、七年のうちに五カ

年計画があるのかどうか、非常にその辺も提案されました理事者側におきましても、どうもわれわれによく納得できないような問題もたくさんあります。そういう問題はあとでまた触れたいと思っておりますが、経過を少したどってみたいと思っておりますが、この基本構想は審議会におきまして五回ほど論議されたと聞いております。六月議会に市長が議会に提案されました、ただいま委員長の報告がございましたように、夏の暑い間、十五日の間、審議していただきまして、そうして去る九月十日に、市長から訂正手直しの発言がございまして、ただいまの伊藤委員長のご報告にもありましたように、五十四項目にわたっての要望が出されました。原案から見ますと一定の市民要求が反映し、市民生活を向上させ、住みよい町づくりのために取り上げられた課題は少なくはないと思っております。特別委員会のご努力に敬意を表するものでございます。また、特別委員会に共産党から参加いたしました小井議員が多くの問題を提案いたしました、多く先ほどの委員長報告に取り上げていただきましたことを重ねてお礼を申し上げます。

市長の訂正手直し、また、五十四項目にわたる特別委員長の要望は、原案よりも確かに大きく前進はしておりますが、この基本構想全体についてどうかと問われれば、われわれは反対の立場をとらざるを得ないわけでありまして、

私も共産党は、本年一月二十二日、岩野市長あてに四十八年度予算要求を行いました、その中の第五項目に、基本構想及び基本計画の策定についての意見を申し上げます。

真に市民の命と暮らしを守り、住みよい四日市をつくる総合計画とするためには、住民各階層から多数参加される民主的機構をつくって十分審議をして、各地域で説明会または公聴会等を開いて、そうして最終的に議会の審議を経て決定すべきであるというのを市長に申し上げました。

市長からは、二月十三日に文書で回答がありまして、次のような回答を得ました。

策定にあたっては人間尊重を基本理念として、住民の福祉を最優先に考えていきます。このため四十七年三月に実

施した市民意識調査の結果を十分反映させるとともに、市民各階層からなる総合計画審議会を設置して、審議会の答申に基づき策定のうえ、議会の了承を得たいと考えております。

また、本年三月の議会におきまして、私は一般質問の中でその第五項目、議事録の六四ページから六五ページにございますが、総合基本計画の民主的策定についての質問を行い、具体的な提案を行いました。

一つは、市民が居住している地域単位で、生活環境の整備基準を設けるべきだということでありました。この市長の計画案にありますシビルミニマムというのは、このようにわれわれは表現しとるわけでありましたが、二点目に、住民の現在の要求を正確にとらえる必要があるということを申しました。三点目に、このような原則的な基準が、現在の程度地域において充足されているかということについて、居住地白書をつくってはどうかということを提案しました。四点目に、これをもとに地域住民が自主的に積極的に参加した民主的な機構で策定すべきだということを提案し、そうしてさらに五点目に、学者、専門家によるところの専門的な検討を加え、公聴会ないし説明会等を開催し、そして議会で審議するという六点について提案いたしました。

これに対して岩野市長はこのように答弁されました。

「ご指摘のような点がどこまで実現できるかは、はっきりはここで申し上げるわけにはいきませんが、私はこういった問題は出張所、市の出張所でありました。出張所を中心にして十分相互の連絡をとりながら策定をしていきたいと、このように考えております。」これが市長のご答弁でございます。

ここで、八点につきまして反対の立場での問題点を指摘すると同時に、具体的な提案も行いたいと思っております。

先ほど来申しましたように、また先ほどの質疑の中でも多くの皆さんからいわれましたように、基本構想、基本計画、実施計画、財源と、これが、財源は出ておりませんが、さきの三者が混在しているというのがこの計画の中身であると思っております。

そこで第一点としまして、この基本構想の策定にあたって広範な市民が参加しておられない、市民の皆さん方が持っておられないということが一番問題であろうと思っております。

何人の方がこの構想決定のために参加されたのか、また、もう少し具体的に申しますと、何人の市民の皆さんが、いま現在四日市市または議会でこういう問題を、市民生活にかかわるきわめて大切な問題を、審議しているかということを知っておられるかどうかということでありました。率直に申して、自治体がつくるこの構想とか計画というものは、市民にいつ、どのように、具体的に何を約束するかということが中心であると思っております。

一体われわれの地域の下水がどうなるんかと、道路がどうなるんかと、学校がどうなるんかということについて、はっきりといついつまでにどうするということを市政の立場でお答え申し上げるのが、この計画の中心であると思っておりますが、こういう点が明らかでないのが第一の問題点であると思っております。

第二点としまして、では市政の現状の分析はどうかと、今日までの都市政策のまとめが十分やられておられないのが、二点目の問題であると思っております。

何事でも過去があり、現在があり、未来があるわけでありました。この過去、現在、未来の関連が明確でなくて、過去におけるいろんな教訓を十分引き出してこそ、未来への新しい飛躍、展望があると私は思っております。

先ほども、四日市に今日まで多くの諸計画なるものがありました。それがこの総合計画の中に吸収されるんかどうかと、総合計画がきまると全部それは一たんご破算をしまして、新しくやり直すんかどうかということもまだ明らかではありません。また、この基本構想は、四十八年度を初年度として五十五年度を展望するとありますが、実質七年間というきわめて短い期間であります。七年といいますと、市長、われわれ議員の一期は四年であります。二期にも

満たないような短い期間であります。だからして、基本構想が遠い将来のビジョンとか夢で描くについてはきわめて適当ではないと。また、基本構想、基本計画、実施計画、財政計画と、わざわざ分離して計画されるものではなくして、七年間を想定されるならば、三位一体と申しますか四者一体として市民に示して、市民の積極的協力を仰がなければならぬと思います。

第三点としまして、この計画は昭和四十四年三月地方自治法の一部改正に基づいて、四十四年九月の自治省が出しました基本構想の策定要領に基づいてつくられておるものであることは言うまでもございません。特に、この中で第二にありますが基本構想策定の指針というのがございます。その指針を見てもみますと、国、都道府県の当該市町村を包括する広域的な地域社会の振興整備に関する計画がある場合は、これに適合するよう配慮することというのがつけ加えられております。すなわち、簡単に申しますと、そのときの政府の政策に適合するよう計画を立てよという意味であると思います。

また、同時に三項には、客観的、科学的な資料をもとにして、当該地域社会の実態に応じた実現性のあるものとする。実現可能なものを立てよということを示しておるわけでありまして、いわゆる先の先のビジョンではなくて、きわめて現実的な課題を実現せよといっておるわけでありまして。今日までの政府の一連の政策を見てみますと、いわゆる高度経済成長政策、もう少し具体的に申しますと、所得倍增政策、地域開発、新全総と、今国会にかけられております列島改造政策、そのように移り変わっております。そのようなこの趣旨でいきますと、国の政策を当該市町村で推進するために、具体的に組むということはこの政府はいつておるわけでありまして。このような四日市の公害裁判の判決にもありますように、このような施策をストレートに真に受けてやれば、いかなる結果が生まれてきたか、生まれるかということとは、この公害の経験からして明らかであります。地方自治を守り、拡大する立場こそが大切であります。住民の権利としての地方自治をいかにして守るかということでありまして。そういう立場で立つならば、基本構想の中で一つ明らかにしておかなくてはなりませんことは、先ほどありましたように、実現可能だということは、現在の許される税制の範囲内というような意味合いにもとれるわけでありまして。しかし、市民各層の要求は、単に現在の市の許される税制の範囲を越えまして、どうしても国の政策、国の施策を変えなくてはならないという問題にぶつかる問題がたくさんあります。この市長の提案された原案には、市民各層の要求を取り上げるとか、福祉重点とありますが、福祉問題一つ取り上げても、国の政策とまっこうからぶつかる問題が多々あるわけでありまして。であれば、率直にこの要求を実現するためには、国の政策を転換する必要があるということ率直にこの中へ明らかにして、市民各層の正しい理解と協力を訴えるということが、私は住民の権利を守っていく地方自治体として当然の姿勢であると思います。

以上の三点に続きまして、さらに内容を詳しく検討はできませんが、内容の主要な点について問題点を指摘したいと思います。

まず第四点としましては、この理念の問題であります。

どういふ計画でもその前文に計画の理念が明記されておるわけでありまして。先ほども委員長報告で引用されました武蔵野市の基本構想の中に、五ページに五項目にわたっての原則が基本構想の原則として書かれております。また、有名な東京の公害防止条例の中には三つの原則として、まず都民の権利は公害によってみだりにおかされてはならないとか、また二番目には、住民が生活を営む権利をだれも侵してはならないとか、さらに東京都は都民の権利を保護する、保障する最大の義務を東京都は負うとか、そういう理念を明快にしておるわけでありまして。そういう点で、この基本構想の中にはそういう何を目的にしてるんかと、何を中心にやっていくんかと、住民本位とはいいますが、住

民本位を具体的に実現していくための基本的な理念が非常に乏しいのが問題であると思います。

第五点としましては、財政計画がないという問題であります。

これは絵にかいたもちになるおそれが多分にあります。特に、自治省の方針にありますように、三項にあります実現性のあるものということを強調しておりますので、単に幻想を振りまくだけでは、から約束したんでは、市政に市民を大きく結集することはできず、むしろ政治不振を招くことになるのではないかと私は思います。

次に、第六点ですが、地域特性、歴史的な条件を十分生かしておらないということでもあります。悪いことばで申しますと、全国どこへ持っていても通用するような基本構想であると思えます。

第七点は、いわゆる市民生活の基準、シビルミニマムの設定の問題であります。

むしろ、われわれはこのことが先ほど申しました基本的な理念と同時に、市民生活をどのように保障するかという基準が、私はこの構想の中に示されてあるものだと思って一生懸命読みましたけれども、そういうことばも出ておりませんでした。あとでまたつけ加えたようになります。申すまでもなく憲法第二十五条には、「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と、そうしてこの市民生活の基準は、実現可能な政策として保障するという基準をつくらなければ、財政政策の欠如とともに、絵にかいたもちになるわけがあります。この位置づけが明確ではありません。

もう時間ありませんのであれですが、私は三月議会におきまして、この地域における市民居住地域単位の生活環境基準について、一つの提案を行いました。

たとえば一小学校区に居住地域を設け、幹線道路、鉄道など通過交通、交通路線によって分断されないようにするとか、必要な鉄道は残すとか、また必要に応じて自動車の進入を排除する安全区間を設けるとか、通園通学路として歩行者専用道路、自転車道路を設けるとか、下水道排水施設を完備する。すべての住宅から幼児でも危険なく歩いて行ける範囲に、幼稚園、保育園、児童公園、子供の遊び場を設けるとか、小学校区に少なくとも地区の集会施設、児童館、診療所、保健センター、主婦のレクリエーション設備、福祉会館、プール、小さい体育館などのスポーツ施設を含む近隣公園を設ける、というようなことを市民生活の基準として設けるべきだということを三月議会で提案いたしました。これもぜひ今後の基本計画、具体策の中で生かしていただきたい。この構想の中に保育所の適正配置とか、住宅をつくるのかという問題がありますが、それを具体的に保障する問題が出されております。また、公害対策につきましても、先ほど来質問が出ておりましたが、私はこの七年間に公害を基本的に根絶するという目標を明快に掲げて、そこへ行政の力、また住民の力を大きく結集すると、個性がないという委員長のお話もございましたが、これは単に防止に努力するんじゃないかという、この四日市公害の現状からいけば、おそくとも七年後には公害を根絶するというぐらいの具体策を立てるべきではないかということも提案したいと思えます。

最後に、第八点であります。産業政策の問題であります。

石油化学工業中心の片寄った産業構造はこれではよろしいかどうかと、先ほども強調がありました地場産業の保護育成の問題、工業と農業との関係、また工業と商業との関係、農業と商業との関係、このような産業政策が明らかではありません。また、四日市港を将来どこの国とも平等互恵の立場で貿易できる、そういう貿易港にいくということにつきましても、われわれは絶えず強調しとるわけですが、四日市港をどうするかという、歌には「港四日市」という歌がありますけれども、構想の中にはその点が出てこないのはなぜかという大きな疑問を持っております。

以上、八点申しました。今後計画されます基本計画、実施計画、財政計画におきまして、どうか住民本位、民生活基準の民主的策定を中心に行いました計画が具体的に立てられますことを要望すると同時に、このような原案は理事

者側で大胆に保留されるか、審議をやり直すかということについての提案を心から期待して、反対討論を終わります。

○議長（山口信生君） これをもって討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山口信生君 賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第二 議案第百十六号昭和四十七年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、及び

日程第三 議案第百十七号昭和四十七年度四日市市水道事業利益剰余金処分並びに決算認定について

○議長（山口信生君） 次に、日程第二、議案第百十六号昭和四十七年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、及び日程第三、議案第百十七号昭和四十七年度四日市市水道事業利益剰余金処分並びに決算認定についての二件を一括議題といたします。

本件に関する産業公営企業委員長の報告を求めます。

大島武雄君。

〔産業公営企業委員長（大島武雄君）登壇〕

○産業公営企業委員長（大島武雄君） ただいま議題となっております議案第百十六号昭和四十七年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、及び議案第百十七号昭和四十七年度四日市市水道事業利益剰余金処分並びに決算認

定についての審査の経過と結果をご報告申し上げます。

両決算の審査にあたりましては、理事者に詳細な説明を求め、慎重な審査を行った結果、本案を認定すべきものと決定いたしました。

まず議案第百十六号昭和四十七年度四日市市立四日市病院事業決算認定につきましては、経営状況において六年ぶりに単年度黒字を計上したという努力は認められるものの、企業性のみを追求することなく、公共の病院としての性格を十分認識し、医療機械の近代化、充実をはかることによって、真の市民の要望にこたえ得る病院であること。さらに改築構想プランを作成中でありますが、市民の医療のみならず福祉面における基幹病院として、名実ともに近代的な施設、設備の充実したものであることを重ねて強く要望した次第であります。

次に、議案第百十七号昭和四十七年度四日市市水道事業利益剰余金処分並びに決算認定につきましては、生活様式の向上と住宅団地の造成、一部簡易水道への統合などによる給水区域の拡大の結果、急速に伸びる水需要に対処すべく、取水、排水施設の新設など、施設設備の整備が計画的に進められるなど、将来を展望しつつ、市民生活に欠くことのできない良質豊富な上水の供給がなされたことは認められました。しかしながら、過日の本会議で質疑もありませんでしたが、四十七年度において二億七千七百八十七万円にもほる純利益が計上され、これが純利益を先行投資に充当することについて、当委員会が論議がありました。これに対してまず純利益については、単年度利益としてではなく、次期料金改定期までのワクの中でとらえるべきものであること。収益勘定における利益は、すなわち資本勘定における第三期拡張計画に伴う設備の拡充強化、老朽施設の改良、さらには近時の設備機材の高騰など、将来、生じ得る可能性のある諸条件を加味した先行投資のための自己財源であること。この自己財源については、現行の公営企業法に基づく独立採算性のもとには必要欠くべからざるものであるとの説明を得たのでありますが、当委員会といたしまし

ては、将来の資金需要を十分考慮して、収入面、質の面とともになお一その効率的な運用をはかり、住民の要求する給水需要の先行確保に努力することを要望した次第であります。

以上、簡単であります。産業公営企業委員会の審査の結果報告といたします。

○議長（山口信生君） 本件に関する委員長報告は聞き及びのとおりであります。

委員長の報告に対してご質疑ありましたら、ご発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） 別段ご質疑もありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

橋本建治君。

〔橋本建治君登壇〕

○橋本建治君 議案第百十六号昭和四十七年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、反対の立場で討論を行います。

第一は、損益計算によりますと、当年純益八千万、繰越残欠損一億八千九百万、差し引き当年度未処理欠損金一億八百万円が計上されております。当年いわゆる八千万円の黒字ということでありまして。

理由は、診療報酬の改定、特類看護の適用、最新医療機器の導入等による医療内容の向上ということでありまして。

また、市長は提案の中で、市民の総合中核病院としての機能を十分発揮できるより、各方面にわたってさらに検討を重ね、市民サービスの向上に資すべく一その努力を傾注する所存であるということをおられます。一般論的

にいいまして、赤字よりも黒字がええということにはなりません。では市民の総合中核病院としての機能を果たしているかどうかと、ストレートに評価してよろしいかどうか疑問であります。

まず反対の主要な点であります。医師と看護婦の体制が必要定数に満ちておらず、不用額を生じておるといふことあります。

高度医療体制に伴いまして、医師が逐次充足されております。また、高等看護学院の新設によって、目下十八名の学生が養成中であります。このような努力はそれとして評価するものであります。医師の定数は三十一名と聞いております。現在、二十七名であります。特に、看護婦の問題につきましては、私は毎議会ごと問題提起し、強調しておりますが、いわゆる夜勤におきます二人月八日以内の体制ということになりますと、二百十名は要るといふことであります。もうすでに数年前、組合との協定によりまして、これに努力するということでありまして。しかし、医師及び看護婦の不用額は、年間を通じまして一千二百一十五万七千二百円出ております。現在の看護婦の数は、四十八年三月三十一日現在、百六十三名であります。複八の体制二百十名に四十七名不足であります。もちろん基準看護、特類看護等、病院側の説明では法律及び基準看護の数からいけば、百三十九名あれば足りるといふことではあります。現在の市民の需要、また市立四日市病院に対しての市民の多くの期待、また病院で働く労働者としての看護婦の労働環境体制から見れば、きわめて過酷な労働条件であると言わざるを得ません。この問題が解決できますまでは私は問題を指摘し、この看護婦の体制ができるように、特に病院側の強力な施策を強く要望する次第であります。

また、差額ベット収入二千万円が計上されております。これが赤字解消の一助となっておりますが、現在、多くの地方自治体におきまして、福祉重点の病院の性格を重視するならばこのベットを減少すべきではないかと、平塚市等ではこの差額ベットを減らして、そうして患者を収容するというふうに聞いております。

また、市民の総合中核病院としての機能をもつ病院として、たとえば救急指定の病院にはなっておりませんし、入院、助産制度の適用もまた受けておりません。高度医療の需要、コバルト放射等の需要はある一方、老人、成人病、また乳幼児、難病等の対策を重点とした、福祉重点の病院としての市民の要求もはなはだ強いものがあるわけであり、そういう意味からいしまして、市の政策をさらに一般会計の負担を増加するとともに、国に対しての独立採算性を廃止することを含めまして、国の地方自治体病院政策を転換させるといふ強力な運動を今後進めていくということとを強調して、討論を終わります。

○議長（山口信生君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 私は議案第一百七十七号昭和四十七年度四日市市水道事業決算の認定に反対する立場から、意見を述べたいと思つます。

四十七年度の四日市水道事業は二億七千七百八十八万円の純益をあげましたが、これは四十七年六月からの水道料金の値上げによるところのものが大きなウェイトを占めています。同時に水道局職員の皆さんの熱心な働きによるところのものも、また大きいのでございます。四日市の水道事業を守り、良質豊富な上水を市民に供給するために奮闘された水道局職員の皆さんに、まずもって敬意を表したいと思つてございます。

さて、私たち共産党は、昨年三月の市議会で、四十七年度四日市市水道事業会計予算に対して、これが第三期拡張事業の資金確保と前年度欠損金の解消のための、大幅で不当な内容の水道料金の値上げを前提として組まれたものであるということとを理由にして反対をいたしました。そしてまた、水道料の値上げ原案に対してはもとより、産業水道委員会の修正案にも反対をし、他の議員の皆さんとともに共同して修正案を提出しました。残念ながら、私たちの反

対意見や修正案は、いずれも少数で取り上げられなかったのでありますけれども、いま四十七年度決算の審査を通じて、そのときに私たちがとつた態度が間違っていなかったことを、あらためて確認するものであります。

第一に、第三期拡張事業が大企業、大資本のための地域開発政策、経済の高度成長政策によって、大工場を中心に急増しつつある水需要に対処するための、員弁、小牧などの水源開発や、県営水道用水供給事業等、事業工事費の負担と、その取水に備えての配水池の増設及び配水閘門の整備拡充、さらには、河川の汚染によって取水不能となった河原田、大矢知両水源の機能回復のための上水施設の建設等の事業であることは、すでに明らかにしておる通りでございます。これらの事業は水道企業のワクを越えたものであり、国、県、市が責任をもつて、そのばく大な事業費を大工場などの大口需要者にも負担させながら実現していくことが当然のことだと思つてございます。

ところが実際には、それらの事業を水道企業に押しつけ、独立採算性をたてにして、その事業費のほとんどすべてを、勤労者や中小商工業者など一般市民に割り高で、大工場などの大口需要者に安い水道料金によってまかなうといふ不当なことが行われておるわけでございます。

四十七年度におきましても、この第三期拡張事業に約七億数千万円が投じられたのでございます。このようなことのために、四十七年六月からの市民を犠牲にした水道料金の値上げと、水道局の皆さんのいわゆる企業努力等によって生み出した二億七千七百八十八万円の純益の中から、二億二千万円が資本勘定への補てんに回されたのでございます。また、これまでの拡張事業資金に充当した企業債、長期借入金、四十七年度の元利償還金は、約三億円のほつております。第三期拡張事業費用と企業債長期借入金は、その元利償還金とともに今後ますます増大し、それだけでも水道企業が圧迫され、経営が困難になることは避けられないのでございます。

そのほか、物価の異常な値上がりによる影響も重大でござります。

水道局長は、十四日の私の議案質疑に対する答弁の中で、四十九年度以降の収支状況は、物価高などによる経費増で、きわめてきびしいものになるだろうということを言われましたが、まさにこのまま進むならば、五十一年度以前にも再び赤字経営になりかねないのだと思います。

私はこの機会に、第三期拡張事業を今後とも推進するからには、国、県、市が責任を持ち、その事業費を大工場などの大口需要者にも負担させて、勤労者や中小工業者に負担させないような思い切った措置をとるように、あらためて強く訴えたいと思います。

少なくとも河川の汚染、つまり公害によって取水不能となった河原田、大矢知両水源の機能回復のための施設整備費を、その原因者でもなければ何らの責めも負わない一般の市民の水道利用者が、負担するというばかげたことは即刻やめるべきです。そしてたとえば、県、市が公害防止事業として実施するよう望むものがございます。また、県管北勢水道用事業については、十分な県、市の費用の補助を行わせて水道企業の負担金をなくし、しかも安い水を供給させるとともに、その受水施設整備事業も、大工場などの大口需要者からの負担金の徴収と、市の一般会計からの出資等によって実施するよう要望するものがございます。

第二に、四十七年六月から実施された水道料金の値上げ問題について述べたいと思います。

水道局が四十七年三月議会に提出した水道料値上げの原案によると、五十年までの損益勘定における財政収支表は、水道料を原案どおり値上げした場合、四十七年度には二億四千四百六十八万円の純益となり、その全額を前年度欠損金資本勘定への補てんに充当することになっておりました。しかし、産業水道委員会の修正案が決定された結果、当時の水道局長は、四十七年度の場合一千三百八十八万円の水道料金の減収となり、五十年までには六千八百九十三万円の減収になると説明され、この減収分はいわゆる企業努力によって補うと約束をされました。その後、実際に

いろいろと努力や苦勞をされたと聞いております。そして四十七年度決算では、確かに給水料金はほぼ予想されたとおり減収となりましたが、水道局の皆さんの努力などによって、損益勘定では二億七千七百八十八万円の純益となりました。これは原案による四十七年度の純益見込みより三千三百二十万円、原案修正による給水料金の減収を加味しますと、四千七百万円の増でございます。この純益から四十六年度欠損金と資本勘定への補てんが行われましたが、なお三千三百八十九万円余りの剰余金を出したわけでございます。水道局が提出された五十五年までの財政収支表に表示された数字は、もちろん事業変更、資材の急騰、その他不確定で予測困難な要素が多分にあり、絶対的なものであり得ないことはよく承知をいたしております。しかし、値上げ額の決定を左右する重要な資料となったものであり、今日の決算と対比すると、受託工事収益や費用、その他雑収入、支払利息、前年度欠損金などの間に、かなりの差があることは残念に思う次第でございます。その点のより正確を見きわめができたならば、あるいはその分だけでも、勤労者や中小工業者など一般市民の水道料の値上げを押えることができ得たかもしれません。さらに、私たちが他の議員の皆さんと共同で出した修正案が決定され実施されていたならば、家庭用では戸数にして九〇%近く、ふる屋さんをはじめほとんどの中小工業者の水道料金を値上げすることなく据え置きにして、なおかつ給水料金の減収もなく、一そう多くの純益を出し得たと思うのでございます。

先ほども引用しましたように、水道局長は、四十八年度はまだしも、四十九年度以降は資材の異常な値上がりなど経費増とかかわって、きびしい収支状況になるだろうといわれたのでございますが、今後のいわゆる企業努力にも大きな限界がございます。今日以上に水道局職員の皆さんへの合理化、労働強化をしいることはできません。私は、先ほど述べた今後の第三期拡張事業、とりわけその財源対策とともに水道料金制度についても、早急に根本的な改善を行う必要があると思っております。

今日の水道料金制度は、用途区分に基づく基本料金と超過料金の体系をとり、しかも不十分な累進性のため、大工場など大口需要者は不当に安く、勤労者や中小商工業者などに割り高の料金となっております。水は命と暮らしの維持に一日とて欠かせないものであり、今日では上水道に依存する以外に代がえ制がなくなっていることからしても、生活最低必要料は無料にするというような社会政策、福祉政策的見地からも再検討を加え、勤労者や中小商工業者には安く、大工場など大口需要者には正当な料金を徴収し得る制度に早く改め、もって四日市の水道事業を守るように切望して、私の討論を終わりたいと思います。

○議長（山口信生君） これをもって討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定すべきものとするものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山口信生君） 起立多数であります。よって、これら二件は認定することに決しました。

暫時、休憩いたします。

午後零時十六分休憩

午後一時四分再開

○議長（山口信生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第四、議案第百十八号 昭和四十八年度四日市市一般会計補正予算（第二号）

○議長（山口信生君） 次に、日程第四、議案第百十八号昭和四十八年度四日市市一般会計補正予算（第二号）を議題といたします。

本件に関する委員長の報告を求めます。

まず総務委員長にお願いたします。志積政一君。

〔総務委員長（志積政一君）登壇〕

○総務委員長（志積政一君） ただいま議題となっております議案第百十八号 昭和四十八年度四日市市一般会計補正予算（第二号）のうち総務委員会に付託の関係部分につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、第一条 歳入歳出予算の歳出第二款 総務費におきましては、公会所建設に対する助成金の早期支給について要望がありましたほか、姉妹都市ロングビーチ市親善訪問にあたっては、所期の目的を十分に果たし親善を深められたりとの要望がありました。

第四款 衛生費におきましては、公共下水道の整備されていない地域における簡易浄化槽による尿処理については、ともすれば衛生上問題を起しやすことから、この維持管理については関係機関と連絡を密にして行政指導されたいとの要望がありましたほか、北部清掃工場の始業時の悪臭について質疑がありました。これにつきましては、電気集じん機の稼動時間を早めたことによりほとんど解消したとの説明があり、これを了としたのであります。

次に、第九款 消防費、第十四款 諸支出金につきましては別段異議はありませんでした。

なお、第一条 歳入歳出予算の歳入全般と、第二条 債務負担行為及び第三条 地方債についても別段異議はあり

ませんでした。

以上の経過をもちまして、当委員会に付託の關係部分につきましては、原案のとおり承認いたしました次第であります。これをもちまして総務委員会の審査報告といたします。

○議長（山口信生君） 次に、教育民生委員長にお願いいたします。早川正夫君。

〔教育民生委員長（早川正夫君）登壇〕

○教育民生委員長（早川正夫君） たいま議題となっております議案第百十八号 昭和四十八年度四日市市一般会計補正予算（第二号）のうち教育民生委員会に付託の關係部分につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、歳出第三款 民生費につきましては、乳児保育所用地造成工事費、青少年スポーツ大会参加費補助金の追加補正、及び本年八月開設いたしました青少年野外活動センターの運営費、場内整備工事費等の追加補正でありまして、別段異議はありませんでした。

次に、第十款 教育費につきましては、桑員地区高校新設推進協議会負担金の計上をはじめ、高花平、泊山小学校の屋内運動場新築付帯工事費、常磐西小学校及び常磐中学校の運動場整備工事費、学校給食費値上げに伴う児童学校給食扶助費、給食用燃料費の増額、及び本年八月本市で開催されました全国高校総合体育大会の運営費、並びに施設整備費等の追加補正であります。桑員地区高校新設推進協議会の負担につきましては、地方財政法との關係で多少疑義はありますが、現在の高校進学状況から見て、高校新設に対する住民の強い要望に応ずるためやむを得ないのであるとの判断に立ち、賛成多数でこれを了としたのであります。今後高校新設をはじめとする県事業についての地元負担金の解消については、県に強力に働きかけるよう要望いたしました次第でございます。

また、常磐小学校用地購入に伴う賠償金の支出について、当時としてはやむを得ない措置であったとはいえ、覚え書き等の内容に不備な点が多く、疑義を生ぜしめるような事態を招来したことはまことに遺憾であり、理事者の猛省を促すものであるが、今後かかることのないよう強く要請して了したものであります。

次に、歳出第十一款、第三項 文教施設災害復旧費につきましては、本年五月発生の災害による四郷小学校の災害復旧費の補正でありまして、別段異議はありませんでした。

以上の経過をもちまして、当委員会に付託の關係部分につきましては原案のとおり承認いたしました次第でございます。これをもちまして教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（山口信生君） 次に産業公営企業委員長にお願いいたします。大島武雄君。

〔産業公営企業委員長（大島武雄君）登壇〕

○産業公営企業委員長（大島武雄君） たいま議題となっております議案第百十八号 昭和四十八年度四日市市一般会計補正予算（第二号）中歳出第六款 農林水産業費につきましては、昭和五十年に開催を予定しております国民体育大会に向かって県支出金の決定した花づくりを進めるための事業費と、保々神前地区における農山漁村同和对策事業費が追加計上されており、農地費におきましては、保々新田圃場整備に伴う受託土地改良事業費が、また水産業費におきましては、磯津漁港海岸保全事業費がおもなものであり、いずれも別段異議なく承認いたしました。

第七款 商工費につきましては、さきの生鮮魚介類流通異常事態に対するチラシ印刷等に要する需要費であり、別段異議はございませんでした。

第十一款 第一項 農林水産施設災害復旧費につきましては、過年発生災害及び去る五月発生の災害による農地、農業用施設と、磯津漁港のいずれも復旧に要する事業費がそのおもなものであり、別段異議はありませんでした。

以上の経過をもちまして、当委員会に付託されました関係部分につきましては、原案のとおり承認した次第であります。簡単にございますが、産業公営企業委員会の審査結果報告といたします。

○議長（山口信生君） 次に、建設委員長にお願いたします。伊藤太郎君。

〔建設委員長（伊藤太郎君）登壇〕

○建設委員長（伊藤太郎君） ただいま議題となっております議案第百十八号 昭和四十八年度四日市市一般会計補正予算（第二号）のうち、建設委員会に付託されました関係部分につきまして当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、歳出第五款、労働費第一項 失業対策費の補正であります。これは就労者の賃金改定等に伴うものであり、別段異議はありませんでした。

第八款 土木費の補正は、水道局等からの委託による路面復旧費、及び国庫補助事業の決定に伴う事業費、並びに特別会計への繰入金がおもなものであり、また、第十一款 災害復旧費第二項 土木施設災害復旧費の補正は、過去の発生災害及び本年五月の発生災害の復旧費でありまして、いずれも別段異議はなかったのでありますが、近時の急激な地域開発に伴う団地造成などの影響から、特にその周辺部の住民は豪雨のたびに災害を危惧している現状にありますので、これが対策として早急に万全の施策を講ぜられるとともに、年々増大する新規事業に対してもこれが円滑に実施できる体制の強化をはかるよう強く要望いたしました。

以上の経過をもちまして、当委員会に付託されました関係部分につきましては、原案のとおり承認いたしました次第であります。簡単にございますが、これをもちまして建設委員会の審査報告といたします。

○議長（山口信生君） 以上で委員長の報告は終了いたしました。

委員長の報告に対しまして、ご質疑がありましたらご発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） 別段ご質疑ありませんので、これをもって委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

橋本建治君。

〔橋本建治君登壇〕

○橋本建治君 議案第百十八号 昭和四十八年度四日市市一般会計補正予算（第二号）のうち反対意見を述べるのは次の二件であります。他は賛成であります。

第一 第八款 土木費第七項 都市下水路費のうち、都市下水路新設改良費、雨池都市下水路新設改良工事及び塩浜都市下水路新設改良工事について、工場排水分についての企業負担分を計上すべきであるという理由で反対をいたします。

この件につきましては、雨池及び塩浜ポンプ場維持費について、歳入に四十七年度分実費弁償金として一千百九十八万四千円が雑入に計上されておりますし、雨池都市下水路新設工事費、上流五四・七％等を含めまして千三百五十五万五千円が計上されております。また、すでに水量などによりまして雨池ポンプ場のうち雨水が三〇％、生活排水三％、工場排水六五％、その他〇・二％、塩浜都市下水路に關係します中央クリーク投いの内訳は、雨水が三％、工場排水九七％となっております。このようにすでに明らかでありますので、当初から予算に計上すべきであります。

第二点は、第十款 教育費であります。第一項 教育総務費 教育振興費のうち桑員地区高等学校新設推進協議会

への負担金一千万円の支出に反対します。もちろん、われわれは高校の新設、増設について異議を申しておるものではありません。申すまでもなく高校新設に対しての費用は地財法二十七条一の三、また昭和四十三年七月三日自治事務次官通達によって、都道府県立高等学校の施設の建設にかかる市町村の負担、及び住民への負担転嫁の禁止が打ち出されております。この立場で反対するわけであり、当然先ほども教育民生委員長報告にもございましたように、地財法に違反してまで支出するのは至当でないと思ひますし、今日までの三重県政におきます教育行政及び県立高校建設及び県財政政策に大きな問題があると思ひます。田川知事は漸減方式をとっておりますが、法律に基づいた施策をとるべきであります。

さらに、当予算におきます問題点の指摘を行いたいと思ひます。都市下水道としまして三千六百万円の計上があります。常時浸水地域の解消のため繰り上げ実施すべきでありますし、給食費の値上げに関係しましては、たとえば給食会運営費等に市費負担をして父母負担を軽減すべきだと思ひます。また、学校教育費の父母負担解消につきましても、物価値上げによりまして目に見えないような状態であります。補正によりまして極力解消の実をあげるべきであります。また、今議会にも問題になりました二ないし三億の超過負担の解消のために強力な政府への運動が必要であると思ひます。

以上が反対討論であります。

○議長（山口信生君） これをもって討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山口信生君） 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第五 議案第百十九号昭和四十八年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第一号）（ななし）、

日程第二十三 議案第百三十七号四日市市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について

○議長（山口信生君） 次に、日程第五、議案第百十九号昭和四十八年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第一号）（ななし）、日程第二十三、議案第百三十七号四日市市立小学校及び中学校設置条例の一部改正についての十九件を一括議題といたします。

本件に関する委員長の報告を求めます。

まず、総務委員長をお願いいたします。

志積政一君。

〔総務委員長（志積政一君）登壇〕

○総務委員長（志積政一君） ただいま議題となっております各議案のうち、総務委員会に付託の関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第百二十号 昭和四十八年度四日市市公共用地取得事業特別会計補正予算（第一号）につきましては、国庫補助事業との関係から本年度の償還元金が減少するため所要の補正をしようとするものでありまして、異議はありませんでした。

次に、議案第百二十四号 四日市市民ホール条例の一部改正につきましては、市民センターに新設した日本間の使

用料を定めるとともに、展示室及び一部会議室の使用料を減額しようとするものであります。これについて理事者から、一部会議室については、利用率が一五％を割る状況にあり、このことはこの施設の本来の目的である市民により広く利用してもらおうという見地から問題があると考え、また展示室は間仕切りによる縮小などから減額したいとの説明がありました。これに対し委員の一部には利用率の高い部屋について減額するのが本筋ではないか、また全体的にもっと思い切った安くすべきであるとの意見があったのであります。理事者から今後も市民センターの施設、設備の整備充実につとめ、より広く市民に利用していただくよう努力したいとの説明がありましたので、これを了としたのであります。

次に、議案第二百五号 四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正は、非常勤消防団員等にかかる損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い所要の改正をするものであり、別段異議はありませんでした。

次に、議案第二百二十八号 四日市市土地開発公社の設立にかかる定款の制定につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、本市に土地開発公社を設立するにあたりその定款を定めようとするものであります。本件につきましてはいろいろと質疑がかわされたのであります。その過程で明らかにされた事柄はおおむね次のとおりであります。

まず、この土地開発公社の目的であります。定款にも示されておりますように、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等により地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的とするものであります。

次に、現在の四日市市開発公社との関係であります。現在の四日市市開発公社には税制面においてこれといった特典はないのに対し、この土地開発公社には、二千万円までの土地の譲渡について免税されるというメリットがあるということであります。

また、その業務範囲は、現在の開発公社の行っている業務のうち賃貸住宅の管理以外については、すべてこの土地開発公社において行うことが可能であるとのことでもあります。したがって、市としては当面この両者の二本立てで進める考えであるとのことでもあります。将来は土地開発公社に重点を置く方向に持っていきたいとのことでもあります。次に、市との関係であります。その業務はあくまでも公共団体、中でも市長の委託により仕事をを行うものであって独自に進めるものではないということでもあります。また、市は現在の開発公社に対しては、損失補償のみであったが、土地開発公社には損失補償のほかに債務保証も行うことが可能とのことでもあります。

次に、議会との関係であります。定款の制定時のほかこれを変更する場合などにおいても必ず議会の議決を必要とされていること、また、毎年度現在の開発公社と同じくその事業計画、決算などについて議会に報告しなければならないということでもあります。なおまた、公社の役員については、議会からも参画していただく予定であるとの説明がありました。

以上のようなことではありますが、その運用にあたっては、特にその事業内容がよく市民に理解されるよう常に留意されることを要望いたしました次第であります。

次に、議案第二百二十九号 町及び字の区域並びに名称の変更については、議案第三百十号 町の区域の設定について、及び議案第三百十一号 字の区域の変更については、別段異議はありませんでした。

次に、議案第三百三十二号 工事請負契約の締結について、ないし議案第三百三十六号 工事請負契約の締結については、議案第三百三十六号の入札において、落札の価額が第一回入札時の約半額となっている点について質疑があり、理事者から落札価額で設計どおりの工事を履行させることができるとの説明を受けましたのでこれを了としたのであります。契約の履行が危ぶまれる事態が万が一にも起こらないよう特に要望をいたしました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました各議案については、いずれも全会一致をもって原案のとおり承認いたしました次第であります。これらもちまして総務委員会の審査報告といたします。

○議長（山口信生君） 次に、教育民生委員長にお願いいたします。
早川正夫君。

〔教育民生委員長（早川正夫君）登壇〕

○教育民生委員長（早川正夫君） ただいま議案となっております各議案のうち教育民生委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第二百二十三号 四日市市保育所条例の一部改正につきましては、保育料の徴収についての根拠である厚生省令の廃止に伴い、四日市市保育所保育料、及び養護施設養育料徴収条例を廃止し、児童福祉法の規定に基づき新たに保育所条例において保育料の徴収に關しての条文の追加、整備をするものでありますが、保育料の決定については、議会の意向を十分反映させるべきであるとの意見があり、理事者より規則において明文化するとの発言がありましたので、これを了といたしました。

なお、保育所問題に關連して、保育所をはじめ市の児童福祉施設のほかに県立の施設設置について県に強力に働きかけるよう要望いたしました。

議案第三百三十七号 四日市市立小学校及び中学校の設置条例の一部改正につきましては、市立常磐中学校新校舎落成に伴いその位置を変更しようとするものであり、別段異議はありませんでした。

以上の経過をもちまして当委員会に付託になりました議案は、いずれも原案のとおり承認いたしました次第でございます。

簡単ではございますが、当委員会の審査の経過と結果の報告といたします。

○議長（山口信生君） 次に、産業公営企業委員長にお願いいたします。

大島武雄君。

〔産業公営企業委員長（大島武雄君）登壇〕

○産業公営企業委員長（大島武雄君） ただいま議題となっております各議案のうち、産業公営企業委員会に付託の関係議案について当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第二百二十二号 昭和四十八年度四日市市水道事業会計第一回補正予算、以下同第二十六号 四日市市水道事業給水条例の一部改正及び第二百二十七号 四日市市簡易水道条例の一部改正につきましては、いずれも北山簡易水道の上水道への統合に伴う補正並びに給水区域の変更と条例の改定であります。過日の本会議において質疑のありました同地域における消火せんの取りかえを早期に実現するよう強く要望したのであります。送水管が細く消火せんのみの取りかえは不可能であり、同地域の開発状況を展望しつつ送水管の取りかえとあわせ早い時期に改善したいとの説明を一応了とし、いずれも本案を原案どおり承認した次第であります。

以上、簡単ではあります。当委員会の審査結果報告といたします。

○議長（山口信生君） 次に、建設委員長にお願いいたします。

伊藤太郎君。

〔建設委員長（伊藤太郎君）登壇〕

○建設委員長（伊藤太郎君） ただいま議題となっております各議案のうち建設委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第百十九号 昭和四十八年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第一号）につきましては、本年八月から一部使用を開始いたしました中部終末処理場並びに日永終末処理場等築造工事費がおもな補正であります。当委員会は、工事実施にあたり、振動、騒音など極力少なくするような工事手法などを十分検討し、工事の促進をはかるよう強く要望いたしました。

次に、議案第百二十一号 昭和四十八年度四日市市営駐車場特別会計補正予算（第一号）は、本年四月に開始されました中央駐車場の管理費、並びに国鉄四日市駅北駐車場の築造工事費及びその用地買収費でありまして、別段異議はありませんでした。

以上、当委員会に付託されました二議案につきましては、いずれも原案のとおり承認いたしました次第であります。簡単ではありますが建設委員会の審査報告といたします。

○議長（山口信生君） 以上で委員長の報告は終了いたしました。

委員長の報告に対しまして、ご質疑がありましたらご発言を願います。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 議案第百三十六号の工事請負契約の締結についてに関して、お尋ねしたいと思います。

汚泥処理及び脱臭設備工事としての請負契約でございますが、第一回の入札の最高が一億二千六百五十万でございます。決定が六千六百六十九万でございます。たいへんな開きがあるのでございますが、この点についていまいしご説明をいただきたいと思っております。はたしてこの六千六百六十九万で決定されたその事業費で満足な工事ができるかどうか、その辺の見きわめが理事者においてどのようになされたか、その点を一べん明らかにして

いただきたいと思っております。

○議長（山口信生君） 志積政一君。

〔総務委員長（志積政一君）登壇〕

○総務委員長（志積政一君） お答えいたします。先ほどの委員長報告にご報告いたしましたように、私どももこの一億二千六百五十万円という当初の第一回入札から落札が六千六百六十九万ということはあるに格差があり過ぎるということで、相当長時間費やしましてこれに対するいろいろと質疑をしたわけなんです。このあまり半額近い値下げについて、もしこの工事に支障を来たしやしないかというところで再三念を押しまして、理事者のほうからそれに対する回答を得ましたので了解を得たわけでございます。この問題のこまかいことについては、直接理事者から回答させますので、よろしく願います。

○議長（山口信生君） 下水道部長。

〔下水道部長（美濃部博美君）登壇〕

○下水道部長（美濃部博美君） お答えいたします。

今回の中部処理場につきましては汚泥の施設につきましての入札価格が非常に第一回と最終決定的に半額に近い差が出てまいりました。このことにつきましては、私どももいたしましたも十分にこの業者の内容というものを調査いたしましたわけでございますが、結論的に申し上げまして、この契約の事務につきましては、一応私どもの課のほうから総務部のほうを経由いたしまして業者に現場説明をいたします。その段階で一応業者のご質問を受け、入札の日取りを決定して契約課のほうでこの作業を進めていただくわけでございますが、本件につきまして担当の契約課のほうから私どものほうに連絡が来ましたのは第三回目の入札の段階で非常に価格に差があり過ぎるということで、原価差し戻

しのような形で協議をしてほしいという要望がございました。私どものほうもその差額を聞きまして、不審に思った結果、業者にいろいろその内容的な説明を求めたわけでございますが、現状の業者の中で二社、特に第三回の入札の結果を見ていただきますと、最低価格社が、第三回の場合でございますが、三菱化工機四日市営業所が七千八百万円というのがございます。それでこの業者を一応呼びまして、内訳見積もりで技術上の検討をいたしたわけでございます。その段階で業者のいろいろの本工事に対する考え方も知ったわけでございますが、現状の物価が非常に不安定であるということと、その内部、この契約発注のうちで二、三直接三菱化工機ではできない製品がございます。したがってその部分について外注をしたいと、こういうような話がございました。それと企業の経費の考え方が、私どもが国庫補助事業の中で取り扱います一般の経費の考え方と非常に相違がございました。で、これらの全項目、工種が三十何カ所もございますが、約四項目ないし五項目の中で私どもの設計価格との差、約千五百六十六、七万でございますが、その価格がそれにほとんどしほられておたということでございます。で、もう一度この問題につきまして再検討されたわけでございますが、三菱化工機につきましてはいろいろの事情からなかなかそこまでの落札ということは困難だというふうにわれわれも判定いたしましたして、次に担当と相談いたしましたして、その次の西原環境を呼んだわけでございます。で西原環境のほうがまあ結果的に第三回でも六千九百五十万と非常に安い価格で、この両者を呼んでおりまして、結果的には三菱化工機も西原環境につきましても話の内容としては同じような現在の物価価格を非常に強く主張しておりました。ところが西原環境の内容の見積もりからいきますと、三菱化工機のほうでの自社製品ができないういものが西原環境は全部自分の自社で整えますというようになことからですね、再度現在の物価価格の先買いをあまり考えないで、実際の段階でよく検討してほしいという要望をつけ加えてやらせたわけでございますが、そういう点で價格的には最終的にこのような西原環境の價格が提出されたというふうに私は聞いておりますが、しか

しその金額によって事業が曲げられないかと、いろいろのご質問がございました。この問題につきましては決してそのことよって、そういうことが左右されるものではございませんし、また幸いにも最近、特に本年度からは検査室というのも設置されました、これらの建設等もきびしい検査を受けると思っています。決して金額によって発注されたものが云々されるということはない、われわれも十分今後そういう問題については監督をきびしくしていきたいと考えております。

ご報告にかえさせていただきます。

○議長（山口信生君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 この工事に関する市の予算といえますか、見積もり、それは当初いくらであったのか、その辺をいまひとつ明らかにしていただきたいのと、それからいままのご説明で、これほどの開きが出たというその根拠としては、それぞれの社が物価値上がり分をずいぶん多く組み入れて入札してきた、そういうことだというふうに理解をしていいのか、その点をあらためてお答えをいただきたいと思えます。

○議長（山口信生君） 下水道部長。

〔下水道部長（美濃部博美君）登壇〕

○下水道部長（美濃部博美君） どうも失礼いたしました。

当初私どもが設計いたしましたのは、本年六月ごろからの金額をもって設計をいたしましたして、この入札に伴う設計金額といたしましては六千六百六十九万五千円ということでございます。

それから、なお第二番目の問題でございますが、これにつきましてさらに物価の問題からですね、増額するとかい

うことにつきまして、私どもは特別に非常に高いものがない限り現状のような程度では設計変更の対象にしないという前提で話を進めております。

○議長（山口信生君） 他にご質疑もありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

本件につきましては、討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） ご異議なしと認めます。よって、これら十九件は原案のとおり可決されました。

日程第二十四 議案第三百三十八号四日市市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてないし、

日程第二十六 議案第四百十号四日市市職員給与条例の一部改正について

○議長（山口信生君） 次に、日程第二十四、議案第三百三十八号四日市市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する

条例の一部改正についてないし、日程第二十六 議案第四百十号四日市市職員給与条例の一部改正についての三件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） ただいまご上程の各議案についてご説明申し上げます。

議案第三百三十八号ないし議案第四百十号は、議員各位の報酬、市長、助役、収入役の給料、並びに各種委員及び消防団員等の報酬の改定について所要の改正をしようとするものであります。議員各位の報酬及び三役の給料は、昭和四十七年四月の改定以来据え置きそのままであり、その間一般職の給与改定が実施されたこと、同格都市との均衡上からも検討すべき時期にありましたので、去る九月八日に特別職報酬等審議会を設置して種々ご検討賜わり、このほど特別職報酬等の改定について答申を得ましたので、この答申の趣旨を尊重し、ここに改定をご提案申し上げます次第であります。

また、各種委員の報酬につきましても市勢の発展に伴い高度な行政需要に対応する市政諸般の事情を考慮するとともに、同格都市との均衡をも十分に検討いたしまして、それぞれ所要の改定をお願いするものであります。どうかよろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

なお、これらの改定に要します経費は一応既決予算をもって立てかえ支出し、後日補正予算を計上のりえご審議をわずらわしいと存じますので、あわせてご了承賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口信生君） 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） 別段ご質疑もありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっておりますこれら三件を総務委員会に付託いたします。

暫時、休憩いたします。

午後一時五十六分休憩

午後五時三十五分再開

○議長（山口信生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。
暫時、休憩いたします。

午後五時三十六分休憩

午後七時八分再開

○議長（山口信生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第三百三十八号 四日市市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、ないし議案第四百十号 四日市市職員給与条例の一部改正について

○議長（山口信生君） 議案第三百三十八号 四日市市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、ないし議案第四百十号 四日市市職員給与条例の一部改正についての三件を一括議題といたします。

本件に関する総務委員長の報告を求めます。

志積政一君。

〔総務委員長（志積政一君）登壇〕

○総務委員長（志積政一君） ただいま議題となっております議案第三百三十八号 四日市市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、ないし議案第四百十号 四日市市職員給与条例の一部改正についての三議案につきまして、総務委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本件は市長、助役、収入役及び議員の給料と報酬を特別職報酬等審議会の答申に基づいて改定しようとするものでありまして、またあわせて各種委員等の報酬をも改定しようとするものであります。

当委員会は、今日の経済、社会情勢からして今回のこれら三件の改定については妥当なものと考え、これを承認いたしましたのでありますが、理事者に対しましては、議員の位置づけについて早期に十分検討して確立されるところに、今後は現在の急激な社会情勢の変化を重視して、情勢の変化に即応して、適宜改定を行うことを要望いたしますとともに、その際には議員の専門職化、議会活動の活発化、あるいは議員報酬の生活給化等の傾向を十分考慮して、特に議員に対する報酬のスライド制導入について前向きに、積極的に検討されることを強く要望いたしました。

なお、議案第三百三十八号につきましては、一部の委員から改定は適当でないとして反対の意見がありましたので、付託された三件のうち本件のみについては賛成多数で承認いたしました。

簡単ではありますが、これをもちまして総務委員会の審査報告といたします。

○議長（山口信生君） 委員長の報告はお聞き及びのとおりであります。

委員長の報告に対しまして、ご質疑がありましたらご発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） 別段ご質疑もありませんので、これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

討論の通告がありますので発言を許します。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 議案第三百三十八号の議員報酬に関する条例の一部改正について、反対の立場から意見を申し上げたいと思います。

市会議員が市民の要求に沿って市勢の発展に寄与するためには、ほとんどその活動に専従しなければならなくなっています。市民要求はますます増大、多様化し、解決すべき市政上の課題が山積しております。議員は市民の負担にこたえるため一その研さん努力しなければならぬと思います。私たちは、議員報酬はこうした議員活動を保障するとともに、勤労者の平均的生活を維持するに足るものであることが必要だと思えます。したがって議員報酬は一切引き上げてはならないという態度をとるものではありません。昨今の物価高騰の影響は議員にも容赦なく及んでいることも事実でございます。しかし昨年四月に改定された現在の報酬が著しく低くなって、議員活動と勤労者の平均的生活が保障されなくなつたとは思えません。市民が激しい物価高であえいでいる中で、勤労者の賃上げ率をはるかに上回る大幅な引き上げをすることは、市民感情にそぐわないと思えます。願わくばその時期と金額等について再検討されるべきだと思えますけれども、それが入れられないことを残念に思います。以上でございます。

○議長（山口信生君） これをもつて討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山口信生君） 起立多数であります。よつて、これら三件は原案のとおり可決されました。

日程第二十七 議案第四百十一号 教育委員会委員の任命について

○議長（山口信生君） 次に、日程第二十七、議案第四百十一号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） ただいまご上程の議案第四百十一号は、本市の教育委員会委員のうち、去る八月末日辞任されたした笹岡つね氏の後任の委員として河合正子氏を任命するとともに、来たる十月三日に任期満了となります龍池清真氏を再び同委員に任命したいと存じご提案申し上げます。なお、両氏のご経歴はお手元の経歴書のとおりであります。何とぞよろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口信生君） 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。ご質疑がありましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） 別段ご質疑がありませんので、これをもつて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。本件につきましては、委員会の付託を省略し直ちに採決したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君）　ご異議なしと認めます。よって、本件につきましては委員会の付託を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより本件を採決いたします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君）　ご異議なしと認めます。よって本件はこれに同意することに決しました。

日程第二十八　議案第四百二十二号公平委員会委員の選任について

○議長（山口信生君）　次に、日程第二十八、議案第四百二十二号公平委員会委員の選任についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩野見齋君）登壇〕

○市長（岩野見齋君）　ただいまご上程の議案第四百二十二号は、本市の公平委員会委員のうち、芝田敬太郎氏の任期が来たる十月三日をもって満了いたしますので、引き続き同氏を公平委員会委員に選任したいと存じ、ご提案申し上げるものであります。同氏のご経歴はお手元の経歴書のとおりであります。何とぞよろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口信生君）　提案理由の説明はお聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君）　別段ご質疑もありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

おはかりいたします。本件につきましては、委員会の付託を省略し直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君）　ご異議なしと認めます。よって、本件につきましては委員会の付託を省略し直ちに採決することに決しました。

これより本件を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君）　ご異議なしと認めます。よって、本件はこれに同意することに決しました。

日程第二十九　発議第六号四日市市議会特別委員会の設置について

○議長（山口信生君）　次に、日程第二十九、発議第六号四日市市議会特別委員会の設置についてを議題といたします。

本件は、市立四日市病院の改築に関する調査研究のため、十三人の委員をもって構成する病院建設特別委員会を本市議会に設置しようとするものであります。

おはかりいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

ただいま設置されました病院建設特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第六条の規定により、議長において、

青山峯男君 天春文雄君 小井道夫君 伊藤金一君
岩田久雄君 大島武雄君 川村 潔君 喜多野等君
小林博次君 小林喜夫君 田中政一君 生川平蔵君
増山英一君

以上の十三人を指名したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました十三人の諸君を、病院建設特別委員会の委員に選任することに決しました。

なお、病院建設特別委員会につきましては、議会の閉会中においても付託事件について調査研究ができるものとし、本調査研究が終了するまで委員会は存続するものと思いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） ご異議なしと認めます。よって、病院建設特別委員会につきましては議会の閉会中においても付託事件について調査研究ができるものとし、本調査研究が終了するまで委員会は存続することに決しました。

日程第三十 発議第七号交通対策特別委員会への調査事件の追加付託について

○議長（山口信生君） 次に、日程第三十、発議第七号交通対策特別委員会への調査事件の追加付託についてを議題といたします。

本件は、交通対策特別委員会に調査事件として、国鉄貨物基地に関する調査、研究を追加付託しようとするものであります。

おはかりいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第三十一 委員会報告第十二号 請願書審査結果報告、ないし

日程第三十四 委員会報告第十五号 請願書審査結果報告

○議長（山口信生君） 次に、日程第三十一、委員会報告第十二号請願書審査結果報告、ないし日程第三十四、委員会報告第十五号請願書審査結果報告の四件を一括議題といたします。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） 別段ご質疑もありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

おはかりいたします。本件は各委員長からの報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君）ご異議なしと認めます。よって、これら四件は各委員長からの報告のとおり決定することに決しました。

委員会報告第一二号

請願書審査結果報告

総務委員会に付託の請願について、当委員会における審査の結果を別紙のとおり報告します。

昭和四十八年九月二十二日

総務委員会

委員長 志 積 政 一

四日市市議会

議長 山口 信 生 殿

請願

| | | | | | | |
|------|---------|--------------------------|------------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|------|
| 受理番号 | 受理年月日 | 件 名 | 請願者の住所氏名 | 紹介議員の氏名 | 委員会の意見 | 審査結果 |
| 第一号 | 四八、九、一〇 | (株)平山物産 の悪臭公害につ いて | 四日市市西伊倉町七 番七号 西伊倉町自 治会長 川崎茂生 | 岩 田 久 雄 後 藤 藤太郎 日 比 義 平 | 願意妥当と認め 理事者に早期に 解決されるよう | 採択 |

| | | | | | | |
|------|---------|------------------|---|------------------|--|----|
| 第二〇号 | 四八、九、一二 | 住民税の減免措 置について | 四日市市昌栄町二一 三四地区労働組合協 議会議長 河 元 治 四日市市小古曾町六 丁目一〇一六 中 山 昭 ほか三名連署 | 服 部 昌 弘 山 本 勝 | 強く要望する。 | 採択 |
| | | | 喜多野 等 訓 覇 也 男 山 本 勝 大 島 武 雄 小 井 道 夫 | | 理事者に実態を 十分把握して関 係条例に基づい て善処されるよ う要望する。 | |

委員会報告第一三号

請願書等審査結果報告

教育民生委員会に付託の請願及び陳情について、当委員会における審査の結果を別紙のとおり報告します。

昭和四十八年九月二十二日

教育民生委員会

委員長 早 川 正 夫

四日市市議会

議長 山口 信 生 殿

請願

| 受理番号 | 受理年月日 | 件名 | 請願者の住所氏名 | 紹介議員の氏名 | 委員会の意見 | 審査結果 |
|------|---------|---------------------------|--|-------------------------|---------------------------------------|------|
| 第一六号 | 四八、九、一〇 | 小杉地区に小学校新設についで | 四日市市小杉町一〇 八七番地 三重地区 連合自治会会長 服部 彦三郎 ほか五三名連署 | 服部 昌弘 山本 勝三 高橋 力三 | その主旨を了とし し理事者に善処 されるより要望 する。 | 採択 |
| 第一八号 | 四八、九、一一 | 四日市地区私立 高校振興助成に ついで | 四日市市萱生町字城 山二三八 暁学園理事長 宗村 佐信 ほか六名連署 | 川村 潔 | 願意妥当と認め 理事者に善処さ れるより要望す る。 | 採択 |

陳情

| 受理番号 | 受理年月日 | 件名 | 陳情者の住所氏名 | 委員会の意見 | 審査結果 |
|------|---------|------------------|--|---------------------------------|------|
| 第一七号 | 四八、九、一〇 | 河原田保育園改築に ついで | 四日市市川尻町二二四九 河原田地区連合自治会 会長 宮崎 春吉 ほか一名連署 | 願意妥当と認め善処 されるより理事者に 要望する。 | 採択 |

| | | | | | |
|------|---------|-------------------------|--|-------------------------------------|----|
| 第一八号 | 四八、九、一〇 | 大池公民館の開設と 人員配置についで | 四日市市小杉町一〇八七 三重地区連合自治会会長 服部 彦三郎 | その主旨を了とし理 事者において善処さ れるより要望する。 | 採択 |
| 第一九号 | 〃 | 泊山小学校プール建 設についで | 四日市市大字日永五五三 〇の二六 四日市市立泊 山小学校建設副委員長 式井 勇 ほか一名連署 | その主旨を了とし理 事者に善処されるよ り要望する。 | 採択 |
| 第二一号 | 四八、九、一二 | 笹川団地内の公共施 設の充実整備についで | 四日市市西日野町三二六 二番地 四郷地区連合自 治会会長 大平 謙治郎 ほか六名連署 | 願意妥当と認め理事 者に善処されるより 要望する。 | 採択 |

委員会報告第一四号

請願書等審査結果報告

産業公営企業委員会に付託の請願及び陳情について、当委員会における審査の結果を別紙のとおり報告します。

昭和四十八年九月二十二日

四日市市議会
議長 山口信生 殿

産業公営企業委員会
委員長 大島 武雄

請願

| 受理番号 | 受理年月日 | 件名 | 請願者の住所氏名 | 紹介議員の氏名 | 委員会の意見 | 審査結果 |
|------|---------|------------------------------|--|---|----------------------------|------|
| 第一七号 | 四八、九、一〇 | 市街化区域内農地の宅地なみ課税実施に伴う特別措置について | 四日市市茂福町五一 一四 四日市市農業協同組合 組合長理事 前川 宗雄 ほか二四名連署 | 高橋 力三 高井 泰治 藤井 一郎 山中 忠勝 山本 照男 山本 太郎 吉垣 照郎 伊藤 平蔵 生川 文雄 安垣 文雄 天春 寛治 後藤 信一 伊藤 久雄 岩田 信一 後藤 太郎 小林 哲夫 小川 茂夫 粉川 喜夫 小林 喜夫 | 行政指導において願意を満されるよう理事者に要望する。 | 採択 |

陳情

| 受理番号 | 受理年月日 | 件名 | 陳情者の住所氏名 | 委員会の意見 | 審査結果 |
|------|---------|---------------------------------|--|--------------------------|------|
| 第一〇号 | 四八、六、一五 | 四日市市当局の雇用対策強化について | 四日市市諏訪町二番五号 四日市商工会議所会頭 九 鬼 紋十郎 ほか九名連署 | その主旨を了とし善処されるよう理事者に要望する。 | 採択 |
| 第二〇号 | 四八、九、一〇 | 商工会議所が実施する小規模事業対策に対し市助成金の増額について | 四日市市諏訪町二番五号 四日市商工会議所会頭 九 鬼 紋十郎 | 願意妥当と認め善処されるよう理事者に要望する。 | 採択 |

委員会報告第一五号

請願書審査結果報告

建設委員会に付託の請願について、当委員会における審査の結果を別紙のとおり報告します。

昭和四十八年九月二十二日

建設委員会

委員長 伊藤 太郎

四日市市議会
議長 山口信生 殿

| 受理番号 | 受理年月日 | 件名 | 請願者の住所氏名 | 紹介議員の氏名 | 委員会の意見 | 審査結果 |
|------|---------|---------------------------|--|---|--|------|
| 第一二号 | 四八、九、一〇 | 山分橋北詰道路 拡張について | 四日市市千代田町八 八六番地 八郷地区 連合自治会会長 長谷川 昭雄 ほか一名連署 | 訓 覇 也 男 | その主旨を了と して早急に善処 されるよう理事 者に要望する。 | 採択 |
| 第一三号 | 〃 | 日永八郷線跨線 橋工事の促進に ついて | 四日市市千代田町八 八六番地 八郷地区 連合自治会会長 長谷川 昭雄 | 訓 覇 也 男 | その主旨を了と して善処される よう理事者に要 望する。 | 採択 |
| 第一四号 | 〃 | 近鉄八王子線の 存続について | 四日市市西日野町三 二六二番地 四郷地 区連合自治会会長 大平 謙治郎 ほか一名連署 | 山 中 忠 一 小 林 哲 夫 岩 田 久 雄 後 藤 藤 太郎 橋 本 建 治 松 島 良 一 | 願意妥当と認め 積極的に努力さ れるよう理事者 に要望する。 | 採択 |
| 第一五号 | 〃 | 高花住宅団地汚 水処理改善につ いて | 四日市市八王子町四 四二番地 八王子町 自治会会長 小 林 理 表 ほか六名連署 | 小 林 哲 夫 橋 本 建 治 | その主旨を了と して善処される よう理事者に要 望する。 | 採択 |

| | | | | | | |
|------|---------|------------------------------|---|---|-------------------------------------|----|
| 第一九号 | 四八、九、一二 | あかつき台地区 周辺の都市環境 整備について | 四日市市あかつき台 一丁目一の二九番地 あかつき台自治会会 長 服 部 秀 吉 ほか六三七名連署 | 訓 覇 也 男 高 橋 力 三 天 春 文 雄 喜 多 野 等 長 谷 川 鐸 元 山 本 建 治 橋 本 建 治 | 願意妥当と認め 善処されるよう 理事者に要望す る。 | 採択 |
|------|---------|------------------------------|---|---|-------------------------------------|----|

日程第三十五 委員会報告第十六号教育設備増強特別委員会中間報告
 ○議長（山口信生君） 次に、日程第三十五、委員会報告第十六号教育設備増強特別委員会中間報告についてであります。教育設備増強特別委員長から委員会の中間報告がお手元に配布いたしましたとおりまいりますので、これによりご了承を願います。

委員会報告第一六号

教育設備増強特別委員会中間報告

本委員会に付託の事件について、委員会の中間報告を左記のとおり会議規則第四十二条第二項の規定により報告します。

記

一、調査事件

県立高校の新設移転について

二、調査の経過及び結果

別紙委員会中間報告のとおり

昭和四十八年九月二十二日

教育設備増強特別委員会

委員長 川 村

潔

四日市市議会

議長 山口信生 殿

教育設備増強特別委員会中間報告

当委員会に付託されました県立高校の新設移転及び教育環境整備についての調査研究のうち、県立高校の新設について次のような結論になりましたので、ご報告申し上げます。

高校進学希望者は、全国的にも年々増加の傾向にあり、入学難はますます深刻なものとなってきております。

三重県においても昭和四十八年度高校進学率は八九・五パーセントであり、特に四日市地区は高いのであります。

このため現在、相当数の生徒が地区内、地区外又は県外の私立高校へ進学しております。

また、昭和三十年代の工業開発、団地開発等による人口増加により、今後相当数の児童生徒の増加が見込まれるのであります。

さらに、高校進学希望者のうち普通科高校への希望者が全体の六五パーセントであり、年々その傾向が強くなって

きているのであります。北勢地区の既設普通科高校においては、適正規模を上回る学校があるなど収容力は限度にきており、殆んど学級増が望めない現状であります。

また、四日市地区県立高校（普通科）新設協議会から三重県及び四日市市議会に対して、県立高校新設についての請願、陳情が出され、本会議においてはすでに三月定例会において採択しております。

以上の現状によりまして、今後進学希望者の増加による高校入学難を緩和するために、四日市地区に県立普通科高校を新設することは緊急の課題であります。

今後理事者においては、高校新設の促進を図るため三重県ならびに県教育委員会等に対して、強力に働きかけるとともに学校建設用地の買収用地造成の促進など、受入態勢を整える一方、私立高校への助成等についてもあわせて検討することが必要であるとの結論を得たのであります。

以上、本委員会の中間報告といたします。

○議長（山口信生君） 次に、教育民生及び建設の各委員長から、目下委員会において審査中の事件について、お手元に配布いたしました申し出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

おはかりいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

閉会中継続審査申出書

本委員会は審査中の事件について、左記により閉会中もお継続審査すべきものと決定したから会議規則第九十九条の規定により申し出ます。

記

一、事 件

陳情第二〇号 市立図書館の市立民俗資料館への転用について

二、理 由

調査研究のため

昭和四十八年九月二十二日

教育民生委員会

委員長 早川正夫

四日市市議会

議長 山口信生 殿

閉会中継続審査申出書

本委員会は審査中の事件について、左記により閉会中もお継続審査すべきものと決定したから会議規則第九十九条の規定により申し出ます。

記

一、事 件

請願第六号 近鉄八王子線延長等について

陳情第二二号 三滝川を海蔵川への切りかえについて

二、理 由

調査研究のため

昭和四十八年九月二十二日

建設委員会

委員長 伊藤太郎

四日市市議会

議長 山口信生 殿

○議長（山口信生君） 次に、監査委員から報告が十一件まいっております。お手元に配布いたしておりますので、これによりご了承願います。

○議長（山口信生君） 以上をもちまして、今期定例会の日程は全部終了いたしましたので、会議を閉じ、昭和四十八年九月四日市市議定会定例会を閉会いたします。皆さんご苦勞さまでございました。

午後七時二十七分閉会

右、地方自治法第二百二十三条第二項の規定に基づき署名する。

四日市市議会議長

山口信生

署名議員

荒木武治

署名議員

小林博次